

石川県立歴史博物館

紀要

27

2018

4



Ishikawa Prefectural Museum of History

〔論 文〕	前田利長と関ヶ原の戦い 藤 井 讓 治	1
	潟湖養殖の時代 —石川県における養殖事業の近世近代史— 大 門 哲	17
〔史料紹介〕	羽咋市・本成寺蔵の「洛中洛外図小屏風」について 北 春千代	79
	俱利伽羅長楽寺文書 塩 崎 久 代	95
〔報 告〕	膠・木粉混合剤を用いた民俗資料の保存修復方法について —藤塚神社奉納イナウの保存修復を通して— 大 井 理 恵	1

前田利長と関ヶ原の戦い

はじめに

関ヶ原の戦い前後の前田利長の動向については、見瀬和雄氏の研究⁽¹⁾があり、またこの時期の加賀の動向については、戦前の『加賀藩史料』⁽²⁾があり、近年では、『根上町史』⁽³⁾、『新修小松市史』⁽⁴⁾が、関係史料を丁寧に収集されている。

本稿は、こうした仕事をふまえながら、一つには関ヶ原の戦いに先行する徳川家康の上杉攻めにあたつての前田利長の動き、殊に利長が上杉攻めに出陣したか否かについてまず取り上げることとする。この点は、『加賀藩史料』『石川県史』⁽⁵⁾『金沢市史』⁽⁶⁾、見瀬氏の論考等、いづれにも記載はない。

藤井讓治

二つ目に、関ヶ原の戦いを前にした時期の加賀の動きを、前田利長の動向を軸に、前田利長だけでなく徳川家康・石田三成等の多くの書状をもちいて、改めて描いてみる。その時、それぞれの書状が出された場所と受取手の居所、そしてその書状が届くに要した日時に注目していく。

最初に、以下の分析にあつて、徳川家康の動きを確認しておこう。⁽⁷⁾家康は、上杉攻めのため、慶長五年（一六〇〇）六月十六日に大坂を発ち、その日、伏見城に入り、翌々十八日伏見を発ち、七月二日に江戸に着く。そして同月二十一日に会津に向けて江戸を発ち、二十四日ころ下野小山に着く。しばらく小山に滞在したあと、八月二日ころに小山を発ち、五日に江戸に戻った。以降、一月ちかく江戸を動かさず、九月一日によろやく江戸を発し上方に向かう。同月十三日に岐阜、十

四日に美濃赤坂に入る。十五日が関ヶ原の戦いである。十七日に近江佐和山、十八日近江八幡、十九日草津、二十日大津、二十五日に大津を発ち、二十六日淀、そして二十七日大坂城に入る。

一・前田利長の会津出兵

徳川家康が会津に向けて大坂を発し、小山で反転して江戸に戻るまでの時期の利長の動きについては、ほとんど触れられたことはなく、漠然と国許金沢にいたと考えられてきたようだ。

この時期の利長の動きを直接示す史料は極めて少ない。江戸にいた家康は、七月七日、出羽・越後の諸大名・諸将に対し、家康の会津表への出陣を七月二十一日とすること、かつまた攻め口を指示した。次にあげる七月七日付で越前丸岡城主青山宗勝に送られた次の家康黒印状(8)も、同様のものである。

西尾(吉次)所迄書状令披見候、仍会津表出陣之儀、来廿一日相定候、然者其方事、羽柴加賀守有同心、越後城々番手之儀可被仕候、猶西尾隠岐守可申候、恐々謹言、
 七月七日 家康(慶長五年)（黒印）○印文「忠恕」
 青山修理亮殿(宗勝)

この黒印状は、青山宗勝から家康の家臣西尾吉次に送られた書状を受けて出されたものであり、この黒印状で、家康は、会津表出陣を七月二十一日と定めたことを報じるとともに、青山宗勝に加賀小松の丹

羽長重と同道し、越後城々の番手を勤めるよう指示した。同様の指示は、丹羽長重・前田利長にも送られたものと推定される。

前田利長に直接宛てられたものではないが、越後春日山城主堀秀治のもとに派遣された屋代秀正(9)（また勝永とも）に家康が与えた次の三か条の条書がある。(10)

- 一 加賀中納言殿北国筋を米沢へ打出、会津へ乱入候者、案内者二候之間、先手者山形出羽守、中納言殿可為旗本事、
- 一 置目以下之儀中納言殿可被仰付候、御隔意有間敷候事、
- 一 越後侍從津川筋出陣之義、無落度様可然段口上二可申候、兼又村上周防(義明)・溝口伯耆(秀勝)兩人之内、向寄次第一人、中納言殿為案内者、北国筋へ可有参陣事、

以上、
 七月七日 御朱印(徳川家康)
 屋代左衛門とのへ(秀正)

第一条で、前田利長が北国筋を米沢へ打出し、会津へ乱入するときには、案内者でもあるので、最上義光はその先手とし、利長の旗本として行動すること、第二条で、参陣にあつての置目等は利長が命じられるので、留意なきように、第三条で、堀秀治には津川筋へ出陣するよう口上で申し伝え、村上義明と溝口秀勝二人のうち一人は利長の案内者として北国筋へ参陣するよう指示されている。

七月七日以前に家康と利長の間で、上杉攻めの体制が打ち合わされていた可能性もあるが、少なくとも利長に対しても、家康の出陣が七

月二十一日に定まったことを知らせるとともに、利長への出陣要請がなされたと推測しうる。

こうした家康からの要請が、いつ利長の許に届いたかを明確にしえないが、他の事例からすれば七月半ばには届き、それに従って利長は出陣したと考えられる。

では、利長出陣の徴証はあるのか。次にあげる史料は、慶長五年八月一日付で、小松城主丹羽長重が上方にいた堀平八等に送った書状⁽¹¹⁾である。

上方へ使者遣候間、一書申入候、平蔵事、^(坂井)最前会津御陣之御沙汰在之時、其節此方へ参候処を、家中者とも幸之儀候間、ぜひとも

とまり申候へと申候処、^(前田利長)金沢へ会津へはたらき、我等ハ春日山留守居事候間、其段成間敷由申て、ふりちきり、夜ぬけ二仕、金沢

へ罷帰候、然処今度之出入二候て、此方へかけ入候、

とあり、利長の家臣である坂井平蔵が、少しまえの「会津御陣」の沙汰のあったとき、「此方」^(丹羽長重)へ駆け入って来たのを、長重の家中の者ともが幸の儀であるので、ぜひとも長重の元に留まるよう申したところ、

坂井平蔵が申すには、「^(前田利長)金沢」は会津へ軍勢を動かし、平蔵には越後春日山の留守居をするよう命じられた、しかしそれは出来ないとい

て、振りちぎり、夜抜けして、金沢へ帰って来た。この平蔵の言に従えば、利長は、会津表へ向かい春日山があるいはその近くまで軍を進めていたことになる。いつ出陣したか、いつ金沢に戻ったのかは確定できないが、利長は金沢を出て、会津表へ出陣したという新たな事

実が確認できる。

二．関ヶ原の合戦前後

1. 石田三成・大谷吉継「逆心」の前後⁽¹³⁾

石田三成は、上杉攻めに参陣するため美濃垂井まで軍を進めていた越前敦賀城主大谷吉継を誘い、家康打倒を表明する。その日は、七月十二日である。

江戸にいた家康は、七月二十一日には、石田三成・大谷吉継「逆心」

の報を手にしていたと考えられる。七月二十一日宇都宮に着陣してい

た細川忠興は、家臣の松井康之等に「石田治部・輝元申談、色立候由、

上方る内府へ追々御注進候」とあることから、家康は遅くとも二十一

日には石田三成・大谷吉継「逆心」の報を手にしていたと思われる。

また七月二十二日、下野古河にいた徳川秀忠は大坂にいた滝川雄利に

返書を送るが、その末尾に「然ハ其許雜沙汰申候、大坂御奉行中、貴

所各被仰談、別儀無之由珍重候」とあり、滝川雄利が徳川秀忠に書状

を送った時点では、大坂奉行衆は、裏ではともかく表向きには反家康の姿勢をみせていない。

家康は、七月二十一日の会津表への出陣の日を変えることなく、江戸を発し、二十四日ころ下野小山に着き、その周辺に参陣していた「上方衆」と談合し、「上方衆」は二十六日には相次いで西上していった。家康は、八月二日ころまで小山に滞在し、五日に江戸に戻った。この

間の利長の動きをみてみよう。

七月二十六日付の堀秀治宛の書状で江戸にいた徳川家康は、越後表の様子を報じてきたことを謝すとともに、「石田治部少輔・大谷刑部少輔逆心」によって「上方人衆」が今日二十六日にことごとく西上していったこと、また家康自身は「会津表仕置等」を堅く申し付けて、すぐに上落するつもりであること、堀秀治にはその地の仕置を堅固にするよう命じ、「肥前衆」もこの時であるので随分出精することであると、申し送った。

翌七月二十七日、小山にいたと思われる家康の家臣榊原康政から出羽秋田の秋田実季に送られた書状には、石田三成・大谷吉継の「別心」について、秀頼の母淀殿と三人の奉行、さらに「北国羽肥州」⁽¹⁷⁾などから早々に家康に上落するよう申し来たたとある。すなわち、利長は、家康に石田三成・大谷吉継の「別心」を告げるとともに、家康に上落を求めたのである。すでにこの時点で利長は、家康方であった。この要請が家康の元に届くのは、三成の「逆心」が公になる七月十二日以降、それが利長の元に届くまでの日時が過ぎた後、家康が堀秀治に書状を送る数日前の七月二十日前後のことと推測できる。この時、利長の居所は、七月二十六日付堀秀治宛徳川家康書状写に「其地仕置弥堅固可被仰付候、肥前衆も此時候間、随分出精之由候」とあることからすれば、越後あるいはその途上にあったと考えられる。

2. 「大坂奉行衆別心」

七月十二日の石田三成・大谷吉継「別心」から五日後、豊臣氏三奉行、前田玄以・増田長盛・長束正家の連名で一三ヶ条からなる「内府ちかひの条々」とともに諸大名に一斉に秀頼への忠節を求める檄文が送られた。この報は、七月二十九日、あるいはその前日に家康のもとに届いた。⁽¹⁹⁾前田利長へ西軍への誘いがあったことは確かなので、金沢（あるいは越後）にいた利長のもとには五、六日あとの二十二日か二十三日には届いたものと推測できる。

この誘いへの前田利長の返事は残っていないが、七月二十九日付真田昌幸宛三奉行連署状に「羽肥州へ老母人質ニ出候間、先引切候事迷惑之由、内儀之理ニ候」とあることから七月二十九日以前、大坂から信濃上田までの配送の日時を考えれば、二十五日前後には上方へ返事を送ったものと思われる。利長の返事の内容は、真田昌幸宛三奉行連署状の文言からも窺えるが、翌七月晦日付の真田昌幸宛石田三成書状に、⁽²¹⁾

一 羽肥前儀も、对公儀毛頭無疎意覚悟ニ候、雖然老母江戸へ遣候間、内府へ無疎略分之躰ニ先いたし候間、連々公儀如在不存候条、各御心得候て給候へとの申され分ニ候事、

とあり、利長は「公儀」に対し疎意はないが、老母を江戸に遣わしているため、家康に対し疎略なきよう先ずしたので、公儀に如在はないので、各々心得て欲しいと、あいまいな返事をした。事実上上方への参加拒否ともいえる。

3. 丹羽長重との戦い

三奉行へは、あいまいな返事をした利長ではあったが、七月末には、家康方の立場を明確にしていく。

七月二十五日、利長は、能美郡湊浦に次のような禁制を出す。⁽²²⁾

禁制 湊浦

一 軍勢甲乙人等濫妨狼藉之事

付人取之事

一 放火之事

一 薊田之事

右条々、若於違犯之輩者、速可処敵科者也、仍如件、

慶長五年七月廿五日 (花押)^(前田利長)

この時期の禁制は、他領に軍事侵攻をする際、自軍を含め軍勢の濫妨狼藉等を禁ずるもので、小松丹羽領である湊浦への禁制発給は、前田軍の小松領への侵攻を示すものである。では、小松の丹羽長重は、この時点でどのような立場にあったのか。

前田利長の小松侵攻については、八月五日付真田昌幸他宛石田三成書状⁽²³⁾の五条目に次のようにみえる。

一 從越後^(堀秀忠)も無二ニ秀頼様へ御奉公可申旨申越候間、妻子も上方ニ

在之事候条、偽も在之ましく候、羽肥前儀母江戸へ遣故候か、

未むさとしたる返事候、剩無二ニ上方へ御奉公と申羽柴五郎左^(丹羽長重)

へ手前へ人数を出候間、自越後越中へ人数可被出旨申越候、定

相違有間敷候事、

内容は、「越後^(堀秀忠)」よりも無二に秀頼へ奉公申すべき旨を申越した、

妻子も上方にいたので偽ではないと思う、「羽肥前^(前田利長)」については母を

江戸へ遣わしているゆえか、いまだ「むさとしたる返事」である、あ

まつさえ「無二ニ上方へ御奉公と申羽柴五郎^(丹羽長重)」左へ手前の軍勢を出

しているの、越後から越中へ軍勢を出す旨を堀秀政からいつてきた、

定めて相違あるまい、というものである。

一方、堀秀治は家康とも連絡を取っており、二股膏藥的対応をして
いる。慶長五年七月二十六日付堀秀治宛徳川家康書状⁽²⁵⁾に「其許之様子、
早々示給、祝着之至候」とみえる。

このように、堀秀政が石田三成に加賀の様子を報じた時点での前田
利長の軍事行動は、上方方に付いた丹羽長重に向けられたものであつ
た。

七月二十六日、前田利長は、金沢城の留守を守る高島定吉に宛て、

「今日福富^(石川郡)迄着陣候、明日寺井・三堂山^(能美郡)まで相移候⁽²⁶⁾」と、この日、丹

羽長重の松任領の一村である福富に着陣、二十七日には丹羽領の能美

郡寺井・三堂山へ陣を移すことを報じる。ここに前田利長の丹羽領へ

の侵攻が始められた。

このことは、九月五日付村井長頼宛前田利長消息に「七月廿六日に⁽²⁷⁾

小松おもてへはたらき候所に」とあることから、この出陣が小松の

丹羽攻めであったことが確認できる。

また、小松攻めの様子的一端は、家康の家臣であり江戸の家康の側

にいた佐々正孝⁽²⁸⁾から秋田実季に宛てられた八月二十二日付の書状⁽²⁹⁾に

「北国肥前殿去月之末より被相働、加州表小松羽五郎左居城へ被取懸(前田利長)はし、放火取出二ヶ城被申付、其先へ被相働、大庄寺へ取懸」とみえ、利長の二十六日の出陣は小松城攻めであったことが分かる。

八月十三日付前田利長宛徳川家康書状(宗永・修弘)に「其表御存分之由承、目出度存候、弥其元御陣之様子承度候間、以使者申入候、此方之儀者各令談合、美濃口へ可罷出与存候、雖不及申候、何分ニも無卒爾様ニ被仰付尤候」とあるように、利長から家康に「其表御存分(31)」のよしが報じられ、また加賀表の陣の様子をつかむために家康から使者が遣わされたこと、さらに「各」と談合して美濃口へ軍勢を進めることが報じられている。

次いで九月五日付村井長頼宛前田利長消息に「ふしみのしろせめ申候由うけ給候間、八月一日ニ大せう寺(即)へはたらき、ふしみのしろのたよりにもなり可申候と存、三日に大せう寺へ取かけ、そくし(即時)ニせめほし、山口おや(宗永・修弘)こうち取候、すなわち越前へはたらき可申と存候所に」とあるように、上方方による伏見城攻めの報を得て、八月一日、小松攻めはひとまず措き、伏見城の頼りともなるとの判断から大聖寺の山口氏攻めに取りかかり、三日には大聖寺城を落とした。

大聖寺城落城については、金沢の留守居高島定吉に、同日付で「今日三日ニ大勝寺之城へ取懸、即時ニ攻入候而、山口父子(宗永・修弘)を始、耆人も不殘討取、大慶不過之候」と利長が報じている。(32)

大聖寺落城の報が、いつ家康のもとに届いたかは明確ではないが、八月二十四日付前田利長宛徳川家康書状(33)に「其許無心元存候而度々以

飛脚申入候処に、御注進之状本望之至候、殊大正持被乗崩、始山口父子数多被討捕之由」とみえ、八月二十四日までには家康のもとに届いたことが確認できる。

また、大聖寺落城の報は、『義演准后日記』慶長五年八月八日条に「伝聞、去三日、越前国与加賀国堺城、号大聖寺、山口玄番城主也、京御方也、羽柴肥前守トリカケ落城、玄蕃生害云々、珍事」と遅くとも五日後には、京都には伝わっている。

この大聖寺攻めのさなかに、上方方の毛利輝元・宇喜多秀家から、前田利長に再度、秀頼への奉公を求める次のような書状(34)が到来した。

熊申入候、去年以来、内府被背御置目、上巻誓紙被違之、恣之働条々、従年寄衆可被申入候、殊更奉行・年寄一人宛被相果候而者、秀頼様争可被取立候哉、其段連々存詰、今度各申談及鉾楯申候、御手前も定而為御同前候、此節秀頼様江可有御馳走段不及申候歟、御返事待入候、恐々謹言、

七月廿七日

安芸中納言 輝元(毛利)

備前中納言 秀家(宇喜多)

羽柴肥前守殿 御宿所

ここでは、去年以来、家康が秀吉の定めた「御置目」に背き、「上巻誓紙」を違え、恣の働きについて、「年寄衆(35)（奉行衆）」より申し入れてきたところである、ことに五大老の前田利家、奉行の石田三成が欠けたことで、秀頼様をどのように取り立てできるか、その事を色々考え、今度おのおの相談のうえ「鉾楯」に及ぶことにした、「御手前（利

長」も定めて同じ考えと思う、この節、秀頼様に「御馳走」することは申すまでもなからう、御返事を待っている。前田利長がこの書状に答えたかどうかは明かではないが、この書状を受け取った時点では、明確に家康方であることを、上方方に付いた丹羽長重・山口宗永への攻撃という行動をもつて示した。

八月三日の大聖寺城攻め後の利長の動きについては、越前金津まで進み、そこから金沢へ帰陣したとされている。⁽³⁶⁾

九月五日付村井長頼宛前田利長消息に、大聖寺攻めの記事に続いて「すなわち越前へはたらき可申と存候所に」とあり、また八月二十二日付で江戸にいた榊原康政が秋田実季に送った返書に、⁽³⁷⁾

一 北国之儀も羽柴肥前守殿被对内府、毛頭別条無之候、賀州之内大勝寺之城ニ罷在候山口玄蕃別心之衆与致一味候間、即肥州彼地へ被取懸責崩、^(宗永・修弘)山口父子被打捕之由注進御座候、越前之内木目峠ニ構城、此方方之一左右次第、是も江州へ可相働之由候、

とみえ、利長は、大聖寺攻めの後、近江に近い越前の木の目峠に城を構え、指示があり次第近江に軍勢を進めると、家康へ報じている。⁽³⁸⁾

また同日付の佐々正孝(在江戸)から秋田実季に宛てられた書状にも^(前田利長)
 一 北国肥前殿去月之末より被相働、加州表小松羽五郎左居城へ被取懸、はし／＼放火取出ニテ城被申付、其より先へ被相働、大庄寺へ取懸、^(宗永・修弘)山口玄蕃父子其外二三千も籠有之を去二日二責崩、山口玄蕃父子其外軍兵九百余被打果候由御注進候、然所二小松近辺少通路無人ニ付面又取出可被申付、其より上方へ可

被相働之旨、御注進被成事、
 一 丸岡青山修理・北庄青木紀伊守・府中堀帯刀かやう之衆も無別儀、肥州次第之由候事、^(宗永)^(二起)^(堀尾貞通)

こうした状況のなか、利長は、上方に向かわず金沢に一旦戻る。この間の事情は、九月五日付の村井長頼宛利長消息に「ふしみのしろ一日におち申候由候、其上越後いつきおこり申由、久太よりちうしん候間、まづ人しゆうち入候て」と記しているように、大聖寺攻めの理由の一つとなった伏見城の「たより」が、八月一日に伏見城が落城したことで、意味を失ってしまったこと、また越後春日山の堀秀治から、越後で一揆が起ったとの注進があったことが金沢帰陣の直接の理由であったと思われる。⁽³⁹⁾

なお越後の一揆は、八月三日ころに会津上杉景勝側の策動によって起こされたものであり、この報が利長の許に届くのは、三、四日後の八月六、七日ころと推定される。

また、越前から金沢帰陣については、八月二十四日付前田利長宛徳川家康書状に大聖寺攻めの報を受け取ったことに続いて「先に小山迄御帰陣之由尤候」と、家康にも報じられている。⁽⁴¹⁾

さらに、九月十五日付で、利家の家臣横山長知に信濃下諏訪あたりにはいた徳川秀忠から送られた書状に「大聖寺之事御手柄段難申尽候、就中越後一揆蜂起に付而、肥前守殿可有御加勢由候処、彼表平均に罷成付而、上口江可有御働由尤候」とあり、利長が越後一揆の鎮圧に動いたことが確認できる。

八月八日、小松の東、浅井賤で、帰陣する前田勢に小松の丹羽勢が攻めかか来る。八月十日付の丹羽長重書状に「一昨日肥前此表を引取申所を、人数を出し相付候て、卯ノ刻巳ノ刻迄せりあい候て、鐘両度有之事候、両度なから仕勝候て、一里半程追崩、敵方能者共多討捕候事」また「一敵猛勢故、肥前不討果旨候事」とあり、この戦いは長重方に有利に展開したようで、利長方は多くの人数が討ち取られた。

利長の金沢帰陣は、恐らく八日当日か翌日のことと思われる。十二日には浅井賤の戦いで戦功をあげた家臣等に感状(44)を与えているので、遅くとも十二日以前には帰陣している。

九月五日付村井長頼宛前田利長消息に、金沢帰陣の記事のあと「おい物(負い指物)いけなをし申候而、二日中ニはたらき可申候と存候」とみえ、帰陣後二、三日の内に再び出陣し、「なかはにやかてもさかいめへ出度候所に」と、月半ばには越前との国堺まで進みたいと考えていたようである。しかし、「孫四郎おんなども、上方にい申二つゐて、孫四郎色々の申分候、のとい申人しゆおたて候ましきよし」を申し立てる前田利政の出陣拒否にあい、ことはすぐには進まなかった。

利政出陣拒否のなか八月十三日、利長は先手を松任まで遣わす。前田利政宛前田利長書状の猶々書に「今日金沢の先手をハ松任まで遣申候」とある。また同書状の本文に「越前地之人数小松まで相越候由申来候、自然働など仕義有之ハはづれをも可申付覚悟候、為心得申入候、能州人数をもはし／＼相越候様ニ可被申付候、為其申遣候」とあり、越前の軍勢が小松に来たとの情報があり、万一軍事動員が必要なき

には利政に「はづれ」を申し付けるつもりであるので、心得ておくよ
うに、能登の軍勢には「はし／＼」へ越すよう申し付けるよう命じた。
前田利政の出陣はなかったが、九月五日の村井長頼宛利長消息に、
「左馬助・其ほかの人もちも、大方人しちを出(遣)」とあるように、九月
五日までには利長に能登の人持衆が人質を出し、利長に従うことを約
していた。

九月三日、利長は、八月二十三日に岐阜城攻めを行った黒田長政・
藤堂高虎に対し、その戦功を賞賛するとともに「すく二佐和山表可被
押寄候儀、弥其分候哉、様子承度候、此表之儀、一両日中ニ小松表急
度可相働覚悟候」と、黒田・藤堂等がすぐさま石田三成の居城佐和山
へ侵攻するのかを問い合わせるとともに、一両日中に小松表へ軍勢を
動かすと報じた。(46)

一方、九月一日に江戸を発ち西上していた徳川家康は、九月八日遠
江白須賀から前田利長に書を送り、家臣の三枝源三が家康の元に帰り、
加賀の様子を聞いて満足との意を伝え、また美濃大柿城に宇喜多秀
家・石田三成・嶋津義弘・小西行長以下を閉じ込めるよう命じ、自ら
は夜を次、昼を次いで西上していると報じ、利長には「其許早々手合
之義尤存候」と出陣を求めた。(47)

4. 丹羽長重からの和睦交渉

前田利長のこうした動きのなか、利長に敵対していた丹羽長重は、
上方方へ与することを放棄し、家康を介して、利長と和睦し、家康方

に「つこう」と画策しはじめる。

九月十三日付丹羽長重宛徳川家康書状に「御懇札委細令得其意候、

(前田利長)

加賀中納言与御同意可被成之由、満足候、即申越候間、早々御入魂被

成、越前表へ御手合尤候、今日十三日、岐阜へ着陣申候、頓而凶徒等

可討果候間、可御心易候」とあり、丹羽長重は家康に書を送り、前田

利長と「同意」すると報じ、家康は、それを満足とし、早々に「入魂

(和睦)」し、越前表へ「手合わせ」するようにと指示するとともに、

今日十三日に家康自身は岐阜に到着したことを報じている。

では、長重がいつ家康に書状を送ったのか。それについては、丹羽

長重に宛てた九月十四日付の家康の家臣である西尾吉次・利氏連

署状に「去月廿二日之尊書、昨日十三日(岐阜)きふにおめて令拜見候、

肥前殿と御入魂可被成之由被仰下候、内府別而満足被仕候、たとひ如何

様之儀御座候共、此時二御座候間、諸事御堪忍候而被仰合、上方御手合

尤二存候」とあることから、丹羽長重が家康に書を送ったのは八月二十

二日であったことが分かる。この書状が家康のもとに届くまで二〇日近

くかかったのは、家康が九月一日に江戸を発ち西上したため、江戸を目

指した使者は、家康の江戸発以前に江戸にたどり着かなかつたのだろ

う。さらに、猶々書で「ひせん殿(前田利長)へも則以飛脚被申候条、早々被仰談

尤奉存候」と、この件を前田利長へも報じたと申し送っている。

丹羽長重に返書を送った同じ日、徳川家康は土方雄久に次のような

書状(50)送る。

急度申候、自小松宰相方書状差越候之間、為御披見中納言殿へ進

候、此節有御入魂、先々はかゆき候様二尤候、青木紀伊守も内々

申越旨候之間、何様にも中納言殿可有談合旨申遣候之間、其方被

致才覚、御入魂候而、早々越前表御手合之事肝要候、今日十三日

至岐阜着陣候、近日凶徒等可討果条、可心安候、恐々謹言、

九月十三日

家康御書判

土方勘兵衛殿

ここには、丹羽長重から書状が来たので、「御披見」のために利長殿

にその書状を送る、この節のことであるので、「御入魂」あるように、

先々はかゆくことが適当と思う、越前北庄の青木一紀も内々に家康に

申し入れてきているので、どのようにも利長殿と談合するようにと申

し遣わすので、その方が才覚して、「御入魂」を成立させ、早々に越前

表で「手合」をすることが肝要であると指示した。ただし、これらの

指示が、利長・長重の元に届いたときには、すでに関ヶ原の戦いは終

わつていたと思われる。

丹羽方から前田方への和睦交渉は、この家康からの指示以前に始

まった。前田と丹羽との和睦交渉は、家康からの指示が届く前の九月

七日ころに開始された。九月八日付で丹羽家臣の江口正吉に宛てた前

田家臣の岡島一吉の次のような書状(51)がある。

以上、

七日之御報具二拜見候、さ候へハ、明日九日之晩二、ミつ嶋(本)さい所

之南まで両使を以様子可申入候、不及申候へ共、其方御存分之返

応二可被仰下候、とかく御おん(能登)ミつ御尤候、恐惶謹言、

九月八日

(江口正吉右衛門正吉)

江三郎右様

一吉(花押)
(岡島)

人々御中

この書状から、七日に丹羽方から前田方に書状が送られ、九日の晩に前田領と丹羽領の境に位置した石川郡水嶋の南で出会い、交渉することが約束されたことが分かる。

さらに九月十一日付の横山長知・岡島一吉から上田重安・江口正吉に宛てられた書状に「昨日十日之御札令拝見候、然者内々申入一儀二付て、今日十一日之晩ニ、水嶋南のはしまて、其方御使を御出有へきニ付て、此方方も使者を出し可申旨得其意存候」とあり、十日に丹羽方より一報があり、前田方は十一日晩に水嶋の南で両者の使者が会うことに合意した。さらに同書状で、「今日人数を出し申候儀者、兼而右被申付候ての事二候、はや出かゝりたる儀二候間、川はた迄先手之者共着陣仕候、互ニ御理相済申候迄ハ、働之儀被相止候様ニハ罷成間敷候条、内々可有其御心得候、左様二候とて御無事のさゝわりニハ成間敷候条、内々可有其御心得候」と報じている。すなわち今日十一日に軍勢を出したのは、兼ねてより申し付けられていたためで、川端まで先手の者が着陣している、互に「御理」が済むまで、軍事行動を止めることはできないので、内々そのように心得てください、「無事(和平)」のさわりにはならないので、そのように心得てくださいと報じているが、このことから十一日には前田方の軍勢は侵攻を開始していたことが分かる。

このことは、九月十八日付の村井長頼宛前田利長消息に「我等も今月十一日に出陣いたし候て、小松へとりかけ候所に」とあることから確認できる。

そして十八日、両者の和睦が成立し、起請文が交わされる。利長が長重に宛てたものは原本が、長重が利長に宛てたものは写が伝来している。

敬白天罰起請文前書之事

一 今度申合上者、内府公御前之儀、無親疎馳走可申候事、

付於手前表裏別心抜公事有之間敷候事、

一 何様之出入有之共、互見放申間敷候事、

一 弟猿を遣候上者、万事不残心底孫四郎同前二可存候事、

一 自然中絶中意於有之者、以直談可申済候事、

一 此跡互之出入之儀打捨為出間敷候事、

右之趣、若偽申儀於有之者、忝モ

(神文略)

(前田)
羽柴肥前守

慶長五年九月十八日 利長(血判・花押)

(丹羽長重)
羽柴加賀守殿

起請文前書ノ事

一 今度申合上ハ、表裏別心抜公事有之間敷事、

一 自然中絶中意於有之者、以直談可申済事、

一此跡互ノ出入之儀捨存間敷事、

一如何様之出入有之共、互ニ見放申間敷事、

一於猿(前田利常)へ縁辺之事、我等娘最前内府公(徳川家康)へ申上候儀非偽候、重而得

御意、於濟者、於猿へ相違有間敷事、

右之趣、若偽申儀有之者、

神文

慶長五年九月十八日

(丹羽)
羽柴加賀守長重

(前田利政)
羽柴肥前守殿参

前田利長から丹羽長重宛に出された起請文では、第一条で「今度申合」をした以上、家康の御前については親疎なく馳走すること、第二条で如何様の出入が生じても互いに見放さないこと、第三条で、利長の弟猿（前田利常）を証人として遣わすので、すべて心底を残すことなく孫四郎（前田利政）同前とすること、第四条で万一「中絶中意」が生じた場合でも、直談をもつて済ませること、第五条でこれまでの互いの出入については打ち捨てること、が約されている。

長重から利長への起請文では、第一条で「今度申合」をした以上、「表裏別心抜公事」はしないこと、第二条は利長の起請文の第四条と、第三条は第五条と、第四条は第二条と同じ、第五条は、利常と長重娘の縁辺については、家康に申し上げたとおり偽りはないことが約されている。

なお丹羽長重の起請文に「我等娘最前内府公へ申上候儀非偽候」とあることから、八月二十二日付の徳川家康宛書状で長重は和睦の条件

として長重娘と利常との婚姻を申し出ていたことと、九月十八日の時点には家康が利長に送るとしていた家康宛の長重書状は利長の手許に届いていたと推測される。

5. 利長、大津・大坂へ

九月十八日、丹羽長重と和睦した利家は、金沢城の留守を預かっている高島定吉に、「小松表すみ候、明日大し(聖)よう寺までちんかえ申候、左候時は越前もきをひ有まじく候間、すぐにきの本(木之本)へ出可申候(66)」と、明日十九日には大聖寺へ陣替え、そうすれば越前も「きほひ(親)」するこ

とはないだろうから、近江の木之本まで進むつもりだと報じた。
またこの間の事情については、次にあげる秋田実季宛の前田利長書状(67)からも確認できる。

追而申候、如此書状相調候内、濃州表ことごとく落着之由申来候、天下迄も平均事候間、其心得尤候、以上、

八月廿二日ノ芳札、今月十八日加州之内至寺井山参着候、寔遠路被入御念預示候段、書中ニも難頭候、前辺方別而申談筋目者、大慶此事候、随而上方衆ヨリ内府(徳川家康)へ鉢楯ニ付而、双方行半候、拙子事最前申事刻方内府申合筋目、今以不存疎意候、将亦内府公去十二日濃州表出勢儀候、此表之儀、小松ノ城ニ押申付、大正寺へ押詰(宗永・修私)、山口父子即時ニ討果、城中一人も不残討捕申候、就其小松ノ儀も、様々懇望付而無事相究、明日十九日羽柴加賀守為先手、上口へ罷立候、加越両国無異儀申付、江州表へ罷通候間、可御心易

候、貴殿義も御出勢ノ御覚悟専一候、上方御用之儀可蒙仰候、不可有疎意候、尚斎藤刑部具可申入候、恐々謹言、

九月十八日 羽柴肥前守(前田)

利長(花押)

秋田藤太郎殿(実季)

御報

この書状から前田利長は十八日には能美郡寺井山に参着したこと、丹羽長重の「懇望」を受けて「無事(和平)」を結んだこと、さらに十九日には丹羽長重を先手として「上口」へ向け出発し、加賀・越前両国を異議なく申付て近江へ進む予定でいることを報じている。さらに猶々書によれば、この書状を認めているときに関ヶ原の戦いの報が利長の手許に届いたことがわかる。

九月二十二日、前田利長は、大津で徳川家康に面謁したとされている。ただ、一次史料でそれを確認できない。面謁したとされる同じ二十二日に徳川家康は、前田利長に対し、次のような書状(58)を送っている。御書中之通得其意候 先書如申入候、悉討果一篇申付候間、可被成御満足与令推量候、大坂も一兩日中相澄可申候、即乗懸雖可責崩候、秀頼様御座所二而候間、致遠慮候、恐々謹言、

九月廿二日 家康(花押)

加賀中納言殿(前田利長)

この書状によれば、利長からの書状を受け、関ヶ原での戦勝、大坂のことは一兩日中に決着するであろうこと、大坂城攻めは秀頼の御座

所であるので「遠慮」するとしている。もし、この日に前田利長が徳川家康に面謁したとすれば、この後のこととなる。

九月二十五日、利長は高山重友・長連龍・山崎長徳・太田長知・横山長知、その他先手中に、徳川家康から京都の南、勝竜寺・西岡に陣取るよう命じられ、明二十六日夜のうちに行動を開始するよう指示(59)した。

九月二十七日付溝口彦三郎宛前田利長書状に、「昨日西岡辺へ罷越候而、陣取有之事候、大坂へは明日可罷越存候」とあるように、前田利長は、九月二十六日に西岡に陣取り、二十八日には大坂へ移ろうとしていたことが分かる。

前田利長のこの時の陣容は、『義演准后日記』慶長五年九月二十六日条に「内府陣替(中略)北国肥前守供奉云々、四万騎云々」とみえる。(徳川家康)

この後の前田利長の動きの詳細は一次史料からは明らかにしえないが、「天寛日記」十月十七日条に、

一 榭原式部大輔康政を上使として、加賀利長が亭に至て命に曰、今度国表之軍功に依加賀国能美・江沼二郡二十万石御加増せらる、則利長に休暇を給ふ、前田利政関原の役に懈る、此罪に依て能登国を除る榮松録

とみえ、十月十七日に家康より加賀二郡を与えられ、また前田利常と徳川秀忠の「ひめぎみ」との婚約が約された。

前田利長の加賀二郡拝領、前田利常と徳川秀忠娘との婚約について(60)は、慶長五年十一月十日付村井長頼宛前田利長消息に、「こんどほねお(全度)(重折)

り(利分)をりぶんとし(徳川家康)て、大ふ様より加州二(郡)かうり被下候、かたじけなく存候、それにつき、我等おとゞさる(兼・前田利常)に、中なごん殿ひめぎみ様を給り」とみえ、確認できる。なおこの消息で利長(徳川秀忠)「は、又々かうし(後室・芳春院)つ殿(当年)とうねん中御下候やうにと存候へ共、いまだ其さた(沙汰)これなく、めいわく(迷惑)申候」と、母芳春院が当年中に江戸での人質生活から解放されることを望んでいたが、家康からその沙汰はなく、「迷惑(困惑)」していると報じている。また、同じ消息に「われわれ四五日以前に、御いとまにて下申候」とあり、十一月五、六日ころに利長に帰国の許しが出た。

注

- (1) 見瀬和雄『利家・利長・利常』(北國新聞社、二〇〇二年)、同「関ヶ原合戦前夜の北陸と前田利長」(佐藤孝之編『古文書が語る地方史』天野出版、二〇一〇年)、同「関ヶ原合戦前後における前田利政の動静」(『金沢学院大学紀要』文学・美術・社会学編、第二二号、二〇一四年、大西泰正編『前田利家・利長』戎光祥出版、二〇一六年に再録)。
- (2) 『加賀藩史料』第一編、一九二九年。
- (3) 『根上町史』史料編上、根上町役場、一九九三年。以下、引用では『根上町史』と略称する。
- (4) 『新修小松市史 資料編1 小松城』小松市、一九九九年。以下、引用では『小松市史』と略称する。
- (5) 『石川県史』石川県第貳編、一九三九年。
- (6) 『金沢市史』資料編3 近世一、金沢市、一九九九年。
- (7) 相田文三「徳川家康の居所と行動」(『織豊期主要人物居所集成』思文閣出版、二〇一一年)。

- (8) 「不破文書」中村孝也『徳川家康文書の研究』(日本学術振興会、一九五九年)中巻五〇九頁、『小松市史』一三四号。
- (9) 慶長五年七月七日付堀秀治宛徳川家康書状写(『書上古文書』『徳川家康文書の研究』中巻五〇九頁)に「今度屋代左右衛門尉差遣候之条」とみえる。
- (10) 「書上古文書」一、『徳川家康文書の研究』中巻五〇八頁。「加賀古文書『加賀藩史料』第一編七四五頁。
- (11) 「坂井文書」『増訂加能古文書』(日置謙編、松本三都正増訂、名著出版、一九七八年)、『小松市史』一三七号。
- (12) 坂井平蔵に関しては「坂井文書」に、文禄四年八月朔日付坂井平蔵宛前田利長扶持宛行状(『増訂加能古文書』二一七号)が、また慶長五年九月三日に能美郡吉光村と大口村で一〇〇〇石を坂井平蔵に与えた丹羽長重の知行宛行状(『増訂加能古文書』二二八号、『小松市史』一六一号)が残されている。
- (13) 筈谷和比古は、『関ヶ原合戦と近世の国制』(思文閣出版、二〇〇〇年)のなかで、石田三成・大谷吉継「逆心」と豊臣氏三奉行による「内府ちかひの条々」との間に段階を設けてこの時期の政治過程を理解すべきと明確に提示した。ここはその考えに従う。
- (14) 「細川家記」九『徳川家康文書の研究』中巻五一九頁。
- (15) 「横山氏蔵文書」『加賀藩史料』第一編八一六頁。
- (16) 「前田氏所蔵文書」『徳川家康文書の研究』中巻、五三二頁。
- (17) 東北大学附属図書館蔵「秋田家文書」(写真)、『青森県史』資料編中世2、七七五号。「秋田家文書」の多くは『青森県史』資料編中世2、二〇〇五年、に収録されている。
- (18) 注16。
- (19) 慶長五年七月二十九日付黒田長政宛徳川家康書状(福岡市博物館編『黒

田家文書』第一巻四号、一九九九年)に「先度御上以後、大坂奉行衆別心之由申来候」と、「大坂奉行衆別心」が初めてみえる。なお同様の情報を含んだ同日付の田中吉政宛、最上義光宛の徳川家康書状が残されている(『徳川家康文書の研究』中巻五三九・五四〇頁)。

(20) 『真田家文書』上巻(長野市、一九八一年)四八号。

(21) 『真田家文書』上巻五一号。

(22) 『真田家文書』上巻五一号。

(23) 『真田家文書』上巻五五号、原本。『小松市史』一四三号、「古今消息集」所収の写。

(24) 同様の内容を記した次のような八月六日付真田昌幸宛石田三成書状(「北徴遺文」一〇、石川県立図書館森田文庫『小松市史』一四四号)が写ではあるが、残されている。

去三日之御状、今六日子ノ刻ニ至佐和山参着、令拝見候、

(中略)

一羽肥前江戸ニ老母并家老之人質置候故歟、其補ニて之事ニ候哉、于

今慥之御請をも不申、剩丹羽五郎左前江出人数候など、申二付、北

国にも如形御人数被遣候、羽久太上方無二之覚悟ニ候、越後筋ニ候間、越中へ乱入候得と申遣候、

(中略)

石田治部少輔

八月六日 三成判

真田安房守殿

(25) 注16。

(26) 「加藩国初遺文」『加賀藩史料』第一編七四八頁。『小松市史』一三六号。

(27) 「前田育徳会所蔵文書」尊経閣文庫。『小松市史』一五八号。「瑞龍公親翰」『加賀藩史料』第一編八一頁。本消息は、本稿でしばしば引用を

するので、全文をここにあげておく。なお、この書状については、見瀬和雄氏の解説文と詳細な分析がある(「関ヶ原合戦前夜の北陸と前田利長」注1参照)。ここには、見瀬氏の解説されたものを元に、わずかに改めた私の読みをあげておく。

一(端裏ウハ書)

ふんことのはひ

まいる

金法印よりひきやく給候、しうちやく申候、我々事七月廿六日ニ小松お

もてへはたらき候所に、ふしみのしろせめ申候由うけ給候間、八月一日

ニ大せう寺へはたらき、ふしみのしろのたよりにもなり可申候と存、三

日に大せう寺へ取かけ、そくしニせめほし、山口おやこうち取候、すな

わち越前へはたらき可申と存候所に、ふしみのしろ一日ニおち申候由

候、其上越後いつきおこり申候由、久太よりちうしん候間、まつ人しゆ

うち入候て、おいさし物いけなをし申候而、二日中ニはたらき可申候と

存候、孫四郎おんなども、上方にい申二つあて、孫四郎色々の申分候

のとい申人しゆおたて候ましきよし申候間、此中もしゆえことわり申

候、なかはにやかてもさかためへ出度候所に、かやうの事にてはかゆか

す候事、てんとうつき申かと存候、かやうの申ひらき、大ふへ申されす

候事候間、われくのめいわくすいれう候へく候、左馬助などハわれ

かたへ人しちを出し申候、其ほかの人もちも、大方人しちを出し申候、

孫四郎かたよりわれくに、色々さまくのふそくかましき事申候、此

ひころ、おとゝいのなかにてても、一人ならてはなく候間、あらけなく

いけんを一つ申さす候間、とうさめこ上方に候つるとて、がてんすまざ

る事申候、此よしかうしつへもよく申度候、前田利長殿前、色々

せいしなどおもしろいさせ候、其上かうしつなども、其方に御いり候間、一

か^(編)とせいおも入候て、よく候所に、かやうにふん^(分別)へつちかい候事、われ
 〳〵しやわせあしきゆへニ候、めことも上方に御入候物とも何ほども御
 入候、孫四郎ハよにかわり、かうしつを^(江戸)多におき、其上われ〳〵を
 しようにもおやにもち申候間、おんなめこらをすて候てくるしからぬ事
 候、おかしきしやわせ候、しかしなからせかれの事候間、くるしからぬ
 事、心やすかるへく候、大せう寺の事にひきやくまいらせ候へハ、ろし^(孫志)
 にと〳〵こうりあるへく候、かしく

九月五日

- (28) 佐々淡路守正孝(正敏)は、『寛政重修諸家譜』にはみられないが、慶
 長五年八月十二日付加藤清正宛徳川家康書状(『徳川家康文書の研究』
 中巻五七二頁)に取次として津田秀政とともにその名がみえる。
- (29) 『秋田家蔵品展観目録並解説』『青森県史』資料編中世2、七八〇号。
 『加越能古文書』『徳川家康文書の研究』中巻五七九頁。「旧藩遺文」『加
 賀藩史料』第一編八〇七頁。
- (31) 「其表御存分」の書状が加賀から江戸に到達する日数からすれば、次に
 述べる大聖寺攻めを報じた可能性もあるが、その後の大聖寺落城につい
 ては、慶長五年八月二十六日付村井長頼宛消息(「村井重頼覚書」『根上
 町史』四一〇頁、『小松市史』一六〇号)で家康は、「大しやうしおもて
 へ御はたらき」と述べており、この「其表御存分」は小松攻めに関わる
 ものと推測しておきたい。
- (32) 「加越能古文書」『小松市史』一四〇号。「菅君雑録」『加賀藩史料』第一
 編七七三頁。
- (33) 「加越能古文書」『徳川家康文書の研究』中巻六一七頁。『加賀藩史料』
 一一八〇八頁。
- (34) 「加賀古文書」『加賀藩史料』第一編七五五頁。この書状について写しか
 伝存せず、『武家事紀』『加越能古文書』では七月十七日のものとし、『徳

川家康文書の研究』も七月十七日のものとして収録している。しかし二
 日後の七月二十九日付で、真田昌幸宛に毛利輝元、小早川隆景が別々で
 あるが、利長宛書状とほぼ同文の書状(『真田家文書』五〇・四九号)
 を送っており、これら二通とも原本であることから、「加賀古文書」に
 従い、利長宛のこの書状は二十七日のものとして推定しておきたい。

(35) 一般に家康・毛利輝元等を五大老、前田玄以・増田長盛等を五奉行と通
 称しているが、この時期の文書では、家康等を「奉行」、前田玄以等を
 「年寄」と称することがあった(堀越祐一「豊臣『五大老』・『五奉行』
 についての再検討―その呼称に関して」『日本歴史』六五九号、二〇〇
 三年を参照されたい)。ここでは通称に従い叙述する。

(36) 「前田出雲覚書」『加賀藩史料』第一編七七三頁。

(37) 「秋田家文書」(写真)。「青森県史」資料編中世2、七八八号。

(38) 注29。

(39) 利家の女婿であり当時秀頼に仕えていた中川光重から八月三日付で、
 「此度北国筋大谷刑部請取四万余にて取向候、一万七千者北庄口より推
 詰、三万八舟手にて大廻を加州へ着岸し、金沢城可攻取催にて候間、御
 油断不可有候」(「丹羽家譜伝」六、『小松市史』一四二号、「可観小説」
 『加賀藩史料』第一編七七八頁)と報じてきたことが、一つの理由とさ
 れる。中川光重が大坂から金沢への路上、大谷吉継に捕らえられ、この
 謀書を書かせられたとすれば、八月七日までに利長の元にこの書が届く
 ことは可能であるが、三万の軍勢を海上輸送することはこの段階では想
 定しにくく、また、書正文言が「恐々謹言」となっているなど書札札か
 らも問題があり、この書状はなお検討の余地があるろう。

(40) 慶長五年八月三日付山田喜右衛門宛直江兼統書状(『新潟県史』資料編
 5中世三、三三二八号)に「越後一揆悉起候由尤候」とあり、また翌四
 日の山田喜右衛門宛直江兼統書状(同三三二九号)に「越後一揆之儀(中

- (41) 略) 春日山山の方へ成次第おこし候やうに可申付候」とみえる。
注33。
- (42) 「横山氏蔵文書」『加賀藩史料』第一編八二一六頁。
- (43) 「丹羽家譜伝」『小松市史』一四五号。
- (44) 慶長五年八月十二日付前田利長感状(「加藩国初遺文」『小松市史』一四六号)、『小松市史』には五通収録されているが太田長知宛のものを一通あげておく。
- 今度於小松表浅井之在所、無比類、其上家中之者共鍵を合、尽粉骨候条、不可勝計候、弥可励忠切事、尤肝要候、謹言、
- 八月十二日 利長『御判』
太田但馬守殿
- (45) 「尊経閣文庫」『金沢市史』資料編三、一七三頁。『小松市史』一四七号。
- (46) 『黒田家文書』第一巻一六九号。『加賀藩史料』第一編八一頁に写りが収録されている。
- (47) 慶長五年九月八日付前田利長宛徳川家康書状(「薰墨集」『徳川家康文書の研究』中巻六七五頁、「国初遺文」『加賀藩史料』一一八一三頁。
- (48) 『早稲田大学所蔵荻野研究室収集文書』九四七号、東京大学史料編纂所影写本「益田孝氏所蔵文書」。『徳川家康文書の研究』中巻六八八頁。
- (49) 「益田孝氏所蔵文書」、『小松市史』一六七号。「丹羽歴代年譜」『徳川家康文書の研究』中巻六八九頁、「根上町史』四一二頁。
- (50) 『譜牒余録』56 『徳川家康文書の研究』中巻六九〇頁。
- (51) 東京大学史料編纂所写真帳「丹羽家所蔵史料」。『根上町史』四一〇頁。『小松市史』一六三号。
- (52) 東京大学史料編纂所写真帳「丹羽家所蔵史料」。『根上町史』四一一頁。『小松市史』一六四号。
- (53) 「瑞龍公親書」『加賀藩史料』第一編八一九頁。
- (54) 東京大学史料編纂所写真帳「丹羽家所蔵史料」。『根上町史』四一三頁。『小松市史』一六八号。
- (55) 「丹羽歴代年譜」三『小松市史』一六九号。『根上町史』四一四頁。
- (56) 「高島氏蔵文書」『加賀藩史料』第一編八二二頁。
- (57) 「秋田家文書」(写真)。「青森県史」資料編中世2、七八三号。「瑞龍公親翰」『加賀藩史料』第一編八二〇頁。
- (58) 「前田育徳会所蔵文書」『新修七尾市史』3 武家編一八六頁。『徳川家康文書の研究』中巻七四〇頁。「続漸得雑記」『加賀藩史料』第一編八一頁。
- (59) 「加賀古文書」『加賀藩史料』第一編八二五頁。
- (60) 「彦根溝口彦右衛門蔵文書」『加賀藩史料』第一編八二七頁。
- (61) 「加賀藩史料』第一編八二七頁。
- (62) 「村井重頼覚書」『根上町史』四一〇頁。『小松市史』一六〇号。「瑞龍公親翰」『加賀藩史料』第一編八三〇頁。

〔付記〕

本稿校正中に、利常と秀忠娘との婚約について、岡嶋大峰氏が「加賀の陣(慶長の危機)以後の政情と前田猿千代の位置」(『加能地域史』六五、二〇一六年)で取りあげられているのを知った。その成果について本稿で取りあげられなかったこと、ご海容いただきたい。

潟湖養殖の時代

―石川県における養殖事業の近世近代史―

大門 哲

一 はじめに

養殖に関する人文系サイドからのアプローチは洪沢敬三が「明治前水産技術史」刊行構想のなかで「養殖と蓄養」を項目としてとりあげたことを端緒とする⁽¹⁾。しかし、戦争の影響で、刊行内容は漁撈技術に限定せざるをえなかった。

その後、養殖研究を牽引してきたのは地理学や経済学である⁽²⁾。当然、学問の性格から、戦後における主要生産地の形成・推移や近年の経営分析に主眼が置かれ、戦前期にさかのぼっての動態、後進・衰退地域の実態、統御・馴致という枠組みを超えた人と生き物の関係などを見据えようとする問題意識は薄い。

洪沢の志をうけつぐべき民俗学・民具学・文化人類学における漁業研究は、基本的に所与の自然と人の持続的な関係を、漁獲技術や漁業権という視点から描き出すことに主眼をおき、養殖研究は長らく関心外におかれてきた。このような傾向は歴史学にも共通する。高橋美貴は近代漁業史研究について、漁業権と人工繁殖という二つの大きな柱があるものの、前者しか関心がもたれてこなかったと批判する⁽³⁾。

歴史・民俗学でようやく研究が活発化するの是一九八〇年代以降である。歴史学では高橋美貴が資源繁殖を大きな柱とする一九世紀の漁業政策の形成過程を分析した⁽⁴⁾。民俗学・文化人類学では、水田養鯉、錦鯉、金魚、サケマス、ブリ、ウナギ、真珠貝などを対象にした成果が出された。人々の生き物（生命）観、長期的スパンにたつての動態、アクターの多様性、家の生業戦略としての意義、養殖をめぐるローカ

ル知や技術の身体性などを照射しようとする視点は当該分野ならではのといえる⁽⁵⁾。

しかし、いまだ養殖は主要なテーマとなっているとはいいたくない。

歴史・民俗系での関心の低さを象徴するのが国内博物館の活動だろう。はたして全国でどの程度の館が養殖関係資料の収集・公開を積極的にこなしているだろうか。近年の企画展では二〇一七年の気仙沼市・リアス・アーク美術館開催の「食と地域の暮らし展 養殖あれこれ」展が目にとまる程度であり、体系的な収集となると大田区立博物館の海苔、広島市郷土資料館のカキに関する資料群にとどまるのではなからうか⁽⁶⁾。

本稿はかかる研究の停滞を鑑み、石川県における養殖の動向を藩政期から戦前期にかけて追跡しようとするものである。これまでの各分野の成果は特定の水産物に焦点をあてたものが大半だが、ここでは県内の事業全般を通覧し、時代ごとの特徴の変化をたどってみたい。

なお、戦前期における養殖事業は石川県水産試験場、同増殖試験場など県施設が中心となつてすすめており、つとにその活動については『石川県研究機関のあゆみ』で簡潔に紹介されているが⁽⁷⁾、水産物ごとの試験成績紹介を主眼とするため、民間主導の事業や、県事業と地域社会の関係、事業推進の中心人物、さらには時代の特性を見据えようとする意識は希薄である点、本稿を著す意義を有しよう。

二 河北潟のシラウオ移植伝承

(一) 「特有の産物」としてのシラウオ

では、そもそも石川県ではいつごろから養殖事業がすすめられたのだろうか。藩政期における事業は、河北潟への移植が二件知られる。一件は幕末におけるハマグリ移植である。以下のとおり、安政五（一八五八）年一月一日付けで藩より石川・河北郡潟縁裁許十村へ移植をすすめる通達が出された⁽⁸⁾。

「江戸近海出生之小蛤、御両国海辺生育宜敷ケ所へ御放可被遊旨被仰出、先達より越中筋海辺へ御放に相成、猶又生育方獵師手前詮議之上、河北郡湖之内へ御放に相成候はば可然哉之旨、多胡要人等より申越候に付、其段相伺候処、伺之通被仰出。依而右小蛤前月廿八日出を以彼地より指越管に付、獵師申聞之書取別紙一通指進候」

越中での移植の成功を見て、「河北郡湖」へ、つまり河北潟へも移植をすすめるようになったのである。ただし、その後、移植の実績を確認できない。

もう一件は久しく成功例として伝えられてきたシラウオ移植である。河北潟沿岸ではソメグリ・ソウメンゴリ・シログリ・大野ゴリと通称し、また漢字は形態から麴條魚・素麴鮠・白鮠、後述のとおり由緒から総免鮠・総御免鮠・蘇命鮠などをあててきた。

その生態について、石川縣水産試験場刊行の『石川縣湖潟内湾水面

利用調査報告書 第四卷(河北潟之部)』(以下各巻を『報告…某潟』と略称)によれば、本来は近海魚のため春季は汽水で生息し、産卵が終われば、海に帰るが、河北潟の場合、大部分が潟のなかに生息し、一部海と潟を往来したとある⁽⁹⁾。また大正一五年『大野町史』には三月上旬から四月に海から潟にのぼり孵化し、寒明けまでに海にもどつたとある⁽¹⁰⁾。

海と潟を往来する習性をもつ関係から、かつては捕獲場所により呼び方が異なつたともいう。明治二四年の新聞記事によれば一二月から二月にかけて潟でとらえたときはシラウオ、三月から五月まで下金石口でつかまえたときはオオノゴリ、六月から九月まで海中でとらえたときはソウゴメンゴリと呼んだという(明治二四年三月三〇日「北陸新報」)。

問題となるのは、ソウメンゴリとシラウオに関する識別の混乱である。『報告…河北潟』に「シラウオ 方言 ソウメンゴリ」とあるように⁽¹¹⁾、明治後期以降の文献ではソウメンゴリをシラウオの俗称とする意見で占められるが、藩政期にさかのぼると状況は異なる。

享保七(一七二二)年の石川郡の「御珍物」をあげた史料に「白魚 大野村 大野ノ白魚ハ今ソメゴリト呼ヘル」とあり⁽¹²⁾、明治後期以降と同じ指摘がみえる一方、大勢をしめるのはシラウオとソウメンゴリを異種とする説である。

たとえば、享保一四(一七二九)年『料理無言抄』は「白魚(シロウオ) 鱈残魚」と「麴條魚(ソウメンゴリ)」を分けて項目を立て、

ソウメンゴリについて「江戸其外他國ニテハ大方シラスト云 御國ニテハソウメンゴリト云。八九月頃ヨリ有之、春ニ至テ澤山ナリ。取上所同所也(中略)。白魚ト違下品也。賞翫ハ無之」とあり、シラウオとソウメンゴリを明確にわけている⁽¹³⁾。

なお、『料理無言抄』の「白魚」の記述のなかに、江戸からの移植後、「近年春至テ栗ヶ崎大野辺ヨリ出ル名付テ大野ゴリト云」、あるいは「白魚ヲ 栗ヶ崎大野五郎島都而洩續ニテ春ニ三月頃取揚 大野コリトモ」とみえることは注目できる⁽¹⁴⁾。この記述を踏まえると、享保年間頃から「白魚」を大野川沿岸の集落が漁獲対象として重視するようになり、大野ゴリの異称がつくようになった可能性を指摘できる。

異種とする記述はこのほかに元文三(一七三八)年の「河北郡産物帳」に「白うお 鱈残魚 七月時分方正二月此迄捕申候」と「そうめんごり 麴條魚 七八月時分方十月此迄多捕申候」と⁽¹⁵⁾、また同年「石川郡産物帳」には「しらす 鱈 四月方九月迄捕申候」と「しろこり 鱈残魚 年中捕申候 いさはは四月方六月迄捕申候」とあり、いずれも分けて記されている⁽¹⁶⁾。また柴野美啓(一八四七)の『魚の尾の記』も潟の産物について「あまさぎ・白ごり・そうめんごり尤よし」と区別している⁽¹⁷⁾。

生物学的には白魚はサケ目のシラウオとハゼ目のシロウオに分類でき、後者は現在、穴水湾や美川地区で春の風物詩として親しまれている通称イサザ・スベリに該当する。おそらく異種ととらえる記録はこの分類を踏まえたのだろう。たとえば、『料理無言抄』には、「ソウメ

ンゴリ」について採ったばかりは「鮎色」とある点⁽¹⁸⁾、ソウメンゴリはシロウオに、白魚(大野ゴリ)はシラウオにあたると思われる。

県内の棲息域については、右掲『亀の尾の記』に「白ゴリ・ソウメンゴリ」について「他産なきもの」とある⁽¹⁹⁾。また明治四〇年の新聞には「公魚(あまさぎ)及び膽殘魚(そめごり)は各地至る処に産するものにあらず、同湯の富源であるゆえに近年の濫獲を問題視する記事が掲載されている(明治四〇年二月一三日「北陸」)。久しくほかにない水産物と信じられてきたのである。

ただし、全国の名産品をあげる寛永一七(一六四〇)年『毛吹草』や、寛文二二(一六七二)年『加賀往来』元禄元文期『三州名物往来』などの往来物には加賀の水産物として浅野川の「鮎・雑魚」、粟ヶ崎の「鯉鮎」、大場の「海老」などしかみえない点⁽²⁰⁾、金沢以外でひろくその名が知られるようになるのは明治三二年の鉄道開通以降に郷土の名物の発見・創造が盛んになされるようになってからと推定できる⁽²¹⁾。

明治後期になるとシラウオは金沢を代表する産物となっていたことは、後述のとおり、新聞紙上で来歴をめぐり論争まで起きているからうかがえる。料亭では浅野川のゴリと並ぶ金沢の名物として提供していたのだろう。明治四二年の金沢行啓時には「当地特産」としてシラウオとゴリを料理に出したところ、皇太子が気に入ったため、滞在中、日々、河北潟から運んだという(九月二八日「北陸」)。

(二) 変容する移植伝承

河北潟特有の産物という言説と一体関係にあったのが江戸からの移植伝承である。河北潟だけに棲息するのは、他から持ち込まれたからというわけである。まずは詳細な伝承として昭和三八年の『内灘郷土史』の記録を紹介しよう。要旨は以下の通りである⁽²²⁾。

「中納言様の仰せで稚魚を買い入れ、金沢まで運んだが皆死んでしまったが、中納言様へは死んだとはいえないので、そのまま放流したところ生き返った。そこから蘇命鮎の名が生まれた。また放流後、捕獲禁止したところ繁殖を見たので、捕獲一切のものをすべて御免しになったため、総御免鮎と称すようになった」

繁殖と漁獲許可に藩主が直接かかわったというこのような伝承があったことから、漁師たちは久しく藩主へ篤い感謝の思いをもちつづけた。大正二年『報告・河北潟』には、「漁民ハ本種ノ頭部脳部ノ分透視セラレテ白色ニ見ユルヲ藩公ノ紋章(梅花)ナリトシ藩主ノ徳ヲ讃ヘツツアリ」とあり、シラウオ頭部の模様を梅鉢紋に見立てていたことがわかる⁽²³⁾。

とうぜん、貴重な魚を採る権利をもつことは漁師たちの誇りであった。漁期は九月より翌年二月下旬にかけて。漁具は「白鮎網・狩曳網」を主とし⁽²⁴⁾、その権利を持ったのは白鮎網が大根布・内日角・八田・西蚊爪・北間の五集落⁽²⁵⁾、狩曳網は大根布のみだった⁽²⁶⁾。

『内灘町史』によれば、大根布では、沿岸集落の中で唯一、狩曳網が許可されたのは藩公の取り計らいによると感謝し、藩政期、毎年、初物を献上する習慣があったという。また同地の行商は、イタダキと

呼ばれ、頭上に桶を載せて魚を売り歩いたことで有名だが、その所作は藩主へのシラウオを献上したことに因むといわれた⁽²⁷⁾。

ではかかる移植伝承はいつごろから認められるだろうか。最初の記録は五代藩主前田綱紀の言動を記録した享保一〇(一七二五)年成立の『松雲公御夜話』で、「五六十年以前迄は、御領國之内ニ白魚無之候處、中村刑部江戸へ相詰候時分、干白魚少計致持參、宮腰の海中へ放申候。其以後少宛白うを致出来候」とみえる⁽²⁸⁾。郷土史家の森田柿園は明治初期に編まれた地誌『加賀志徴』(「河北潟の白魚」)のなかで中村刑部の没年から算定して移入時期を寛永の初めころと推定している⁽²⁹⁾。

また享保一四(一七二九)年の加賀藩の料理書『料理無言抄』には、シラウオについて「御国ニテハ昔ヨリ無之所、万治之頃干白魚ヲ粟ヶ崎之渚へ被爲入由申傳」とある⁽³⁰⁾。ここでの移入時期については寛永からかなり下り万治期(一六五八〜六〇)とする。

明治期に入ると、明治三一年七月『北國新聞』に以下のとおり、「ソメグリ」と題した来歴紹介記事が掲載された。「前田家四代光高卿が江戸佃島の白魚を河北潟へ放養されしものにて一旦氣候の工合等にて其種絶なんとせしが纔かに少々生残りたるものありて、それより漸く蕃殖することを得たれど尚蕃殖を妨げんことを恐れて白魚捕獲を禁じられたるが、五代綱紀卿に至りて白魚大に蕃殖したるを以て捕獲の禁を解かれ誰にても自由に漁得せしむることとなりしを以てこれを總御免鮓又は總免鮓と稱へ來りしに何時しかそれがソメグリと転訛し今は本

名を云ふ者無くソメグリと通用し居れり(以下略)。(明治三一年七月八日「北國」)。

この伝承では、藩政期資料の内容と異なり、前掲の『内灘村郷土史』と同様に、当て字の由来が説明の要になつており、その説明のために、放流後に禁漁とし、綱紀の代に禁を解いたという新たな事後経緯が付け加されている。また、移植したのは藩政期資料にみえる「干白魚」ではなく「生残り」のシラウオで、移植時期は、光高在位中、つまり寛永終わり頃としている。

当て字解説を基調とする伝承スタイルはこの記事をもつてひろがった可能性が高い。たとえば、シラウオに関する初の体系的な論文と位置付けられる明治三七年の赤松邦太郎「白魚」には、石川県師範学校の教師から明治三六年に報告があつた河北潟の移植伝承が紹介されているが、内容は新聞記事とほぼ同じである⁽³¹⁾。

当該記事に反論したのが郷土史家の森田柿園であつた。記事掲載から一か月後、「白魚の考説」というタイトルの記事を「北國新聞」に寄稿する。内容は移植時期や惣免の語源について「好事家の妄誕」と一蹴し、ソウメンゴリの名の由来について「古説に此魚は燈心の如く素麵の如く見ゆるが故に」とし、また放流年代については「松雲公御夜話」をもとに既述のとおり寛永の初めと紹介したものだつた。

反論記事の内容は地誌『加賀志徴』記載の「河北潟の白魚」と同一である。『加賀志徴』用に準備していた原稿をそのまま掲載したのか、あるいはこの投稿記事をのちに『加賀志徴』におさめたのか、経緯は

さだかでない。

柿園説は、その後、明治四五年の『報告：河北潟』、大正一五年『大野町史』にも転載される。また昭和二年の石川県水産試験場編『石川県五大湖潟要覧』も移植時期について「元和寛永ノ頃藩主前田氏之を江戸ヨリ移植セシモノ」と、柿園説にしたがってか、早めに設定し説明している⁽³²⁾。さらに戦後にいたつても河北潟沿岸・八田町の郷土史『八田の歴史』にもそのまま援用されている⁽³³⁾。

ちなみにこの移植伝承は埋め立て反対運動にも用いられた。大正八年制定の開墾助成法の影響で河北潟の埋め立てがすすめられようとした際、漁師たちは藩主による移植伝承をもちだし、事業は藩主家をないがしろにする行為と反対したことがあつた(大正九年一月二十六日「北國」)。

(三) 移植伝承の背景

実は類似の伝承は日本各地に伝わる。大島泰雄によれば、出典明記がないが、明治以前の各種移植にかかわる故事は二二例確認でき、種類は源五郎ブナ・ハヤ・マスなど一四種を数え、そのうち、シラウオは最多の六例を数えるという⁽³⁴⁾。移植した人物については土佐藩の野中兼山、秋田藩の梅津忠雄、岡山藩の熊沢了介などが各地で信じられ、うち四例が一七世紀を移植年代と伝える。

とりわけ移植伝承が多い人物が水戸光圀でナマコ・シラウオ・コンブ・海螺(サザエ)・魁蛤(アカガイ?)の五種類に及び⁽³⁵⁾、白魚に

関しては、『甲子夜話』巻一八に「黄門光圀卿、常州の川に、墨田川の白魚を乾して取寄せ、沙中に埋置れければ、翌年白魚生じて、今に其種絶ゆることなく、隅田産の大きに異なることなし」とみえる⁽³⁶⁾。

シラウオ伝承に焦点をしばらく。管見のかぎりシラウオに関する最古の記録は元禄元(一六八八)年編纂開始、宝永六(一七〇九)年完成の貝原益軒『筑前國統風土記』巻二七の「鱸残魚 昔は此国になし。忠之公の時、上方より其子を多く取り寄せて、那珂川、早良川、蘆屋川に、はなさせ給ふ」という記載だろう⁽³⁷⁾。

各地の伝承を精査すれば、河北潟と同様、さまざまな異伝が見いだせると思われる。たとえば、八郎潟に関して赤松邦太郎は現地からの報告として水戸地方からの移植伝承を紹介する一方⁽³⁸⁾、橋本宗彦『秋田沿革史大成』には以下のとおり、江戸から移植したという詳細な伝承がみえる。

「白魚發生ノ源因ハ佐竹義隆侯ノ當時家老梅津與左衛門(忠雄)萬治二年四月中ヨリ延寶元年十二月マテ在職十五年而モ幼主ノ傳役トシテ江戸ニ在ルコト久シ。然ルニ東都ニテ賞美セルシ白魚ナルモノノ産地川面等ノ實況ヲ目撃スルニ八郎瀉ノ咽喉船越川ニ彷彿タリ。若シ白魚ヲ殖産スルヲ得ハ、將來大ニ利益スルアラント切ニ其移植方ヲ考案スル多年而モ該魚ノ近邦ニアルナシ、又江戸秋田ノ距離百四十餘里活魚ヲ以テ之ヲ移ス能ハス。深ク之ヲ考ヘ孕メル白魚ヲ干シタランニハ數月ヲ經ルモ腐敗ノ恐レナク必ラス保存スヘキヲ認メ孕卵發生ノ期ニ際シ之ヲ湖中ニ放タハ孕卵發生セント信シ藩主ニ事理ヲ言上ス。藩主

モ大ニ之ヲ贊シ、寛文五年正月初夏自ラ干シ白魚ヲ江戸ヨリ持參シハ郎瀉ノ咽喉船越川ノ緩流ニシテ水藻ノ繁茂セル處宇松ノ下ニ之ヲ投蒔シタリト。果シテ翌年白魚發生シテ湖面ニ散見シ爾來年ヲ追ヒテ繁衍して之ヲ漁法ヲ教ヘタリ（後略）」⁽³⁹⁾

各地の伝承のなかでとくに巷間に知られたのが江戸への移植伝承である。最古の記録は享保一七（一七三二年）年「続江戸砂子」の「淺草川の白魚 むかしは此海川になかりしを、寛永の末の比、しら魚の胤をまかせられしと也」という記載である⁽⁴⁰⁾。

移植した人物やシラウオの原産地が明確に示されるのはやや下つて延享三年（一七四六）の柏崎永似『事跡合考』で、「両国川筋を始、江戸表の白魚は、神君の御指図にて、尾州名古屋浦の白魚を御取寄せ候て、まかせられしもの、今に至て生成す」と、家康が尾州から移したと記す⁽⁴¹⁾。

一九世紀にはひろく人口に膾炙し、異伝も多く語られるようになったのだろう。一八〇〇年代前半『甲子夜話』には、「天爆子聞て曰。江都の白魚は、享保中徳廟の勢州より取寄せ給ひ、品川に蒔かれしより生まれり。是も卵多き白魚を乾かため来れる種なり」とあり、移植時期は享保年間、産地は勢州に変化している⁽⁴²⁾。

産地とされた地域では江戸への移植を誇りとしたのだろう。嘉永六（一八五三）年序『尾張名所図会』附録巻二は「史跡合考」を引用し尾州からの移植を説明しており⁽⁴³⁾、また伊勢でも桑名から江戸へ移植されたことが知られていたという⁽⁴⁴⁾。

ここまで紹介した伝承は各書にたびたび引用がみられる点、ひろく知られたものと思われるが、それ以外に摂州から移植したという伝承が佃島住吉神社宮司・平岡好文が記した明治一六年の「白魚の由来」にみえる。

内容は、家康が摂州多田神社参詣の際、休憩先の佃村で出されたシラウオ料理を賞味し、江戸城に移つてからは家康の命により佃島住吉神社祀官平岡好次が漁民三三人をひきい、シラウオの「種を沙に和し、竹筒に収め」江戸に運び、江戸の川筋に下ろし、その繁殖を住吉大神に祈念したというものである。

平岡はこの伝承を紹介した理由について「初、摂州の佃村より移したる事を知らざる者多し、故に聊其由来を記す」と綴る⁽⁴⁵⁾。これからも巷間では久しく尾州を原産地とする伝承が中心となっていたと理解できる。

摂州産とする伝承の骨格になっているのはあきらかに江戸佃島に伝えられる漁業の由緒である。佃島漁業の沿革の詳細は『佃島と白魚漁業』を参照いただきたいが⁽⁴⁶⁾、漁師たちの先祖が摂州西成郡佃村を出身とし、天正年間に家康が佃村を訪れ手助けした縁から、江戸に移り住み、將軍家を始め御三家等の権威筋にシラウオを献上することを主な任務とするようになったというものである。他の浦々の漁師たちと漁業紛争になるたびにこのような内容の由緒書を提出し、特権性を保持してきた。この由緒にシラウオの話題を織り込んだのが先の移植伝承と判断できる。

佃島でかかる移植伝承が生まれたのは、尾州や勢州を産地とする伝承が巷間に普及していたからであろう。つまり、佃島の人々がシラウオ漁に関する特権性・正統性を顕示するための対抗策として創出したのが故郷摂州からの移植伝承だったのだろう。

なお、佃島漁師たちがシラウオ漁の権利を得た経緯については移植を視野にいれない別の伝承がある。岡本綺堂が大正六年「白魚物語」に魚河岸某家所蔵の書き写しとして紹介したものである⁽⁴⁷⁾。概略は以下のとおり。

天正一八（一五九〇）年に漁師たちが摂州より今の佃島あたりに移り住み漁をしていたところ、今まで見たことのない白い魚がとれた。みると頭部に葵の紋が表れている。驚いて届け出ると、家康より生国三州にいるころ、漁師たちが獲って食膳に供えていたもので、この地でも白魚を見られるとは我家万代の吉兆と喜び賞美してもらったというものである。この伝承がどれほど人口に膾炙していたか不明だが、もしかしたら移植伝承が創出される以前に佃島で伝わっていた話なのかもしれない。

ではそもそも各地に伝わるシラウオ移植伝承は事実なのだろうか。答えは否である。まずもって河北潟の場合、シラウオを同潟特有の産物とできない。藩主献上にかかわる延宝二（一六七四）年の起請文や安永七（一七七八）年の「諸産物之様子書上申帳」⁽⁴⁸⁾、能登地方の名産をあげた宝永・正徳頃（一七〇四〜一六）の資料などに、邑知潟のシラウオがあがることなどから⁽⁴⁹⁾、ほかの潟湖でも古くからの棲息

が認められ、河北潟産も在来種と考えるのが自然だろう。戦前の碩学・日置謙も『加能郷土辞彙』のなかで河北潟産について「原産であろう」と批評する⁽⁵⁰⁾。さらに近年の生態・標本調査では河北潟水系の大野川・能瀬川、羽咋川、木場潟、柴山潟、北潟湖での棲息が確認されている⁽⁵¹⁾。

江戸も状況は同じである。家康伝承に対する疑義はすでに喜多村信節が天保元（一八三〇）年発刊『嬉遊笑覧』で「白魚はむかし江戸にはなかりし物といふは非なり」と述べている⁽⁵²⁾。明治時代の生物学者・赤松邦太郎も明治三七年「白魚」で「信ずるに足らざる」⁽⁵³⁾、大正六年の岡本綺堂「白魚物語」のなかで「真偽は判然せぬ」と批評する⁽⁵⁴⁾。

また近年では、馬場幸男が水産学の立場から、家康が伊勢から江戸沖へ運んだとされる伝承に関し、刺激に弱いシラウオを長距離移送することは困難と指摘する⁽⁵⁵⁾。実際、石川県内でも明治期に河北潟から今江潟・邑知潟へと移植が試みられたことがあったが、この距離であつても、いずれも失敗している⁽⁵⁶⁾。

現実には移植は不可能なものにもかかわらず、各地にシラウオ移植が伝承されたのはなぜだろうか。白き生物を神の化身として崇める民俗信仰が根底にあることは間違いなからうが、直接には二つの背景を想定できる。

背景のひとつは移植したのが「干白魚」であったというモチーフから推定できる。移植時の状態を干白魚とする例は既述の常州や八郎潟、

河北潟のほか、赤松が報告する山口県など⁽⁵⁷⁾、全国にひろがる。

この伝承の源流はシラウオをかつて「鱸残魚」と表記したことから明白なように、中国の古典「搜神記」(四世紀)にみえる「呉王の膾残」である⁽⁵⁸⁾。内容は呉王が食べ残しの膾を揚子江に捨てたところ魚になったというものである。

つとに今井秀和は近世以降における和漢の本草書や中国の古典籍の尊重によりシラウオの「種」の移植などさまざまな生物の「変態」伝承が生まれたことを指摘する⁽⁵⁹⁾。この指摘どおり、とくに中国より伝来した万暦一八(一五九〇)「本草綱目」などの書物を基点に「鱸残」伝承とシラウオがむすびつき、干白魚を放つという伝承がひろまっていったと判断できる⁽⁶⁰⁾。つまり学問の隆盛が荒唐無稽な伝承を生み出したわけである。

もうひとつの背景として想定できるのは社会秩序における江戸の中心化である。河北潟・八郎潟・常州の伝承や岡山藩の旭川⁽⁶¹⁾など、地方の移植伝承のほとんどが江戸の墨田川や品川を産地として位置付けている。

宝永六(一七〇九)年の『筑前國統風土記』記載の伝承では産地を「上方」としている点、もともと江戸は産地として著聞されていなかったようだが、しだいに江戸の産地イメージが普及していったのは、単に江戸のシラウオが名物として著聞されるようになったからだけではないだろう。

徳川家からのワシタカやツルの下賜が他藩にとって大きな名誉で

あったことを想起されたい。それと同質に、家康が移植したシラウオをさらに移植することは、当時に人々にとって、単なる繁殖事業ではなく、幕府(徳川家)から各藩(藩主)へ、さらに藩主から領民への(家康の故郷の名物/江戸名物)の「下賜」、端的にいえば、幕藩体制を秩序づける政治儀礼的な意義を見出していたのであろう。

三 養殖事業の濫觴

(一) 私立金沢養魚場の開業

以上の通り、石川県における養殖事業は藩政期には確認できず、実質、明治以降と断定できる⁽⁶²⁾。

では石川県で当該事業が始まるのはいつからだろうか。明治初期の動向としては養魚家・亀井新右衛門と法島町養魚場の二例をあげることができる。亀井新右衛門の活動については後述することとし、ひとまず法島町の養魚場について紹介しよう。

法島町の養魚場の施設名称については明治二十一年一月五日「官報」一六〇六号に「法島村私立金沢養魚場」とあり⁽⁶³⁾、その規模・設置場所については明治二十七年『水産事項特別調査』⁽⁶⁴⁾に坪数は八坪で、許可人員は一名、場所について「鮭養殖場ハ私有地ニ活果ヲ設ケ魚苗ノ養殖ニ供スルヲ以テ借區料等ヲ要セス」とある。つまり、犀川そばの私有地内に造成されたごく小規模な養魚場だったのであろう。

経営者については、出典明記がなく検証しがたいが、『石川県水産の

歩み』に、明治二二、三年に「犀川畔法島」で関澤明清の「令兄関澤右門」がサケ人工孵化を行なうとみえる⁽⁶⁵⁾。なお、関澤明清は周知のとおり、日本で初めてサケマスの人工孵化に成功したことで知られる、金沢出身の水産技師であるが、右門が明清の「令兄」というのは誤りで「弟」である⁽⁶⁶⁾。

繁殖の様子は明治一四年『年報石川縣勸業第三回』に明治一二年に卵の孵化を始め、翌一三年四月に稚魚七万尾のなから秀逸なる二万尾を選び下流に放流したとみえる⁽⁶⁷⁾。当時、鉄道は未整備だが、すでに他県への種苗の移送が行われていたことも注目できる。明治一三年には、捕獲したサケの卵八万粒のうち二万五〇〇〇粒を滋賀県へ分与し、また滋賀県よりアミノウオ卵三万粒を移入している。なお、アミノウオは飼養を試みたが失敗におわっている⁽⁶⁸⁾。また明治一六年には孵化したサケ七万尾を犀川に放すほか、犀川で捕獲した親から魚卵を採取し、滋賀県や羽咋郡本郷村に分与するほか、明治一五、六年の二か年にわたってか、水温を変えながらコイ・ウナギの成長をすすめる飼養実験を実施している。

滋賀県と石川県が交流をすすめたのは、ほぼ同時期の明治一一年に滋賀県が養魚場を新設し琵琶湖産マスの人工孵化を試みており、近県では石川県が数少ない事業実施地だったことが影響しているのかもしれない⁽⁶⁹⁾。

また当養魚場では、産卵場の一か所で母サケを捕獲する特許を得ていたが、明治二一年に新たに法島村領より上流四〇〇間を母サケ捕場

として権利を得ている（明治二一年一月五日「官報」一六〇六号）。明治二五年『石川縣勸業第十三回年報』によれば、サケ捕獲者のなから主願者に孵化放流を実行させていたという。明治二六年『石川縣勸業第十四回年報』からは県の積極的な支援が看取でき、冬季積雪により孵化場が破損した場合、地方税を支出し、孵化器を製造し、これを貸し付け放流にあたらせていたという⁽⁷⁰⁾。

もうひとつの能美郡朝日村養魚場の様子については明治一五年『石川縣勸業第五回年報』に明治一六年にサケ二万尾を放流するほか、採卵した一〇余万粒のうち、二万粒を滋賀県へ配送したとみえるだけであり、詳細な実態は不明である⁽⁷¹⁾。

なお、明治一〇年代以降になると、各河川でも禁漁区設定をすすめる繁殖を試みる動きが出てくる。県内でいち早く禁漁に取り組んだのは江沼郡である。同地を流れる大聖寺・動橋両川は藩政期、漁業利用が規制されていたものの、維新後、規制が解かれることで、漁民が増加し、明治一二、三年頃には取りつくす状態に陥っていた。そこで、有志が同一四年に江沼水産会を起し、水族繁殖を議論し、同一六年以降、毎月五日の日と六月までのアユ仔の捕獲を禁止した⁽⁷²⁾。

また鹹水域では明治一五年に羽咋郡の漁師たちが県内で始めて水産談会を催し、濫漁防止の相談を行なったのが初期の動きだろう⁽⁷³⁾。それから二年後の明治一七年には関澤明清農商務書記官が各地で水産会を開いた影響から同一八年五月に安宅水戸が禁漁場となった⁽⁷⁴⁾。

明治二一年以降になると各水域に禁漁区設定がひろがる。背景には

明治一六年發布の漁業採藻取締規則が明治二一年に改正され、新たに「禁漁及潜水器械使用」の規定が設けられたことがあった(明治二一年五月二五日「官報」一四六九号)。

取締規則の改正を受けて、大聖寺川・動橋川・梯川・安宅川・手取川・犀川・浅野川など加賀地方の主要河川で、アユ・サケマス等の繁殖を期し禁漁場・禁漁期が設定されていた。梯川・安宅川の場合、遊泉寺・尾小屋・金平各鉾山から流れる鉾毒により漁獲量が減少したことが事業着手の背景にあったという⁽⁷⁵⁾。禁漁区設定による繁殖の成果は著しく、とくに明治一〇年代から事業に着手していた大聖寺川の場合、三〇年ぶりの豊漁となったという⁽⁷⁶⁾。

なお、改正により、漁業活動の出願の事務手続きが簡略となったことで、出願者が前年比の三倍に増え、それを管理するため各地に漁業組合が結成されたという⁽⁷⁷⁾。つまり、資源への負荷の急激な増大がすすむとともに負荷の抑制がすすめられていったのである。

ただし、明治期の河川をめぐる事業はあくまで保護にとどまり、積極的な養殖事業は犀川における金沢養魚場の活動しか見出せない。また金沢養魚場も、管見のかぎり運営を確認できるのは既述の明治二七年『水産事項特別調査』での施設報告が最後となる。河川の繁殖事業の停滞の背景には、このあと説明するように、県が養殖事業の重点を潟と七尾湾に置いた影響があったと想定できる。

(二) 潟湖養殖のはじまり

① 岡山仁三郎と養鰻事業

潟における繁殖事業の記録は、管見のかぎり、明治二五年一〇月二日「官報」に「明治十九年始テ能美郡今江木場ノ兩潟ヘ郡費ヲ以テ岐阜県産ノ鰻兒十貫目ヲ移植シ」とみえるのを嚆矢とする(二七九七号)。

注目したいのは事業の着手年代である⁽⁷⁸⁾。日本の養鰻業は明治二一年に服部倉治郎が千田養鰻場で始めたのが濫觴であり、地方では愛知県一色町の明治二七年開始、浜名湖の明治二四年失敗、明治三三年再開が早い例として知られ⁽⁷⁹⁾、また浜松市は市役所のホームページで「うなぎ養殖発祥の地」とうたっている⁽⁸⁰⁾。

しかし、実際には右資料から天然水域では今江・木場両潟が国内初と判断できる。後述のとおり、シラスウナギからの養殖も石川県水産試験場が全国にさがけて試験に成功しており、明治期まで石川県は養鰻事業の先進地域であった。

今江・木場潟での開始以降、ほかの潟へも事業がひろがっていく。明治二〇年代の主だった事業をあげると以下のようなようになる。

- 明治19年 今江・木場潟へ岐阜産ウナギ仔一〇貫を放流⁽⁸¹⁾
- 明治20年 木場潟へ岐阜産ウナギ仔一〇貫放流⁽⁸²⁾
- 明治21年 今江・木場へ岐阜県産ウナギ仔四〇貫を放流⁽⁸³⁾
- 明治21年 柴山・河北潟に岐阜産ウナギ仔三〇貫を放流⁽⁸⁴⁾
- 明治21年 邑知潟へ美濃産ウナギ仔、金沢産コイ仔放流⁽⁸⁵⁾

- 明治21年 今江・木場潟・河北潟に禁漁区を設置⁽⁸⁶⁾
 明治21年 今江・木場潟へ河北潟産のシラウオを移植するが運搬に失敗⁽⁸⁷⁾
 明治22年 今江漁業組合がボラ・ウナギ・コイの池中養殖を開始するも失敗⁽⁸⁸⁾
 明治22年 邑知潟にコイ仔を放流⁽⁸⁹⁾
 明治24年 東文左衛門が動橋村中島でコイ苗を放流⁽⁹⁰⁾
 明治25年 養鯉池で人工孵化させたコイ苗を木場潟に放流⁽⁹¹⁾
 明治26年 前田歩他はコイ三〇〇〇尾を木場潟へ放流⁽⁹²⁾
 明治26年 柴山・今江・木場へ各一〇貫、河北へ一六貫岐阜県産ウナギ仔放流⁽⁹³⁾
 明治27年 柴山・木場・邑知へ各一〇貫、河北へ二五貫の岐阜県産ウナギ仔放流⁽⁹⁴⁾
 明治28年 河北潟へコイ仔放流開始⁽⁹⁵⁾
 明治30年 前田歩他が金沢市より今江・木場潟へ大和鯉仔放流⁽⁹⁶⁾
 急速に各潟で事業が展開したのはなぜだろうか。直接には明治二〇年に邑知潟漁業組合(その後明治三〇年に邑知潟漁業採藻組合に改称)、江沼水産組合が組織され、また明治二二年に河北潟漁業組合規則が定められたように、当時、漁師の組織化がすすみ、事業の共同化とあわせ公的資金の受け入れが容易になったことをあげられよう⁽⁹⁷⁾。
 たとえば、ウナギ養殖に使われた公的資金をみると、明治二二年七

月頃の今江・木場潟放流には能美郡協議費及び「県勸業補助費」(明治二二年七月二五日「官報」一五二二号)、同年八月の柴山・河北潟への放流には「地方税」(明治二二年八月二九日「官報」一五五一号)、また、明治二五、六年の柴山・今江・木場・河北各潟への放流には「県税」(明治二六年六月二二日「官報」二九九二号)、さらに明治二七年の柴山・木場・邑知・河北各潟への放流には「地方税」がそれぞれ認められる(明治二七年六月一八日「官報」第二八九号)。

なお、ウナギ養殖には目をみはる成果があったのだろう。明治二〇年には県費による放流に加え、今江・木場潟では村費・醸金、邑知潟では組合費をもって独自に移入をすすめている⁽⁹⁸⁾。

明治二〇年代の動向を見て注目したいのが、第一に今江・木場潟で養鯉事業がいち早く着手されたこと、第二に養鯉に続いて導入された養鯉事業において金沢産が用いられていることである。

ではまず今江・木場潟が養鯉事業を導入した経緯をみてみよう。『報告』今江潟』によれば、明治一七年に「同業者規約ヲ設ケ各組合ノ漁場及ヒ漁具ニ制限ヲ附シ沿岸一般ニ漁業ニ従事スルコトトナリシヨリ漁業者激増ノ結果魚族ノ濫獲トナリ從テ著シク魚類ノ減少ヲ」生じたことで繁殖保護を考究するようになったとある⁽⁹⁹⁾。

加賀南部における魚族減少の背景には濫獲以外の要因もあった。郷土史家の川良雄は明治二〇年代に小松の山間地に点在した遊泉寺・小屋・金平などの鉾山から鉾毒が流れ漁獲量が減少したためと指摘する⁽¹⁰⁰⁾。

また、『報告…今江潟』によれば、鉍毒は梯川から安宅河口を通り日本海に流れ出るため普段は潟に影響はないが、河口がせき止められると、鉍毒を含んだ河水が逆流し、サケ・マス・カワガス・ボラの遡上がみられなくなったり、それらの魚の餌となる小エビや水草も死に絶えてしまったり、今江潟の名物だったシジミの漁獲量や質が低下したりする影響が出たという⁽¹⁰¹⁾。

問題となるのは、なぜ全国的に前例のない養鰻をすすめたかである。当時の移植理由については明治二〇年六月二十九日「官報」に「石川県ニ於テ從來鰻ナキニアラサルモ收穫僅少ナルヨリ」（一九一九号）、同二五年一〇月二日「官報」に「各潟共從來ヨリ多少ノ鰻ヲ産スルヲ以テ或ハ適スヘキヲ圖リ」（二七九七号）とあり、また『大日本水産会報』一二五号の高桑倫行の事業経過報告のなかで「木場潟の如きは天然多少の鰻を産し地勢移植に適することを認めたる」と指摘しており、すでに「多少」ながら棲息が認めら、かつ飼養環境に適すると判断したことによるといえる⁽¹⁰²⁾。

事業をおしすすめた人物はだれだろうか。『報告…今江潟』には「明治二十三年岡山仁三郎等ノ具申ノ結果翌二十四ヨリ縣郡村ノ補助ヲ受ケ組合ニ於テ鰻兒ヲ放流セシ」とあり、岡山仁三郎が中心となつて事業をすすめたと想定できる。当該報告では、放流の開始年代を明治二三年とするが⁽¹⁰³⁾、既述のとおり、明治一九年の誤りだろう。

実は岡山は養鰻にとどまらずさまざまな繁殖事業をすすめた人物である。明治三六年にはコイの孵化場を今江村の水田内に造成し同三九

年まで孵化をすすめ、明治四一年には深川の服部養鰻場を視察の上、スッポンを購入し、養殖を試み⁽¹⁰⁴⁾、大正三年度にはウナギの池中養殖の委託を受けたりしている⁽¹⁰⁵⁾。岡山の名はみえないが、明治二一年の河北潟からのシラウオ移植、同二二年におけるボラ・ウナギ・コイの池中養殖、同三五年の琵琶湖産源五郎鮎の移植などの数々の先駆的事业も岡山の主導によると想定できる⁽¹⁰⁶⁾。

では岡山仁三郎とはいかなる人物なのか。現在、岡山家は今江町から転出し、ご子孫からその人となりや当時の様子を確かめることはできなかつたが、地元の歴史に詳しい金戸孝幸さん（昭和五年生）によれば、仁三郎は町の顔役であり、その息子の弥太郎も今江漁業組合の組合長や町会長を務めていたという。

なお、金子さんの記憶では岡山家は船大工が本業であり、ほか新長と呼ぶ家と二軒で今江の造船を請け負っていたという。町にはかつて三〇〇艘の木造船があり、マエカワ（前川）と呼ぶ水路にずらりと並んでいたというから、多くの受注があったろうが、昭和三〇年頃に干拓の話が出たことで見切りをつけ、繊維業に転じたという。

養鰻事業とかかわって導入がすすんだ制度として注目できるのが禁漁区である。禁漁区設定の制度的な背景には、既述のとおり、明治二一年四月の漁業採藻取締規則改正があつたが、受け入れの事情は環境によって異なつた。

既述のとおり河川の場合、濫獲や鉍毒による漁獲量の減少対策のためだったが、潟の場合、明治二五年一〇月二日「官報」に「鰻兒十

貫目ヲ同シク岐阜県ヨリ購入シ木場潟へ放出セリ。然ルニ同年漁期ニ至リ稍々適スヘキ徴アルヲ以テ明治二一年ニ於テ各潟ニ数箇ノ禁漁区ヲ設置セリ⁽¹⁰⁷⁾（二七九七号）とあるように、明らかに養鰻事業の促進のためだった。

柴山・今江・木場・河北・邑知各潟（以下「五大潟」と総称）ではまず禁漁場の標識がたてられたが、標識だけでは漁師たちは禁漁を守ってくれなかった。そこで、地方費二〇〇円をもって禁漁場ごとに金二〇円を付与し、築島や粗朶投入を行なった⁽¹⁰⁷⁾。築島や粗朶という、魚の生育・産卵をうながす工夫だが、当時は禁漁を遵守しない漁師たちへの対抗措置の役割をもった。明治二五年一〇月二二日「官報」二七九七号の以下の記述から禁漁区に馴染みがなかったことから漁師たちが相当の不满を抱いたことがわかる。

「明治二十一年ニ於テ各潟ニ数箇ノ禁漁所ヲ設置セリ。當時各潟ノ漁業者ハ營業區域幾分ノ減縮スルヲ喋々シ甚シキニ至リテハ蛇蝎視スルカ如キ者ナキニアラサリシ故ニ禁漁場内竊漁ノ憂ナキ能ハサルニヨリ同二十二年ニ至リ百二十圓ヲ以テ各禁漁場ノ區域内ニ鹿朶若干ヲ投入シ容易ニ漁網ヲ投入スルコトヲ得サラシムコトヲ得サラシム。且ツ柴山潟ニ於テハ該当區域内へ孤島ヲ築キ魚寄セ場ヲナス」⁽¹⁰⁸⁾。

粗朶の設置は投網から魚を保護する目的があったわけである。これら禁漁対策の結果、ウナギの漁獲量が増加し、また淡水魚類はつねに禁漁場に群れ、フナの産卵期には粗朶におびただしい卵粒が付着するようになり、禁漁場を非難する漁師がいなくなつたという。

このような成果を見て追加措置をすすめた地域もあった。たとえば、能美郡潟川漁業組合では生育中のウナギを保護するため明治二二年よりむこう三年間毎年四月より九月までを禁漁期間とすることとした⁽¹⁰⁹⁾（右掲「官報」）。河北潟では漁獲量の劇的な変化をみて、明治二五年五月に新たに浅野川の河口域東西一〇〇間、南北一五〇間、潟の排出河川の大野川筋の中央川幅三〇間、長さ二二九四間の魚道を禁漁区とした⁽¹⁰⁹⁾。

その後の各禁漁区の状況は明治二七年『水産事項特別調査』にみえる⁽¹¹⁰⁾。当該調査書によれば、柴山潟が二万二五〇〇坪、今江潟が六〇〇〇坪、木場潟が七五〇〇坪、河北潟約五万八〇〇〇余坪を毎年で「諸魚禁漁」としていたとある。ちなみに、河川では季節限定で大聖寺川・動橋川・安宅川・手取川・犀川・浅野川で諸魚やサケマスを禁漁対象としていた。ただし、邑知潟をはじめ能登の水産業界ではいまだ禁漁区措置が講じられておらず、繁殖に対する意識の違いがみられることを確認しておこう。

② 亀井新石衛門と養鯉事業

明治二〇年代の動向として第二に注目したいのはウナギに続きコイの養殖が始まった点である。養鯉事業の始まりは、明治二二年に、邑知潟を舞台に千路・鹿島路両地区が共同出資し、県郡の補助を得て、邑知潟でウナギ・コイの稚魚を購入したことにもとめられる⁽¹¹¹⁾。購入稚魚数は一万二五〇〇尾を数えた⁽¹¹²⁾。

『報告・邑知潟』は事業着手の理由として漁業者の増加や自然の陸

化により漁獲量が減衰傾向にあったというが⁽¹¹³⁾、明治二二年の『石川縣業年報』によれば、「邑知潟ハ從來鯉魚ノ産ヲ見サリシニ、今ヲ距ル十有余年前、全郡杉野屋堤ニ育成スル所ノ鯉魚暴雨溢水ノ爲該潟ニ流出セシモノ若干ナリシヨリ、年一年ニ増殖ヲ見ルニ至リシ」ためだったという⁽¹¹⁴⁾。つまり、偶然に潟に逃げ込んだコイが繁殖した様子を見て計画を思い立ったというわけである。なお、コイの流出年について『大日本水産會誌』は明治九年⁽¹¹⁵⁾、明治二七年『水産事項特別調査』は明治一〇年頃と記す⁽¹¹⁶⁾。

また今江村でも早くにコイの繁殖事業が始まったようだが、開始年代は諸説ある。『報告…今江潟』には明治二二年にボラ・ウナギ・コイの池中養殖が始まったが失敗し、同三〇年頃に前田歩らが金沢から大和鯉の稚魚を移植したとある。また後述のとおり、明治二九年に亀井新右衛門が能美郡の養鯉の指導に向っており、明治三〇年頃が本格的な開始時期と想定できないことはない。

ただし、まったく別の記録もある。明治二七年の「石川県の養鯉業」『大日本水産會報』によれば、今江潟で養鯉が着手されるのは明治二五年。村費と同村前田歩外五名の出金により養鯉池をもうけ、人工孵化させ木場潟に放したが、その成果は空しかったため、同二六年に前田歩らは新たに三〇〇〇尾を購入し放流したという⁽¹¹⁷⁾。実施年と記録年の時間差がもつとも短い点、こちらの記録の方が確かであろう。なお、たびたび記録にみえる前田歩とは石川県水産会発足当時の能美郡幹事である⁽¹¹⁸⁾。

注目したいのは、コイ仔を金沢から仕入れていることである。『報告…邑知潟』をみると明治二一年から同年四三年までの金沢産の移植を確認でき、明治年間において金沢が稚魚の供給拠点だったことがわかる⁽¹¹⁹⁾。

明治三〇年代まで金沢の養鯉事業の中心にいた人物として注目したのが、金沢市在住の養魚家・亀井新右衛門である。当人の来歴と活動については明治三二年五月の「北國新聞」に談話記事「養魚談」が五回にわたって掲載されており（明治三二年五月一九日〜二六日「北國」）、明治二、三〇年代の民間養殖経営の実態をうかがうことができる。

当該記事によれば「石川県にて名を知られし養魚家にして、鯉鰻の類を飼養するに最も妙を得、年々数十万尾の鯉兒鰻兒を縣下其他へ出だし居れり」とある。明治初期の民間養魚の実態については関直之・服部倉治郎らが中心となった東京の洲崎養魚の活動が渋沢栄一伝記資料に断片的にうかがえる程度にすぎず、当該記事は貴重な記録となろう。以下、記事の内容を要約して紹介しよう。

【養魚場兼住宅があつたのは金沢市六斗林弓の町。家のセドには九尺に六尺の漆喰で作つた養魚田が一〇、別に小さいものが一つあつた。年出荷量はコイ・ウナギあわせて四、五〇万（貫か）ほどである。

私が養魚業を始めたのは今から二四、五年前（明治七年頃）。そのころはおもに加越能の商人が魚兒を買い求め、それを村々の堤池へ入れて飼養していた。当初の飼養地域は能登が多く、越中・加賀は少なかつた。最近になつて加賀も盛んになり、越前や山城・大和・信州へも出

すようになった。

県下の潟へ魚児を放つようになったのは五年ほど前昭和二七年頃から。原因は漁獲が減少したことから、県庁が魚児繁殖を奨励し、地方の有志も動いて、漁業組合を設け、補助を得るようになったためである。それまで漁師たちの間には潟は海川とつながっているのが、放流しても海へ出てしまい、利益が生まれるという発想はなかった。

昨年（明治三十一年）の放流量は、河北潟はコイ三万三〇〇〇尾、ウナギ二〇貫、今江潟がコイ一万一〇〇〇尾、ウナギ二〇貫、柴山潟はコイ八〇〇〇尾、邑知潟はコイ一万五、六〇〇〇尾、ウナギ二〇貫だった。これらは私から直接仕入れたものでなく、私から買った商人が納めたものであった。

潟への放流当初、地元の人々は成果に疑心暗鬼だった。成果をみせるために目印としてヒゴイや斑のコイを混ぜていれ、それが一貫目八〇〇目以上に成長しているのを見てもらったこともあった。

放流から二、三年後になると、あきらかに効果がみえてきたため、漁師たちは大喜びした。今江潟の場合、放流以前は、たまにコイがとれても肉がなく料理に使えなかったが、放流後は、丸々太り味もおいしいという評価を得た。なお、金魚は国益にならないので慰み者程度の扱いで、ヒゴイは売れ口があった。大和の人は金魚を持って来て、帰りにヒゴイを持って帰った。

一昨々年（明治二九年）には、前田歩氏の世話のもと、水産教師として能美郡へ招聘され、魚児飼養の伝習をした。】

談話記事「養魚談」で注目したいのはまず明治七年頃という創業年である。これが確かなら明治一二年営業開始の法島町の金沢養魚場に先立ち、実質、石川県の養殖業のパイオニアとなる。ただし、談話記事以外で亀井家の活動を確認できるのは明治二九年『大日本水産会報』一七〇号の「金澤市の鯉魚並金魚の養殖家亀井新右衛門氏外一名は犀川浅野川へ鯉魚五千尾宛を放流したり」という記載のみであるため、断定は控えたい⁽¹²⁰⁾。

つぎに注目したいのは、亀井が語る養殖事業の盛り上がり時期である。既述のとおり、明治一九年以降、今江・木場両潟を中心に事業が進展していたが、亀井は、漁師たちは潟と海がつながっていたため養殖を無駄と考え、明治二七年頃まで事業がなかなかすすまなかったと語っているのは注目できる。

養殖が遅れた潟とは具体的には河北潟をさすのだろう。『報告…河北潟』には稚魚の放流は「明治二十八年ヨリ開始セラレ三十九年迄ハ鯉苗ヲ購入シ居タリシガ漁民ノ養殖的観念漸ク萌芽シ來リ鯉卵ノ孵化ヲ企劃セントスルノ有志アルニ至レリ」とあり⁽¹²¹⁾、実質、養殖を重視するようになったのは明治の後半を下ると判断できる。

なお、亀井新右衛門は能美郡へ水産教師としても迎えられているが、既述のとおり、『報告…今江潟』に今江潟へ明治三〇年に前田歩などが金沢市より大和鯉を購入し放流を試みたとあり、年代から亀井が関与したと判断できる。

亀井新右衛門の晩年の様子は明治四〇年の新聞記事「金魚のはなし」

どうかがある。当該記事は、亀井新右衛門から聞いた金魚の飼育談を紹介したもののだが、当人について六七歳をむかえ、かつてのように盛大な養魚ができなくなり、慰み半分に金魚を飼育していると紹介しており、明治三〇年代後半には事業から撤退していたと想定できる（明治四〇年六月九日「北陸」）。

亀井家にかわり今江漁業組合がコイ仔の仕入れ先としたのはどこだろうか。『報告…今江潟』には明治三七年以降、石川郡米丸村から購入し、池中で孵化させ、放流させようとし、同三九年、孵化場を廃止し、翌年から直接米丸村から直接稚魚を購入し放流したとみえる⁽¹²²⁾。「米丸村」が新たな仕入れ先になったと判明するが、その詳細は不明である。

③河原田盛美と七尾湾の貝養殖

明治二〇年代以降、潟を舞台に養殖事業が活発化していった経過をみてきたが、もうひとつ繁殖水域として重視されたのが七尾西湾である。同湾が注目されるのは明治二一年に大日本水産学会芸委員の河原田盛美が県内の沿岸域を視察し関係者へ指導したことがきっかけである⁽¹²³⁾。その指導内容は明治二二年河原田盛美述『水産講話筆記』でうかがえるが⁽¹²⁴⁾、潟へのウナギ移植についても細かな指導を行っており、明治二〇年代の養鰻事業にも河原田の影響をみてとれる。

河原田の指導のなかで地元漁民に衝撃を与えたのが能登半島を産地とする真珠貝であった。『水産講話筆記』のなかでも六頁にわたり真珠貝の活用・繁殖の意義を説いている。同書によれば、真珠貝は穴水地

方でシンカイと通称していた貝で、おもに中居・穴水湾から鹿島郡内湾を産地とし、穴水・中居両村や岩車などが食用として採取したり、また殻つきのまま輪島などへ売却していたりしていたという。河原田はその価格があまりに安く、また真珠に価値を見出していない状況を問題視し、その資源価値を説いたのだった。

河原田から強い勧めがあったのだろう。鹿島郡役所は中居村近海の珠母貝を鹿島郡七尾湾へ移植しようと、巡回中の河原田に繁殖適応域の調査を依頼した。調査の結果、一二町歩の場を選定し、一月に一萬五二三五個の珠母を移植した。このうち、一万個は役所が購入し、ほか五〇〇〇個は穴水の中橋次郎右衛門が、二三五個は河原田が寄付した（明治二一年二月二三日「官報」一六三八号）⁽¹²⁵⁾。また翌二二年には鹿島郡役所は鳳至より珠母一万三〇〇〇余りを同郡に移植するほか、羽咋・珠洲両郡にも配布した⁽¹²⁶⁾。

同年四月頃、石川県は大日本水産会員福島喜三郎にあらためて能登内湾の真珠調査を委嘱する。福島は調査の結果、全国的に著名な産地は肥前大村湾、土佐宇佐浦の両所だが、能登内湾内も両所に劣らないと評価し、今後の移植と保護の必要を説いた（明治二二年四月一六日「官報」一七三三五号）。

また真珠貝とあわせ同時期にカキの養殖も始まっている。これも河原田の指導の影響だろう。明治二二年一月頃には鹿島郡大津小学校が実業の一科として七尾湾にそそぐ近くの河口で幅九尺・長さ五〇間及び幅二間・長さ二〇間のカキ田圃を設置した（明治二二年一月二八日

『官報』一六七二号)。さらに明治二七年には水産講習所第五回卒業生の鹿島郡中島村の橋本哲太郎が村内有志と協議し水産業の拡張のために養蠟事業と養鯉事業の改良を企てようとした(明治二七年六月二三日「北國」)。

これ以降、真珠貝やカキをめぐる事業実績を見出すことはできず、一過性のものであった可能性が高いが、明治三〇年代にはいり、湯とならぶ養殖拠点として七尾湾が注目されていく前提には河原田の指導があったことは確かだろう。

四 水産試験場と養殖事業の本格化

(一) 水産試験場の設立

明治二〇年代は民間の養魚家や各漁業組合が中心となり養殖事業をすすめたが、明治三〇年代に入ると、県が本格的に事業に着手するとともに、また各地域の水産関係者を取りまとめる組織がたちあがり、相互の連絡調整を緊密に行うようになった。

明治三一年九月、県の水産振興の中核施設となる水産講習所が宇出津(現能登町)に設置される。初代所長は緒方千代治で、明治三三年に山口県技師及び巡回教師として転任し、技師庵原文一が後任した¹²⁷。

同所は水産振興をはかるための指導教育機関であり、講習科と現業科の二科からなった。初代卒業生数は講習科六人、現業科一二人で、生徒の出身郡は珠洲六人、鳳至五人、石川六人、能美一人であった¹²⁸。

翌三二年九月には「水産業ノ改良増進」をはかり、かつ「県下官民間ニ介シ、其經營規畫ヲ補助スヘキ機関」として石川県水産会が設立される¹²⁹。『石川県水産會誌』第二・三号(明治三四年)に水産講習所の二代所長庵原文一が「石川県水産事業之現在及将来」と題する論文を発表しており、その記述から当時の県の養殖事業に対する姿勢を読み取れる¹³⁰。

「本縣には柴山、今江、木場、河北、邑知の五大瀉ありて、其總周圍四十七里以上に達して天然の大養魚場を控ふるのみならず、手取、犀川、大聖寺川等大小の河川無慮二十五流の縣内に疎通せるものあり。又七尾湾の如き養貝場には最も適當なる海面の在るあり。是等淡鹹水面を利用して或は人工法により、或は移植法により、或は保護法によりて其所在に適當せる水産の養殖を企圖せば其收益の尠少なからざるへき(中略)。其一例を挙げは去る二十一年以来縣費及郡町村費等によりて県内各湖瀉へ鰻兒の放養をなせしか爲め年一年に其蕃殖を見、今や各湖瀉より漁獲する處の總計毎歲四五千貫を下らざるの盛況を呈する(中略)養殖の結果として多大の増殖をなすへきものなることは亦推定し得へきなり。然るに本縣湖瀉に於ける目下の状況を見るに酷漁濫獲は日に甚しく其蕃殖を圖らざる魚種の如きは歳々其産額を減し中には已に採り悉して其棲息を絶てるものあるに至れり。斯の如くにして荏苒放置せば終には空しく天與の河湖を抱きて其利に浴する能はざるに至る」。

五大瀉を核とし主要河川と七尾湾での繁殖事業の必要をうたいあげ

たわけである。このとき、過去の事業成果として明治二〇年代のウナギ養殖を例にあげており、当時の人々が養鰻を石川の繁殖事業の濫觴ととらえていたことがうかがえる。

庵原は養殖事業の方向について、淡水面に関してはサケ・マス・イワナ・アメノウオ・コイ・ウナギ・ボラ・スズキ・金魚・スッポン・ドジョウ・ナマズ・フナをあげ、簡易かつ営利にすぐれる点からコイ・ウナギ・ボラ・金魚・スッポンの五種を選ぶ。そして放流二か年目の一反歩あたりの収益について、コイは七五円、ウナギは九〇円、スッポンが二八八円、ボラは六〇円と算出し、養殖池の設営や餌料の供給の負荷を鑑みて、ウナギの利益が最大と評価した。

また鹹水面に関してはナマコ・ボラ・アカ貝・サルボウ貝・トリ貝・アサリ・バカ貝・タイラギ・ニシ貝・真珠貝を候補にあげ、とくに原料収集の容易さや費用の安さなどからアカガイ・サルボウ・トリ貝・アサリの四種類を着手すべきとした。

さらに明治三八年一月には、漁業法(明治三四年)、水産組規則(明治三五年)の発布を受けて各郡単位で水産組合が結成され、明治三九年に各水産組合を束ねる石川県各水産組合連合会が結成された。水産組合の目的は水産業の改善発達、水産動植物の繁殖保護などを目的にし、水産業者をもって組織した社会法人で、漁業組合・産業組合の指導機関の役目をもった⁽¹³¹⁾。

当該組合の会誌でも繁殖保護の重要性がうたわれた。たとえば、明治三九年七月刊『石川県水産組合聯合會報第一号』の論説「水産業の

将来」で池内猪三郎が内水面・近海漁業に関して、新たな道具は濫獲のおそれがある点、著しい欠点を矯正・改良するにとどめ、水族の繁殖につとめることを急務とすると指摘している⁽¹³²⁾。

ここで濫獲のおそれがあると指摘された道具は不明だが、河北潟の場合、久しく漁具に関して厳しい規制措置を講じ改良を抑制してきたことに触れておこう。

その背景に資源枯渇が早くから問題視されたことがあった。藩はすでに天明六(一七八七)年に網の種類に関し規制をし、さらに文化二(一八〇五)年には「河北郡内潟猟業相用候網員数長短并役銀取立方定」を出し各集落の漁具漁法や役銀を細かに規定するとともに、十村に対し「近年潟廻り不猟至極ニ付、段々詮義も粗承合候処、近年色々仕出を以、こまか成網を拵、細魚之内方悉ク取揚候体、網之義ハ其村々ニ大躰昔年定も有之候、勝手次第第二相成」と濫獲状態を叱責する通達を出した⁽¹³³⁾。

文化二(一八〇五)年に各集落に許可された漁具・漁法構成は明治以降に入っても継承された。明治一〇年に沿岸集落が盟約を結んだ際には「爾後新タナル漁業ヲ發明シ之ヲ爲サント欲セバ同盟ノ村へ故障ノ有無ヲ聞キ、あるいは「既往ノ漁業ヲ変スルコト、最モアルベカラサル」とあり⁽¹³⁴⁾、また明治二二年の河北潟漁業組規則にも漁具漁法は「古來ノ慣行ニヨリ定メタルモノナレバ将来更生加除ヲナスコトヲ得ザルモノトス」とあり、道具の改変を厳しく規制した⁽¹³⁵⁾。

このような保護体制から、新規漁具を用いた進出が起きた場合は激

しい争論が生じた。たとえば、明治六年に金沢在住の士族らが湯の水
面を私有化し、實働い漁業を始めた際には、八田村は、「古来ノ御規定
ヲ以テ漁器悉ク取毀」すと、破壊活動を行なうと忠告した⁽¹³⁶⁾。実質、
藩政期の漁業体系が見直されるのは昭和二四年の漁業改革以後と推定
できる。

(二) 明治三二年…スッポンと真珠貝

①七尾湾の真珠貝

では、県はどのような事業を展開させたのだろうか。以下、水産講
習所・水産試験場刊行の報告書類を素材にして養殖試験事業の経過を
追ってみよう。

県主導の試験事業は明治三二年に水産講習所の指示で邑知湯沿岸の
千路に養魚試験場を設置したことをさきがけとする。目的は同場を「淡
水養魚ノ模範」とすることにあつた⁽¹³⁷⁾。養魚の種類は緋口（メナ
ダ）・ボラ・コイ・ウナギ・スッポンなどがあつた。同地の漁民はこ
の養魚場の成績がよければ、私設養魚場を造成する計画を抱いた（明
治三二年八月一日「北國」）。明治三四年には県知事、羽咋鹿島各郡長、
今江・河北・邑知各湯組合長などが現地を視察しボラ・ウナギを試食
し、養魚された方が美味と評価している。ただし、明治三三年度をもつ
て「諸々の事情」により当該養魚場は廃止となつた⁽¹³⁸⁾。

また海水面では明治三二年に県水産技師の指導のもと鹿島郡の経費
をもつて七尾湾に島根県産アカガイ、三重県産トリガイ・シシビガイ
の移植がすすめられた⁽¹³⁹⁾。ただし、いずれも大規模なものではなく、

実質、県における本格的な養殖事業は水産試験場の創立をまたなけれ
ばならなかつた。

明治三七年、水産講習所が水産試験場へ再編される。試験場が最初
に繁殖対象としたのが、七尾湾の真珠貝と柴山・今江・木場三潟にお
けるスッポンである。事業は明治三七年度より四二年度にかけて行な
われた⁽¹⁴⁰⁾。

七尾湾での真珠繁殖が重視された理由として、報告書は、もともと
七尾湾の天然真珠が「能登真珠」として著聞され、貝殻がボタンの材
料用に、肉が食用に利用されていたことがあつたと記す⁽¹⁴¹⁾。ただし、
前述のとおり、真珠貝が著聞されるようになるのは明治二二年の河原
田の視察以後であり、「能登真珠」なる名称は事業の意義づけのために
つけられたものとわかる。

真珠貝が改めて選ばれたのは、まずもつて三重県の御木本幸吉が明
治二七年に真珠養殖法を開発した影響がある。養殖場には穴水町の志
ヶ浦や岩車付近など四区画を選定し、そこへ親貝を放流し、一年ごと
に稚貝をほかの区域に移すという方法がとられた。養殖場付近には監
視人をおき、監視や外敵駆除の業務が行なわれた。明治三九年からは
人造珠玉を貝に挿入し被着の試験をすすめた⁽¹⁴²⁾。

明治四四年まで当該養殖場は県営だったが、その後は民間に譲渡さ
れる。大正期の経営者は不明だが、昭和二・三年の資料からは志摩の
御木本、能登の宮森二次郎、米田彌八の計三人の共同経営となり、真
珠の取り出し作業は伊勢の御木本の工場で行なわれるようになったこ

とがわかる。そのころの養殖場は青島・水ノ尻・鹽崎・内浦の四養殖場からなり、面積は一〇万八五六坪、稚貝放養数は三四万五〇〇個だった。工場への発送量は年間数一〇〇〇貫に及んだという。伊勢との取引関係ができた影響だろう。真珠貝が石川県のような本来、棲息がみられない北地域で繁殖しているのは、明治初年に伊勢から移入したためという説が出回ったという⁽¹⁴³⁾。

②加賀三湖のスッポン養殖

スッポンが着目されたのは、食用需要が増加し価格が上がったり、また、『石川県水産組合聯合會報』第二号に「近來縣下に於て當業者間に養蠶業の行はるるものあり(中略)。金澤市に於て時價百匁(甲付の儘)に付き六七拾錢の高價なると近時「スッポンエキス」と稱し衛養劑となし販賣するものあるに至れるより其の需要に應ぜん爲めなるべし⁽¹⁴⁴⁾とみえるように栄養劑としても注目を集めたりした事情があった。

ただし、当時、高まる需要に対応できる生産量はなかった。各潟では濫獲によりスッポンは枯潟状況にあった。枯潟が生じるのは明治以降。邑知潟では、江戸時代まで「饒産」という状態にあったものの、維新以来、捕獲販売の途が開けたことで濫獲され明治一〇年代から激減するようになったという⁽¹⁴⁵⁾。

また、木場・今江・柴山各潟では、スッポン漁は重要な副業であり、舟の上から突き捕り、京都へ販売していたという⁽¹⁴⁶⁾。とくに柴山潟のスッポンは有名で、月津村の住人が捕獲したことから月津スッポン

の名で知られた。同村の従事者は江戸の終りころまでは「十數名」を数えたが、明治の終り頃になると、濫獲の影響で「四五名」にまで減少したという⁽¹⁴⁷⁾。木場潟でも以前は沿岸の茶畑に夏場手入れにいくとスッポンの卵を多くみかけたが、明治四五年ころには今江潟とともに「近年濫獲ノ結果、殆ント其跡ヲ絶ツニ至レリ」という事態に至っていたという⁽¹⁴⁸⁾。

枯潟状況への対策としていち早くスッポンの人工繁殖にとりかかったのは羽咋郡樋川村(現宝達志水町)の山本精一である。明治二六年に大日本水産会通信委員の佐野純良にすすめられ、千葉県平軍勝山の養蠶家の福原道太郎から四八頭を購入し養殖を始めた。当時は箱に入れて汽船・汽車で五日間をかけて輸送した⁽¹⁴⁹⁾。

大掛かりな養殖は水産試験場が明治三六年に東京の養蠶家・服部倉治郎から六〇〇頭を購入し今江潟と木場潟をつなぐ前川とよぶ水路の沿岸に約一八三坪の飼育池、約九坪の産卵場を造成し行なったのを始まりとする。養殖場所は今江養蠶場と呼ばれた。前川沿岸が選ばれたのは、そもそも内水面の魚族の減少を問題視していた能美郡潟川水産組合が、県の企画を聞き、今江漁業組合が以前養魚場として活用していた場所の利用をすすめたことによる。経費不足だったこともあり試験場は同地を選び、養魚場の土堤を補修し区画を整備した。養蠶場の管理責任者には岡山山仁三郎が委嘱された⁽¹⁵⁰⁾。

当初、飼育池は親・一年目・二年目の三区画からなったが、さらなる繁殖を促すため、明治四一年に六区画に分割し年齢ごとにわけて養

成できるようにした。また一般にもひろく施設の存在を認知してもらうため、そばに「石川縣水産試験場附属養鱈場／観望望ミノモノハ今江漁業組合事務所岡山仁三郎へ申出ラレヘシ／明治四十一年八月一日」の木標をたてた⁽¹⁵¹⁾。

餌は、明治四一年には、小エビ・ニシン・イワシ・タニシ・ドジョウ・蚕蛹・干魚の配合餌料を⁽¹⁵²⁾、明治四二年にはドジョウをのぞく六種類を与えている⁽¹⁵³⁾。

スッポンの需要の高まりや水産試験場の成果に刺激を受け、明治四〇年頃には民間の養鱈業者が登場する。水産業界はこのような動きを察知し、明治四〇年『石川縣水産組合聯合會報』第二号に養殖方法を細かく記した「養鱈法」を掲載する⁽¹⁵⁴⁾。また、各漁業組合からも配布の要望があつたのだろう。明治四二年九月、県は昨年孵化した稚スッポン一〇〇頭などを千路漁業組合の養鱈場に払い下げ交付した⁽¹⁵⁵⁾。

繁殖試験が成功したことから県は明治四二年度をもって今江養鱈場を閉鎖する。養成中のスッポンのうち四三七頭は宇出津水産株式会社・千路漁業組合・今江漁業組合・月津村・分校村に配布し、残り一五頭を五大潟へ放流した⁽¹⁵⁶⁾。

ちなみに今江漁業組合が配布を受けたのは委託された池とは別に組合独自の養鱈場を所有していたためである。今江漁業組合では県の養鱈の成功をみて、明治四一年に岡山仁三郎が深川区服部養鱈場から親四年生一四匹、二年生二〇〇匹を購入し、郡の補助を得て養鱈場を造成していた⁽¹⁵⁷⁾。

養鱈のその後の経過がわかるのは今江地区である。大正の後半になると今江漁業組合は養鱈場経営から撤退したのだろう。大正一三年当時の養魚池を列挙した「石川縣養魚池調査表」には、漁業組合経営の事例はみえず、かわりに「琴湖信用組合」が一〇〇〇坪の養鱈池、四五〇坪のコイ・ウナギ用の養殖池を、また今江在住の番竹松が三〇〇坪のスッポン・コイ用の養殖池を経営していたことがわかる⁽¹⁵⁸⁾。このほか各家でも養殖がなされたようで、同町住人への聴取によれば、戦前期まで今江では細々ながらスッポン養殖が続けられ、町内の大野芳男家の屋敷には八畳間程度のガメイケと呼ぶ養殖池があつたという。

(三) 明治四〇年～コイ養殖の本格化

スッポンを県内各地に供給できたのは、そもそも、それを受け入れる養殖場が明治後半から各地に出現していたことを物語る。当時、各地で養殖場を新規造成するにあたり、県営の養鱈場とともに模範として注目をあつめた養魚場があつた。明治四〇年、河北郡水産組合が、中島四郎兵の主唱により、内灘村粟ヶ崎に造成した「明治三七、八年役戦捷記念養魚場」である。明治二八年以来コイ仔を購入して放流してきたが、新たに人工孵化させ放流しようとしたのである。資金には石川県水産組合連合会と郡の補助を得た。

養魚場は県水産技師の設計によるもので、一八区の養鱈池からなり、面積は六五〇坪に及んだ。取り扱い主任は養魚地に隣接し住居があつた島村余所吉が担当。経過把握のために県水産技師がしばしば訪問し

た(明治四〇年五月二四日、明治四二年五月二六日「北國」)。この養魚場の設置により潟への放流数は一気に増加する。明治二〇年代は一〇〇〇尾、明治三〇年代前半は約一万五〇〇〇尾、同年後半は四万尾だったが、設置後の明治四〇年以降は三五万から四〇万尾となった¹⁵⁹。

今江と粟ヶ崎の養魚場の登場は各地に大きな刺激をあたえた。明治四〇年七月に羽咋郡水産組合は養殖事業拡充のために、粟ヶ崎の島村余所吉、今江の岡村仁三郎それぞれの案内で現地視察をおこない、粟ヶ崎の方を「本県における養魚場の模範」と評価している(明治四〇年七月一六日「北國」)。

明治四一年にはこのような養魚熱の高まりに加え、魚族の市価が高騰したことで鹹水域での養魚に着手しようとする動きが出てくる。事業を企画したのは金沢市上近江町の綿谷治太郎である。県の門脇水産技師に設計を委嘱し、鹿島郡石崎村の入江五万坪を取り囲んだ、県内初の鹹水養魚地を造成しようとした(明治四一年五月四日「北國」)。石崎村の潟をかつて綿谷潟と称した所以はここにある。まもなくして県の事業として鹹水養魚が始まるが、実は民間が先導していたわけである。ただし、その後の事業の実態は把握できない。

翌四二年頃になると、行啓記念として溜池を養魚場として活用する動きがひろがっていく。いいかえれば行啓記念にふさわしいと意識されるほど各地で養魚事業が有望視されるようになったのである。同年、鳳至郡南北尋常小学校曾山分教場では村内有志の寄付で養鯉場を設置し、コイ三〇〇〇尾を放流。また鹿島郡・珠洲郡の農村でもあいつぎ

ウナギ・コイの養殖事業が計画された(明治四二年九月二九日「北陸」)。大正後半に溜池養魚が再び盛んとなるが、明治四二年はそれにさきだつ第一次隆盛時期といえる。

各地での養殖熱のたかまりのなか、水産試験場には養殖方法の問いあわせがあいついだ。同場ではその対応として明治四三年、手引書の『鯉鱺養殖法』を刊行する。同書が養殖対象としてあげたのはコイ・ウナギ・スッポンで、とくに農家の副業候補として多くの紙面を説明にあてたのがコイであった。

同書が養殖の候補にあげたコイは信州産・江州産のほかドイツ産があった。花井金蔵・浅沼信太郎『稻田池塘養鯉法』(明治四二年)によれば、ドイツ産カワゴイが日本へ持ち込まれたのは明治三七年。ミュンヘン市獣医学教授兼魚病研究所主任のドクトル・ブルーノ・フォーヘルが水産講習所長の松原新之助へ寄贈したことによる。寄贈数はカワゴイ七尾、鏡ゴイ一尾で、最初、水産講習所の池に放ち、三九年にそのうち五尾が産卵。そこへ在来のコイと交尾させ、発育した稚魚二〇〇〇尾のなかからドイツコイに似たものを地方有志家に配付したという¹⁶⁰。

石川県へは明治四一年に一八〇尾が運ばれた。県は今江漁業組合に養殖業務を委託。最初組合が所蔵する池に放し、翌年、養鱺を停止したことから、その池に移し替えた。天然河川に棲息する在来種のコイにくらべカワゴイは繁殖率・成長率が圧倒的に高いという評判はすぐ

ただし、数が少ないため、明治四二年に千路の養鰻場へ二〇尾が⁽¹⁶¹⁾、また明治四三年に今江養鰻場、白山森林苗圃溜池、月津文友会養鰻場などごく一部にわたったただけだった⁽¹⁶²⁾。交付された今江養鰻場では採卵・孵化・養成し、明治四四年に今江潟に放流した⁽¹⁶³⁾。

(四) 明治四四年～…潟湖養殖の重点化

① 複雑化する生態系

養殖熱が高まっていくなか水産試験場が繁殖域として重視するようになったのが潟である。水産試験場は「本縣ニハ今江、木場、柴山、河北、邑知、白濱、鯉ヶ浦ノ七湖潟存シ、ソノ總面積ハ實ニ約四千町歩ニ達スルニ拘ラス未タ啓發サレサルノ遺利饒多ナルヲ以テ本場ハ夙ニコノ廣汎ナル水域ニ精細ナル科學的調査ヲ試ミテ、ソノ利用方針ヲ樹立」するために⁽¹⁶⁴⁾、明治四三年九月より五大潟の調査を実施した。当時は調査の趣旨文から、五大潟のほか、「白濱・鯉ヶ浦」など七尾湾沿岸の潟の活用も期待していたことに留意したい。

調査の視線の先には報告書の序文に「吾人較モスレバ到ル處ノ水面ヲ利用シ之ニ養魚ノ術ヲ施セハ其利尠少ナラサルベシト云フ言ヤ甚ダ可ナルニ似タレトモ之レカ術ヲ施スニ當リ根本的ノ調査ヲ欠ケルニ於テハ即チ放棄シタル魚仔モ害敵ノ惨害ヲ受ケ」云々とあるように、各潟の調査結果を踏まえての養殖事業の発展があった。

調査員の顔ぶれは、今江・木場、柴山、邑知各潟については農商務省水産講習所長下啓助、農商務省技師田子勝彌、農商務省水産講習所技師日暮忠など当時の第一人者たちが指導にあたったとあるが、実際

の調査員名は不明である⁽¹⁶⁵⁾。唯一、名前が記されるのは『報告…河北潟』で「本調査ニツキテハ本場技師徳久三種ヲシテ専ラ其任ヲ當ラシメ」とある⁽¹⁶⁶⁾。

調査費用には、明治四三年から四五年にかけて農林省から毎年「七尾湾及五大湖調査」補助金として交付された八〇〇円をあてた（「官報」一九一〇年六月一六日八〇九四号、一九一一年六月二日八三八二号、一九一二年八月一三日一二号）。対象事業名は明治四五年年度が「七尾湾及五大湖養殖利用調査事業」とあり、ここからも養殖事業の本格的導入を当初から計画に入れていたと確認できる⁽¹⁶⁷⁾。

かかる潟湖内湾を対象とした調査は、石川県にとどまったわけではない。古くは福岡県水産試験場が明治三三年に『有明海調査報告』を著しているが、集中的に行われるのは養殖熱が高まる大正の初めで、大正元、二年『茨城県霞ヶ浦北浦漁業基本調査報告』二卷（茨城県水産試験場）、大正二年『浜名湖調査報告』（静岡県水産試験場）、秋田県の大正五年『八郎湖水面利用調査報告』（秋田県水産試験場）が刊行された。これらの成果のうち四巻に及ぶ大部なものは石川県のみであり、潟・内湾の資源開発が県水産業界にとって重要な課題であったことがわかる。

このときの成果を踏まえ、試験場技師の徳久三種は大日本水産会の雑誌『水産界』へ「石川県の五湖潟」と題し五大潟の自然環境の特質と漁業の現状を三回にわたり連載した⁽¹⁶⁸⁾。また、今後の潟湖の水産経営のために統計的な分析をすすめる必要があると提言した。生産量

の測定については餌料源・被餌的生物の量や主要魚類の増肉量といった算定項目が設定されており、養殖場の運営手法を潟へ拡張させようとしたものといえる⁽¹⁶⁹⁾。

県はこの調査と並行し繁殖事業経営の模範をしめそうと、明治四四年に琵琶湖産ヒガイを今江・木場潟に⁽¹⁷⁰⁾、滋賀県瀬田川産のシジミを木場潟に、琵琶湖産のカマツカを今江・木場潟へ移植するとともに⁽¹⁷¹⁾、明治四五年からは柴山潟での繁殖をめざし滋賀県知内孵化場採取のアメノウオの卵と秋田県十和田湖和井内養魚場採取のヒメマスの卵の孵化試験を動橋川内で行なった⁽¹⁷²⁾。また今江養鰻場に交付されたカワゴイは明治四四年から今江潟へ放流された⁽¹⁷³⁾。

漁師たちは移植された魚の成長段階を見ることがないため、漁獲しても識別できなかったようで、ヒガイに関する以下の逸話がある。放流の数年後、大正二年ころからコイ・フナに交じりヒガイの漁獲をみるにいたった。ただし、当初はヒガイと認識できず、ハイカラ・モロコと称し、体長三、四寸のものを五厘内外で販売していた。大正三年頃にハイカラ・モロコの漁獲量が多くなったので、試験場に持参したところ、ヒガイとわかり、このとき始めて試食し、美味とわかったという⁽¹⁷⁴⁾。

興味深いのはこれら各種の水産物が選ばれた理由である。シジミはもともと今江潟の主産物であったが、鉱毒の影響で絶滅状態にいたったことによる。このため今江潟と水路でつながり、かつ鉱毒の影響のない木場潟が選ばれた⁽¹⁷⁵⁾。

カマツカが移入されたのは、地元の漁師たちの間では春季にハゼの稚魚の遡上の多少をみて漁業の豊凶をうらなう習慣があったことによる⁽¹⁷⁶⁾。いいかえれば春季における潟からの排水の増減などによって影響を受けやすい魚だということで、その代用として淡水域にとどまることから安定した漁獲が見込める魚として選択されたのである。

ヒガイは明治四一、二年の実地調査により今江・木場・柴山三潟に餌料となる浮遊生物がもつとも多く発生しているのを発見したのがきっかけとなったほか、明治天皇の好物として巷間に知られているため需要が見込めたためだった⁽¹⁷⁷⁾。

五大潟ではすでに明治前半にウナギ・コイに特化した繁殖がすすめられていたが、明治後半の特質は、湖潟の現地調査や市場の動向を踏まえ、多様かつ新規の繁殖をめざそうとした点に、いいかえれば、生態系の複雑化に見出せるわけである。

このほかとくに重視するようになった事業が、これまで各漁業組合が独自に行なってきたウナギ・コイの養殖だった。石川県におけるウナギ養殖史の詳細は別の機会に検討予定のためここでは略述にとどめるが、明治四五年度に日本で初めて移植対象を従来のクロコウナギから、大量かつ低コストで運搬できるシラスウナギへ転換をはかった⁽¹⁷⁸⁾。

養殖の試験池として選ばれたのが島村余所吉管理の向粟ヶ崎の養魚場と岡山仁三郎管理の今江の養魚場であった。前者には搬送したシラスウナギの池中養成を、また双方で「普通鰻」の池中養成を試験し

た⁽¹⁷⁹⁾。各潟での試験場技師による実地指導も盛んとなり、たとえば、大正三年には河北郡役所奨励事業のコイ・ウナギ、羽咋郡水産組合のコイ、千路・鹿島路の金魚、それぞれの養殖指導にあたった⁽¹⁸⁰⁾。

また、同時期、「湖潟内湾水面利用調査」の趣旨で繁殖候補域としてあげられていた七尾湾沿いの潟でも大規模な試験が開始された。大正三年、「鹹水養殖試験」のために国費四〇〇〇円の指定補助を受け、七尾湾の赤浦入江、いわゆる赤浦潟の水面積二八町余を用いシラスウナギの放養を行なったのである。なお、将来的にはこのほかにボラ・カマツカ・エビ・クロダイ・スズキ・コノシロもあわせて養殖する計画をもった⁽¹⁸¹⁾。

同時期、七尾湾でも繁殖試験が活発化し、明治四五年にハマグリ⁽¹⁸²⁾、大正二年に島根県産のサルボウ・佐賀県住ノ江産カキ⁽¹⁸³⁾、大正三年にナマコの繁殖試験が行なわれた⁽¹⁸⁴⁾。さらに鹹水域での事業は外浦や加賀へもひろがった。明治四五年には外浦海岸のテングサ・エゴ⁽¹⁸⁵⁾、大正三年には羽咋郡水産組合の依頼により阿部屋でのテングサの繁殖指導に水産試験場があたった⁽¹⁸⁶⁾。大正五年度には羽咋郡福浦村でイワノリ繁殖のためコンクリート塗沫養殖法を試験したところ、成功をみたことで⁽¹⁸⁷⁾、翌年には輪島崎や珠洲郡狼煙へ⁽¹⁸⁸⁾、また大正七年に鳳至郡諸岡村鹿磯、江沼郡黒崎村で試験が行なわれた⁽¹⁸⁹⁾。大正一年の報道によれば、とりわけ羽咋郡中甘田・福浦、鳳至郡黒島、南志見、時国で好成绩を収めたため、県当局は翌年にはさらに事業拡張をすすめると意気込んだという（大正一一年一月五日「北國」）。

② 徳久三種の経歴

明治末から大正初めにかけて潟を対象にした多様な事業が着手され、かつシラスウナギからの養殖という全国でも前例のない試みが行なわれたのはなぜだろうか。なによりも明治四三年の漁業法により養殖が区画漁業として権利を認められた法的な背景があるが、石川県の事情として注目すべきは当時の養殖事業の担当だった徳久三種の力である。徳久の経歴がうかがえるのは明治四〇年から、『植物学雑誌』二二卷二四〇号へ「水産講習所学生」の肩書で投稿している。このとき指導にあたった教員が養殖研究の第一人者の日暮忠である。後年、徳久は日暮から受けた言葉をつぎのように振り返っている⁽¹⁹⁰⁾。

「水産講習所養殖科の學生は水産増殖の技術（中略）この商業技術を唯一の目的として研鑽努力すべきであり、また卒業後はこれによつて終生身をたて、国家に御奉公すべきである」。日暮の指導が徳久の人生を決めたのである。

講習所卒業後、最初の勤務先となったのが石川県水産試験場だったと推定できる。明治四四年『石川県水産試験場要覧』に明治四三年八月二日に養殖部主任として着任とあり⁽¹⁹¹⁾、潟湖養殖が活気をみせた明治四三年から四五年にかけての同場『業務報告』の養殖部門には「技師 徳久三種」の名がみえ、当時の事業はすべて徳久が担当したものと判断できる。

また既述のとおり、試験場在職中、石川県水産試験場編『石川県湖潟内湾水面利用調査報告（河北潟之部）』を執筆する。徳久の記名はな

いが、石川県水産試験場編『水産養殖法・漁撈法・水産製造法』も当人の執筆による。石川県立図書館が所蔵する当該書の表紙裏には「本編ハ大正三年石川県水産試験場ニ於テ小學校教員ノ講習用ニ充テタル教科書ナリ」の墨書があり、徳久がこの本を用い養殖事業の普及啓発をすすめていたことがわかる。

徳久がすすめた事業がいかに潟漁師たちに恩恵をもたらしたかは、大正一三年に今江潟の漁師たちが、「豊かな恵まれ」をもたらした徳久の功績に感謝し農商務省に転任した本人を招待しヒガイの試食会を行なったことから察せられよう（大正一三年一月一日「北陸毎日」）

その後の経歴を簡単に補足しよう。『石川県水産研究機関のあゆみ』によれば大正一四年に「退職・転任」となっているが⁽¹⁹²⁾、大日本水産会の『水産界』の寄稿などの肩書を追うと、別の経歴が認められる。石川県水産試験場技手の肩書を確認できるのは大正五年六月まで⁽¹⁹³⁾。大正五年一月には愛知県水産試験場技手となり⁽¹⁹⁴⁾、大正七年に同水産試験場所長となっている⁽¹⁹⁵⁾。その後、年月は不明だが、農商務省（のちの農林省）に転任し、同省技師の立場で活躍する。

転任後、徳久は精力的に養殖にかかわる研究・事業を推進しながら、かつ『最新養魚読本』（一九二九・杉山書店）、『養鯉』（一九三四・明文堂）など一般向けの養魚手引書本も数多く出版している。農林技師としての肩書が確認できるのは昭和二四年までで⁽¹⁹⁶⁾、以降の役職名は翌二五年が全国海苔増殖協会長⁽¹⁹⁷⁾、同二七年が日本水産増殖振興協議会会長となっている⁽¹⁹⁸⁾。

本省転任後の石川県との関係は確認できないが、大正後期の大聖寺川への小アユの移植や邑知潟の除藻機導入など全国的にも早くに着手した事業や、専門分野であるカキ養殖の七尾湾導入などは徳久の配慮や指導があつた可能性が高い。

（五）大正五年～アユ養殖の重点化

①手取川のアユ養殖

大正期に入ると潟や七尾湾での繁殖事業を従来通り強化しつつ、さらに河川での繁殖に力が注がれるようになる。繁殖水域として選定されたのが手取川、繁殖対象とされたのがアユであつた。

事業の選択理由は、もともと手取川のアユが名産品とされていたものの、維新以後、山林乱伐によつて水害が頻発化し土砂の堆積の影響から遡上産卵ができなくなつたり、また濫獲がすすんだりしたこともあり、漁獲量が激減した事情があつた⁽¹⁹⁹⁾。

『大正八年度石川県水産試験場事業報告』によれば、その後、植林や堤防修復工事により水害が、また漁業制限により濫獲がそれぞれ低減したというが⁽²⁰⁰⁾、実際には濫獲は続いたと思われる。

新聞記事を追うと、明治後期ころから潟でのフナ釣り、大聖寺川・手取川・犀川や福井県の九頭竜川でのアユ釣りが人気を集めるようになり、大正六年頃には釣針屋が大繁盛を迎えた様子を確かできる（大正六年六月二八日「北陸」・同年九月二二日「北陸」）。また翌七年の記事によれば金沢市内だけでも二〇〇〇人余りの愛好者がいたという

(大正七年一月三十一日「北陸」)。

このような事情から極端な不漁に陥ったのが大正四年であった。県はこの事態を深刻に受け止め河川取締規則を改正し、新たに落ちアユが瀬で産卵中に針で漁り尽くすコロコロや友釣り、解禁前に肥料にするため水戸口でアユの稚魚を他の稚魚とともにとるモジ網漁、アユが産卵した河川の土砂採取、漁での水中メガネやガラス箱の使用などを禁止した(大正五年二月一日「北陸」)。

アユ養殖は現実にはこのような釣りブームの拡大に刺激を受け導入されたのが実際であろう。大正五年、手取川産アユの卵約四六一万五〇〇〇粒を採取し、手取川下流へ流れ込む支流に設けた孵化場で孵化させ、稚魚約三一二万尾の放流を行なった⁽²⁰¹⁾。大正八年からは県下産アユの品種改良をはかるため、優良種と認められていた岐阜県・長良川産のアユの卵を分与してもらい、孵化をすすめるようになった。採卵数は大正八年が六六〇万粒⁽²⁰²⁾、同九年が四九五万粒を数えた⁽²⁰³⁾。漁獲されたアユをみると、長良川産は在来種に比べ容易に識別できるほど大きかったという⁽²⁰⁴⁾。

大正一〇年からは犀川でもアユを孵化放流するようになる。犀川用の卵の採取地は大正一〇年まで手取川、翌年からは長良川となった。犀川は手取川のように適当な支流がないため、金沢市上菊橋上流の禁漁区内に二個の孵化槽を並べ孵化場とした⁽²⁰⁵⁾。

しかし、アユはその後順調に増加したわけではなかった。大正一〇年七月の新聞は各河川の魚族が減少傾向にあり、とくにアユの減少が

著しく、料理屋に提供されるアユは富山・福井産がほとんどだったと伝える。背景にはアユ漁に親しむ人が三〇〇〇人に達し濫獲状況にあったことや、灌漑用水用や工場の水力使用のための堰堤築造が増えたことがあったという。県水産課は河川での魚族繁殖を強化するために、海に下らないヒメマス・ニジマス・小アユを今後の有力候補としてあげた(大正一〇年七月二三日「北陸毎日」)。

②大聖寺川上流の小アユ放流

大正一〇年に打ちたてた県の繁殖強化計画が実現するのは三年後の大正一三年である。山中温泉附近、大聖寺川上流で琵琶湖産小アユの移植事業が開始された。背景にはいうまでもなく石川千代松の小アユ研究により、移植が可能と知られるようになったことや⁽²⁰⁶⁾、また琵琶湖の水産物が明治三九年以降、フナ・ゲンゴロウブナにかわりに小アユが最大の産額を数えるまでになり(一九一六年二月一日「京都日出新聞」)⁽²⁰⁷⁾、また大正一三年度の全国のアユ漁獲量六二万八千尾のうち琵琶湖産の小アユが約一〇万貫で第一を占めていたことからわかるように、滋賀県の水産業者も小アユの全国的な販売を強化した事情があった(昭和三年五月二十九日「北陸毎日」)。

その移植は大正一三年に京都葛野郡清滝川で行なわれたのが最初である。このとき途中運送に日本で初めて自動車を用いられた。この移植成功がきっかけとなり大量運搬の実用化の機運が一気に高まった。

滋賀県水産試験場は農林省水産局の指導援助を受け、翌一四年、米原東京間、米原大聖寺間の鉄道運輸試験を実施(昭和三年五月二十九日「北

陸毎日)⁽²⁰⁸⁾。このとき、石川のほか、東京へ一万四〇〇〇尾、京都へ約一〇万二〇〇〇尾、兵庫へ一万尾が大量輸送され、またに愛知・福井・長野へも数一〇〇尾ずつが送られた⁽²⁰⁹⁾。

石川県水産試験場が移植先に選ばれたとき歓喜の声でつつまれたのだろう。『石川県水産試験場養殖部事業報告書』には小アユ供給を幹旋した滋賀県水産試験場、運輸で便宜をはかった名古屋鉄道局・金沢運輸事務所への謝辞と事業が遂行できることを「喜トスル」とみえる⁽²¹⁰⁾。

石川県が選ばれた背景には当時農林省へ転任していた徳久三種の口添えがあつた可能性が高いが、ほかに前年の大正一三年九月にすでに大聖寺川上流(山中川)へ移植をすすめようとしていた事情があつたろう。このときは稚魚ではなく滋賀県水産試験場が採卵した琵琶湖産小アユの卵九〇万粒を鉄道客車で運んだ。しかし、不健全な卵が多く、また採卵技術が不熟なことから孵化成績は満足いく結果にならなかつた⁽²¹¹⁾。

小アユの鉄道輸送はかつてない大掛かりな事業のため早い段階で実施決定の知らせがあつたのだろう。石川県ではすでに一三年末から活魚輸送の準備をすすめたという⁽²¹²⁾。翌大正一四年三月二四日、滋賀県天野川産の二、三寸の小アユ二万五〇〇尾を貨物車で大聖寺駅まで輸送した。運搬に用いた容器は能美郡今江村の番時成と越井彌三郎が考案した「タンク」で、輸送中、タンクの側面の「ズック」を押し、槽内の水を絶えず動かせるようになっていた。

大聖寺駅からは別の水槽に移し温泉電軌の貨車で搬送。途中、水槽

内は杓で水を上下させ、圧搾ポンプで送気したが、積み替えに一時間半も要したため五〇〇尾が斃死した⁽²¹³⁾。なお、米原東京間の試験は四月二一日に行われ、水槽内の循環は手押しポンプで行った⁽²¹⁴⁾。

翌大正一五年四月九日に二回目の貨車運送が行なわれた⁽²¹⁵⁾。このとき、米原大聖寺間は貨車の車軸にベルトをしつらえ、車輪の回転でウイングポンプを動かし、タンク内の水をかきまぜながら運送し、大聖寺駅からは貨物自動車のタンクに移し、途中、杓でタンク内の水を混ぜた。当日は気温が高く、自動車の故障による遅れが生じた影響で、放流時までに八〇〇尾が斃死した。この事業に啓発を受けた大聖寺川沿岸の漁業者は漁業組合を組織し、蟋蟀橋上流の堰堤上の河川に約一〇万尾の小アユを放流し河川専用漁業権を得ようとした⁽²¹⁶⁾。

また、同年には養魚池での人工飼料による養成を試すため、山中町漁業組合が運んだ小アユのなかから二〇〇尾を県が譲り付け、大聖寺川水力電気会社の排水を利用した流水池と片山津北野養鰻場の一部を利用した止水池での養成試験を行なった⁽²¹⁷⁾。

このとき餌料にはタラの内臓・頭部残物、中羽イワシ、麦粉のほか、下関魚糧会社からとりよせたミーキン式雑魚粉末を用いた。試験場がミーキン式の魚粉の化学分析をすすめたところ、脂肪・蛋白灰分・リン酸・カルシウム・炭水化物などの成分からなっていたという⁽²¹⁸⁾。

昭和二年には、片山津の北野養鰻場へ四〇〇〇尾、そして新たに能美郡粟生村粟生の「県鮭鱒増殖場」予定地内の各養魚池に六〇〇〇尾を移植し養成をすすめた⁽²¹⁹⁾。県増殖場の詳細は後述するが、昭和四年

度以降になると池中養殖は県増殖場に限られるようになる⁽²²⁰⁾。県増殖場は人工餌料製造にも力を入れていたのだろう。昭和二年度は、コマセや干蛹では食いつきが悪いことから本場製造部に委託製造してもらった中羽イワシを主とする魚糧に麦子を混合したものに⁽²²¹⁾、また昭和四年度には肉挽きにかけて海産鮮魚肉に麦焦粉を混ぜ、緑草の搾り出し汁を加えたものにするなど、工夫を重ねた⁽²²²⁾。

石川県のなかでも大聖寺川上流の山中温泉付近が放流先に選定された第一の理由は、大正一〇年に県水産課が今後の計画として山中温泉の客を待遇するためにヒメマス等の清流魚の繁殖を期待した点、温泉場の振興をはかる目的があったと推測できる（大正一〇年七月二三日「北陸毎日」）。

小アユの利用方法には温泉旅館で提供する料理素材としてだけでなく、現地での釣り遊びも含まれていたのだろう。つとに大正七年の記事には「解禁当日から續々市内の太公望連が大聖寺川の山代か山中付近に遠征を試むる者が逐年増えて」きたことで、その釣り人達のために規則改正し禁止となった友釣りの除外を大聖寺川のみ許す動きもあつたとみえ、移植事業開始前にアユ釣りの有名スポットになっていたことがわかる（大正七年五月三一日「北陸」）。

山中温泉付近を選んだ理由の第二は鉄道輸送の利便性があるろう。タシクを積んだ貨物車は米原駅から大聖寺駅まで移動し、そこから温泉電軌に連結し大聖寺川上流の山中温泉駅まで運ぶことができたからである。しかし、貨車移し替えの手間がかかることから二回目からは自

動車搬送に変更したことを既述のとおりである。

琵琶湖からの全国への輸送量は、大正一三年度が一万二〇〇〇尾にすぎなかったが、輸送技術の発展により翌一四年には一四万四〇〇〇尾、昭和元年に九七万一〇〇〇尾、昭和二年に一〇一万一〇〇〇尾に激増し、昭和三年には輸送先が、石川・東京・埼玉・神奈川・長野・静岡・群馬・栃木・富山・山梨・山形・和歌山、さらにアメリカにひろがり、輸送量は前年の倍の二一七万五〇〇〇尾に達した（昭和三年五月二九日「北陸毎日」）。

さらに昭和四年に輸送先が二五府県、輸送量が三七七万五〇〇〇尾に達する活況ぶりを見せたことで滋賀県では昭和五年から移植用小アユの配給事業を県営化させることとした⁽²²³⁾。活魚輸送の技術改良の研究も継続的にすすめられた⁽²²⁴⁾。昭和六年五月には米原・汐留間で小アユの活魚車の試験運転が行なわれ、それが成功したことで、翌年十月には同車の大聖寺駅までの回送が行なわれている（昭和七年十月一日「北陸毎日」）。

運営方法や輸送方法の改正の結果、昭和八年の小アユの移出先は二府県で、昭和四年の一・五倍の約五四〇万尾に数えた。このうち、輸送先で三〇万尾を超えたのは、愛知七〇万尾、京都六〇万尾、石川三七万尾、長野三〇万五〇〇〇尾であり（一九三三年三月一日「中外商業新報」）、石川県は全国有数の移植先となつていたことがわかる。

このような小アユの輸送の拡大をうけ、昭和四年度には放流先は手取川・犀川・大聖寺川・動橋川へもひろがり、二万四五〇〇〇尾が滋賀

県坂田郡米原町から運ばれた。放流先の拡大の背景には、当時、河川の流れを遮断して水力電氣や灌漑用水堰堤を設置するものが多くなり、魚類の遡上が困難となった事情があった²²⁵⁾。

③ 流通するワカサギ・ヒガイ

また、潟湖での新たな動きとしては、大正七年度から河北潟（森本川下流）で島根県宍道湖産のワカサギ卵五〇〇万粒の孵化放流が実施されたことをあげられる。ワカサギ（方言アマサギ）は藩政期より河北潟の特産品とされ、毎年四、五〇〇貫の産額がある重要な漁獲対象であったが、大正元年以降の減少への対応措置として宍道湖産の放流がなされた。放流により大正九年には三〇〇〇貫の漁獲量に回復した²²⁶⁾。大正一〇年の新聞にも「本年は近年稀なるアマサギの豊漁であつた」とあり、繁殖事業の成功をみてとれる（大正一〇年三月二二日「北陸」）。

明治四四年に始まったヒガイの移植事業はさらに重視され、大正五・六年度に琵琶湖産のヒガイ計二〇貫を木場・柴山潟へ放流するとともに、その一部を山代町にあつた江能養魚会社へ池中養殖試験のため分けている。池中養殖では小麦粉・干蚕蛹粉・干蝦粉の配合餌料を使用した²²⁷⁾。

ヒガイ養殖を重んじたのはそれが高値で取引されたためである。大正七年度においては木場潟の漁獲高二五〇貫一二五〇円、柴山潟では一〇〇貫五〇〇円の収入となった²²⁸⁾。新聞によれば、ほとんどが京都へ出荷されてしまい、記者が金沢にもヒガイ料理が現れることを希

望すると記すほど、県内供給がなかった（大正一〇年六月一六日「北國」）。

ヒガイは潟漁師へ相当の収入をもたらした。既述のとおり、大正一三年、今江潟の漁師は、「期せざるその豊かな恵まれ」に感謝しヒガイ移植をすすめた徳久三種に感謝する会を開いた（大正一三年一月一五日「北陸毎日」）。

ワカサギ・ヒガイ・アユなどは美味なため養殖状況に関し世間の関心も高く、「公魚が河北潟で漁れる」（大正一〇年一月二九日「北陸」）、「養殖に努めている鯉・公魚・香魚」（大正一〇年三月二二日「北陸」）、「木場今江柴山潟に委嘱された鯉の話」（大正一〇年六月一六日「北國」）などの見出しでたびたび新聞報道がなされた。

（六）大正九年～「増殖」時代の到来と木場養魚場の設立

① 「増殖」と「魚田」

潟でさまざまな養殖事業が行なわれたことを紹介したが、このような湖沼内湾での養殖の活発化は石川県にとどまらず列島規模で展開した。たとえば、大正三年七月一八日付「神戸新聞」は「本邦の養殖事業は近時長足の進歩をなし、去る三十六年頃迄は其の全産額一ヶ年僅々六十万円余に過ぎざりしも、現今にては統計面に現れるもののみにて一ヶ年の産額四百十万円余（実際は六百余万円に上らん）養殖面積一億二千万坪に達し、今後益々発達せんとする氣勢あり。殊に鯉、鰻、鱈等の相変らず増殖されつつある外、近頃は鱒、海苔の養殖

事業も著しく発展するに至れり」と伝える。

競い合うように各県が事業をすすめるなかで求められたのが他県との情報交換である。大正八年七月に初めて、茨城・福島・秋田・岐阜・石川・島根・滋賀七県の水産当局者が大津に集まり湖沼利用研究大会を開き、種々研究をすすめるとともに、今後「魚苗の融通交換水産状況の互報はいくまでもなく凡そ魚族の増殖に必要な事項に就ては各県の間で連絡を続け湖沼利用の万全を期待」した（大正九年一月一日「大阪朝日新聞」）。

この会議の開催に関して、水産講習所の日暮忠技師は「各府県水産試験場長会議なるものを毎年農商務省に開くが、これは事務上の打合せをするに過ぎない、目下大津に開議中の湖沼利用の研究大会とは全く目的を異にして居る、研究大会は日本に初めて生れたのである」と高く評価した。また、日暮は当時の全国の湖沼利用の状況をみわたり、以下のような興味深い発言をしている。

「湖沼の中では、水面一町歩當りの漁獲高四百八十餘貫を示す秋田県（イマイ）の河北潟が第一位で、霞ヶ浦、今江潟、柴山潟などもこれに次が多い方なのは、海における状態と等しく、これ等の湖沼は概ね浅いからであろう、而して日本海の方面に近い湖沼の漁獲高が他の湖沼のそれよりも總じて多い、琵琶湖一町歩當りの漁獲高は十二貫を数えて居る。（中略）魚族増殖のため我国の湖沼を利用する餘地は甚だ多い、各自大に努力してこんな餘地なからしめねばならぬと思う」（大正八年七月二六日「大阪朝日」）。

表1 湖沼生産能力比較表

湖沼名	面積(町)	1町歩漁獲高	
		数量(貫)	価格(円)
邑知潟	437	222	246
河北型	2,593	126	183
木場潟	117	175	412
今江潟	270	87	251
柴山潟	594	164	97
諏訪湖	1,465	150	148
放生津潟	117	175	412
北浦	5,318	101	72
霞浦	18,937	85	47
三方湖	360	72	134
八郎潟	23,304	60	212
琵琶湖	69,206	18	13
宍道湖	8092	5	7
猪苗代湖	8,773	1	2

※大正12年「湖沼の生産能力に就て」『水産界』487号より作成。数字は一部四捨五入。

日暮は加賀の三潟を本邦における湖沼生産の代表例としてあげたわけである。当時、石川県の五大潟が注目を集めていたことは農商務省水産局技師鴨脚七郎の研究でもうかがえる。鴨脚は、大正一二年に、湖沼の生産能力にかかわる全国の比較研究を行なった。結果は表一のとおりで、比較対象となつた国内一四件のうち石川県の五大潟が上位をしめた²²⁹⁾。

日暮の発言で注目すべきは養殖ではなく「増殖」という言葉を多用していることである。増殖という言葉が普及する経過については、前治はこう説明する。「私は『水産増殖』なる新語の起原については、前述の如く大正9年に農商務省水産局から産み出され、越えて11年始め

て一般に流布するに至つたものとするのが適當であると思う。たゞこの新語の發案者の詳かでないことは遺憾であるが、その主動は當時の水産局長村上隆吉氏であり、これに共鳴し普及宣傳につとめたのは、徳久、鴨脚兩技師を首脳とした水産局水産課の養殖係後の増殖係であったと思う⁽²³⁰⁾。

大島泰雄も同語が初めて用いられるのは大正九年の第七回有明水産研究科における報告発表であるとするが⁽²³¹⁾、右掲記事から前年の大正八年には新聞見出しに踊る用語となつていたことがわかる。なお、管見のかぎり、石川県の新聞で増殖が使われるのは大正一二年五月三日付け「北國新聞」の記事に「五大湖における鰻の増殖」とみえるのが最初であり、同用語の一般への普及について中野が一年と指摘するのと合致する。

増殖という用語は、現在、水産学では養殖と区別して用いられているが、戦前の意味合いは異なる。中野宗治・曾根徹は当時の文献から積極的な養殖と消極的な繁殖保護の双方を総括した呼称とするが⁽²³²⁾、一方で曾根は実際には明確な定義づけのもとで利用されているわけではなかったと注意をうながす。実際、大正一二年立案の水産増殖法では「増殖と称するは有用水族の増加を助長し又は之を蓄積するを云う」と定義しており、実質、養殖と同義語であつた（大正一二年四月二四日「大阪朝日」）。

それは明確な定義のもとで創出された言葉ではなく、大正以降における養殖事業の急速な発展を感受して生み出された言葉であり、また

そのさらなる拡充をはかろうとする国の姿勢を象つた言葉であり、さらにその姿勢を国民に意識付けるために生まれた言葉であつたといえる。そしてその姿勢を結実させようとして数年後に立案されたのが水産増殖法であつたのだろう。ちなみに同法はその後、いったん立法を見送られ、改正作業に入るが、背景には関東大震災の影響があつた（大正一二年一月三〇日「大阪時事新報」、大正一三年七月二九日「神戸又新日報」）。

養殖事業のさらなる拡大を意識づけるために創出された用語は増殖だけではない。水産増殖法には「魚田の整理並に魚田及び其の工作物其の他の設備の位置監視の爲に關係者の共同を必要とする時或は魚田の所有者若くは権利者を異にして共同の必要ある時は魚田組合を設立する事を得」などと、「魚田」という言葉が頻出する（大正一二年四月二四日「大阪朝日」）。

実際の意味は昭和六年刊新潟県水産試験場編『農家の副業的養魚法（下）』に「魚田とは従來の養魚池の謂にして」とあるように養魚場の言い換えにすぎないが⁽²³³⁾、それを目にした人々は養魚池の言い換えとはすぐに理解できなかったのだろう。水産増殖法の立案を伝えた「北國新聞」の記事では価値・收穫のない水田での養魚をすすめる法案かのように説明している（大正一二年七月七日「北國」）。

ではなぜ農商務省はあえて「魚田」という語を用いたのだろうか。農商務省の技師・徳久三種は自著『農村と養魚』のなかで、「魚田と命名する理由は、養魚池といふと大きくても、二、三十坪の小面積のも

の如く誤解されるを慮れたため」で、「止水の魚田には大は百數十町に及ぶものさえあり、恰かも稲田、鹽田と比較するもの」であり、アメリカの魚圃と同義すると説明している⁽²³⁴⁾。

つまり、魚田という新語には旧来より大規模な養魚場運営の展開をはかるうとする意図が込められていたのである。増殖・魚田という新用語が物語るのは大正八年以降とは国が養殖事業の徹底した拡大をはかるうとし、そして人々もそれに強い関心をもつようになった時代であったということである。

②木場養魚場の成立

この〈増殖の時代〉を象徴する施設が石川県に登場する。大正九年四月、五大潟でのコイの繁殖をめざし加賀南部に稚魚の供給拠点となる県営の木場養魚場が設置されるのである。

木場潟付近に設置されたのは今江漁業組合が長年にわたり人工孵化に苦勞してきた経緯があったからだ。当該漁業組合は、明治三四年に今江潟に、明治四〇年に木場潟沿岸に設けた孵化場でコイの人工孵化を試みたが失敗し、さらに翌四三年に根上地内孵化場を得、同村内にいる孵化に熟練した人に一任し成功させ、今江・木場に放流したが、予想の成果を得ることができなかった。そこで大正九年に同業者一同で県水産試験場に年来の苦衷を訴え事情を陳情したところ、同年に設置されるようになったという⁽²³⁵⁾。

養魚場は木場村より南西三町の位置する民有地一四〇〇坪を借用し造成された。場内は親魚池二区計一三九坪余、稚魚池一五区計一一二

四坪、孵化池一四区計三六坪余、産卵池二区計一二坪からなり、総水面積は一三一坪余に達した⁽²³⁶⁾。

養魚場にはまず採卵用に信州・群馬産の親ゴイが移植された。同年、孵化した稚魚は四六万尾で、養成後、約一万九〇〇〇尾を邑知へ、約二万三〇〇〇尾を河北へ、約二万三〇〇〇尾を今江・木場へ、約三万七〇〇〇尾を柴山へ配布した⁽²³⁷⁾。

餌料には、大正九年には稚魚池に入れてから四週間はみじんこ天然餌料を、その後は焙った米糠・乾蚕蛹・小麦粉を配合したものを使つたが⁽²³⁸⁾、大正一二年には小糠三〇貫・メリケン粉三九貫・魚粕一〇貫・干蚕蛹六貫に⁽²³⁹⁾、大正一三年時には蛹三五貫・メリケン粉八俵・米糠三五貫・魚粕一五貫に⁽²⁴⁰⁾、さらに粟生の増殖場への移転後の昭和一二年には干魛・大麦・干蛹粉⁽²⁴¹⁾、同一四年には前三種と青葉汁の混合に変化している⁽²⁴²⁾。なお、天然餌料の発生のために前年冬季に池底を乾燥させ、四月中に除草をし、石灰を撒布し外敵駆除したあと、醤油粕・米糠・人糞・鰯粕を施肥した⁽²⁴³⁾。

ただし、稚魚のまま放流してもほかの魚族の餌食になる問題が生じた。そこで大正一一年、河北潟では二、三寸まで養成させるため、県水産課の設計で八田村附近に長さ四〇間、幅二〇間の「貯養魚場」の造成計画がすすめられた。施設の材料は郡、労力は八田の組合員が提供した（大正一一年八月二六日「北國」）。『八田の歴史』には大正九年に八田地先に八〇〇坪の養魚場が造られ、まもなく廃止したとみえる。年代は異なるが、「貯養魚場」をさすと想定できる⁽²⁴⁴⁾。

県はさらに内水面での生産量増加をめざしさまざまな事業を展開した。大正一二年六月に、滋賀県水産試験場から食用カエルを交付してもらい、木場養魚場の池の一角を用い飼育試験を開始する⁽²⁴⁵⁾。餌は親カエルには夜間誘蛾灯を点し昆虫を誘引させ、また池の隅に魚屍をおき蠅蛆の発生をはかり、さらにイナゴをとらえあたえ⁽²⁴⁶⁾、孵化当初は藍藻・アオミドロを、養成池へ移したあとは、糠・メリケン粉を与えた⁽²⁴⁷⁾。

また邑知潟では大正一二年に飼付試験が行なわれた。イワシ刺し網漁の隆盛を受け、天然餌料の補給をして生存競争からおきる歩減りを少なくし、また養殖に一般的に用いられる蛹の代替餌料の適応効果をみるため、塩蔵イワシによる餌付けをすすめたのである⁽²⁴⁸⁾。

一方において明治二五年以降、繁殖をうながすために設置されたはずの禁漁区は有名無実化している状況にあった。大正一〇年当時、河北潟の「禁漁場の如きは従来殆ど放任され漁業者でも遊獵者でも勝手に荒し廻つて居る」ため、郡当局は才田・加賀爪・大崎の三か所の禁漁場を改修し侵入できない方法を講じた(大正一〇年五月二九日「北陸毎日」)。

このような漁獲状況の影響もあつたのだろう。県はコイ・ウナギの生産量をあげようと、大正一三年度から一〇年の継続事業で五大潟を対象とする「五湖増殖計画」をたちあげ、初年度だけでの二万四〇〇〇円、次年度から一万五〇〇〇〇円の予算を計上した(大正一三年三月一七日「北國」)。しかし、一方、大正一二年の開墾助成法の成立は潟

をめぐる資源利用の考え方に大きな変化をうながすこととなった。詳細は後述するが、河北潟で埋立計画が進行していた影響を受け、山県知事は潟湖での繁殖よりも埋め立てし農業を發展させることを優先したため、増殖計画は頓挫することとなった(大正一三年一〇月一二日「北國」)。

③ひろがる溜池養魚

潟での増殖計画は頓挫したものの、(増殖の時代)の影響から県内各地ではかつてないひろがりです身近な水面をつかった養殖事業が大正後半から行なわれるようになった。養魚熱のたかまりを示すのが大正一一年に石川県水産試験場が刊行した主任技師・沼田礎助述『鯉の養殖法』(石川県立図書館蔵)である。同書の序文に「近來縣下湖潟沿岸の漁村や或は農村及其他の人々で養魚に興味を抱かる向が非常に増へたと見え屢々其養殖法だとか設備だとか云ふ事を聴てこらるのであります」とあり、養魚を趣味とする人が増加したことがわかる。

さらに各地で養鯉への関心を高めるきっかけとなったのが既述の水産増殖法立案である。県はその動きを受け、いち早く河北郡や石川郡を具体的な舞台にあげ水田を利用した養鯉事業を奨励した(大正一二年七月七日「北國」、同年八月三日「北國」)。そして大正一四年には奨励のため江沼郡水産会と県下希望者にコイ仔五万六二〇〇尾(能美郡二万一八〇〇尾、江沼郡五〇〇〇尾、河北郡四〇〇〇尾、金沢市一五〇〇尾など)を配付した⁽²⁴⁹⁾。

コイ仔増産のため石川県水産会では新たに石川郡押野村か同郡戸板

村のいずれかに二〇〇坪の養魚場を造成する準備をすすめようとした(大正一四年一月一日「北國」、同年一月二五日「北國」)。石川県水産会とは大正一〇年の水産会報法の公布を受けて発足した会で、明治三九年成立の石川県水産組合連合会事業を引き継ぐ活動を行なった⁽²⁵⁰⁾。

養魚場の場所は同年三月初めに野々市駅付近の押野村太郎田に決定し、土地を買収し造成にかかった(三月七日「北國」)。同月末には群馬県高崎より運んだ信州種の親雌雄約二三〇尾を池入れた。五月後半に産卵し、養成後、稚魚を五大湖へ放流した(六月一〇「北國」)。昭和五年にはコイ・ヒゴイ・変ゴイ・金魚・ヒブナ(緋鮒)の人工孵化をすすめ、邑知潟の漁業組合や江沼・能美郡へ盛んに稚魚を配付した(昭和五年五月一七日「北國」)。

養魚熱は高まったものの、水産増殖法で期待された水田養魚は全国的な普及を十分みることはなかった。農林省水産局編昭和二年『水産増殖調査書』にみえる各県の「魚田」成果をみると、ほとんどが池・沼・堤を利用している。水田利用の記載はわずかで、北陸では唯一、富山県が西砺波郡山王村矢部地区で九軒、上新川郡堀川村で一軒、計三万八〇〇〇坪で稲田養鯉を行ない、一五万二〇〇〇尾の収穫量をおび、富山・福井・石川に出荷していたとみえる⁽²⁵¹⁾。

石川県の養殖場も他県同様、池・堤の利用が大半だったことは大正一三年の水産試験場の調査報告「石川県養魚池調査表」からうかがえる⁽²⁵²⁾。同報告によれば、県内の養魚池数は七二か所(表二参照)。

表2-1 養魚池運営主体表

	養魚池数	運営主体							
		個人	共有・区有	青年団	漁業組合	在郷軍人会	信用組合	会社	その他(在郷軍人会など)
江沼郡	2	1						1	
能美郡	18	12	1	1			2		2
石川郡	1					1			
河北郡	7	3		1	3				
鹿島郡	27	3	12	9	2	1			
鳳至郡	12	6	1	5					
珠洲郡	4	4							

※「石川県養魚池調査表」より作成

表2-2 養魚池面積別表

単位:坪

	~100	~500	~1000	~1500	~2000	~3000	3001~
江沼郡				1		1	
能美郡	7	6	2	2	1		
石川郡					1		
河北郡	5				1	1	
鹿島郡	2	5	8	4	1	2	5
鳳至郡	6	6					
珠洲郡	3	1					
計	23	18	10	6	4	4	5

※「石川県養魚池調査表」より作成

造成年はほとんどが大正九年から一二年に集中しており、木場養魚場の造成が設置の契機となったと判断できる。養殖対象は淡水の場合、コイ・ウナギ・フナ・スッポン・ドジョウ、入江など汽水域ではボラ・クロダイなどだった。とくに多いがコイで、次にウナギだった。

地域の特徴をみると、規模の大ききで目立つのが、潟を利用した舟尾・奥原・大津・赤浦など七尾西湾沿岸集落であり、また、数の多さで目立つのが邑知地溝帯（旧鳥屋・鹿島町）である。邑知地溝帯で多くの分布をみせたのはもともと灌漑水利用に山間地に多くの溜池を造成していた関係から、養魚用に活用できたことによる。

内陸部の養魚池の面積は、大正一三年までは旧鹿島町芹川の九〇〇坪が最大だったと想定できるが、昭和に入るとさらに大規模な養魚場が出現する。旧珠洲郡若山村吉ヶ池では同地区の宮前勝光が溜池五〇〇坪と新たに七〇〇坪のコンクリート製の池を造成し、コイ・ウナギの養殖をすすめ、昭和三年段階でコイ四〇〇尾、ウナギ三〇〇尾を放流したという（昭和三年八月四日「北陸毎日」）。

また、溜池や潟以外では、意外にも金沢の市街地・住宅地でいち早く養魚が進んだ。昭和二年には七連隊が宮庭内の一〇〇坪の池でコイ仔三〇〇尾を県水産課より無償交付してもらうほか、邑知潟沿岸の鹿島路からウナギ仔五、六貫目を購入し、養殖を行ない、軍旗祭の料理などに利用しようとしたという（昭和二年七月二三日「北陸毎日」）。

さらにサラリーマンの郊外生活への志向が高まるなか、昭和五年には地元新聞が金沢市泉地区の水田一〇〇坪を購入し、五〇坪を住宅地

にし、残り五〇坪をコイ・ウナギの養殖地とし、餌として誘蛾灯で虫をおびきよせることをすすめた（昭和五年一月九日「北國」）。

各地で養殖が拡大するのにあわせ、密漁があいつぐようになったのだろう。旧鳥屋町良川では青年会が大池・丹後池・新池を利用し、コイ・ウナギを養殖していたが、数年前から漁獲高が減少していたため、夜間監視をしていたところ、鹿島郡瀧尾村井田・最勝講・東馬場などの青少年が釣りをし、井田の不動滝の料理店に売却し遊興費をかせいでいたことがわかった（昭和五年八月一日「北國」）。また今江潟では多数の放流にみあう漁獲がないため調査したところ、沿岸農民が禁止漁具である笠を用い稚魚を漁り、これを自宅の池で養殖し収入を得ようとしていることが判明した（昭和二年八月三日「北陸毎日」）。

大正後半、石川県にとどまらず列島全体に拡大していった養殖池。全国への普及に農商務省の徳久が中心として深くかかわったことを示す資料がある。大正一四年八月に県は江沼郡山中町で水産養殖にかかわる講義を実施した。その講義テキストの表題は「石川県主催講習會水産養殖講義 農林技師徳久三種述」（石川県立図書館蔵）。徳久が直接訪れて講義したかどうか不明だが、このテキストは他県でも同様に用いられ、また入手をもとめる人が多かったのだろう。同年一月には帝国水産会から『農村と養魚』というタイトルで発刊されるのである。

では、具体的に集落ではどのように養魚を行なっていたのだろうか。一例としてかほく市指江で聴取した資料を紹介しよう。同地区は河北

潟に近接するものの、漁業権を持たないため、集落後背地の溜池を活用し養魚経営をすすめた。

「指江や狩鹿野は河北潟に対し漁業権を持たないため、おもに老若を問わず好きな者が集まって、ウガイでフナやイセゴイ（ボラ）をとり、おかずにした程度だった。舟の所有者は狩鹿野にはいなかった。一方指江の場合、地主が稲運搬用のため数艘を持っていたので小作はそれを借りた。

指江の場合、潟漁への志向は薄いが、三〇年ほど前（昭和期の終わり）まで、後背地の丘陵地にあるツツミを使ってコイの養殖を行なっていた。稚魚は五センチほどの大きさで、青年団が富山県の福岡で購入し汽車で運んだ。購入数は二五〇尾ほど。コイをとるのは一月三日の報恩講にあわせてである。一〇月末に水を出す。排水途中、コイをとられないように、堤の上に仮小屋をたて、青年団で夜通し番をした。早朝、堤に入りソウケで二年目のものをすくいあげた。とったコイは集落近くの八幡川をせき止め活かしておく。在所の人たちはコイを楽しみにして、自然と生簀場所に集まり、買った。売れ残ると、福岡へ売った。池にはほかにコブナがたくさんいたほか、ナマズ・ライギョ・ウナギもいた。ウナギは青年団が権利をもった。それらは自然に増えたものだった。養魚による売上は祭りの酒代につかった。」（話者・昭和五年生男性、昭和六年生男性 平成二四年聴取）

ちなみに鹹水域ではカキの養殖試験が大正一四年に赤浦の養殖場を舞台に始まる。垂下式養殖方法の開発といった技術的革新、経済恐慌

の深刻化といった経済的事情を踏まえ導入された。同年の成功をみて、大正一五年・昭和元年には宇出津湾を養成場所とした。利用されたカキは大正一四年が本県産と神奈川県産のマガキで⁽²⁵³⁾、大正一五年が宮城県松島湾産だった⁽²⁵⁴⁾。

周囲から注目を集めるのは昭和八年以降に七尾湾の鹿島郡沿岸で、広島・宮城県産の種苗の養成をはかってからで⁽²⁵⁵⁾、翌九年には「新鮮な地元産がやがて食膳に 七尾湾の移植成功」（一月二日「北國」）、「広島産を凌ぐ能登内浦の牡蠣 養殖に理想的な水質と水温 期待される将来の進出」（九月二日「北國」）、「前途益々有望なる内浦の牡蠣養殖」（一月一七日「北國」）などと新聞がその成功を大々的に報じた。記事によれば、とくに七尾湾内、穴水、長浦。笠志保、石崎各沿岸の成績がよく（一月二日「北國」）、地元だけでなく盛んに海外輸出までされていたという（九月二日「北國」）。

（七）昭和四年～サケマス養殖と水田養殖

①石川県水産増殖場とサケマス養殖

大正後半の放流により昭和初めには、潟漁は、収益が一か年九〇万円に達し、漁師数も二五〇〇人を数えるまでに成長した。しかし、潟漁の隆盛は同時に濫獲を招いた。昭和九年には濫獲などの影響から漁獲量が四分の一に激減したため、県は漁の再活性を期すため、昭和九年から五か年におよぶ繁殖計画を打ち出した（昭和九年一月一四日「北國」）。

このように潟は昭和に入っても重要な繁殖対象水域であったが、昭和以降の新たな動向として注目したいのは、第一に農林省が水産増殖奨励規則を公布した影響で事業の中軸が潟から河川でのサケマス養殖に移行していったこと、第二に県内最大の穀倉地帯の石川郡域で水田養魚が活発化したこと、第三に県内全域での養魚熱のひろがりにより外来種が急速に繁殖域をひろげたことである。

まずサケマス養殖の経緯をみてみよう。石川県の場合、既述のとおり、明治一〇年代に民間主導で行なわれ、また大正元年には県水産試験場がヒメマス養殖を開始したが、いずれも小規模なものであった。本格的な繁殖が期待されるようになるのは大正一〇年に河川での魚族減少が問題視されるようになってからである(大正一〇年七月三日「北陸毎日」)。

実際にサケマス養殖が本格化するのには昭和四年以降。同年、県はサケマス養殖を主目的に手取川二番堤防南側(能美郡粟生村粟生地内)に石川県水産増殖場を設置した²⁵⁶。建設資金は水力電気業者や用水組合からの寄付金及び国庫補助に、敷地は粟生村からの寄付によった(昭和三年三月二八日「北國」)。同増殖場の池の規模は東西三九メートル、幅約一三メートルに及んだ(写真参照)。さらに県は昭和一〇年に石川郡吉野谷村にマス類の増殖のために吉野谷村養魚場(昭和一五年廃止)を設置した。

増殖場が最初に力を入れたのは、アメリカ産河マスで



写真1-1 「石川県水産増殖場養魚池」
『石川県水産増殖場繪葉書』より(個人蔵)



写真1-2 「石川県水産増殖場」施設外観
『石川県水産増殖場繪葉書』より(個人蔵)

あった。昭和四年二月と昭和五年一月、北米産の卵一一九万粒を、太平洋を二週間航し、横浜からは鉄道・自動車で運んだ。孵化養成後、親魚補充用に約五〇〇〇尾を残し、七七万尾の稚魚を手取・犀川・大聖寺川・動橋川(以下「四河川」)に放流した²⁵⁷。また、同年度、手取川中流域で本マスを確保し、旧鳥越村河原山地区を貫流する吉原用水の一部で蓄養・採卵し、増殖場で孵化・飼養し、計二四万三〇〇〇尾の稚魚を四河川へ放流した²⁵⁸。さらに手取川産と北海道根室産の

サケから採卵し、増殖場で孵化させたあと、一七七万九四八〇尾の稚魚を四河川に放流した⁽²⁵⁹⁾。稚魚の運送は本場備え付けの貨物自動車に小アユ輸送でも用いられたズック製水槽を積んで行なった。

サケマス類の餌料にはいずれも最初水練りしたラクトージェンを用い、成長にあわせ裏漉しした卵黄、さらに肉挽器にかけ、すり鉢でつぶした生鮮魚肉と小麦粉の団子などにかえていく方法がとられた⁽²⁶⁰⁾。放流前に与える団子は試験を重ねたのだろう。昭和五年度には肉に麦焦粉・干紗・豆油・米糠・大根汁・肝油を配合させており⁽²⁶¹⁾、また昭和一四年度にはこれらに加え牛豚の肝臓を混合している⁽²⁶²⁾。

増殖場はサケマス養殖のほかに、昭和二年閉場の木場養魚場にかわり潟湖や養魚池用のコイの種苗生産も行ない、また既述のとおり⁽²⁶³⁾、昭和二年度にすでに造成予定地で小アユの池中養殖試験を行なっていた。ちなみに、小アユ養殖は急ごしらえの溜池を急造で行なったため若干の斃死があった。そこで翌年池を掘削し規模を拡大する経過をたどっている(昭和三年七月一二日「北陸毎日」)。

昭和六年の記事によれば、増殖場には三月末で、一四、五万のコイ仔が一号から五号にいたる総計一三〇〇坪の養成池にいて、四月一日より高浜・富来穴水宇出津方面へ、五日より江沼郡へ自動車で運び、払い下げをし、さらに五月以降、新たにコイの採卵孵化にとりかかり、三寸ほどに成長する九月一日頃から二〇万尾を五大湖へ放流する計画だったという(昭和六年三月二九日「北國」、同年九月三日「北國」)。

昭和七年になると、成長した河マスが本流をさかのぼった支流でみ

つかるようになった。同月七月の記事は「放流した米国鱒 各川で盛んに蕃殖」という見出しで、大聖寺川支流の大谷川や手取川支流の藤谷川・平谷川で一尺以上の河マスが漁獲できたと報じられている(昭和七年七月二二日「北國」)。

さらに九月の記事には支流で漁獲した河マスに他種との交配が生じていると報じた。記事によれば、放流した河マスは手取川の源流筋にあたる直海谷、瀬波、尾添の各支流、大日川筋平谷、虎谷、藤谷、須納谷でも捕獲され、とくに直海谷の繁殖が顕著にみられた。これら支流での漁獲物をみると、在来のイワナとの合いの子が六割をしめ、地元の漁業者は変わった種類のイワナが増えたと喜んでいたという。また、鶴来町の料理屋であつかうイワナにも合いの子がみつかっていたという(昭和七年九月一日「北陸毎日」)。

②金沢平野の稲田養鯉

先に報告したとおり、水産増殖法立案当時、水田養魚の関心がたかまったものの、家レベルの経営にまで普及しなかった。停滞状況を変えざる契機となったのが、太郎田養魚場や栗生の県水産増殖場の設置だった。石川県水産会運営の太郎田養魚場の活動報告によれば、昭和五年に石川郡において組合を組織し卵を配付し稲田養魚をすすめる計画がたちあがったため、約五〇万粒を分譲したとみえる(昭和五年五月一七日「北國」)。

同年、県水産増殖場でも養殖拡大をすすめるため積極的なサービスを展開した⁽²⁶⁴⁾。コイ仔の払い下げの利便性を高めるため、県内の各

駅や県会議事堂前・役場前などに臨時配付場所を設け、本場備え付けの貨物自動車で運ぶサービスを行なったのである。稚魚の運搬にあたっては、長径約五〇センチ、短径約四六センチ、深さ二〇センチの楕円形金魚桶に水を二センチはり、そこに一〇〇尾から一五〇尾を入れて、五段重ね一組にし、到着後は各希望者携帯の容器に移した。

昭和五年の県水産増殖場のコイ仔の払い下げ表によれば⁽²⁶⁵⁾、払い下げ人数は計一九三人。内訳は能美郡七五人、石川郡四一人、鹿島二三人、羽咋一六人、江沼二人、河北二人、鳳至一人、金沢三人、珠洲一人である。大正一三年の「石川県養魚池調査」結果では養魚実績は石川郡が一団体しか認められず能登地方に集中したが(表一参照)、昭和五年頃には加賀北部が民間養魚の中心舞台となったことが判明する。

またこのときの払い下げで注目すべきは配付先が山間部・平野部にとどまらず、金沢・七尾の市街地や美川・金石などの湊町にまでひろがっている点である。たとえば金沢の場合、中心市街地の穴水町の第一高等女学校、諸江町の日本紡績株式会社金沢製糸場、長町の個人へ配付している。当時、養魚は農家の副業という枠組みを超え、趣味と実益をかねた事業としても受容されていたことがわかる。

養殖水面の種類をみると、養殖池が一七万九千五百坪、溜池が六万三千〇五五坪、水田が七三二〇坪であり、いまだ溜池が主流なもの、水田の活用増大を確認できる。ただし稲田養魚の実施地域は平野部の石川郡では柏野村程度であり、目立つのは白山麓の鳥越村、吉野谷村、

石動山麓の鹿島郡越路村、鳳至郡町野村である。つまり、石川県の水田養魚は、まず溜池養魚の経験を踏まえて、山麓の斜面に造成された棚田を活用しひろがったと想定できる。

県内最大の平野域である石川・能美両郡に稲田養魚が普及するには石川郡の松任農学校の活動を待たなければならなかった。同校は、昭和六年に深刻な農村疲弊を打開する捷徑は副業にあると考え、その候補として養魚の効果を研究するために荒廃実習田を利用し養魚場を造成した。造成工事は同年一月に全生徒によって一〇〇坪の田地を掘削し完成させ、翌七年四月九日にコイ仔一〇〇〇尾を池入れた。同年一月二八日に担当教諭が成長を調べたところ、平均三〇〇目に成長した。使用資金はわずか五〇円余りだが、これを市場に売却した場合、六〇〇円の売上げが見込めると効果を評価した(昭和七年一月二日「北國」)。

報道は、各方面にセンセーションを起し、不況にあえぐ農村各地から格好の副業として照会があいつぎ(昭和七年一月九日「北國」)、さらに同年秋に水産増殖場には稚魚の申し込みが殺到し、あまりの希望者数に全員に応じることができないほどの人気の急騰をみせた(昭和八年一月二〇日「北陸毎日」)

とくにもともと養魚が盛んでない分、石川郡での盛り上がりが大きかったのだろう。昭和八年八月一日には石川郡養魚組合が発足し、親魚・魚苗・魚卵・飼料の共同購入や生産物の販路拡張を促そうとした(昭和八年八月一日「北國」)。

新聞からは増殖場とあわせ太郎田養魚場も金沢平野での養魚普及に大きく貢献したことがうかがえる。昭和十一年六月に石川県水産会が水田用のコイ苗及び二年生の金魚などを十五日から十日間の間に石川郡太郎田養魚場で配付するという新聞広告がみえる（昭和十一年六月一〇日「北國」）。

昭和七年以降、石川郡に水田養魚がひろがった直接の背景には、増殖場・養魚場の設置や農学校による水田養魚の啓蒙があつたわけだが、間接的にはそもそも養魚に適当な水田環境が耕地整理事業によって早くに整備されていたことを指摘できる。

やや古いが、県内の大正四年段階の整理進捗状況をしめすデータによれば、石川郡の工事の認可地区数は計一五六か所、面積は約九八一町で、他の郡の数倍に及んでいる²⁶⁶。つまり、石川郡は県内でも耕地整理の最先進地域であつたのである。区画や用水環境が整つた水田は、湧水やかけ流しに用水を依存する能登や白山麓の棚田に比べ、はるかに養殖管理をしやすかつたと想像できよう。

③〈外来種〉の発見

大正九年以降能登半島を中心にひろがり、そして昭和初期には加賀北部地方にまで拡充をみた民間の養魚事業。県内一円への養魚池の分散は企図せぬ生物の繁殖をもたらすこととなつた。

そのひとつが米国産の食用カエルである。既述のとおり、大正二二年六月に滋賀県水産試験場より公布を受け、木場養魚場で飼育を開始する。その後一部が木場潟へ逃げ出したことや、数年後には県内各地

に無償配付したなどがきっかけで繁殖域を徐々にひろげていった。

その拡大経過をたどると、大正一四年六月には木場潟内で、大正一五年に邑知潟で（昭和五年七月一三日「北陸毎日」）、昭和二年七月には羽咋郡下甘田村米浜地内の鎌池で（昭和二年八月三日「北陸」）、昭和八年七月には金沢市梅沢町の古池で（昭和八年七月一四日「北國」）、昭和九年三月には能美郡根上村浜開地方の水田・水溜で（昭和九年三月四日「北國」）、昭和九年五月には河北郡高松町横浜の御手洗池で（昭和九年五月二五日「北國」）、昭和一五年八月には浅野川小橋附近で（昭和一五年八月一〇日「北陸毎日」）、その存在が話題となつた。

新聞で報じられた地域は、鹿島郡水産会が鹿島路村の養殖池に放したカエルが逃げ出した邑知潟の事例以外、気づかないうちに繁殖したものだつた。つまり大正一二年に加賀南部に移植してから約一〇年余のちには能登南部に、さらに昭和一五年頃には金沢の中心市街地まで棲息域をひろげるようになったのである。結果、収益方法は、計画的に養殖し出荷するのではなく、自然に繁殖したものを採取売買する方向へ移つた。

終戦後にはとくに柴山・今江・木場各潟一帯で採取できたという。結果、潟縁沿岸集落では手つ取り早い副業となつていったのだろう。農家の取引先となつたのが柴山潟縁の片山津の橋本伊太郎であつた。昭和二三年には橋本のもとへ米国輸出用の食用カエルの注文が京都の食糧品会社より毎日三〇〇貫あり、一貫あたり一〇〇円の収入になつたという。（昭和二三年七月二三日「北國」）。その後も高い需要があり、

昭和二六年には食用カエルが高騰したことを受け、各地で濫獲がすすんだ結果、カエルの数がめっきり少なくなった（昭和二九年七月六日「北國」）。

もうひとつの生物がウチダザリガニである²⁶⁷。県内でその存在がひろく知られるようになるのは昭和十一年。当時の新聞に「蟹か蝦か罷り出でたツゴ極まる姿」という見出しで、その姿が写真で紹介された。記事によれば、昭和三年に羽咋郡東土田村館開の山岸善雄が親を七匹仕入れたが、うち一匹だけが生き残ったので、これを繁殖しようとして苦心し成功したという。昭和一〇年には親一〇〇匹から一三〇〇匹が生まれ、さらに昭和十一年には五〇〇〇匹となったことで、稚ザリガニを全国各地へ分譲し、台湾・奉天にまで売りだすようになった（昭和十一年五月二十九日「北國」）。

養殖場の状況については昭和一三年に郡農会技師が山岸家を視察したときの報告がある。それによれば、施設は六間に三間、三間に四間規模の池七、八か所からなり、親ザリガニ一〇〇〇匹を飼育し、愛玩用に各都市や朝鮮・満州からの注文に応じていたという。値段は親ザリガニが一匹一円、稚ザリガニが二五銭で、昭和十二年に一〇〇〇万の収入を得ていたという。この繁盛ぶりをみて、技師は地方一般の副業として普及する期待をよせた（昭和十三年二月十九日「北國」）。

当時は副業資源として期待されたザリガニだが、戦後、その価値が急転する。きっかけは昭和二六年に邑知潟周辺でザリガニによる約五〇〇〇石減収の水稲被害が生じたことによる。住人によれば、邑知潟

周辺でザリガニが見つかったのは終戦後で、東京あたりで愛玩用に飼育されていたものを持ち込んだのが繁殖の原因でないかと噂されたという（昭和二六年六月一日「北國」）。ザリガニの駆除のため鹿島路村では六月二六日から捕殺のため一匹二〇銭で買い上げ、また棲みかの穴へ石灰窒素を撒いた（昭和二六年六月二十七日「北國」）。

さらにもうひとつの生物が雷魚である。雷魚が目につくようになったのは昭和一〇年。同年六月ころから邑知潟に黒褐色斑点をもつ魚が捕獲されるようになったため、県の水産技師に調べて貰ったところ、満州方面に産する雷魚と判明した（昭和一〇年九月十八日「北國」）。

移入経路については邑知潟へ放流したウナギ仔に混入していたと言われていたが、調査の結果、二、三年前に鹿島郡鹿島町武部の某漁業家が台湾から仔魚を持ちかえり養殖したのがきっかけと判明した（昭和一〇年九月二十五日「北國」）。

捕獲当初から「小魚の敵」とその繁殖を憂慮する声があったが（昭和一〇年九月一二日「北國」）、報道がされた秋頃、千路漁業組合に各方面から注文や照会が集まった。新聞の見出しにも「一躍して町の人氣物」「素敵にうまいと大歓迎 前途有望視さる」と、その資源利用を期待する言葉が躍った（昭和一〇年九月一七日「北國」）。

しかし、その後、すでに繁殖が問題化していた淀川水系の神崎川の例もあって、地元住民は放置させることはできないと、駆除の方策を協議したが、そのうち冬季になり雷魚は冬眠してしまった。翌年春にふたたび繁殖するようになったが、市場の取引はなく「持て餘しもの」

となつてしまつた(昭和十一年七月一日「北國」)。同年の秋には「持て余しもの」は邑知潟にとどまらず県内各地に棲息域をひろげていったようで、昭和十一年一月には鹿島郡和倉町奥原潟で雷魚が釣りあげられ、附近漁師たちは潟の魚族が絶滅するのではないかと頭をかかえた(昭和十一年一月二〇日「北國」)。

厄介視された雷魚の評価が変わるのは昭和十三年。春以降、海面での漁獲量が減少し、また勤儉貯蓄の気風がたかまることで、低価格な雷魚が再注目され、秋ごろから刺身に向くと好まれるようになった。漁師たちは一日一隻あたり一〇円の水揚げを得たという(昭和十三年九月一日「北國」)。

また県水産試験場では昭和十三年度よりゴリ・ヒコ・モロコ佃煮、河マス・カワギスの粕漬け、フナ甘露煮、青草介の缶詰などの加工試験をすすめるなかで、雷魚の価格をあげるために雷魚魚団缶詰の製造をすすめた⁽²⁶⁸⁾。また魚皮が硬質なことに着目し、下駄の皮鼻緒の代用品とすべき研究をすすめたが、労力に比べ価格が上がらないことなどから中止した(昭和十三年九月一日「北國」)。おそらく全国的にも当時、このような雷魚の加工事業の着手は類例がなかったのではなからうか。

皮革開発の研究は中止したものの関係者は光明を見出していたのだろう。その後、魚肉の加工精製と魚皮の皮革代用のため、羽咋郡水産会と石川県水産試験場美川水産分場の斡旋で六月に「中央水産試験場」(農林省水産試験場か)に研究を委託したところ、魚皮のなめし方法

に化学的な工夫を加えることで皮革代用品としての利用の用途がたつたため、中央試験場からも大量の注文が入った(昭和十三年一月十日「北陸毎日」)。

この成果を受け、住民は皮革開発に大きな期待をよせた。同年一月には鹿島路役場が雷魚の剥皮加工講習会を開催している(二月六日「北國」)。翌一四年の春には冬眠からさめた雷魚を目当てにした延縄漁が活況をみせ、一日一隻あたり二〇余貫の漁獲をみせた。雷魚は一貫一円で取引され、金沢・名古屋・東京方面へ運ばれた。運搬にあつてはほかの魚種と異なり離水後四、五日間生きていることも利点とされた。ただし、県の水産課技師はヒゴイ・ウナギの稚魚を食つてしまう厄介者とし、また「中央水産試験場」の皮革研究の成果も感心できるものでないと厳しい意見を新聞紙上で語っている(昭和十四年四月二十二日「北陸」)。

石川県の内水面へ海外から導入された外来種はこれまで明治四一年のドイツ産カワゴイや昭和三年の米国産河マスがあつたが、生態系を意識した発言はかつてなかった。この点、雷魚の繁殖は人々にはじめて棲息生物を外来種と在来種、害魚と益魚という区分をもつて意識させる画期、さらにいえば生態系概念につながっていく自然観をいだかせるきっかけとなつた出来事だったといえよう。

四 まとめにかえて

―対抗策あるいは懐柔策としての養殖―

以上、戦前期までの養殖事業の経過をみてきた。全体の流れを俯瞰しやすいうちに、事業対象となった水産物を潟湖・内湾・河川にわけ一覧化したのが表三である。生産量・収入を視野にいれて重要度を検証する必要があるが、時代の趨勢を把握することはできよう。

注目すべきは潟をめぐる事業の継続性と多様性であろう。里山・里海・里湖という言葉の多用ぶりからうかがえるように、とかく、歴史・民俗系の生業研究は生物多様性に満ちた所与の自然と沿岸住人の継続的・安定的な関係を描くことに主眼をおきがちだが、この表から人々が生業資源としてきた自然とは決してそのような視点では描けないことが明らかだろう。

つまり、実験を基本とする全国各地での水産研究の進展と情報交流、自動車や鉄道による種苗輸送の技術革新、食糧増産をめざす国からの指導と莫大な資金分配、先進的な発想をもつ地元有力者や有能な試験場技師の牽引力をもって、市場に適応した生態系を柔軟に再構築しつづけてきたのが近代における潟と人々の関係性の本質なのである。

最後にまとめにかえて注目したいのは事業対象水域の変質である。表から明らかのように昭和以降、舞台の中心は明らかに潟から河川へ移行している。なぜ潟は対象水域から後退していったのだろうか。

背景には、潟をめぐる資源観の変質があった。つまり、国/地域は

湖沼に対し有益な漁業資源としての構築をめざす一方において、大正三年の耕地整理法の改正、大正八年の開墾助成法交付の影響で農業資源としての開発もめざしていったのである。とりわけ、大正後期においては、既述のとおり、水産増殖においても国・県は力を注いでおり、列島各地の湖沼は、歴史上、きわめて特有の開墾状況にあった。

開墾と増殖という相反する生産理念/政策の間で国・県・企業・地域住民は潟をめぐるどのような動きをみせたのだろうか。おもに大正後期以降の邑知・河北・柴山各潟の動向を追跡しよう。

(一) 邑知潟

県・水産会による五大潟における増殖計画の流れを受け、鹿島郡水産会は大正一三年、三か年で潟縁に親魚池・産卵池・孵化池からなる一―二四坪の大養魚場を造成する計画を打ち出した(大正一三年四月一二日「北陸毎日」)。しかし、この計画は頓挫する。同時期に潟の排水対策事業がすすめられ、昭和四年に完成をみたからである。

その経緯について『羽咋市史』などは、大正一二年に邑知潟沿岸の集落が耕理組合を設立し、県へ水害対策の陳情を重ねたことで、県は事業実施を決めたと記すが、実際はそう単純ではない⁽²⁶⁹⁾。

五大潟のいずれにおいても沿岸耕地への水害は久しく問題となっており、その対策として排水事業は重要な課題となっていた。事業着手の直接のきっかけは大正一二年に農商務省耕地整理課が富山・石川両県の用排水調査をすすめたことにある。担当した技師は石川県の五大

表3 事業対象水産物表

養殖年度	湖(瀨田・水田等)													海										河川							
	コイ	ウナギ	ホウゴウ	カマツカ	シロウオ	カマツ	ホウ	ヒメ	アサギ	アサ	ヒメ	食用	シジ	真珠	カキ	ハマ	サト	トリ	シ	タ	ナ	イ	ア	エ	ヨ	フ	ア	ニ	ホ	河	
明治13	○																														明治13年度勸業年報
明治15	○																														明治15年度勸業年報
明治19	○																														明治19年度勸業年報
明治20	○				○																										昌報1199
明治21	○																														明治21年勸業年報、官報672、報告(魚)
明治22	○																														明治22年勸業年報、昌報1192、報告(魚)
明治23	○																														明治23年勸業年報、報告(魚)
明治24	○																														明治24年勸業年報、報告(魚)
明治25	○																														明治25年勸業年報、報告(魚)
明治26	○																														明治26年勸業年報、報告(魚)
明治27	○																														明治27年勸業年報、報告(魚)
明治28	○																														明治28年勸業年報、報告(河・魚)
明治29	○																														明治29年勸業年報、報告(河・魚)
明治30	○																														報告(河・魚)
明治31	○																														水産会誌3号-14D、報告(河・魚)
明治32	○																														報告(河・魚)
明治33	○																														水産会誌1号4D、報告(河・魚)
明治34	○																														報告(河・魚)
明治35	○																														報告(河・魚)
明治36	○																														明治36・38年度業務報告、報告(河・魚)
明治37	○																														明治37・38年度業務報告、報告(河・魚)
明治38	○																														明治37・38年度業務報告、報告(河・魚)
明治39	○																														明治39・40年度業務報告、報告(河・魚)
明治40	○																														明治39・40年度業務報告、報告(河・魚)
明治41	○																														明治41・42年度業務報告、報告(河・魚)
明治42	○																														明治41・42年度業務報告、報告(河・魚)
明治43	○																														明治43年度業務報告、報告(河・魚)
明治44	○																														明治44年度業務報告、報告(河・魚)
明治45	○																														明治45・47年度業務報告
大正2	○																														大正2年度業務報告
大正3	○																														大正3年度業務報告
大正4	○																														大正4年度業務報告
大正5	○																														大正5年度業務報告
大正6	○																														大正6年度業務報告
大正7	○																														大正7年度業務報告
大正8	○																														大正8年度業務報告
大正9	○																														大正9年度業務報告
大正10	○																														大正10年度業務報告
大正11	○																														大正11年度業務報告
大正12	○																														大正12年度業務報告
大正13	○																														大正13年度業務報告
大正14	○																														大正14年度業務報告
大正15	○																														大正15年度業務報告
昭和2	○																														昭和2年度業務報告
昭和4	○																														昭和4年度業務報告
昭和5	○																														昭和5年度業務報告
昭和6	○																														昭和6年度業務報告
昭和7	○																														昭和7年度業務報告
昭和9	○																														昭和9年度業務報告
昭和12	○																														昭和12年度業務報告
昭和13	○																														昭和13年度業務報告
昭和14	○																														昭和14年度業務報告
昭和15	○																														昭和15年度業務報告
昭和16	○																														昭和16年度業務報告
昭和17	○																														昭和17年度業務報告

※1 報告は『石川県湖沼内陸水面利用調査報告』今江・木場編、河北編、邑知編各巻、勸業報告は『石川県勸業報告』、『石川県史資料』各巻収録、業務報告・事業報告・業務概観などは『石川県水産試験場業務報告』類をさす。大正10年データは『石川県水産研究のあゆみ』に、昭和15年～17年度データは石川県水産総合センター所蔵文庫による。

※2 事業主体は、明治37年以前は民間(漁業組合など)、同年以降は県である。

※3 左の年は、明治37年以降は年度にあたるが、明治36年以前については一部歴年計算である。

潟の調査をすすめ、邑知潟が最も工事が容易であり、かつ経費も比較的にからないと判断を下した（大正一二年六月一日「北國」）。

この調査結果を踏まえ、県は翌一三年度からの事業実施を計画したが、経費負担の問題から地元の合意形成は順調になされなかった。ようやく地域がまとまるのは大正一三年三月に耕地整理組合が結成されてからである（大正一三年三月二日「北國」）。とりわけ、同年におきた潟沿岸の塩害は旧来工事を反対していた住人にも事業の必要を納得させる要因となったという（大正一三年九月一日「北國」）。

この事業に反発しつつけたのが潟漁に依存してきた千路地区であった。水門を設置すれば数年を経ずして魚族が絶滅し漁民は生計の途を失うと反発し、耕地整理推進派に対し、二十日前後二〇日間に限り水門を閉鎖すること、その期間外で水田へ塩害が生じた場合のみ水門閉鎖を認める等を受け入れ条件として提示した（大正一三年十月十七日「北國」）。また昭和二年には魚族減少の保障として二万一〇〇〇円を提供するよう陳情したりした（昭和二年八月三日「北國」）。

大正一四年二月に排水河川の羽咋川改修と潮止水門の設置からなる事業計画が決定し、新年度より工事にとりかかった。昭和二年には水門が設置されたため、竣工前にすでに潟の生態系に大きな変化が生じるようになった。昭和二年九月、千路漁業組合は県商工水産課へ、ボラ・ウナギ・セイゴがとれない、淡水が多くなり水草が繁殖したため網が打てない、水が赤く混濁しているなどと訴えている（昭和二年九月三日「北國」）。

漁業の先行きへの不安もあったのだろう。昭和二年七月に、千路・鹿島路両漁業組合は古くからおこなってきた金魚養殖の強化をはかろうとする。昭和二年当時の養殖従事者は千路が四〇戸、鹿島路が二五戸で、年産額は三万円に達していた。従来、稚魚を大和郡山や愛知県弥富から仕入れ養成していたが、そのコストを節減させるため、県水産課へ人工孵化事業を開始すべく指導と補助金下付を願い出たのである（昭和二年七月二日「北國」）。

孵化の成功の事実は確認できないが、その後も金魚養殖に力を入れ、昭和六年には二〇万尾の生産をあげ県内一円の需要をまかなうまでになり、漁業組合はさらに海外輸出を意気込んだ（昭和六年六月一三日「北國」）。

昭和二年にはすでに潟環境の変質・魚族の減少が問題視されていたが、まだ漁業組合側は淡水魚類の増殖をはかることで潟漁を維持できると望みをもっていたのだろう。水門工事による保障として、千路・鹿島路両漁業組合は魚族増殖設備の設置をもとめた。県はその造成費用を国庫補助に依存することとしたが、昭和四年八月、国庫補助の取り消しの情報が入った。県と漁業組合の間で激しい折衝があったものの、翌年には農林省より各二〇〇〇円ずつの補助金交付を受け、昭和五年三月末に三万坪の養殖池を造成することになり、組合ではコイ・ワカサギの孵化事業も積極的にすすめることとした（昭和五年四月九日「北國」）。

県も増殖の支援を積極的にはかり、昭和五年五月には千路・鹿島路

各漁業組合に四〇〇万粒ずつのコイの卵を無償で配布し⁽²⁷⁰⁾、昭和六年一月には従来棲息していなかったヒガイを放流した。ヒガイは同年四月頃には二、三寸までに成長をみせ、組合では豊漁に期待をよせた（昭和六年四月一日「北國」）。

潟環境がかつてない深刻な事態に陥ったのは翌七年であった。同年三月の新聞は「邑知潟の漁獲 今や全く見込みなし 沿岸民等生活の途全く絶え 前途憂慮に堪えぬ」と漁獲皆無となるとともに藻が異常な繁茂をみせ船が出せない現状を伝えた（昭和七年三月一六日「北國」）。藻の繁殖により、漁具・漁船の利用が困難となるとともに、水温低下により微生物が減少し魚族が棲息困難となる状況となったのである。

この事態を県も農林省も深刻に受け止め、同年五月二八日には農林省水産局の徳久三種技師と県水産課技師が現地調査をすすめた。徳久技師は水藻の繁茂に驚き、「もうこうなつてはあの繁茂した藻を刈るよりほか方法はありません。ドイツなどでは既に除草機によつて除去し相当効果をあげてみます。邑知潟なれば發動機船による除草機でやれば一週間で一わたり刈りとることが出来る」とし、除草後、コイ・ウナギ・フナなど純淡水魚類の増殖につとめるべきとコメントをよせた（昭和七年六月四日「北國」）。

このような問題は当時、各地で起き、徳久が対応にあたっていたのだろう。後年、徳久は農林省が肥料問題解決の一助と浅海増殖水面の開拓のために昭和七年、滋賀・宮城・石川三県が率先して除草機を製作したと回顧している⁽²⁷¹⁾。

藻に覆われた潟をみた漁師たちの衝撃は大きかった。昭和七年七月の記事によれば、千路区の漁民のなかには漁をあきらめ出稼ぎに出る者が出たり、また同地区青年たちは越路野村大森三郎平の斡旋で、駅付近の元織物工場跡に能登絹織物会社を設立し、織機六〇台、女工六〇名を雇い操業をはじめたりしたという（昭和七年七月二九日「北國」）。漁が改善するかにみえたのは九月にさしかかろうとした時期だった。七年八月末には、毎年、放流していたウナギが成長をみせ、一日二、三〇〇尾の漁獲をあげるようになった（昭和七年八月二四日「北國」）。また二年後の昭和九年四月には、昭和五年以来放流をすすめていたコイの漁獲が好成績をみせたことで、さらに千路・鹿島路漁業組合は水産増殖場の援助を得て諏訪湖産の真エビ、滋賀県琵琶湖産のシジミ、ウナギの移植をすすめた（昭和九年四月一六日「北國」）。

また別の方法で水産収益を得るため、越路野村千路水産補習学校ではフナやモロコの佃煮を加工製造し「千路名産甘露煮」として同校生徒が河北・羽咋・鹿島各郡を行商販売にまわつたという（昭和八年二月二日「北國」）。さらに、既述のとおり、このような環境激変のなかで雷魚が新たな水産資源として注目を集めるようになっていた。

一方、県側は生態系のあまりの変質に潟漁の将来にもはや見切りをつけていた。県は地元と協議の末、昭和七年七月に最善の解決方法として潟内を干拓し、漁民をして農業を兼ねさせる結論にいたつた。干拓は昭和一〇年度に完成し、越路、村に三五町歩が配分された⁽²⁷²⁾。

その後も千路・鹿島路の漁民たちは残された水面で漁を続けていた

だろうが、漁獲量は不安定であった。昭和二二年以降になると、「羽咋川の水門が祟り邑知潟の魚類激減す 豫想以上にひどい被害に」(昭和二二年六月一日「北國」、翌一三年には「邑知潟に水藻密生 魚の繁殖は絶望 ギヤング雷魚のみ増えて」昭和一三年八月一日「北國」と、ふたたび「絶望」的な不漁を伝える記事が目につくようになる。

生計を漁にもはや依存できなくなった千路・鹿島路住人が潟に見出した新たな資源こそが水草だった。肥料が不足していた当時、邪魔者だった大量の水草を肥料として活用する機運が高まっていったのである。水草の刈り取りに役立つたのは徳久が導入を推奨した除草機だった。昭和七年の徳久の視察から七年後、昭和一四年に農林省と県からの助成金三四〇〇円で新潟県沼足製作所の除草機械船を購入した(昭和一四年一〇月二〇日「北國」)。

水藻の肥料化を本格的にすすめるため翌一五年一月に県の技師らが現地で指導にあたった。昭和一五年一月の新聞にはこのときの様子が「肥料飢饉時代の寵児 邑知潟の水藻が颯爽と登場」と報じられ、その価値がひろく知られるようになった。生産・販売体制をかためたため同年二月には越路野・鹿島路両村が採取組合を設立しようとし(昭和一五年二月六日「北國」、また四月には県、地元の漁業組合・産業組合が連携しながら肥料化をすすめる対応をとった(昭和一五年二月一三日「北國」)。

(二) 柴山潟

大正二年、柴山潟沿岸の水害対策として潟から日本海に通ずる排水路を柴山潟水害予防組合が開削した。これにより、水害は減少したが、約一六町歩の田畑が原野山林に化し、村内の飲料水が枯渇し、生活が困窮したことで、一〇数家が離村する事態が生じた。事態を打開するため、篠原村笹原・笹原新の住民は一二万円余りの予算を投じ、荒廃した土地の整理をすすめるとともに、排水路の水利権を得て、一七町歩の耕地を得ることができた(昭和八年三月二六日「北陸毎日」)。

昭和七年、住民が苦難を経て権利を得た排水路を、京都市伊藤政一を代表とする企業家たちが養殖場として利用しようと計画した。しかし、排水路の水利権をもつ篠原村耕地整理組合は養魚場工事により用水利用が困難になると反対した。このような対立状況にあったものの、平賀県知事は休職にあたっての置き土産として幅一二間半、延長八九〇間の水域のうち四分を灌漑用に、残り六分を養魚用に利用することで起業家へ許可を与えた(昭和七年七月二日「北陸毎日」)。

翌八年三月二四日、篠原村村長は養魚場の工事に関して耕地整理組合の権利を侵害するものとして県に陳情(昭和八年三月二五日「北陸毎日」)。また同日、県当局が傍観姿勢にあることを問題視し、地元の青年会館に区民一〇〇人を集め区民大会を開催し養魚場設置反対のため近日中に区民大挙して出県・上京して運動することを取りまとめた(昭和八年三月二六日「北陸」)。

複雑なのは、灌漑利用をもとめる村側と養魚場利用をもとめる企業側という単純な対立図式に収まらなかったことである。企業側によれ

ば、区の青年の間には大いに賛成する者もいたという（昭和八年三月二十六日「北陸毎日」）。

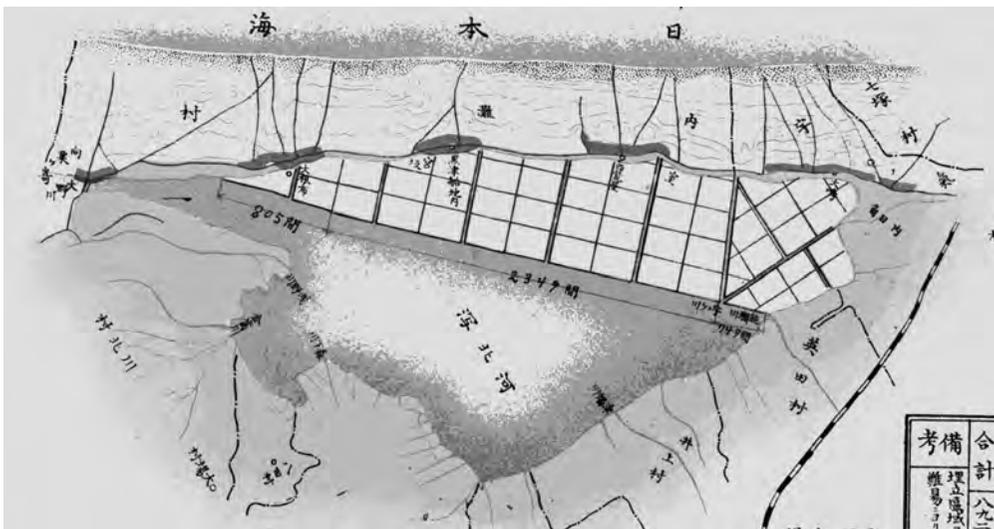
(三) 河北潟

宇ノ氣村出身の県会議員上野寛一は河北潟埋立のため大正五年から西部沿岸の漁民への同意をもとめる活動をはじめ、翌六年五月、事業出願の意向を記者発表した（大正六年五月二十八日「北國」）。

大正七年に上野がまとめたと思われる『石川県河北潟埋立事業趣意書』（個人蔵）にそって事業の概要をみよう。総資金は一五〇万三九九〇円、成反別は七七二町七反四畝二七歩。旧内灘村側を埋め立てようとしたのは砂丘の土砂を使えば運搬が極めて便利であり、かつ純粹な砂なので工事は容易であるという理由からだった（図参照）。

その目的は内灘村・宇ノ氣村が土砂堆積により潟の水深が浅くなり内水面の漁獲がへり、また海ではかつてのように小イワシの漁獲量が見込めなくなり、そのため北海道に出稼ぎするものの口を糊するに足らないという疲弊状況に陥っていることを危惧してである。興味深いのは埋め立てを正当化するために河北潟干拓の歴史的必然性を以下のように語っていることである。

「二百四十餘年前 稀觀の明君前田綱紀卿墾田を拓きて以て範を示され之を後にしては六十數年前一代の偉人錢屋五兵衛氏湖面を填むるの計を樹て以て訓を遺せり。明君の遠慮已に民人の生存を資け偉人の壯圖已に遺利の所在を訓ゆ。後人宜く之に倣ひ且順ふへし」



図「石川県河北郡内灘村宇ノ氣村英田村地先河北潟水面埋立平面圖」

大正7年『石川県河北潟埋立事業趣意書』（個人蔵）収録

既述のとおり、反対運動を展開した住民側は前田家によるシラウオ移植伝承を持ち出し、埋め立ての非を追求した。つまり、反対する双方が、いずれも前田家の威光を持ち出し自らの正統性を保持しようとしたわけである。

上野は大正七年十一月に内務省土木技監の近藤博士を訪れ、事業の意義を説明し、近藤の援助を確約してもらっている(大正七年一月三日「北陸」)。近藤博士とは邑知潟の用排水工事調査にかかわった、石川県出身の工学博士近藤仙太郎の可能性があるが(大正一二年八月八日「北國」)、現職とすれば近藤虎五郎だろうか。国への根回しから一年後の大正八年一二月月上旬、県は上野寛一外一四名の発起を受け、河北潟の公有水面埋め立ての認可を国に申請する。(大正九年一月一日「北陸」)。

沿岸住民との対立が顕在化するはこの申請をもってであった。この動きを知った沿岸漁民は河北潟水害豫防期成同盟を設立し、沿岸漁業組合とともに反対運動を起こそうと、大正九年一月五日に田丸町専光寺で決起集会をおこなった。参加者は一五〇〇余名を数えた。反対理由には「沿岸の水田に多大な被害を及ぼす」「淡水魚族の絶滅を見る為数千の漁業者は失業する」などをあげた(大正九年一月九日「北陸」)。

その後反対運動は県下漁業者・水産業者をまきこみ大規模となり(大正九年八月一日「北陸」)、さらに五大潟関係者を連携させた新たな組織を生み出すこととなる。大正九年九月に湖潟水産研究会が創立。同会は干拓推進の風潮が強くなることに脅威を感じ、「積極的に水産物

の保護を爲し尚進むで在來の魚族又は新規の適種魚族を養殖し以て其の生産を増加して當業者を利すると共に他面水産業者外の者をして潟の水産を目的外に利用せむとする野心を發し能はざらしむるため」に漁業者を会員として設立された会であった(大正九年九月二日「北國」)。

とくに潟漁への依存度の高い八田地区は反対姿勢が強く、大正九年以降、埋め立て計画の進行を阻止するため、八田村漁業組合と粟ヶ崎漁業組合は共同施設として、随意、生きたまま魚を出荷するための「貯魚場」(蓄養場)を設置することとしたり、また同年より漁師たちは自費でコイ仔の放流をはじめたりするなど、各種事業を展開させていった(大正九年九月一日「北陸」)。

このような反対運動が功を奏したのだろう。埋め立ての認可がおりたものの、事業を經營しようとする企業が現れず、計画は中止となり、大正一二年三月一日に期成同盟会は解散した。解散式で会長は「河北潟は吾々沿岸民の獨占物であつてその利用に關して決して他の何者の覬覦をも許さない」と演説した(大正一二年三月三日「北國」)。

それから約八年後、ふたたび「干拓」計画がだされた。昭和五年、県は失業者対策として河北潟を干拓し一五〇〇町歩の水田を造成する計画を出した(昭和五年三月二〇日「北陸」)。背景には、内灘村の漁民が北海道・山口県・北朝鮮へ出稼ぎ漁に出かけていたが不漁が続き、安定した農業経営への転業を希望していたことがあった(昭和五年一〇月一三日「北陸毎日」)。潟の西岸の地域振興を目指した点、実質、上野寛一の埋立計画の流れに位置する事業であった。

計画に対し河北潟沿岸漁業連合組合は共同の反対姿勢をとろうとしたが、以前と異なり、組合に属する内灘村の室・宮坂・黒津船・荒屋四地区が干拓賛成の立場をとったため、組合内部が分裂する事態に陥った（昭和五年七月一日「北國」）。同年一〇月には干拓に反対していた潟の南部地域も魚類増殖場を造成することを条件に干拓を受け入れる方向に姿勢を変えた（昭和五年一〇月一日「北陸毎日」）。

その後、最後まで干拓に反対していた八田・粟ヶ崎なども了解し（昭和五年一〇月一三日「北陸毎日」）、一〇月二二日に正式に干拓事業を推進することとなった（昭和五年一〇月二二日「北陸毎日」）。県は潟南部地域の意見を踏まえてか、三万坪、総経費二二万、経常費三万円を要する大規模養魚場を造成し、漁業組合に経営させようとした（昭和五年一月一二日「北陸毎日」）。しかし、その後、干拓事業は着手されず、戦争の影響で立ち消えとなった。

これら三事例は潟とは大正後期から昭和初めにかけて〈開墾〉と〈増殖〉という相反する政策／生産理念の交渉の場であったことを物語る。戦後も干拓に対し漁民たちが反対運動を展開しており、農業地拡大と漁業継続は交渉の最大課題となっているが、水産増殖が国・県の重要政策であった当時、柴山潟のように県が住民の意向を配慮せず一方的に養魚と灌漑用水双方の利用の住み分け・複合をはかろうとするなど、この時代ならではの独自の交渉をしめたことは注目される。

とりわけ注視すべきは開墾をすすめる県と反対する地元との交渉に

おいて養殖事業が重要な役割をもった点である。役割は二段階の変質をみせている。河北潟の場合、大正後期、埋立事業に対し漁師たちが一丸となって対抗し、結局、中止に追い込んだ。このとき対抗措置として行なったのが養殖である。養殖事業を拡大させ、潟の漁業資源としての価値を顕示しようとしたのである。つまり、ミシエル・ド・セルトーの言葉を借りれば、大正後期においては開墾事業を阻止する〈戦術〉として住民側は養殖を活用したのである。

昭和恐慌のなか、再び活発化する干拓の動きに対し、漁師たちはかつてのような大規模な反対運動を展開することなく、最終的に養殖場の設置を条件に妥協をみた。それは邑知潟も同様で、コイ・ウナギ・金魚など淡水魚類の養魚池の設置を保障に潮止水門の設置を受け入れている。つまり、昭和初期になると、県は開墾事業を受け入れさせるための〈戦略〉として養殖を活用したのである。

戦後の干拓事業の推進において漁師たちが養殖場設置を保障条件として甘んじたとは思えない。昭和初期においてそれが条件となりえたのは、漁師たちが〈開墾と増殖の時代〉に強く規定された生業観を抱いていたからではないか。

つまり、日々表情を変える広大な潟環境に対峙し、漁業経験や先祖伝来の民俗知を生かしながら素朴な道具で魚を獲る暮らしから、養魚場という馴致された環境で計画的に魚を商品化できる暮らしへ、さらには、養魚と農業双方を年間を通し効率的に配分できる暮らしへと再編することを志向していたと想定されるのである。

このような志向は潟漁師だけに共有されていたわけではないことを付記しよう。同時期、金沢平野に普及した稲田養魚を想起されたい。農家もまた〈開墾と増殖の時代〉に規定された暮らしをめざしたのである。

しかし、その時代は長続きしなかった。昭和三〇年代に入ると、柴山・今江・河北・邑知各潟が干拓されていく。また水田養魚の県内経営戸数をみると、昭和三〇、三一年はわずか二軒、生産量三〇貫程度を数えるのみとなり、昭和三四年にさらに一軒に減少し、翌年には消える²⁷³。〈開墾と増殖の時代〉は昭和三〇年代をもって終焉をとげたといえる。

注

- (1) 『明治前日本漁業技術史』(一九五九・日本学術振興会)三頁。
 (2) 大村肇「養鮎地域の型的構成」『地理』四卷三号(一九四二)、同「濱名湖地方に於ける養鰻業」『地理』五卷一号(一九四二)、同「臺灣に於けるサバヒ(虱目魚)養殖業」『地理』五卷二・三号(一九四二)、齋藤十郎「仙臺灣の種ガキ養殖について」『東北地理』二卷二・三号(一九四九・五〇)、長津一郎「東京における金魚養殖業について」『新地理』三卷四号(一九五四・五五)、大島襄二「地理的に見た水産養殖業地域…英虞湾の真珠について」『人文地理』七卷二号(一九五五)、伊藤昭久「加茂湖の水産業について…カキ養殖業を主として」『地理学会誌』三号(一九五五)、菅野浩「千葉県西部沿岸における海苔養殖業の地理学的研究」『新地理』五卷二号(一九五六)、齋藤十郎「千葉県西部沿岸における

海苔養殖業の地理学的研究」『新地理』五卷二号(一九五六・五七)、小栗宏「三重県を除く沿海地域における真珠養殖の展開(概報)」『地理学評論』三八卷五号(一九六五)、元木靖「仙台市深沼地区における専業農家のノリ養殖への兼業化」『東北地理』二四卷三号(一九七二)、大島襄二「水産養殖業の地理学的研究」(一九七二・東京大学出版会)、新宅勇「山口県の浅海養殖の変貌(特にはまち養殖について)」『西日本漁業経済論集』十五号(一九七四)、中村勝栄・土田邦彦「新潟県山古志郷における錦鯉養殖地域の形成」『新地理』二七卷一号(一九七九・八〇)、井上啓男・広正義「真珠養殖業の地理的分析…志摩半島周辺海域の場合」『名古屋女子大学紀要』二八号(一九八二)、村井吉敬『エビと日本人』(一九八八・岩波書店)、井村博宣「那賀川平野におけるアユ養殖地域の分化とその要因」『地理学評論』六二卷九号(一九八九)、安食和宏・宮城豊彦「フイリピンにおけるマングローブ林開発と養殖池の拡大について」『人文地理』四四卷五号(一九九二)、井村博宣「アユ養殖の始まりと黎明期における技術・経営の特色」『地理誌叢』四一巻一・二号(二〇〇〇)、塚本礼仁「高度成長期以降における国内養鰻産地の再編過程に関する研究…熊本県有明海沿岸の新興養鰻産地を事例として」『経済地理学年報』四七卷二号(二〇〇一)、林紀代美「中国におけるトラフグ養殖の発展と日本市場への輸出」『地理学評論』七六卷六号(二〇〇三)、増井好男「内水面養殖業の地域分析」(二〇〇四・農林統計協会)、森眞一郎「沖縄県伊平屋村における養殖モズク生産労働をささえる地域的条件」『新地理』五二卷三号(二〇〇四・五)、村井吉敬『エビと日本人II』(二〇〇七・岩波書店)、石井絵里「郡山盆地におけるコイ養殖地域の生産・流通形態」『秋大地理』五五号(二〇〇八)、横山貴史「北海道函館市南茅部におけるコンブ養殖業の地域差」『地理学評論』八四卷六号(二〇一一)。

- (3) 高橋美貴『近世・近代の水産資源と生業』(二〇一三・吉川弘文館)二七、八頁を参照。
- (4) 右掲参照。ほか歴史学サイドの成果として植月学・三浦久・中山誠「二田沢湖のクニマス漁業と孵化・移植事業―三浦家資料の分析―」『山梨県立博物館研究紀要』第七集(二〇一三)がある。
- (5) 安室知『水田をめぐる民俗学的研究』(一九九八・慶友社)第三章、野地恒有「比較民俗学の可能性と課題―日本と中国の金魚飼育を題材として―」『日本文化論叢』一〇(二〇〇二)、同「日本と中国における金魚鑑賞とその選評基準」『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇五集(二〇〇三)、安室知「民俗分類の思考―魚の成長段階名とドメスティケーション」『国立歴史民俗博物館研究報告』一〇五集(二〇〇三)、菅豊「錦鯉と鯉師の歴史と文化」『ビオストーリー』第三号(二〇〇五・生き物文化誌学会)、赤羽正春『鮭・鱒Ⅱ』(二〇〇六・法政大学出版社)、床呂郁哉「真珠の資源人類学―アコヤ真珠と白蝶真珠の養殖を中心に―」小川了編『資源人類学』四卷(二〇〇七・弘文堂)、菅豊「天然アユと養殖アユのあいだ」古川彰・高橋勇夫編『アユを育てる川仕事』(二〇一〇・築地書館)、高木大祐「養鰻漁業の変遷と鰻供養の展開―静岡・愛知県事例より―」『民俗学研究所紀要』三四(二〇一〇・成城大学)、葉山茂「産業化した生業活動における自然と人の関わり―愛媛県宇和島市津島のブリ養殖を事例に―」『日本民俗学』二六六号(二〇一〇)、床呂郁也「『もの』の卸し難さ―養殖真珠をめぐる新たな「ひと／もの」論―」床呂郁也他編『ものの人類学』(二〇一〇・京都大学学術出版会)、菅豊「グローバル時代を生きる錦鯉―日本文化の拡散と脱国籍化、現地化―」松井健・野林厚志・名和克郎編『生業と生産の社会的布置―グローバルゼーションの民俗誌のために―』(二〇一〇・岩田書院)、安室知「『稲田養鯉図』を読む―明治の博覧会と「佐久鯉」をめぐる―」『歴史と民俗』(9)一七六頁。
- (6) 俗…神奈川大学日本常民文化研究所論集』三三三(二〇一七)がある。
- (7) 石川県水産試験場他編『石川県水産研究機関のあゆみ』(一九九四・石川県水産試験場他)参照。
- (8) 『加賀藩史料幕末編上巻』(一九五八・前田育徳会)一〇〇六頁。
- (9) 石川県水産試験場編『石川県湖潟内湾水面利用調査報告書 第四卷(河北潟之部)』(一九一三・石川県水産試験場)一七六頁。
- (10) 『大野町史』(一九二六)一一八頁。
- (11) 前掲(9)一七六頁。
- (12) 金沢市立玉川図書館近世史料館編『温故集録』(4)『(二〇〇九)三二―頁。
- (13) 『料理無言抄』/国立国会図書館デジタルコレクション(以下国会図書館DC)五七コマ。
- (14) 右掲国立国会図書館DC五六〜五七コマ(以下国会図書館DC某コマ)。
- (15) 盛永俊太郎他編『享保元文諸国産物帳集成第一巻』(一九八五・科学書院)一八六頁。
- (16) 右同一二五頁。
- (17) 『亀の尾の記』(一九三二・石川県図書館協会)一〇八頁。
- (18) 前掲(13)五七コマ。
- (19) 前掲(17)右同。
- (20) 『毛吹草』(一九四三・岩波書店)一七五頁。
- (21) たとえばドジョウ蒲焼も鉄道敷設以降、金沢の名物となった。拙稿「ドジョウ蒲焼―一五〇年史」『加能民俗研究』四四号(二〇一三)参照。
- (22) 中山又次郎『内灘郷土史』(一九六三・内灘町役場)三八四頁。
- (23) 前掲(9)一七六頁。

- (24) 前掲(9) 一七六頁。
 (25) 前掲(9) 一一四頁。
 (26) 前掲(9) 一五六頁。
 (27) 内灘町史編さん専門委員会編『内灘町史』(一九八二) 一二四九頁。
 (28) 『御夜話集』下編(一九三四・石川県図書館協会) 四五二頁。
 (29) 『加賀志徴』(一九三七・石川県図書館協会) 五〇五〜六頁。
 (30) 前掲(13) / 国会図書館DC五七〇マ。
 (31) 赤松邦太郎「白魚」『動物学雑誌』一九一〇(一九〇四) 三四四頁。
 (32) 石川県水産試験場編『石川県五大湖潟要覧』(一九二七) 四一頁。
 (33) 川良雄編『八田の歴史』(一九六〇・八田公民館) 二七一頁。
 (34) 大島泰雄『水産増殖・養殖技術発達史』(緑書房・一九九四) 二五頁。
 (35) 「水戸義公と水産移植」『大日本水産會報』一九九〇(一九九二) 三三頁。
 (36) 中村幸彦他編『甲子夜話』一卷(一九七七・平凡社) 三三二頁。
 (37) 「筑前國風土記卷二七」早稲田大学図書館古典籍総合データベース五〇マ。
 (38) 前掲(31) 赤松三四二頁。
 (39) 橋本宗彦『秋田沿革史大成』下巻(一九八八・橋本宗彦) 二五六〜二五七頁。
 (40) 「続江戸砂子温故名跡志卷之二」早稲田大学図書館古典籍総合データベース三四〇マ。
 (41) 『燕石十種』第二巻(一九七九・中央公論社) 一七三頁。
 (42) 前掲(36) 同。
 (43) 岡田啓・野口道直編『尾張名所図会』附録卷二(一九三三・名古屋温古会) 三四〇マ。
 (44) 梅村甚太郎「白魚トギやふノ漁獲」『動物学雑誌』三巻二八号(一九一〇)。
 (45) 如蘭社事務所編『如蘭社話』後編卷一三(一九一六・如蘭社事務所) 二四〜二五頁 / 国立国会図書館DC。
 (46) 東京都編『都史紀要二六 佃島と白魚漁業』(一九七八・東京都)。
 (47) 岡本綺堂『五色筆』(一九一七・南人社) 二〇〇〜二〇一頁 / 国会図書館DC二〇八〇マ。
 (48) 羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史近世編』(一九七四) 二七一〜二七二頁。
 (49) 金沢市立玉川図書館近世史料館編『温故集録(4)』(二〇〇九) 三三四頁。
 (50) 日置謙『改訂増補加能郷土辞彙』(一九五六・北国新聞社) 四三六頁。
 (51) 坂井恵一・山本邦彦「新たに見つかった石川県における白魚の生息地」『のと海洋ふれあいセンター研究報告』二二巻(二〇一六)。
 (52) 『嬉遊笑覧』下編(一九三二・成光館出版部) 六〇四頁 / 国会図書館DC三三三〇マ。
 (53) 前掲(31) 赤松三三七頁。
 (54) 前掲(47) 二〇二頁 / 国会図書館DC一〇九〇マ。
 (55) 馬場幸男「白魚の江戸への移植?」『日本水産学会誌』七二巻一号(二〇〇六)。
 (56) 石川県水産試験場編『石川県湖潟内湾水面利用調査報告第二巻(邑知潟之部)』(一九二二) 四九頁、石川県水産試験場編『石川県湖潟内湾水面利用調査報告第一巻(今江潟及木場潟之部)』(一九二二) 二五頁。
 (57) 前掲(31) 赤松三三七頁。
 (58) 竹田晃訳『捜神記』(一九六四・平凡社) 二五三頁。
 (59) 今井秀和「白魚の種をまく事」『甲子夜話』に見る俗説―『日本文学研究』四八号。
 (60) 「本草綱目」二四冊 / 国会図書館DC四七、四八〇マ。

- (61) 土屋勇此輔「動物の移植」『動物学雑誌』五二号（一八九三）六七頁。
- (62) 「天保五年村松標左衛門上書」に「金魚売大坂口ツマ者、毎年御国へ売二候（中略）寒国なり且冬かこい様之法を不知故、多分ハ其年冬二者凍死致ス義ニ御座候」とあり、金沢には金魚の養殖業者がおらず、また金魚飼育熱も高くなかったと想像できる。若林喜三郎「加賀藩農政史の研究」（一九七二・吉川弘文館）八三九頁。
- (63) 官報は国立国会図書館DCを参照。
- (64) 『水産事項特別調査』（二八九四・石川県内務部）二〇頁／国会図書館DC三三〇頁。
- (65) 石川県漁業協同組合連合会編『石川県水産のあゆみ』（一九六九・石川県漁業協同組合）一三二頁。なお、根拠は定かでないが、関澤明清を主人公にしたノンフィクションの和田頼太『鮭と鯨と日本人』（一九九四・成山堂書店）一八九頁では右門を当初からの経営者と位置付けている。
- (66) 関澤明清の経歴・家族構成は「傳記 関澤明清君の傳」『大日本水産会報』一七七〜一七九号（二八九七）、下啓助『明治大正水産回顧録』（一九三二・東京水産新聞社）、「日本水功集・関澤明清」『水産界』七二三号（一九四三）など参照されたい。
- (67) 『石川県史資料 近代編（16）』（一九八九・石川県）一五〇頁。
- (68) 松原新之助『日本鮭鱒養殖誌』（一九二二・農商務水産講習所）一五一、二頁。
- (69) 右掲二頁。
- (70) 『石川県史資料 近代編（20）』（一九九四・石川県）三二六頁。
- (71) 前掲（67）二九四頁。
- (72) 『石川県史資料近代編（17）』（一九九一・石川県）三七七頁。
- (73) 前掲（67）二九一頁。
- (74) 前掲（72）一〇四頁。
- (75) 前掲（64）五五〇頁。
- (76) 前掲（70）一〇二頁。
- (77) 『石川県史資料近代編（18）』（一九九二・石川県）一四三〜一四四頁。
- (78) 前掲（65）『石川県水産のあゆみ』一三一頁、前掲（34）四二頁には明治一七年の柴山潟・大聖寺川・動橋川へのウナギ種苗放流の記載がみえるが、管見の限りこのような事実は確認できない。また『大日本水産会報』一九五号（一八九八）三五頁は放流年を明治一八年とする。
- (79) 渡邊雄吉「濱名湖養魚の沿革と養魚事情の将来」『大日本水産会報』三六九号（一九一三）、瀬野忠次・山口幸作「濱名湖地方の養鰻業」『経済調査』第一輯（一九三二・静岡市立駿府商業学校）二二七〜三三六頁／国会図書館DC一二二〜一三三頁、増井好男『内水面養殖業の地域分析』農林統計協会一九九九。
- (80) <https://www.city.hamanatsu.shizuoka.jp/niryoku/hakken/tokusan/unagi.html>
- (81) 明治二五年一〇月二日「官報」二七九七号／国会図書館DC。
- (82) 明治二〇年六月二九日「官報」一一九九号／国会図書館DC。
- (83) 明治二二年七月二五日「官報」一五二二号／国会図書館DC。
- (84) 明治二二年八月二九日「官報」一五五一号／国会図書館DC。
- (85) 石川県水産試験場編『石川県湖潟内湾水面利用調査報告第二卷（邑知潟之部）』（一九二二）一七〜一九頁。
- (86) 明治二五年一〇月三日「官報」二七九七号／国会図書館DC。
- (87) 石川県水産試験場編『石川県湖潟内湾水面利用調査報告第一卷（今江潟及木場潟之部）』（一九二二）二五頁。
- (88) 右同二六頁。
- (89) 「鯉魚放流（石川県報告委員高桑倫行氏報）」『大日本水産會報』一七〇号（一九九四）一〇一六頁。
- (90) 石川県水産試験場編『石川県湖潟内湾水面利用調査報告第三卷（柴山

- 潟之部』(一九一三) 五頁。
 (91) 『石川県の養鯉業』『大日本水産會報』一四〇号(二八九四) 一四二頁。
 (92) 右同。
 (93) 明治二六年六月二日「官報」二九九二号/国会図書館D.C.
 (94) 明治二七年六月八日「官報」三二八九号/国会図書館D.C.
 (95) 前掲(9) 八三頁。
 (96) 前掲(87) 二四頁。
 (97) 『石川縣史』第四卷(一九三一・石川県 九五九〜九六〇頁)。
 (98) 前掲(70) 八六頁。
 (99) 前掲(87) 一九頁。
 (100) 川良雄編『今江町史』(一九五四・小松市今江町事務所) 一一一頁。
 (101) 前掲(87) 七六〜七七頁。
 (102) 『大日本水産會報』一二五号(二八九二) 六六三頁。
 (103) 前掲(87) 二三頁。
 (104) 前掲(87) 二六頁。
 (105) 石川県水産試験場編『大正三年度石川県水産試験場業務報告』(一九一六/五) 四七頁。
 (106) 前掲(87) 二三〜二六頁。
 (107) 前掲(77) 二七一頁。
 (108) 同文が「寄書」『大日本水産會報』一二五号(二八九二) 四二頁に「大日本水産會員 高桑倫行」の名で紹介されている。
 (109) 前掲(70) 一〇二頁。
 (110) 前掲(64) 二二頁/国会図書館D.C.二四コマ。
 (111) 前掲(85) 一七頁。
 (112) 前掲(77) 二七三頁。
 (113) 前掲(85) 一七頁。
 (114) 前掲(77) 二七三頁。
 (115) 『大日本水産會報』(二八九六) 一七〇号一〇一六頁。
 (116) 前掲(64) 二五頁/国会図書館D.C.二八コマ。
 (117) 前掲(91) 同。
 (118) 『石川県水産會誌』第一号(一九〇〇) 四四頁。
 (119) 前掲(85) 一九頁。
 (120) 『大日本水産會報』(二八九六) 一七〇号一〇一七頁。
 (121) 前掲(9) 八三頁。
 (122) 前掲(87) 二四頁。
 (123) 河原田盛美については池田哲夫「水産翁河原田盛美について―その略歴と著作等」『民具マンスリー』二三卷一号(一九九〇)、『河原田盛美における本草学的知識から近代勧業的実践の転換に関する研究 神奈川大学日本常民文化研究所調査報告』第二五集(二〇一七)を参照。
 (124) 河原田盛美述『水産講話筆記』(二八八九・石川県勧業課)/国会図書館D.C.参照。
 (125) 前掲(77) 一四三頁にも関連記述がある。
 (126) 前掲(77) 二七三頁。
 (127) 庵原文一については藤井賢二「日本統治初期の朝鮮水産開発構想―庵原文一を中心に―」伊藤康宏他編『帝国日本の漁業と漁業政策』(二〇一六・北斗書房)、また島根県庁ホームページ「朝鮮から日本の水産を見守った男達」(<http://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/>)を参照。
 (128) 前掲(118) 四七頁。
 (129) 前掲(118) 一頁。
 (130) 『石川県水産會誌』三号(一九〇一・石川県水産會) 一頁。
 (131) 『石川縣史』第四卷(一九三二) 九六一頁。

- (132) 『石川縣水産組合聯合會報』第一号(一九〇六・石川県水産組合連合会) 一三頁。
- (133) 金沢市史編さん委員会編『金沢市史資料編10』(二〇〇三) 六七〜八四頁。
- (134) 前掲(9) 一八頁。
- (135) 前掲(9) 三四頁。
- (136) 前掲(33) 二八九頁。
- (137) 石川県水産試験場編『明治三十九年度・明治四十年度石川県水産試験場業務報告』(一九〇九・石川県水産試験場) 一二三頁。
- (138) 『石川県水産會誌』第四号(一九〇二・石川県水産会) 四九頁。
- (139) 前掲(130) 四四頁。
- (140) 『明治三十七年度明治三十八年度石川県水産試験場業務報告』(一九〇六、前掲(134)、『明治四十一年度明治四十二年度石川県水産試験場業務報告』(一九一一)、『明治四十三年度石川県水産試験場業務報告』(一九一二)。
- (141) 明治三十七年度・明治三十八年度石川県水産試験場業務報告(一九〇六) 三〇頁、前掲(137) 一二四頁。
- (142) 前掲(137) 一二九頁。
- (143) 農林省水産局『水産増殖調査書』第四冊(一九二七・農林省) 九頁/国会図書館DC一コマ、『石川県天然記念物調査報告』第四輯(一九二八・石川県) 八八〜九〇頁。
- (144) 『石川県水産組合連合會報』第二号(一九〇七・石川県水産組合連合会) 一九頁。
- (145) 前掲(85) 三三頁。
- (146) 前掲(137) 一四九頁。
- (147) 『石川県湖潟内湾水面利用調査報告第三卷(柴山潟之部)』(一九一三) 一三頁。
- (148) 前掲(87) 四九頁。
- (149) 『大日本水産會報』一三二号(二八九三・大日本水産会) 四九八頁。
- (150) 『明治三十七年度・明治三十八年度石川県水産試験場業務報告』(一九〇六・石川県水産試験場) 三六頁。
- (151) 『明治四十一年度・明治四十二年度石川県水産試験場業務報告』(一九一〇・石川県水産試験場) 七五頁。
- (152) 右掲(151) 七二〜七三頁。
- (153) 前掲(151) 一五二〜一五三頁。
- (154) 前掲(144) 一九〜二三頁。
- (155) 前掲(87) 一五〇頁。
- (156) 『明治四十三年度石川県水産試験場業務報告』(一九一二) 三八〜三九頁。
- (157) 前掲(87) 二六頁。
- (158) 『石川県水産試験場養殖部事業報告』(一九二四/一〇・石川県水産試験場) 一七頁。
- (159) 前掲(9) 九二〜九三頁。
- (160) 花井金藏・浅沼信太郎『稻田池塘養鯉法』(一九〇九・読売新聞社) 二二〜二四頁/国会図書館DC二一、一二二コマ。
- (161) 前掲(151) 一六四頁。
- (162) 前掲(156) 四一頁。
- (163) 『明治四十四年度石川県水産試験場業務報告』(一九一二) 三三頁。
- (164) 『明治四十五年大正元年度石川県水産試験場業務報告』(一九一二) 六三頁。
- (165) 前掲(87) 一、二頁。
- (166) 前掲(9) 一頁。
- (167) なお、明治四三、四四年の交付対象事業名は「能登湾及五大湖水面利用調査」(一九一〇年六月一日「官報」八〇九四号、一九一一年六月二

- 日「官報」八三八二号)である。
- (168) 『水産界』四〇三号(一九一六)六一〜六三頁、同四〇四号(一九一六)一一〜二三号、同四〇五号(一九一六)二二〜二四号。
- (169) 『水産界』三九九号(一九一五)三六〜三八頁。
- (170) 前掲(163)三〇頁。ただし、「石川のヒガイ移植並に鯉仔人工孵化の沿革」『水産界』四九六号(一九二四)三一頁には明治四三年六月に移植とある。
- (171) 前掲(163)二九〜三二頁。
- (172) 前掲(164)六八〜六九頁。
- (173) 前掲(163)三三頁。
- (174) 前掲(170)同。その後、同年中ごろに今江潟に繁殖し、秋冬に今江潟に海水が侵入することで柴山潟へも広がるようになった。
- (175) 前掲(163)二九頁。
- (176) 前掲(163)三一〜三二頁。
- (177) 前掲(170)「水産界」三一頁、前掲(163)三〇頁。
- (178) 前掲(164)六三頁。
- (179) 『大正二年度石川県水産試験場業務報告』(一九一四)三二頁。
- (180) 『大正三年度石川県水産試験場業務報告』四九〜五〇頁。
- (181) 右同四三頁。
- (182) 前掲(164)七四頁。
- (183) 前掲(179)三一〜三二頁。
- (184) 前掲(180)四六頁。
- (185) 前掲(164)七五〜七六頁。
- (186) 前掲(180)四八頁。
- (187) 『大正六年度石川県水産試験場事業報告』(一九一七・石川県水産試験場)四二頁。
- (188) 右同。
- (189) 『大正七年度石川県水産試験場事業報告』(一九二〇・石川県水産試験場)四二頁。
- (190) 徳久三種「今尚ほ耳朶に残る日暮先生の至言」『水産界』七一号(一九四二)／国会図書館四八コマ。
- (191) 『石川県水産試験場要覧』(一九一・石川県水産試験場)／国会図書館DC二九コマ。
- (192) 前掲(7)三三九頁。
- (193) 『水産界』四〇五号(一九一六)。
- (194) 『水産界』四一〇号(一九一六)。
- (195) 『水産界』四二八号(一九一八)。
- (196) 『内海重左衛門伝』(一九六五・内海弘)／国会図書館DC一四コマ。
- (197) 『水産研究会報』三号(一九五〇・水産研究会)／国会図書館DC六〇コマ。
- (198) 『水産研究会報』四号(一九五二)／国会図書館DC二四コマ。
- (199) 『大正九年度石川県水産試験場業務報告書』(一九二二／一〇)七三頁。
- (200) 右同。
- (201) 前掲(187)四五〜四八頁。
- (202) 『大正八年度石川県水産試験場業務報告』(一九二〇／一〇・石川県水産試験場)三八頁。
- (203) 前掲(199)七二頁。
- (204) 前掲(199)七四頁。
- (205) 『石川県水産試験場養殖事業報告』(一九二三／一一)一九頁。
- (206) 戦前期における小アユ繁殖の経緯については松井佳一「石川先生と鮎の養殖研究」『動物学雑誌』第四七卷第五六二、三号(一九三五・東京動物学会)、徳久三種「水産増殖事業回顧の記」『水産界』七〇〇号(一九

- 四一)。
- (207) 以下、石川県外の新聞記事情報は神戸大学図書館新聞記事文庫を活用。
- (208) ほかに徳久三種「水産増殖事業回顧の記」『水産界』七〇〇号(一九四一)七七〜七八頁を参照。
- (209) 『滋賀縣水産試験場事業成績』第一卷(一九二六)二七頁／国会図書館DC二〇コマ。
- (210) 『石川県水産試験場養殖部事業報告書』(一九二五/五)一六頁。
- (211) 右同一頁。
- (212) 右同一六頁。
- (213) 右同一六〜一七頁。
- (214) 『大正十三年度 滋賀縣水産試験場業務功程報告』(一九二六・滋賀県水産試験場) 七六頁／国会図書館DC四八コマ。
- (215) 『大正十四年度 滋賀縣水産試験場業務功程』(一九二九・滋賀県水産試験場) 七六〜七九頁／国会図書館DC四三、四四コマ。
- (216) 『石川県水産試験場養殖部事業報告』(一九二六/三) 八、九頁。
- (217) 『石川県水産試験場養殖部事業報告』(一九二七/四) 一〇〜一四頁。
- (218) 右掲(217) 一一頁。
- (219) 『昭和貳年度養殖部事業報告』(一九二八/九) 一三頁。
- (220) 『昭和四年度石川県水産増殖場業務概報』(年代不詳) 一三〜二七頁。
- (221) 前掲(219) 八〜一〇頁。
- (222) 前掲(220) 二四頁。
- (223) 農林省水産局編『水産増殖事業効果事例集 其ノ二』(一九三九) 三四一頁／国会図書館DC一七八コマ。
- (224) 魚輸送貨物車については『滋賀縣水産試験場事業成績』第一、第三卷(一九二六—二七・滋賀県水産試験場)、石井一美「活魚輸送用氣泡發生器の研究」『応用物理』二卷一号(一九三三)、片岡群「活魚輸送について」『水産増殖』三卷一号(一九五五—五七)を参照。
- (225) 前掲(220) 二二頁参照。
- (226) 前掲(199) 七八頁。
- (227) 前掲(189) 三九〜四二頁。
- (228) 前掲(189) 三九頁。
- (229) 鴨脚七郎「湖沼の生産能力に就て(下)」『水産界』四八七号(一九三三)二〇九〜二一〇頁。
- (230) 中野宗治『水産養殖』と『水産増殖』『水産増殖』一巻二号(一九五三—五四) 四頁。
- (231) 前掲(33) 一一一頁。
- (232) 前掲(230) 六頁、曾根徹「水産増殖の定義について」『水田増殖』一巻二号(一九五三—五四) 一七頁。
- (233) 新潟県水産試験場編『農家の副業的養魚法(上)』(一九三一・新潟県農會) 四七頁／国立国会図書館DC三四コマ。
- (234) 『農村と養魚』(一九二五・帝国水産會) 一四頁／国会図書館DC一三〇マ。
- (235) 前掲(170) 「水産界」同。
- (236) 前掲(199) 七五頁。
- (237) 前掲(199) 七五〜七七頁。
- (238) 前掲(199) 七六頁。
- (239) 前掲(205) 四頁。
- (240) 『石川県水産試験場養殖部事業報告』(一九二四/一〇) 六頁。
- (241) 『昭和一二年度石川県水産試験場事業報告』(一九三九/一一) 四七頁。
- (242) 『昭和一四年石川県水産試験場業務報告』(一九四二/三) 四四頁。
- (243) 前掲(217) 四頁。
- (244) 前掲(34) 二七四頁。

- (245) 導入経緯と地域の反応は拙稿「食用蛙と副業奨励」『民具マンスリー』三六巻一号(二〇〇三)で報告した。
- (246) 前掲(240)一二頁。
- (247) 『石川県水産試験場事業報告書』(一九二五/一一)一八頁。
- (248) 『石川県水産試験場養殖部事業報告』(一九二四/一〇)一四〜一六頁。
- (249) 『石川県水産試験場事業報告書』(一九二五/一一)八・九頁。
- (250) 前掲(7)一四頁。
- (251) 農林省水産局編昭和二年『水産増殖調査書』第四冊(一九二七)六六〜六七頁/国会図書館DC四〇コマ。
- (252) 前掲(248)一七〜二二頁。
- (253) 前掲(216)一一・三三頁。
- (254) 前掲(217)二五頁。
- (255) 『昭和九年度石川県水産増殖事業成績概要』(一九三七/三)七頁。
- (256) その後の栗生養殖場の変遷(昭和九年の水害で埋没、昭和十二年九月おり商工水産課から試験所への所管換え、昭和四七年に廃止)や加賀地方の養魚場の動向(昭和二二年水産試験場加賀分場設置、昭和一九年寺井養魚場設置)は前掲(7)一七頁を参照。
- (257) 前掲(220)一七〜二〇頁。
- (258) 前掲(220)五〜一〇頁。
- (259) 前掲(220)一一〜一六頁。
- (260) 前掲(220)九頁。
- (261) 『昭和五年度石川県水産増殖場業務概報』(一九三二/一一)二三頁。
- (262) 前掲(242)五七頁。
- (263) 川良雄編『木場町史』(一九五九・木場町公民館)一九四頁。木場養魚場は県が撤退したのち個人経営となり、奥村氏、熊沢氏にひきつがれ、昭和二八年に閉鎖された。
- (264) 前掲(261)九四〜一一七頁。
- (265) 前掲(261)一〇六〜一一七頁。
- (266) 石川県編『石川県耕地整理一覽』(一九一五・石川県)一四頁/国会図書館DC二二コマ。
- (267) ウチダザリガニの移植については達克幸「石川県志賀町館開の山岸善雄が事業化したウチダザリガニの歴史的側面」『のと海洋ふれあいセンター研究報告』第八号(二〇〇二)を参照。
- (268) 『昭和一三年度石川県水産試験場事業報告』(一九四〇)二七ページ。
- (269) 逆水門設置の経過は羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史 現代編』(一九七二)一七九〜一九六頁、石川県農林水産部耕地建設課編『石川県土地改良史』(一九八六・石川県)五三二〜五三八頁を参照。
- (270) 前掲(261)九六〜九七頁。
- (271) 水産新報社編『水産二十年史』水産新報社二三三頁/国会図書館DC九〇コマ。
- (272) 羽咋市史編さん委員会編『羽咋市史 現代編』(一九七二)一九二〜一九六頁。
- (273) 『昭和31年石川県農林水産統計年報 水産編』(一九五七・農林省石川県統計調査事務所)一一四頁、『昭和34年 右同』(一九六〇)七五頁。

羽咋市・本成寺蔵の「洛中洛外図小屏風」について

北 春千代

はじめに

平成二十九年（二〇一七）六月十一日から七月九日にかけて、石川県立歴史博物館企画展示室で企画展「描かれた都―石川に伝わる洛中洛外図屏風たち―」を開催した。

同展は、内灘町・光明寺蔵の「東山遊楽図小屏風」をはじめ、羽咋市・本成寺蔵の「洛中洛外図小屏風」や金沢市立安江金箔工芸館蔵で伝岩佐勝重筆の「洛中洛外図屏風」、金沢市立中村記念美術館蔵で加藤遠沢筆の「祇園祭礼図屏風」、個人蔵の「京都名所図屏風」などの屏風類五点に加え、本館蔵の「都名所図会」の冊子本を参考に展示した。

同展は特別展ではなく、企画展ということで予算が抑えられ、印刷

費の伴わない展覧会であったため、図録や目録等は発行できなかった。そのため、会期中はもとより、展覧会が終わってからも印刷物の有無の問い合わせがしきりとあり、少しでも、その自責の念を埋めるために本稿を草した次第である。

さて、本展を企画するにあたり、迷ったのがその内容である。まず、テーマを決めれば、それに沿って資料を選定すればよいのであるが、石川県内所在で京都を描いた洛中洛外図屏風以外でも、奈良名所図屏風や吉野山図屏風、厳島名所図屏風、近江八景図屏風、増上寺有章院靈廟二天門・日光東照宮陽明門図屏風などと名所絵の範疇に入る魅力ある屏風類も多々あり、それらをどうしようかと思ったが、結果的に展示スペースとの関係から、「描かれた都」というテーマに絞り、京都に限定し、東山遊楽図小屏風や祇園祭礼図屏風、京都名所図屏風をも

加え構成した次第である。

出品資料の概要

最初に展示した内灘町・光明寺蔵の「東山遊楽図小屏風」六曲一隻は、室町時代から桃山時代十六世紀の作になり、紙本著色で描かれ、右方を中心に清水寺(1)の境内を大きく配し、左方には祇園社(八坂神社)(2)を覗かせる。一扇目には清水寺の釈迦堂や阿弥陀堂・奥院下方に音羽の滝を、二扇目に前方が懸崖となった舞台造の本堂、三扇目に地主神社、轟門、三重塔、田村堂、四扇目に朝倉堂などを配する。四・五扇目中央の金箔と金砂子の霞形により五・六扇目は場面が変わり、祇園社(八坂神社)の境内が描かれる。

全体として、様々な階層の人々があちこちに集い、的当てや酒宴などの行楽を楽しみ、また喧嘩の場面も描かれている。年代もそれなりに遡る新出本の初公開の資料であり、注目された一作である。

次に登場したのが羽咋市・本成寺蔵の「洛中洛外図小屏風」であるが、別項で紹介する。

金沢市立安江金箔工芸館蔵の伝岩佐勝重筆の「洛中洛外図屏風」六曲一双は、江戸時代十七世紀の作で、紙本金地著色に描かれ、右隻に清水寺や祇園社(八坂神社)、蓮華王院(三十三間堂)(3)、方広寺大仏殿(4)、建仁寺(5)などの神社、それに町屋を配し、下方には鴨川(6)が流れ、五条橋(7)や四条橋(8)が架かり、洛東・洛中の景を表す。

一方、左隻は、右遠景に鹿苑寺(金閣寺)(9)、左遠景に大堰川(10)と松尾大社(11)を、中景中央に二条城(12)のスペースを大きく取り、天守を遠景に小さく配し、長々と続く後水尾天皇(13)の行幸の場面を描き、下方に町屋と堀川(14)を配するなど、洛北・洛西・洛中の景を明快な表現で表す。岩佐勝重は、岩佐又兵衛(15)の嫡男で延宝元年(一六七三)没という。本屏風は、『金沢市立安江金箔工芸館所蔵品図録』(平成九年三月三十一日、金沢市文化財保存財団発行)に原色図版で紹介されている。

金沢市立中村記念美術館蔵の加藤遠沢筆の「祇園祭礼図屏風」六曲一双は、江戸時代十八世紀の作で、紙本金地著色により、祇園祭(16)の賑わいを余すところなく表している。山鉾巡行を中心に御輿遷幸をも描き、公家衆から武士・町人・僧侶・尼僧など、あらゆる階層と年齢の人々をおよそ一千人近くも描き込み、表情豊かに生き生きと表す。筆者の加藤遠沢は、狩野探幽(17)の門下・四天王の一人で、会津藩のお抱え絵師となり、享保十五年(一七三〇)に没している。なお、この屏風は、箱書によれば、加賀藩七代藩主前田宗辰(18)に延享二年(一七四四)興入した会津侯の息女・常姫(19)の持参品という。本屏風は、『金沢市立中村記念美術館所蔵品図録Ⅰ』(平成九年三月三十一日、金沢市文化財保存財団発行)に原色図版で紹介されている。

個人蔵の「京都名所図屏風」六曲一双は、江戸時代十九世紀の作で、紙本著色に描かれる。右・左両隻に清水寺をはじめとする京都の社寺や町並・橋などの名所地をクローズアップして散りばめ、金銀の雲形

により方向性や連続性・距離感を遮断している。

羽咋市・本成寺蔵の「洛中洛外図小屏風」について

さて、「描かれた都―石川に伝わる洛中洛外図屏風たち―」に展示した残りもう一点が羽咋市柴垣町八―二三に所在する本成寺の蔵にある「洛中洛外図小屏風」六曲一双である(図1右隻全体、図2右隻1〜3扇、図3右隻4〜6扇、図4左隻全体、図5左隻1〜3扇、図6左隻4〜6扇)。

同寺は日蓮宗に属し、山号を「長興山」といい、室町時代の応永二十五年(一四一八)に滝谷・妙成寺の五世・日立上人が開創した寺院である⁽²⁰⁾。同寺墓地に「正長貳年己酉八月十四日」刻銘の石造笠塔婆があり、日立上人の笠塔婆とみられている⁽²¹⁾。

このような同寺蔵の洛中洛外図小屏風をはじめて発見したが、平成二十二年(二〇一〇)八月二十六日のことであった。それは個人的な別件の調査⁽²²⁾に係り、同寺を訪れた際、本命の調査が終わり、帰り際にたまたま本屏風を拝見する機会に恵まれたのである。あいにく次の寺の調査の刻限が控えており、それゆえ、時間がなく簡単な写真を撮るのに精一杯であった。後ろ髪をひかれる思いで寺を出る直前、さらに目にしたのが本屏風を紹介した新聞記事二種であった。その一枚は、テレビの「開運なんでも鑑定団」の番組に出品したときのもので、それ以前にテレビで全国放送された履歴を持つことがわかった。

もう一枚の新聞記事⁽²³⁾は、「加越能逸品珍品 お宝探し45」の連載記事で見出しが「金碧に浮ぶ京の風情」と付けられていた。その記事の一部を引用すると「昭和三十二年当時、この洛中洛外図屏風の存在は知られていなかった。三年後の三十五年、土蔵の二階で見つかった屏風は、ほこりまみれで破損状態が激しかったため、座敷に飾られることなく縁の下にほうり込まれた。それが偶然、目の利く金沢市内の表具店主が、これは掘り出し物と屏風を見つけ表装したのである。」「この屏風がどのような経緯で本成寺に伝わったのか、作者も不明である。」と紹介されていた。

この本成寺蔵の「洛中洛外図小屏風」六曲一双は、桃山時代十六世紀の作とみなされるが、紙本金地著色で描かれ、各画面縦八〇・五センチ、横二八九・〇センチの法量を測る。

内容の概略は、展覧会での公開の折、キャプションに簡単に記したが、いくつかの思い違いや勘違いもあり、ここに訂正して記してみよう。

表現と構図

まず、両隻を通じていえることは、わりと高い位置から俯瞰して表現されていることである。

そして複雑な形で横や斜めにたなびき広がる金雲により、画面の距離感が遮断され、その雲間から清水寺を始めとする数々の寺社や町屋、鴨川などの河川の景観が現れるが、人物はそれほど多くはなく、比較的主ばらであり、少し小さめに描かれている。金雲は、輪郭の縁が三



図1 右隻全体



図2 右隻1-3扇 三十三間堂・清水寺・方広寺大仏殿・清水寺西門・五条橋



図3 右隻4-6扇 祇園社(八坂神社)・四条橋・四条通・河原町・山鉾巡行



図4 左隻全体

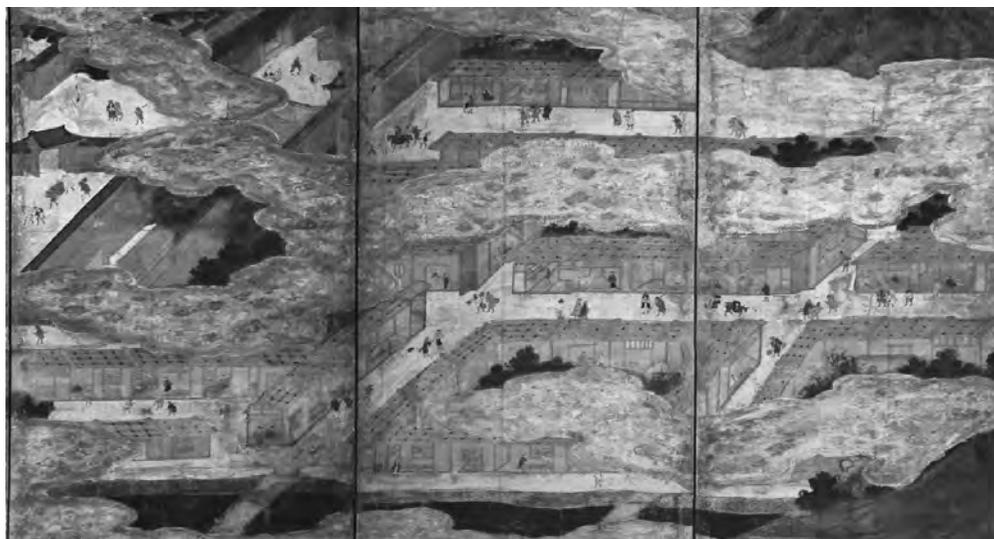


図5 左隻1-3扇



図6 左隻4-6扇

列の珠点を施し、金雲内部に不定形な雲形を置き、それらを胡粉箔押しで盛り上げた加飾法をとる。

また、町筋(道路)を金箔地とするが、そこに描き込まれた人物は金箔地の上に直接描いており、所々剥落した箇所からは金箔地が覗いている。そして寺社や町屋などの建物、河川などは金箔を貼らずに紙本の上に着色している。

両隻とも町筋は南北を水平、東西を右上から左下へと斜めに引かれる「順勝手」⁽²⁴⁾という構図により表されるが、代表的なものとして有名な「上杉家本」(国宝)⁽²⁵⁾や「歴博乙本」(旧高橋家本)(重要文化財)⁽²⁶⁾なども「順勝手」により描かれているものである。

景観の概要

数箇所場面を表わす貼紙の痕跡があるが、剥落しており、文字として読み取れず惜しまれる。

まず、右隻から見てゆくと、右一扇目の中段少し下に瓦葺きの蓮華王院(三十三間堂)⁽³⁾(図7上)を横位置に細長く配し、その下の金雲を挟んで下段に教王護国寺(東寺)⁽²⁷⁾の五重塔(図7右下)を描く。

蓮華王院(図7上)は、三十三間堂の名で親しまれ、軒下で行われた「通し矢」の行事がよく知られる。本図は、通し矢は行われていないが、軒下の縁側で二人の男が酒を酌み交わす様子と、それに給仕する一人の従者を配している。下段に配された教王護国寺⁽²⁷⁾は、東寺の名で知られ、五重塔(図7右下)が象徴的である。蓮華王院とは距離的に離れているが、本図では金雲を隔てて距離感を無視し直ぐ近く

に描いている。

一扇目から二扇目上段部にかけて檜皮葺き屋根で堂の前面両側に翼廊を付けた清水寺とその舞台⁽¹⁾(図8左上)(図9)や南方に音羽の滝(図8右下)を配し、その下二扇目中段ほどから下段にかけて、方広寺大仏殿⁽⁴⁾(図10)とそれを囲む塀、並びに二階建ての門を描く。よく見てみると、清水寺の崖に懸けられた張り出す舞台には、参詣や風光を愛でるため訪れた男女を配し(図8左上)(図9)、舞台右方に急角度の石階段(図8中)を描く。その階段の上の方では傘を担ぎ下へ降りる男(図8中上)、下方では音羽の滝に打たれいそいで階段を駆け上がる二人の白装束姿の男(図8中下)、階段下付近に枴(天秤棒)⁽²⁸⁾に曲物を下げ担ぐ男(図8右下)、また、頭の上に荷を載せた前掛姿の女性と、その手を引く童子(図8右下)、さらに下方には音羽の滝に打たれる白装束の男を描く(図8右下)。本堂の屋根は、本来寄棟造のところ、本図では入母屋造とし、実際とは違いがある。崖には桜が咲き、季節は春であることがわかる。

方広寺大仏殿⁽⁴⁾(図10)に目を向けてみると、入母屋造で瓦葺き屋根の二層の建物に描かれ、正面の中央に入入り口の開口部を設ける。大仏殿は、天正十四年(一五八六)、豊臣秀吉が六丈の大仏を造像し安置したが、慶長元年(一五九六)の大地震により破壊した。そのため秀吉は信州善光寺本尊を請じ安置したこともあったが故あって同寺へ戻した。後に豊臣秀頼は亡父追善供養のため、同七年(一六〇二)、再建に着手したが年末に失火で頓挫してしまった。その後、豊臣秀頼

はさらに再建に着手し、同十七年（一六一二）に完成した。慶長十七年の秀頼再建の大仏殿は下層の屋根正面中ほどに唐破風の屋根を付けるが、本図にはない。京都市・細見美術館所蔵の「東山名所図屏風」に描かれる大仏殿は、慶長元年の倒壊する前の形が描かれたとされるが、それには下層部の正面中ほどの屋根には唐破風はなく、その部分が開けられた切上となっている。本図には唐破風の屋根がなく、通しの形であるが、斜めを向く建物の形姿は、同美術館所蔵で江戸時代十七世紀の「奈良名所図屏風」に見える東大寺大仏殿の形に近く、同図の元となった図様を意識したのか検討を要する。

五扇目上段部辺りから三扇目下段にかけて画面を斜めに鴨川⁽⁶⁾が流れ、洛外と洛中を分けるが、その三扇目下と四扇目下段に五条橋⁽⁷⁾（図11）が架かる。また、三扇目中央部の雲間に奥から二扇目の清水寺の続きになる轟門（中門）や轟橋・朝倉堂・田村堂・三重塔・西門などが覗く。清水寺は、江戸時代の寛永六年（一六二九）、伽藍の多くを焼失し、それまでも何回となく焼亡を繰り返してきた。現在の本堂（国宝）は同十年（一六三三）徳川家光の寄進になる。同六年の火災以前の様子を描いたと思われる。

三扇目下と四扇目下段の五条橋（図11）付近を見てみると、橋の西詰両脇に右が西向き、左が南向きの板葺きの小屋を配し、南向きの小屋にはたぶさ髪の小袖に肩衣袴姿の座る男を描く。橋の上には（図11-2）、編笠を被った人物二人に、長刀を背負う従者、橋の奥には橋板に小物を並べ売る三人の男を描く。

四扇目に目を向けてみると、中段ほどやや上の左に四条橋⁽⁸⁾が架かる。ただ、四条橋は、当時簡素な小さな橋に描かれるのが一般的であるが、本図では、三条橋を思わせる欄干のある大きな図様に描かれている。勘違いをしているのであろうか。橋を渡った四扇目上段部に祇園社（八坂神社）⁽²⁾（図12）の門前と境内が描かれる。祇園社前の四条橋奥には参詣を終わり帰路にむかう小袖に肩衣袴の二人の武士と、槍を背負う従者、橋を渡り参詣に向かう小袖姿に被った編笠に布を垂らす二人の婦人と、後方には杖（天秤棒）⁽⁹⁾に荷を付け担ぐ脚半をはいた男の従者が描かれる。瓦葺き屋根の二層の西楼門をくぐった祇園社の境内には、左方に檜皮葺き屋根の本殿が配される。四扇目下段には三扇目下の五条橋から伸びる五条通りが描かれるが、本来右斜めの筋になるべきところが水平となり、不自然な形となっている。その両側に板葺き石置き屋根の長屋（見世棚）が建ち並び（図13）、五条橋に向かう小袖を着て布を垂らした笠を被り馬に乗る婦人が二人と馬牽きが二人、その後小袖を着て布を垂らした笠を被り歩く三人の婦人を描く（図13）。

五扇目から六扇目にかけて、五扇目に四扇目の四条橋から伸びる斜めの通りは四条通りで、中央で横に交差するのは河原町通りである。祇園祭⁽¹⁶⁾の長刀鉾をはじめとする山鉾七基の巡行、それに芸人の一行などを描いている（図14・15・16・17）。山を曳く犬神人⁽²⁸⁾、鉾を担ぐ犬神人、槍を背負ったり、鎧兜の甲冑姿で歩く犬神人、また、通りの両側には板葺き石置き屋根の長屋（見世棚）が建ち並び、中か



図10 右隻2扇中 方広寺大仏殿



図7 右隻1扇下 上 蓮華王院(三十三間堂)、
右下 教王護国寺(東寺)の五重塔



図11 右隻3・4扇下 五条橋

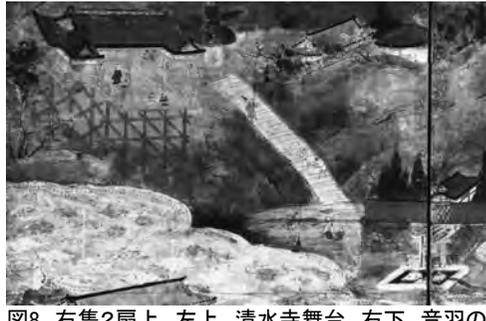


図8 右隻2扇上 左上 清水寺舞台、右下 音羽の
滝、中 石階段、中上 傘を担ぎ下へ降りる
男、中下 白装束の男、右下 杓(天秤棒)に曲
物を下げ担ぐ男、女性の手を引く童子、滝に打
たれる白装束の男



図11-2 右隻3扇下 五条橋西詰右



図9 右隻2扇上 清水寺の舞台



図16 右隻6扇上～中 四条通りの一つ北隣の通りを巡行する郭巨山と河原町通りを右折しようとする長刀鉾



図17 右隻6扇下 芸人の一行と板葺き石置き屋根の長屋の中から見物する男女



図18 左隻1扇中 旅人、通りで遊ぶ放髪で付紐の小袖姿の子供、牛の背や自身の頭に柴を載せ運ぶ女性、杓(天秤棒)に桶を下げ運ぶ男



図19 左隻1扇中 通りで遊ぶ放髪で付紐の小袖姿の子供



図12 右隻4扇上 祇園社(八坂神社)



図13 右隻4扇下 五条橋に向かう馬に乗る婦人と馬牽き、歩く婦人



図14 右隻5・6扇上～中 四条通りの一つ北隣の通りを巡行する郭巨山と河原町通りを右折しようとする長刀鉾、右下に油天神山が覗く



図15 右隻5扇中 河原町通りを鎧や兜姿で歩く犬神人、下に油天神山が覗く



図24 左隻2・3扇上 門前で馬に乗る武士、小袖に
桐服を着て立つ貴人



図20 左隻1扇中 牛の背や自身の頭に柴を載せ運
ぶ女性



図25 左隻4扇上 縁側で被衣を被り外を向く女性、
直垂袴姿で歩く貴人(公家)。禁裏か



図21 左隻1扇中 杓(天秤棒)に桶を下げ運ぶ男



図26 左隻5扇中 藁葺き小屋と牛を牽く男、杓(天
秤棒)に柴を付け運ぶ男



図22 左隻2扇中 板葺き石置き屋根の長屋(見世
棚)が建ち並び、通りに武士と長刀を背負う従
者たちほか



図23 左隻2扇中 武士と長刀を背負う従者

ら山鉾巡行を見物したり、休憩する人々を描いている。
本来、六扇目辺に象徴としての禁裏⁽²⁹⁾が描かれるのが通例であるが、この隻には描かれていない。

左隻は、右一扇目の上下段に斜めに山肌を覗かせ、一扇目中段や二扇目上段、中段から下段、三扇目下段、四扇目下段などの通りの両側に板葺き石置き屋根の長屋（見世棚）を建ち並べ、通りを行き来する人に物を売る場面を幾つか描くが、物を売らないで何も置かず空いた箇所も多く見られる。また、通りでは旅人や遊ぶ放髪で付紐の小袖姿の子供、牛の背や自身の頭に柴を載せ運ぶ女性、杓（天秤棒）に桶を



図27 左隻6扇上 木々がうっそうと繁る山。鞍馬山か



図28 左隻6扇中 参詣の旅人や巡礼者。今宮神社か



図29 左隻6扇中 参詣の旅人



図30 左隻6扇下 北野天満宮か

下げ運ぶ男、顔の鼻から下を布で覆う武士と長刀を背負う従者など（図18・19・20・21・22・23）を描く。

二扇目から四扇目の上段・中段にかけて、門のある瓦葺きの築地塀を複雑に配している。殊に二扇目・三扇目上段に瓦葺き屋根のある門、その左右を瓦葺きの築地塀とし、門前に弓や刀を背負った二人の従者を従え馬に乗る武士、門をくぐった中には座った従者を傍に従え、小袖に胴服を着て立つ貴人、その前に座って報告か挨拶をする男を描く（図24）。

四扇目上段に檜皮葺き屋根の入母屋造の建物三棟とほか数棟を配し、外の縁側に小袖を着て被衣^{かさぎ}を被り外を向く五人の女性、外の庭に冠を

被り直垂袴姿で歩く貴人(公家)を描く。禁裏の様子であろう(25)(図25)。

また、五扇目中段に藁葺き小屋を配し、前に牛を牽く男、杓(天秤棒)に柴を付け運ぶ三人の男を描き、小屋の後方の小山や木々の間から瓦葺き重層の建物が描かれる(図26)。

六扇目は、洛北を通常とは違いより北に向かつて描き、上段に木々がうつそうと繁る山が描かれ、山頂に建物が見える。鞍馬山であろうか(30)(図27)。中段には右に瓦葺き屋根のある門と築地塀、境内に瓦葺き屋根のある入母屋造の建物と板葺き屋根の建物、それに鳥居や参詣の旅人・巡礼者などを描く。今宮神社と思われ、疫病退治で知られる東山の祇園社に対し描かれたか(31)(図28、図29)。下段目は、檜皮葺き屋根の門に瓦葺き屋根の築地塀を右方から下方に配し、門の外に鳥居、内に檜皮葺きの建物や瓦葺き屋根の手水舎、ほか数棟を配し、石の燈籠も置かれている。ここでも小袖に胸服を着た身分の高そうな人物に頭を下げる男を描いている。北野天満宮であろうか。(32)(図30)。そうであれば石の燈籠は「鬼の片腕」を切り落としたという平安時代半ばの武将である渡邊綱の寄進と称するものと推察される。なお、下部に堀川(14)の流れを配している。左隻は具体的に場所の特定が難しく、従って深く言及しなかった。

まとめ

さて、洛中洛外図屏風は、中世に描かれたものを「第一定型」、近世になるものを「第二定型」と称している。「第一定型」は、右隻に禁裏

と下京、及びその周辺を、左隻に幕府と上京の西側とその周辺を描く。「第二定型」は、右隻に禁裏や下京、左隻には二条城や上京を描くのが一般的である。

羽咋市・本成寺蔵になるこの屏風は、左隻に禁裏を配し、二条城は描かれてはいない。従って第一定型や第二定型などの型にはまらない型破りの洛中洛外図小屏風として位置付けすることができるといえる。

また、寺社などに代表される建物や町筋(道路)などの形について所々バランスが崩れ歪んで描かれた箇所があり、稚拙な感じを与え、一部について正確さに欠ける面がみられる。しかし、作者を考えてみると、人物表現などは古様を伝え、小さめで、まばらであるが、「歴博乙本」と比較的酷似している面をうかがうことができ、金雲の箇所も含め、一筆ではなく、数人で分担して制作したのではないかと考えられる。歴博乙本は、近年、狩野宗秀、あるいはその周辺の絵師が描いたのではないかといわれている。宗秀は、慶長六年(一六〇一)に没している。種々のことを総合すると、本成寺蔵のこの屏風は、宗秀周辺の絵師で、地理的な方角性においても余り京都に精通していない絵師の手になるのではないかと思われる。

(石川県立歴史博物館学芸主幹)

註

(1) 清水寺は、京都市東山区清水にある古刹で、西国三十三所観音霊所の第十六番目の札所である。山号は音羽山。開山は延鎮といい、坂上田村麻

- 呂の助勢を得て寺観が整えられ、平安時代以降、観音の霊場として広く信仰を集めた。本堂の前方は懸崖となった舞台造で壮観である。伽藍は、平安時代の康平六年（一〇六三）の火災以来、江戸時代の寛永六年（一六二九）の焼失まで、記録の上で九回も焼亡を繰り返えし、現在の本堂（国宝）は寛永十年（一六三三）、徳川家光の寄進再建である。
- (2) 祇園社（八坂神社）は、京都市東山区祇園町の北側にある名社。素戔鳴尊ほかを祀り、古くから疫病退治の靈威により尊崇を集め、また、御霊会（祇園祭り）が盛況となって二十二社（下八社）の一つに数えられる。慶応四年（一八六八）、八坂神社と改称する。
- (3) 蓮華王院（三十三間堂）は、京都市東山区三十三間堂廻町にある天台宗の寺院で、妙法院が管理し、三十三間堂の名で知られる。長寛二年（一一六四）、後白河法皇が法住寺の一院として平清盛に命じ、新千体堂として創建する。その後、諸堂が建てられたが、建長元年（一二四九）に焼失したため、文永三年（一二六六）、再建された。現在の本堂（三十三間堂）はこのときのものである。慶長年間（一五九六〜一六一五）から、三十三間堂で矢を射る「通し矢」が行われ、また、一千一駄の観音像をはじめ、風神・雷神像など多くの寺宝がある。
- (4) 方広寺は、京都市東山区大和大路正面茶屋町にある天台宗の寺院である。天正十四年（一五八六）、豊臣秀吉が奈良の東大寺にならって大仏を安置した。開山は大徳寺の古溪宗陳である。大仏は六丈の像高で、仏殿は重層瓦葺きで二十丈の高さであったが、慶長元年（一五九六）の大地震により破壊した。そのため秀吉は信州善光寺本尊を請じて安置したところ異変があつて善光寺へもどした。後に豊臣秀頼は亡父追善供養のため同七年（一六〇二）、再建に着手したが年末の失火で頓挫し、あらためて同十五年（一六一〇）、着工し、二年後の同十七年に完成した。仏殿は棟高十七丈三尺、桁行三十丈七尺、梁十九丈二尺の規模で、大仏は金銅像で六丈三尺の像高であった。そして南北百二十間、東西百間の廻廊をめぐるした。同十九年（一六一四）には高さ一丈八寸、口径九尺一寸五分の巨鐘を鑄造したが、鐘銘をめぐる徳川家康と不和を生じ、大坂冬の陣の原因の一つとなった。寛文二年（一六六二）、震災で破壊した大仏を銭貨とし、寛政十年（一七九八）、造り直された木仏は雷火で焼失、天保年中（一八三〇〜四四）に尾張国から半身木仏を移座した。
- (5) 建仁寺は、京都市東山区大和大路通四条下ルにある臨濟宗建仁寺派の大本山で、建仁二年（一一〇二）の創建である。山号を東山という。開山は明庵栄西、開基は鎌倉將軍の源頼家で、京都五山の一つである。建造物として重要文化財の勅使門（矢ノ根門）、方丈があり、絵画には国宝の俵屋宗達筆の風神雷神図屏風 二曲一双、重要文化財の海北友松筆の竹林七賢図 十六幅、同・雲竜図 八幅など多数を蔵している。
- (6) 鴨川は、丹波高原の棧敷ヶ岳付近を水源とし、京都盆地を、南流し、南部で桂川に流入する。一般に京都市内東部で高野川と交わる上流を賀茂川、下流を鴨川という字を用いている。
- (7) 五条橋は、京都市下京区と東山区の鴨川五条に架かる橋である。平安時代の初期には架けられたという。洛中から清水寺へ参詣するうえで重要な橋であり、清水寺本坊成就院が修理・管理を行い、勸進僧たちが寺の監督のもと中世以来人々から通行料を徴収した。近世に入って、豊臣秀吉が方広寺大仏殿を造営するにあたり、五条橋を現在の位置に移築した。新しく架けられた橋の路は六条坊門小路であったが、後に五条通と称するようになり、旧の五条通は松原通と称するようになった。
- (8) 四条橋は、鴨川四条に架けられた橋で、京中から祇園社（八坂神社）への参詣道にもあたつており、橋の両側が四条河原と呼ばれ、中世には猿楽や田楽の勸進興行が行われた。後に歌舞伎の祖といわれる出雲阿国が舞台をたて興行を行ったという。芝居小屋ははじめ西岸にあつたが、鴨

川堤の修築にともない東岸に移動した。

洛中洛外図屏風では一般に小さくて簡素に描くが、本図では勘違いであらうか、三条橋を思わせる欄干のある立派な橋となっている。

(9) 鹿苑寺(金閣寺)は、京都市北区金閣寺町にあり、臨済宗相国寺派に属する。通称を金閣寺という。山号は北山。開山は夢窓疎石、開基は足利義満で、義満の北山殿の舍利殿をもって禅寺とする。歴代の足利将軍は護寺に尽力したが、応仁の乱で金閣は焼失を免れたが多くの堂宇を失った。その後、諸堂が再建された。庭園は池泉回遊式で特別史跡・特別名勝指定。昭和二十五年に金閣を焼失したが、同三十年に復元・再建された。重要文化財に伊藤若冲筆の大書院障壁画(五十面)などがある。

(10) 大堰川は、京都市西部を南流する川で大井川とも書く。京都府船井郡の丹波山地に源をもち、亀岡市にいたり、嵐山を通って淀川に注ぐ、嵐山から松尾あたりまでを大堰川と称する。その上流は保津川といい、下流は桂川という。

(11) 松尾大社は、京都市西京区嵐山宮町にあり、四条通西端に位置し、東端の八坂神社(祇園社)に対峙して鎮座する。大宝元年(七〇一)、勅命により秦忌寸都理が社殿を創建し、松尾山の磐座から神霊を勧請したという。西の玉城鎮護社に位置付けられ、また、中世以降、酒の神様として信仰を集める。

(12) 二条城は、京都市中京区二条城町にある城郭で、慶長八年(一六〇三)三月に竣工した。元和六年(一六二〇)の徳川和子の入内がこの城から執行され、また、寛永三年(一六二六)の後水尾天皇の「行幸」に際し、同年より大規模な修築工事が行われ、城域の西方への拡張があつて、本丸・天守の移動再建、行幸御殿の新造が行われた。その後、暴風雨や地震・雷雨などで破損が重なり、寛延三年(一七五〇)には五層の天守が落雷によって焼け落ち、以後、再建されることはなかった。天明八年

(一七八八)の大火で類焼し、本丸御殿や二隅櫓・二門が焼失した。慶応二年(一八六六)、徳川慶喜が二条城で将軍宣下をうけたが、翌年十月、大政奉還の上表を行い将軍職を辞し、十二月には二条城を退去した。

(13) 後水尾天皇は、慶長元年(一五九六)、後陽成天皇の第三皇子として生まれる。同十六年(一六一二)三月、踐祚し、四月に即位礼を挙げた。元和六年(一六二〇)六月、将軍徳川秀忠の娘和子を女御とした。在位は十九年間で、寛永六年(一六二九)に譲位し、延宝八年(一六八〇)八月十九日、八十五歳で崩御された。文芸を好み、和歌をはじめ連歌や漢詩・書道などのほか、茶道・華道・香道、あるいは絵画なども嗜んだ。

(14) 堀川は、賀茂川を水源とし平安京を南北に流れる運河で、現在は水源が断たれて流水がなく、御池通以南は暗渠化されている。

(15) 岩佐又兵衛は、天正六年(一五七八)、摂津国伊丹城主荒木村重の子として生まれる。名は勝以、通称を又兵衛といい、岩佐は母方の姓である。寛永年中(一六二四〜四四)に越前国北之庄(福井)に移住したが、同十四年のころ江戸に移り、慶安三年(一六五〇)六月二十二日、七十三歳で没した。土佐派の大和絵系の手法を修め、和漢の故事や古典文学に取材し、独特の画風を開拓した。

(16) 祇園祭は、祇園社(八坂神社)の祭礼である。祇園会、祇園御霊会ともいい、平安時代、全国に流行った疫病が牛頭天王の祟りであるとし、勅を奉じて六十六本の矛を立てて祭り、その消除を祈ったのに由来するといふ。明治維新以後、暦法の改正により、祭日が七月十七日(前祭)と二十四日(後祭)となり、山鉦が巡行する。

(17) 狩野探幽は、慶長七年(一六〇二)、狩野孝信の長男として京都に生まれる。同十七年(一六一二)、駿府で徳川家康に謁し、江戸に赴く。元和三年(一六一七)、幕府御用絵師となり、同七年(一六二二)には鍛冶橋門外に屋敷地を受領した。同五年(一六一九)の東福門院入内に係

- り御所拡張工事が行われた際の障壁画制作に参加し、同九年(一六二二)に改築の大坂城に描き、また以後、江戸城改築(こと)に障壁画を制作した。寛永三年(一六二六)、二条城行幸殿、同十一年(一六三四)、増築の名古屋城上洛殿、同十三年(一六三六)に完成の日光東照宮、同十四年に芝増上寺安国殿、同十八年(一六四二)に大徳寺本坊方丈、同十九年に寛永度造宮の御所、聖衆来迎寺、続いて承応・寛文度造宮の御所と非常に多くの障壁画を描いた。この間、寛永十五年(一六三八)に法眼に叙せられ、寛文二年(一六六二)には法印まで昇ったが、延宝二年(一六七四)十月七日、七十三歳で没した。淡白瀟洒な画風を開拓し、江戸狩野派の基礎を築き、江戸時代の絵画に大きな影響を与えた。
- (18) 前田宗辰は、加賀藩第七代藩主である。父は六代藩主前田吉徳、母は浄珠院で享保十年(一七二五)に金沢で生まれる。延享二年(一七四五)に家督を相続したが、同三年十二月八日、二十二歳で江戸に没した。法号を大応院梅関雪峰大居士という。
- (19) 常姫は、会津侯松平正容の娘で、享保十年(一七二五)に生まれる。延享元年(一七四四)四月に入興したが、同二年十二月晦日、二十一歳で没する。
- (20) 『貞享二年寺社由緒書上』。
- (21) 日立上人は、正長二年(一四二九)八月十五日、示寂する。
- (22) 長谷川等伯ふるさと調査。
- (23) 北國新聞 夕刊 平成九年(一九九七)三月二十五日発行。
- (24) 「順勝手」とは逆の左上から右下へと引かれるものを「逆勝手」という。研究者によっては逆の捉え方をする人もいる。片岡肇氏は、『京都文化博物館研究紀要 朱雀』 第九集において、洛中洛外図屏風の町筋の勝手による分類を試み、「第一類 左右隻とも逆勝手のもの、第二類 左右隻とも順勝手のもの、第三類 左隻が逆勝手で、右隻が順勝手のもの、
- 第四類 左隻が順勝手で、右隻が逆勝手のもの、第五類 左右隻とも順勝手・逆勝手相半ばするもの」の五種の類型に分類された。
- (25) 「上杉家本」は、米沢市上杉博物館所蔵。国宝。織田信長から上杉謙信に贈られたものとの伝えがあり、狩野永徳筆とされる。二四八五人の様々な階級の人物を登場させている。
- (26) 「歴博乙本」(旧高橋家本)は、国立歴史民俗博物館所蔵。重要文化財。旧の所蔵者から高橋家本とも呼ばれ、景観年代、及び制作年代は桃山時代の一五八〇年代とされている。一六一八人の人物を描き込んでいる。筆者は狩野永徳の父・狩野松栄、あるいはその周辺の絵師と考えられていたが、近年、永徳の弟・狩野宗秀またはその周辺の絵師との説が提出されている。
- (27) 教王護国寺(東寺)は、京都市南区九条町にある。延暦十三年(七九四)の平安遷都の直後、羅城門の左に東寺、右に西寺が創立された。教王護国寺はこの東寺である。堂宇はその後幾多の変遷があったが位置は現在も変わっていない。
- (28) 大神人とは、中世から近世にかけて、神社に從属し、下級の諸役を奉仕する者を神人というが、とくに京都の祇園社の神人で祇園祭の神幸の警護や道路の清掃に從つたりした人たちをいい、「つるめそ」とも呼ばれた。
- (29) 禁裏は、天皇の住居としての御殿。御所、内裏、皇居ともいう。京都市上京区にあり、後小松天皇から明治天皇の東京奠都(明治二年)まで皇居であったところ。現在の建物は、寛政二年(一七九〇)に造営されたが、炎上し、安政二年(一八五五)に再建された。築地の東面に建春、西に宜秋、南に建礼、北に朔平の四門があり、紫宸殿や清涼殿など古式のまま現存する。
- (30) 鞍馬山は、京都市北部にある山で海拔五七〇メートル。山中に鞍馬寺が

ある。俗に鞍馬天狗が住むといい、源義経が武芸を練習した所という。古来、京都の北方鎮護と福徳の寺として信仰を集める。

(31) 今宮神社は、京都市北区紫野今宮町に鎮座し、大國主命・事代主命・稲田姫命の三柱を祭神とする。社伝によれば、平安時代の正暦五年(九九四)に疫病が流行したので朝廷は神輿を造らしめ、船岡山に安置し御霊会を修したのに始まるという。その後、疫神を紫野に祭り病害を防ぐこととした。東山の祇園社が疫神であるため、それに対して祇園の今宮の意をとって今宮と称した。

(32) 北野天満宮は、京都市上京区馬喰町に鎮座する。主祭神は菅原道真で、平安時代の十世紀半ば天曆元年(九四七)の創建という。寛弘元年(一〇〇四)の一條天皇の行幸をはじめ、代々皇室の崇敬をうけ八棟造の社殿は慶長年中、豊臣秀頼の造営である。「学問の神」としても知られ、また、例祭は八月四日である。

※(1)〜(17)、(27)、(29)〜(32)、については、『國史大辞典』(吉川弘文館刊)、『広辞苑』(岩波書店刊)などから引用・記述した。

《参考文献》

内藤 昌 近世洛中洛外図屏風の景観類型

―新出図の考察を契機として 國華 九五九号 昭和四十八年(一九七三)
辻 惟雄 洛中洛外図 日本の美術 第二二二号 至文堂 昭和五十一年(一九七六)

武田恒夫ほか 風俗画―洛中洛外

日本屏風絵集成 第十一巻 講談社 昭和五十三年(一九七八)

大塚活美 洛中洛外図にみる京郊村落

地方史研究 三十八―一 通巻二二一 昭和六十三年(一九八八)

京都国立博物館編 洛中洛外図

都の形象―洛中洛外の世界 淡交社 平成九年(一九九七)

片岡 肇 洛中洛外図屏風の類型について(一)

京都文化博物館研究紀要 朱雀 第九集 平成九年(一九九七)

所 広秋 光明寺所蔵「洛中洛外図屏風」について

岐阜市歴史博物館研究紀要 第十二号 平成十年(一九九八)

黒田日出男 絵画史料で歴史を読む 筑摩書房 平成十六年(二〇〇四)

小島道裕 洛中洛外図屏風歴博甲本の成立と初期洛中洛外図屏風諸本

国立歴史民俗博物館研究報告 第一四五集 平成二十年(二〇〇八)

吉川弘文館編集部 京都古社寺辞典

吉川弘文館 平成二十二年(二〇一〇)

岐阜市歴史博物館 洛中洛外図に描かれた世界 平成二十二年(二〇一〇)

小島道裕ほか 洛中洛外図屏風歴博甲本の総合的研究

国立歴史民俗博物館研究報告 第一八〇集 平成二十六年(二〇一四)

知念 理 大阪市立美術館蔵「洛中洛外図屏風」(田万家旧蔵本)の研究

大阪市立美術館紀要 第十四号 平成二十六年(二〇一四)

知念 理 大阪市立美術館蔵「洛中洛外図屏風」(田万家旧蔵本)の研究・

補論(一) 大阪市立美術館紀要 第十六号 平成二十八年(二〇一六)

京都文化博物館 洛中洛外図屏風 京を描く 平成二十七年(二〇一五)

西山 剛・森 道彦 近世における洛中洛外図制作の様相 ―「洛中洛

外図屏風(松居本)」の紹介をかねて― 京都文化博物館研究紀要

朱雀 第二十七集 平成二十七年(二〇一五)

〔史料紹介〕

倶利迦羅長樂寺文書

1. 調査に至るまでの経緯

本稿は、加賀と越中の国境に位置する倶利迦羅長樂寺(1)および手向神社に関する古文書（以下、長樂寺文書）を紹介するものである。長樂寺という寺院は明治新政府の神仏分離政策により廃絶したが、昭和二年（一九四九）に高野山の金山かなまほくしやう穆韶むじやう氏の尽力により不動寺（石川県津幡町）として長樂寺の旧跡地に再興され、今日に至っている。(2)不動寺に伝わった古文書は、長樂寺最後の住持で手向神社の神職に転じた十握とつかなむし喬氏から譲り受けたものとされている。

長樂寺文書については、すでに浅香年木氏(3)や高山精一氏(4)らによつて紹介がなされている。いくつかの古文書の裏には鉛筆で番号が記され



御印篋

塩崎久代



見つかった長樂寺文書

ているので、仮目録のようなものが存在したのかもしれないが、正式な古文書目録は作成・公開されてこなかった⁽⁵⁾。また、長樂寺文書のうち一三点が本堂向かいの建物で展示されていたが、この一三点を除く古文書は長らく所在不明となっていた。

ところが昨年秋、平成三〇年（二〇一八）の俱利伽羅不動寺の開創一三〇〇年⁽⁶⁾に向けてご住職が宝物を整理された際に、「御印管」と朱書された木箱から古文書を発見され、展示されていた古文書の他にも多数の古文書があることが判明した。長樂寺文書を後世に伝え、広く活用されるようにするためには、まず古文書目録を作成する必要があるため、ご住職より許可をいただき、目録作成のための調査をすることになった。

2. 明王院と長樂寺

古文書の紹介に入る前に、長樂寺の歴史を概観する。古代の長樂寺については、長樂寺の由緒・縁起に拠るほかない。軍記『源平盛衰記』が伝える長樂寺由緒では開創を白山と同じく泰澄とするが、古縁起（宝集寺本）と新縁起（旧十握家本）では善無畏三蔵とし、のちに弘法大師が留錫し寺を建立したとする。黒龍が剣に巻きついた姿をした俱利伽羅龍王を本尊とする不動信仰で、縁起によると俱利伽羅龍王は砺波山（俱利伽羅峠）の通行人に災いをなす魔物を退治する強い力を持つと信じられてきた。

中世の長楽寺は、はじめ天台宗寺院であったが仁和寺末の真言宗寺院に転じ、本願寺・一向一揆が加賀の地を席卷するようになる⁹と本願寺と結びつき、権益の確保につとめた。この頃、俱利迦羅龍王を本尊とする宗教組織として「長楽寺」と「明王院」とが同時代史料に見える。長楽寺の中世文書が現存しないため当時の組織については判然としないが、長楽寺住持は明王院の院主職を兼帯していた¹⁰。

そこで、近世文書の宛所を年代順に並べて検討してみると、加賀藩主前田家の二代利長の発給文書の宛所は「明王院・くりから明王院」である。三代利常の発給文書の宛所は早い段階では「俱利迦羅明王院」しだいに「俱利迦羅 長楽寺」となり、近世中期以降の「明王院」宛の文書は確認できない。加賀藩では寺院の宗派ごとに触頭寺院を通じて支配する触頭―触下制をとった。長楽寺は藩の祈禱所ではあったが、真言宗寺院として宝幢寺の触下寺院となり、触頭寺院を通じて藩の触を下達され、開帳や後住を願い出る際にも触頭寺院を通じて文書のやりとりを行うことが義務付けられた¹¹。このように藩の寺院行政が整備されるにしたがって、「明王院」ではなく「長楽寺」として把握されるようになったといえよう¹²。

3. 長楽寺文書の概要

不動寺所蔵の文化財としては、「源頼朝下文」(津幡市指定文化財)¹³や木製の制札、祈禱札、仏像、仏画、扁額類、昭和・平成期に不動寺に

寄贈された古文書・縁起類が伝存しているが、本目録には、十握家旧蔵の近世文書のみ(一部、明治期含む)¹⁴を収載した。なお、高山精一氏が昭和五四年(一九七九)に俵久兵衛家から発見された俵屋久兵衛家文書(以下、俵屋文書)は、長楽寺門前で御用宿・茶屋を経営していた俵家に伝わった古文書で、今回紹介する長楽寺文書の内容を補う重要な情報を含んでいる¹⁵。

長楽寺文書は合計八三点で、(1)藩主・重臣、寺領関係の文書が二七点、(2)将軍家および藩主家の祈禱関係の文書が二四点、(3)寺院行政・開帳関係の文書が一八点、(4)街道関係の文書が二点、(5)明治期の土地関係文書が二点と棟札銘文の写一点が含まれている。木箱に「御印篋」と記されていることからわかるように、大半が加賀藩主前田家に関わるものである。寺院文書であれば、経典類や過去帳といった宗教関係文書や歴代住職の系譜や寺伝といった寺院の歴史に関わる文書がもっと多く存在したはずであるが、不動寺には現存していない¹⁷。また、浅香氏が指摘されているように、立地の関係で街道関係の文書が含まれていること、参詣者を集めるべく開帳を行っていたため、開帳に関する記録が多いことも本文書の特徴に挙げられる。以下、(1)～(5)の項目ごとに主な文書を示しながらしながら、内容をみていく(史料名の下に示したNo.は目録の史料番号)。

(1) 藩主・重臣、寺領関係

(a) 加賀藩主前田家との関係

長樂寺と加賀藩主前田家との関係を示す文書としては、二代利長からの年頭・歳暮の祝儀の礼状が五⁽¹⁸⁾点、三代利常からの祈禱の礼状や寄進状が一二点、五代綱紀からの祈禱や火事見舞いの礼状といったものが四点確認できる。この三人以外の藩主の発給文書は確認できず、年代的には江戸時代前期(一七世紀)に偏った残り方をしている。

近世の長樂寺の由緒によれば、長樂寺は二代利長の崇敬を受けて以来、加賀藩主前田家の祈禱所となった⁽¹⁹⁾という。加賀藩祖前田利家の文書が残っていないことについて、浅香氏は利家の頃には政権が上方にあったため、金沢の東側はあまり重要視されていなかったが、江戸幕府の成立により江戸へ赴く機会が増え、慶長一〇年(一六〇五)の利長の富山隠居(後に高岡へ移る)により金沢―高岡間の往来が盛んになり、加賀と越中の国境にある長樂寺⇨手向神社が前田家に重要視されるようになった⁽²⁰⁾とした。一方、先に紹介した俵屋文書のうち「俱利加羅町」の俵屋久兵衛が元禄三年(一六九〇)に藩の「御奉行所」に提出した俵屋の由緒(写)⁽²¹⁾には、大納言様⇨利家が天正一三年(一五八五)越中に出陣した際、俵屋の先祖が道筋掃除や道案内、水の供出、往來の御用をつとめたことにより、諸役免許と街道筋に居住する特権を得たことが記されている。

また、安政四年(一八五七)の願書によれば、俵屋久兵衛の先祖は南谷に居住して「十カ村十村役」を勤めていたところ、利家の越中出

陣(佐々攻め)の際に案内役となったことなどが記されている⁽²²⁾。天正年間には十村制度は成立していないが、後の十村に相当する村役人の地位にあったということであろう。俵家は長樂寺中興の祖・秀雅の家系とされているので、元和五年(一六一九)、秀雅の代に長樂寺が復興されたことは、こうした俵家の由緒と関係していると考えられる。この由緒の内容をふまえると、長樂寺が藩の祈禱所となり保護を受けるようになるのは利長の頃からといえるが、近世の長樂寺住持の家と前田家とのつながりは天正年間、利家の代に遡ることになる。

〔史料1〕前田利長黒印状 (No. 1)

(端裏ウハ書)

〔墨引〕くりから明王院 肥

為年頭之祝儀、廣

間迄御入來候由、殊御

札卷数并柿一折

給之候、尤以歛悅

事候、恐々謹言

正月六日 利長 (黒印)

(印文「長盛」)

〔史料2〕前田利長書状（No. 3）

（端裏ウハ書）

〔墨引〕くりから明王院 肥

為歳暮之祝儀御

札并串柿五把給之候、

誠以大慶此事候、猶

期来信候、恐々謹言、

十二月十五日 利長（花押）

〔史料3〕前田利長書状（No. 5）

（端裏ウハ書）

〔墨引〕明王院 肥前守

筑前守方栗柄村之儀

不動尊へ寄進有之旨

書付之通令披見候、

就者是迄被相越昆布

一折一荷給之候、快然之

至候、恐々謹言、

極月廿五日 利長（花押）

〔史料1〕は、明王院が城の広間まで年頭の挨拶に訪れ、利長のために祈禱の巻数と柿一折を持参したことに對する札状である。慶長一〇年（一六〇五）に利長は家督を利常に譲り富山城へ移ったが、同一四年（一六〇九）三月に富山城が火災に遭ったため同年九月には高岡城に移っている。高岡城を築城するにあたって、利長は明王院に「地祭」（地鎮祭）を命じているようであるが、長楽寺文書の中に高岡城の築城に直接関係する文書は確認できない。〔史料2〕は、利長が歳暮の祝儀として明王院から祈禱札と串柿五把が贈られたことに對して謝意を表した書状である。〔史料1〕・〔史料2〕の年代は特定できないが、利長は翌一五年三月頃から発病し、同一九年（一六一四）に高岡城で死去している⁽²⁴⁾ので、使用されている花押から判断しても、いずれも利長の晩年に出された書状であると考えられる。

〔史料3〕は利長が利常による明王院への「栗柄村」の寄進を確認し、明王院が昆布一折を持参したことに對して礼を述べたものである。〔史料1〕・〔史料2〕が示すように、利長存命中には長楽寺は年頭・歳暮の祝儀を利長に贈っており、利常と長楽寺との間で同様のやりとりが確認できるのは、諱を利光から利常に改めた寛永六年（一六二九）以降のことである。利長は隠居して病を患っていたが、利常が家督を相続した後にも長楽寺は利長に對して敬意を払い、保護を求めていること

がうかがえる。

〔史料4〕加賀藩年寄衆連署奉書（No.6）

（前田利長）
高岳様就御不例為御祈念從
（前田利常）
筑前守様御立願之條々

一、不動堂一字可有御建立事、
一、二王堂一字可有御建立事、
右於 御佛前撰吉日良辰被致
精誠、頓速有御本復、御延命息災
御武運長久之可被抽懇祈旨、
御錠候、被得其意、勤行不可有
怠慢之状、如件

慶長拾六年

五月廿七日

篠原出羽守

一孝（花押）

奥村河内守

栄明（花押）

横山々城守

長知（花押）

栗柄

明王院

長樂寺の復興と藩の祈祷所化は二代利長の意思によって行われたが、伽藍の復興は利常による兄利長の病氣平癒祈願の一環として進められた。〔史料4〕は加賀藩年寄衆の横山長知・奥村栄明・篠原一孝の三名が藩主利常の不動堂・二王堂建立を立願し利長の病氣平癒・延命息災・武運長久之祈祷を怠慢なく行うよう明王院に命じたものである。

こうして、利長の晩年から藩主利常によって伽藍の復興が進められた。元和五年（一六一九）に不動堂が建立された際に掲げられたと考えられる木製の扁額（寸法は縦一三二cm×横六六cm×厚七cm）が残っており、表面には「不動堂御建立松平筑前守／利光公為二世安樂也」、裏面には「元和五年／加笏俱梨迦羅山中興開山秀雅（花押）／三月十八日」と陰刻されている。これにより、不動堂が藩主利光（利常）の二世安樂のために建立されたこと、復興の際の長樂寺住持が秀雅であったことなどがわかる。現在の本堂は卯辰山にあった忠魂祠堂を移築したもので、不動堂は現存していないが、この扁額も慶長・元和期における長樂寺復興の歴史を語る重要な史料である。この他、不動寺に現存する復興関係史料として、寛永一五年（一六三九）に加賀藩年寄衆の本多政重・横山長知により発給された制札がある。これは長樂寺において①至寺中殺生事、②境内立入山林伐採竹木之事、附下刈放飼牛馬事、③号見物人於寺内狼藉事の三つを禁止する旨を命じたものである。風雨にさらされた部分は墨がほとんど残っていないが、上部にはわずかに墨が残っている。



不動堂扁額(表面)

(銘文)

不動堂御建立松平筑前守
利光公為二世安樂也

次に、三代利常の書状一点と五代綱紀の書状二点を紹介する。

〔史料5〕前田利常書状(No. 11)

犬千代誕生為

祝儀使僧并卷数

納海苔一箱到来

悦事候、恐々

謹言

肥前

十二月十七日 利常(花押)

俱利伽羅山

長樂寺

〔史料6〕前田綱利書状(No. 21)

清泰院殿死去之

節、早々飛脚怡

悦之事候、謹言

加賀

(明曆二年)

十一月三日

綱利(花押)

俱利迦羅

長樂寺

〔史料7〕前田綱利書状(No. 22)

今度火事為見廻

飛脚并黒海苔

一箱・干瓢一折

到来、意入候段、令

祝着事候、謹言

(明曆三年) 加賀

二月十三日 綱利(花押)

俱利迦羅

長樂寺

〔史料5〕は折紙の文書であるが、長樂寺から犬千代Ⅱ綱紀の誕生の祝儀が贈られてきたことに對する礼状である。綱紀は利常の嫡男光高の子で寛永二〇年(一六四三)十一月一六日に江戸で生まれた。〔史料6〕は五代綱紀の母で四代光高の正室清泰院が死去した際に長樂寺が見舞の飛脚を送ったことに對する礼状、〔史料7〕は明曆の大火で加賀藩の江戸藩邸が焼失した際に長樂寺が見舞の飛脚を送ったことに對する礼状である。いずれの文書も綱紀が一四、五歳の頃に発給されたもので、据えられた花押にもどこかたどたどしさが感じられるが、これらの文書から祈禱所である長樂寺が加賀藩主前田家に礼を尽くしていたことがうかがえる。

(b)長樂寺の領地

次に、近世の長樂寺の寺領がどのように設定されたのか、現存する寄進状や御算用場覚書などを紹介しながら検討する。

〔史料8〕長樂寺不動堂領寄進状(No. 9)

俱利迦羅不動堂領之事

高
一、五拾三石者 俱利迦羅村

高
一、五石七斗者 同所 山手米

高

一、参拾七石壹斗余

同所

検地出分

高合九拾五石八斗余

右為堂領令寄附了、晝夜

勤行無怠慢国家安全可被

抽丹精者也、依状如件

元和七年

十二月廿一日

利光(印)

(印文「満」)

俱利迦羅

明王院

※裏面の紙継目に朱印あり

〔史料9〕前田利常社領寄進状 (No. 24)

社領所付之事

草高

(印「満」)

河北郡

一 百拾壹石五斗八升八合

俱利迦羅村

免四つ貳歩五厘

定納四拾七石四斗貳升五合

右如先規令寄附候之条、

定之通夫銀口米共可有收納者也、

寛文参年十一月廿八日

俱利迦羅

長楽寺

〔史料10〕加賀藩御算用場覚書 (No. 25)

覚

草高

一 百拾壹石五斗八升八

俱利迦羅村
前々方之御寄附

免四つ貳歩五厘

一 貳拾石貳斗

免四つ貳歩五厘

同所寛保三年
検地出分同年
御寄附

草高合百三拾壹石七斗八升八合
定納五拾六石壹升

右除山川竹木所 御定夫銀口米
可有收納候、追而 御印所附被下候刻
此紙面可被相返候、以上

・・・・(紙継目・印)・・・・
(印文「算用場」)

癸亥

十月十日 御算用場(印)

俱利迦羅

長樂寺

長樂寺への寺領寄進は、すでに「史料3」で見たと
ように利長の晩年から進められたが、現存する寄
進状として最も古いものが「史料8」である。元
和七年(一六二二)、利光(利常)は不動堂領とし
て俱利迦羅村九五石八斗余を明王院に寄進し、国
家安全の勤行を怠慢なく行うよう命じている。こ



裏面に捺された朱印

の古文書の裏の紙継目には珍しい形の朱印が捺されている。

「史料9」は寛文三年(一六六三)に俱利迦羅村一一石五斗八升八合の社領を長樂寺に寄進したものである。ここでは税率も免四つと定められている。「史料10」は享和三年(一八〇三)に藩の御算用場が長樂寺に出した覚書で、すでに寛文三年の時点で寄進されていた「社領」に寛保三年(一七五四)の検地出分を加えて、草高は一三二石七斗八升八合となっている。本文書には正式な御印と所付が発給されたら返すようにとの指示が出されているが、現在長樂寺に残っているの
で御印・所付は発給されなかった可能性がある。なお、今回紹介した
不動寺所蔵の寺領関係文書からは、村の人々の生活は見えづらいが、
俵屋文書には藩権力と結びつく長樂寺と村人との対立の様子や、惣百
姓が村役人を追放した天保騒動の様子を伝える古文書が含まれて
いる。⁽²⁵⁾

(2) 祈祷

長樂寺文書の中には、将軍家や加賀藩主前田家の祈祷に関するもの
も多く含まれており、祈祷所としての性格をよく伝えている。ただし、
文書の残り方は均一ではなく、特定の案件に集中して残っている。例
えば、五代綱紀の娘豊姫の病氣平癒の祈願、九代將軍徳川家重の厄年
の祈祷、といったものである。この他、十代重教の二男教千代(前田
斉敬)の病氣平癒祈祷、一四代慶寧の嫡男多慶若の兜・最花寄進状、
藩が五穀成就の祈祷を命じた際の文書などが残っている。ここでは、

前田家の姫君の病氣平癒祈禱に関する文書二点と御能拝見のため登城を命じられた際の文書一点を紹介する。

〔史料11〕御豊様病氣平癒祈禱に付書状（No.28）

御豊様頃日御不快付而

於其御山御祈禱仕

度候、此旨勝手共宜

可申述旨、年寄女中小川

被申候候間、被撰吉日、追

付御懇祈頼入存候、

恐惶不宣、

渡部市兵衛

九月七日

次宗（花押）

稲垣八郎左衛門

（花押）

齋藤長兵衛

安次（花押）

俱利加羅

長樂寺

御同宿御中

これは定番御馬廻御番頭の渡部市兵衛(26)らが五代綱紀の娘豊姫の病氣平癒祈禱を長樂寺に依頼した文書である。豊姫（梅窓院）は貞享四年（一六八七）三月二六日に金沢で生まれ、藩臣前田孝資に嫁いだが、享保三年（一七一八）十月五日に死去している。

〔史料12〕御姫様祈禱札に付返書（No.31）

御紙面致拝見候、然者

御姫様御容躰御快

御平生躰(欠損)ニ罷為□□候、猶又

御符等申進候処、則御調

為持御指越、今一二日方一五日迄

可被 召上旨、且又御痛所御拭

御札茂罷上候、先日之

御札者大川江流可申旨致

承知、御書面之通、夫々

年寄女中江申達、御札等

相渡候、右為御報如此御座候、

以上、

二月十二日 福嶋武左衛門（花押）

長樂寺

追而申進候、御札入候箱等

何茂留置申候、十五日差

遣候使之者江渡返進可申候、

これは姫君の病氣平癒祈禱に関する福嶋武左衛門と長樂寺との一連のやりとりの一部である。福嶋武左衛門満政は、由緒帳によれば享保九年（一七二四）に江戸表で六代吉徳の「御近辺」として江戸に詰め、同時に御奥小將を勤めた後、御入国御供となり、元文二年（一七三七）には七代宗辰の御附をつとめるなど、藩主の側近として仕えた人物である。⁽²⁷⁾長樂寺の祈禱札で豊姫の痛所を拭い、以前の札は大川へ流すように長樂寺から細かい指示があったよう、福嶋から年寄女中へ伝達されている。

〔史料13〕御能に付出府申付状（No. 33）

御能之義ニ付、御奉行衆々

御紙面被遣之、此返事

御精進日指除候而、日付

御調可被差越候、

一、十八日ニ御出府被成菊池

十六郎殿江御出可被及

御案内候、其節諸事

可申談候、以上

二月十六日

池田七兵衛（花押）

近藤右内（花押）

俱利迦羅

長樂寺

藩の祈禱所となると、祈禱をするだけでなく金沢城に出仕して御能を拝見することもつとめの一つであった。「史料13」は寺社奉行支配方取次の近藤右内・池田七兵衛⁽²⁸⁾から長樂寺に対して金沢城で催される御能拝見の日程調整をするように命じたものである。なお、本目録には掲載していないが、不動寺には文久三年（一八六三）三月の祈禱札が現存しており、藩の祈禱所として幕末まで活動していたことがうかがえる。

(3) 寺院行政・開帳

長樂寺の寺院行政に関する文書として、長樂寺の由緒・格式や領地に関するもの、触頭寺院を通じて行われた開帳願や後任願といった諸申請に関するものがある。なかでも、長樂寺の由緒について述べた文

書、寺社奉行が宝幢寺を通じて開帳を許可した際の申付状、大坂出開帳に関する書状各一点を紹介する。

〔史料14〕長楽寺再建に付願状（No. 52）

以上上書申上候、

俱利迦羅山中興御寺領之義者

瑞龍院様

微妙院様

松雲院様

御立願御成就ニ付、堂社御建立

被 仰付、弥有精誠勤行無

怠慢御武運長久国家安全

御祈禱之御為ニ俱利迦羅村之義

不動尊江御寄附被遊、一山自由ニ

拝領仕候、然所御寺領之内明

曆二年手上高・手上免出来仕、

免高共ニ御公儀御蔵入ニ罷成候、

其上御寺領之地寛文三年被

成下候御印之物ニ社領所付与

御座候、此儀共代々先師迷惑之

品ニ申傳置候、末代之什物ニ御座候間、如先規御寄附状

拝領仕度奉存候、依之去年

十一月廿三日委細以書付奉

願候通ニ御座候、三代以前之住持

時分堂社及大破、寺者夫

以前大雪ニ而破却仕候ニ付、

御修理之義御訴訟申上候処、

延寶五年二月廿日願之通

被 仰付候、併寺之儀者御修覆

相殘候故、其節之住持周傳代

寺假屋ニ建置候、尤寺御修

覆之儀願上置候得共、数年ニ

罷成、自分ニ修覆茂難仕

唯今者弥以寺及零落候、

俱利迦羅山之儀、古跡其上

往還筋ニ御座候得者寺及大破候

儀、迷惑ニ奉存候、尤時節柄

不及自力、代々難儀仕候、以

御慈悲寺建立仕度奉存候間

段々去年より奉願候通、俱利迦羅村

之儀、如先規一山不殘不動尊江

御寄附被 仰付被下候者、難有
可奉存候、以上

寅 俱利迦羅

四月十七日 長樂寺(印)

山崎庄兵衛様

本多主水様

伊藤内膳様

〔史料14〕は、享保一十九年(一七三四)に長樂寺が加賀藩寺社奉行の伊藤内膳・本多主水・山崎庄兵衛の三名に宛てた寺院再建願である。要約すると、「長樂寺は二代利長・三代利常・五代綱紀の立願成就により堂舎を建立し、怠慢なく武運長久・国家安全の祈禱を行ってきた。祈禱をとめるために、俱利迦羅村は長樂寺が一山自由に拝領してきたが、明暦二年(一六五六)の手上高・手上免により免・高ともに藩の御蔵人となってしまった。その上、寺領の地については寛文三年(一六六三)の御印物に社領所付と記載されており代々迷惑してきた。私の三代前の住持の頃、堂舎は大破、寺はそれ以前に大雪でつぶれて破却したので、訴訟を申し上げたところ、延宝五年(一六七七)に願いの通り修覆をしたが、寺の方は壊れたままになった。修覆を願い出してから数年が経つが、自力では修覆できないので、とうとう零落してし

まった。俱利迦羅山は古跡であるとともに往還筋にあるため寺が大破に及び、困っている。時節柄自力での修覆が難しく代々難儀しているので、御慈悲による寺院建立を希望する。去年よりお願いしてきた通り、俱利迦羅村は先規の通り一山残らず不動尊へ寄附していただいたい。」という内容のものである。ここでは、二代利長に取り立てられて以来の藩の祈禱所であるという由緒を持ち出し、俱利迦羅村全てを長樂寺の寺領とすることで寺院の再建を果たそうとする長樂寺住持の意図が読み取れる。

〔史料15〕俱利迦羅本尊開帳に付締方申付状(No.53)

以上

御自分触下俱利迦羅

長樂寺本尊明王宝永

七年八月開帳、今年三十

三年ニ相當候、依之当八月

朔日方同十四日迄二七日開帳

御祈禱法會執仕度旨

願書付年寄衆江相達候処、

願之通可申渡由ニ候条、右日数

致開帳、朝六時方門をひらき

晚七半時仕廻、夜中参詣人

可為無用候、尤諸事作法
宜火之用心堅可有御申付候、
以上

たことがわかる。⁽³⁰⁾

〔史料16〕 俱利迦羅本尊大坂出開帳に付書状 (No. 62)

壬戌

五月十九日

品川主殿 (印)

菊池十六郎 (印)

青山将監 (印)

宝幢寺

江戸時代、自力での堂舎修覆が難しかったのは長楽寺に限ったことではないが、こうした慢性的な財源不足を補うべく行われたのが開帳である。「史料15」は、寛保二年(一七四二)に加賀藩寺社奉行が長楽寺の触頭寺院である宝幢寺に宛てた文書である。この年は宝永七年(一七一〇)の本尊開帳から三三年にあたり、八月朔日から同一四日まで二七日(一四日間)の開帳を許可するとともに、開帳に際しては時間を朝六時(午前六時)から晚七半時(午後五時)までに限るよう命じ、夜中の参詣人の禁止と火の用心を呼び掛けている。本尊開帳は原則三年に一回と定められていたが、延享三年(一七四六)や文政二年(一八一九)には三三年が経過しないうちに本尊を安置している厨子の扉を開くことを願ひ出ており、長楽寺が「開扉」による募財活動を行っ

以飛札啓上仕候、寒汽

之節御座候処、各様愈

御安全奉大賀候、然者其御元様

御本尊俱利迦羅山開帳之儀、

加賀御屋敷御出入候河内屋藤兵衛殿

を以、場所之儀頼出ニ被来候間、

當地真言宗不動寺始講中

無異義承出仕候、依而此度

態々右藤兵衛殿指上御儀ニ御座候、

委細同人より可申上候条、御示談

可被成下候、恐々謹言

大阪

十一月廿一日

不動寺 (印)

講中 (印)

加州

俱利伽羅山

御講中様

「史料16」は俱利迦羅本尊の大坂出開帳に関する書状である。出開帳とは本尊を寺院内で開帳する居開帳に対して、本尊を他の場所へ移動させて行う開帳のことをいう。差出に「大坂」とあるので一見すると明治以降の文書のように思えるが、加賀藩社方の記録⁽³¹⁾によれば、長樂寺の大坂出開帳は天保五年（一八三四）と嘉永五年（一八五二）に出開帳申請がなされており、嘉永五年の一連の記録の中に本文書の写が確認できるため、嘉永五年の文書と判断した。内容は、「俱利迦羅本尊の開帳については、加賀屋敷に出入がある河内屋藤兵衛殿が場所について依頼に來られたので、大坂不動寺はじめ講中は異議なく承った。このたび藤兵衛殿がわざわざ長樂寺へ上ることになったので、委細は藤兵衛殿とご示談いただきたい。」というものである。長樂寺文書に含まれる出開帳関係文書は本文書一点のみであり、結果的に藩の許可は下りなかったが、出開帳先（大坂）の世話人の動向を伝える貴重な史料である。

（4）街道関係

加賀・越中の国境の街道筋にある長樂寺は、単なる折袴所ではなく、藩主の小休所としての役割も担っていた。長樂寺の門前には茶屋が備えられており、幕府の巡検上使や参勤交代で街道を往来する大名たち、一般の旅人たちの休息の場にもなっていたのである。

「史料17」御参勤に付開帳差延申渡状（No.70）

追而俱利迦羅長樂寺

開帳之砌

御参勤之御様子ニ候者

差延候様ニ可被申渡候、

以上、

八月五日 永原左京（印）

宝幢寺

「史料17」は社奉行の永原左京が長樂寺の触頭寺院である宝幢寺に長樂寺の開帳の時に藩主が参勤するようであれば、開帳を延期するよう命じた文書である。開帳よりも藩主の参勤に際しての奉仕の方が優先されるため、寺院が街道筋にあることは開帳を実施する上では障害にもなったようだ。

「史料18」筑前守様御小休に付申渡状（No.71）

筑前守様四月十一日

江戸表被遊 御発駕

於貴寺 御小休被

遊候間、諸事御差支

無之様ニ与存候、右得

御意度如斯御座候、以上

長楽寺

伴僧三人

下部老人

右

當御所御用ニ付、上京之処、

一先ツ致帰国候条、道中

往来共、人馬入用之節

并船川渡泊等之所々

無滞之様申上宜預取斗候也、

巳

二月八日 沢村恒次郎 (印)

長楽寺

御室御所

辰六月 森 弾正 (印)

村上内蔵之助 (印)

神原主計 (印)

香山三河介 (印)

藩主の御小休に関する藩からの文書は、幕末の一三代斉泰・一四代慶寧の時期のものだけが残っている。「史料18」は筑前守様⁽⁴⁴⁾慶寧の帰国に際して、江戸詰会所奉行の沢村恒次郎が長楽寺に御小休の手配を命じた文書である。いずれも発駕の約二ヶ月前に発給されているが、幕末には急な参勤・上洛があったことが安政四年(一八五七)三月の文書(目録No.72)からうかがい知ることができる。

右道中筋

宿々問屋

船川渡役人中

村々

〔史料19〕御室御所往来手形 (No.79)

加賀國俱利迦羅山

「史料19」は、長樂寺の伴僧三名が下部一人を連れて上京する際に京都の御室御所（仁和寺）の役人から出された往来手形で、道中筋の宿々問屋・船川渡役人・村々役人に宛てられている。こうした往来手形は本文書を含めて二点伝わっており、長樂寺の僧侶が御室御所の御用のために上京していたこと、道中の人馬の手配などを仁和寺が保証していたことがわかる。

(5) 土地・その他

最後に、明治期の史料について触れておく。明治新政府の神仏分離政策により長樂寺が廃寺となったことは先にも述べたが、明治五年（一八七二）に長樂寺最後の住持であった十握喬氏によつて作成されたと考えられる彩色の絵図（目録No.82）が残っている。絵図の左下には、次のようなことが記されている。

社地境内

本社・撰末社・中門・随神門・惣門等
 建替建物・石壇・柵・外囲二至迄
 従来旧領主普請所二御座候、
 依之仮繪圖面相調上之候、以上

俱利伽羅山社務

壬申二月

十握 喬

この文章に続けて、ほぼ同内容のことが記されているが、線を引いて消されている。絵図面の提出先は不明であるが、明治四年（一八七一）の廃藩置県後に作成されているので、石川県が旧長樂寺の寺領や建物等を把握するために提出させた絵図の控えであろう。この図面には宗教施設だけでなく、山林や道、国境、石段、井戸、柵、神龍池、茶屋など、藩政末期の長樂寺の姿を伝える情報が多く記載されており貴重である。

この他、明治期の文書としては、明治六年（一八七三）に宝集寺（金沢市寺町）が長樂寺の仏像を譲渡された際の証書（目録No.67）、明治三二年（一八九九）に十握來三郎と俱利伽羅村長の中農長蔵が農商務省大臣に国有森林の下げ戻しを申請した際の書類の綴り（目録No.81）が残っているが、その他の近代文書は確認できなかった。

註

(1) 俱利伽羅の地名は「俱利伽羅龍王」に因んでおり、もともと仏教用語である。本文書においても「俱利伽羅」、「俱利伽羅」、「俱利伽羅」、「栗柄」などさまざまな漢字が用いられており、必ずしも統一されていない。現在、地名では「俱利伽羅」の漢字が用いられているが、本文中では原則山号と同じ「俱利伽羅」で表記を統一する。

(2) 高山精一『俱利伽羅山を復興した 高野聖 金山穆韶』（若草書房、一九九二年）。金山穆韶氏は元高野山大学学長、高野山金剛峰寺管長をつとめた名僧で、寺院名を「長樂寺」から「不動寺」に改めた人物でもあ

- る。
- (3) 浅香年木「俱利伽羅手向神社と長樂寺」『津幡町史』、津幡町役場、一九七四年)。
- (4) 高山精一『歴史秘話 俱利伽羅峠』(能登印刷、一九八八年)。
- (5) 高山氏前掲書(註4)に「俱利伽羅長樂寺関係史料目録」が掲載されている。これは長樂寺文書の目録ではなく、長樂寺文書の一部とその他の関連史料を網羅的に紹介するものである。
- (6) 「俱利伽羅長樂寺縁起」(宝集寺本) および近世の刷物の「俱利伽羅長樂寺縁起」によれば、長樂寺は養老二年(七一八)に真言八祖の一人である善無畏三蔵(六三七―七三五)が来日した際に長樂寺を開いたとする。
- (7) 長樂寺文書は、幅一七・二cm×奥行四六・二cm×高さ一一・二cmの御印筥に畳んだ状態でぎっしり詰め込まれていた。このうち、御室御所往来手形一通(No.81)は紙の継目の糊がはがれていたせいか茶封筒に収められていた。なお、箱の身の内側底面に朱書で「栗柄 長樂寺觀雅修補之」とある。箱を修補した年月日は記されておらず、また歴代住持の系譜が不明なため、現時点では年代を特定することは困難である。
- (8) 前掲註3二四〇―二四五頁。古縁起の方は長樂寺草創伝承を中心とするのに対し、新縁起は草創縁起を記しながらも慶長以後の前田家による再興の経緯を詳述することに重点を置いている、と浅香氏は評価されている。現在、宝集寺では縁起が確認できず(二〇一六年調査)、新縁起の存在も不明である。
- (9) 前掲註3二四五―二五〇頁。
- (10) 前掲註3二四八頁。
- (11) 「三州寺号帳」(金沢市立玉川図書館蔵、加越能文庫)。なお、本文書は『加越能寺社由来 上巻』(石川県図書館協会、一九七四年)に翻刻が掲載されている。
- (12) 金沢の卯辰山の明王院(真言宗)も愛宕権現をまつる寺院として加賀藩主前田家の祈禱所となっていた。本目録のNo.64の宛所に見える明王院は卯辰明王院である。
- (13) すでに浅香氏が指摘されているように(前掲註3)、書体が近世のものであることなどから、本文書は江戸時代に作成された偽文書と判断される。
- (14) 長樂寺の廃絶後、仏像類は金沢市の宝集寺や小矢部市の医王院などに譲渡されたため、同寺の文化財は分散して保管されている。このうち、津幡町倉見の専修庵に譲られた阿弥陀如来像は平成二五年不動寺に返還された。また、平成一七年(二〇〇五)に兵庫県の豊岡市立図書館史料整理室より不動寺に寄贈された「俱利伽羅長樂寺縁起」は、開帳に際して作成されたものと考えられる(写真は当館の平成二八年度秋季特別展図録『城下町金沢は大にぎわい!』の六〇頁参照)。なお、昭和六三年(一九八八)時点での仏像の所在地については、高山氏前掲書(註4)に一覧が示されている。
- (15) 高山精一『俱利伽羅の峠茶屋』(謄写刷)。杉本晴介「加賀藩俱利伽羅村の社会生活―俵屋久兵衛家文書を中心にして―」『日本海地域史研究』第一輯、文献出版、一九八〇年)。
- (16) この文書に記されている銘文が書かれた棟札は現存しておらず、江戸時代の長樂寺再興の折、源頼朝の保護を得たという由緒を裏付けるために作爲的に残されたものと考えられる。
- (17) 長樂寺旧蔵の般若若経は明治期に観音寺(小矢部市)に譲渡され、現存している(二〇一五年調査)。
- (18) 『津幡町史』(前掲註3二五二頁)で紹介されている利長の文書六通のうち、一月十日の年頭巻数返礼状は今回の調査では確認できなかった。
- (19) 「長樂寺直触に付寺社奉行へ申渡状写」(目録No.69)には「俱利伽羅長樂

寺儀、瑞龍院様御取立ニ而、其以來時々御祈禱被 仰付、暨中納言様御
 通行之節、御立寄等之御由縁茂有之ニ付：(以下略)とある。また、「加
 州俱利迦羅山不動尊縁起」(旧十握家本)では、「僧秀雅のとき、慶長年
 中、前田利長が寺領を寄せ、再興した」旨が記されている(前掲註3二
 四一頁)。

(20) 前掲註3二二三頁。

(21) 俵屋文書(整理番号Q, 1, 1)。以下、少し長いが冒頭部分の翻刻を
 掲載する。

乍恐申上候

私家先年者往還方南之谷ニ住居仕罷在候処天正年中之頃

大納言様越中江 御出陣被為遊候節、私先祖久兵衛申者、御道筋掃除為御
 用罷出候処、其節御水御用之由被為 仰付、則御水奉指上候、其上所々等
 御尋被為遊御先立御案内仕、夫方

殿様私家江両三度 御腰被為掛候而、其後越中筋江数度 御出被為遊候節、

先祖久兵衛儀御道案内ニ被 召連御供仕候節、奥村伊豫守様を以往来筋江
 罷出候様被為 仰付候ニ付、先祖久兵衛申上候者、往来江罷出候而者何廉
 役懸り物等多ク御座候、其上往来人杯不掛儀共申懸候得者、住居難仕由申
 上候処、御上方左様之儀茂無之様ニ急度可被 仰付之旨被 仰渡候、依之
 大納言様諸役 御免之 御高札被為下、其上奥村伊豫守様御添紙面御指添被
 下役儀相勤候様被仰付、往来ニ家作被為 仰付拝領仕、永々住居仕候由被
 有 御意候ニ付、今以居住仕候、依而右等之次第申上候間、宜敷御披露奉
 願候、以上

(午)一字脱力

元禄三庚年四月

御奉行所

俱利加羅町

久兵衛

(22) 俵屋文書(整理番号Q, 1, 4)

(23) 「高岡城造営地祭に付書状」(尊経閣文庫所蔵)。「前田利長展」(高岡市

立博物館、一九九〇年)に写真、『金沢市史 資料編3 近世1』(金沢
 市、一九九九年)に翻刻が掲載されている。これは慶長一四年五月、利
 長から神尾図書之直に宛てた書状で、高岡城の地鎮祭を俱利迦羅明王院

へ申し付け修行をしている旨、芳春院へ伝えるよう指示したものである。

(24) 利長の花押の変遷については、金龍教英「前田利家・利長発給文書につ
 いて」(『富山史壇』七八、一九八二年)、大西泰正「総論 織豊期前田
 氏権力の形成と展開」(大西泰正編著『前田利家・利長』戎光祥出版、
 二〇一六年)参照。

(25) 杉本氏前掲論文(註15)。

(26) 「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)によれば、渡部市兵衛は
 慶安三年(一六五〇)に三代利常に新地二三〇石で召し出され、御使蕃
 (役料知七〇石)をつとめた。利常の死後、役料知は召し上げられて御
 馬廻組となり、天和二年(一六八二)定番御馬廻御番頭(役料知一〇〇
 石)となった。なお、市兵衛には娘(美類・みる)がおり、「御姫様御
 附御小將御用」があり江戸まで御供をしたところ、国元に帰ってから年
 寄女中から御能拝見に召し出され、そのまま金沢城内に留め置かれた。
 そこで綱紀の子を孕み、養生のため市兵衛宅へ戻された。無事男子(久
 丸)を出産したが、産後の肥立ちが悪く娘は病死、久丸も二か月で亡く
 なってしまったという。斎藤長兵衛安次は、延宝五年(一六七七)に定
 番御馬廻御番頭に任じられている。

(27) 「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。

(28) 「先祖由緒一類附帳」(金沢市立玉川図書館蔵)。池田七兵衛に関する記
 録は確認できないが、近藤右内は宝永七年(一七二〇)に前田市正の与

力に知行一〇〇石で召し出され、享保一九年（一七三四）二月に寺社奉行支配方取次、寛保三年（一七四三）二月に寺社方取次定役并明地代官兼役となった。

(29) 「前田利常寄進状」（No. 24、「史料9」）。

(30) 「俱利迦羅本尊開扉に付縮方申状」（目録No. 58）、「俱利迦羅本尊開扉に付縮方申付状」（目録No. 61）。

(31) 「開帳旧記・宝物弘通旧記」（金沢市立玉川図書館蔵）。以下「開帳旧記」と略す。

(32) 河内屋藤兵衛については、「右河内屋藤兵衛と申者、御国許出生之者ニ而當時大坂表ニ住居罷在、大坂御屋敷御買手方御用聞之町人ニ御座候、此人當山不動を格別信仰ニ仕り、毎年代参等相立申義ニ御座候」（「開帳旧記」とある）。

(33) 「開帳旧記」。

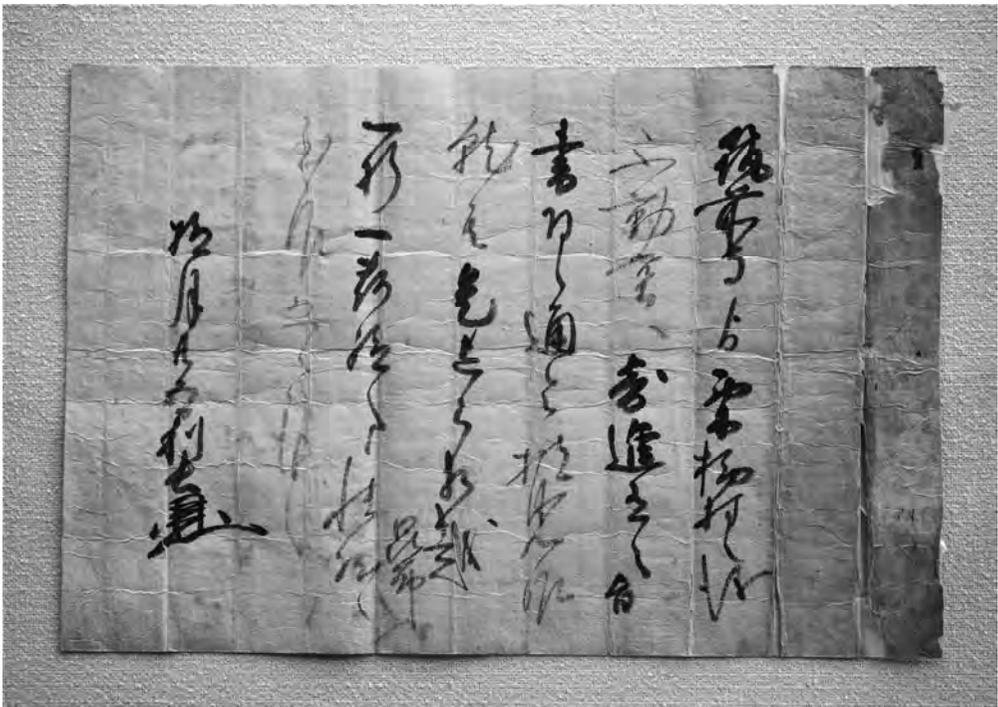
(34) 「先祖由緒一類附帳」（金沢市立玉川図書館蔵）。由緒帳には沢村恒右衛門と見えるが、経歴や同様の文書の差出人である前田清九郎も同じく会所奉行であることなどから、同一人物と判断した。

（付記）

今回の古文書調査にあたっては、不動寺住職五十嵐光峯氏、同寺務長高橋政寿氏、津幡町の依久雄氏、芝田悟氏のご協力を得ました。また、関連史料の調査にあたっては、金沢市立玉川図書館近世史料館の職員の方々にお世話になりました。ここに記してお礼申し上げます。



〔史料2〕 前田利長書状(No.3)



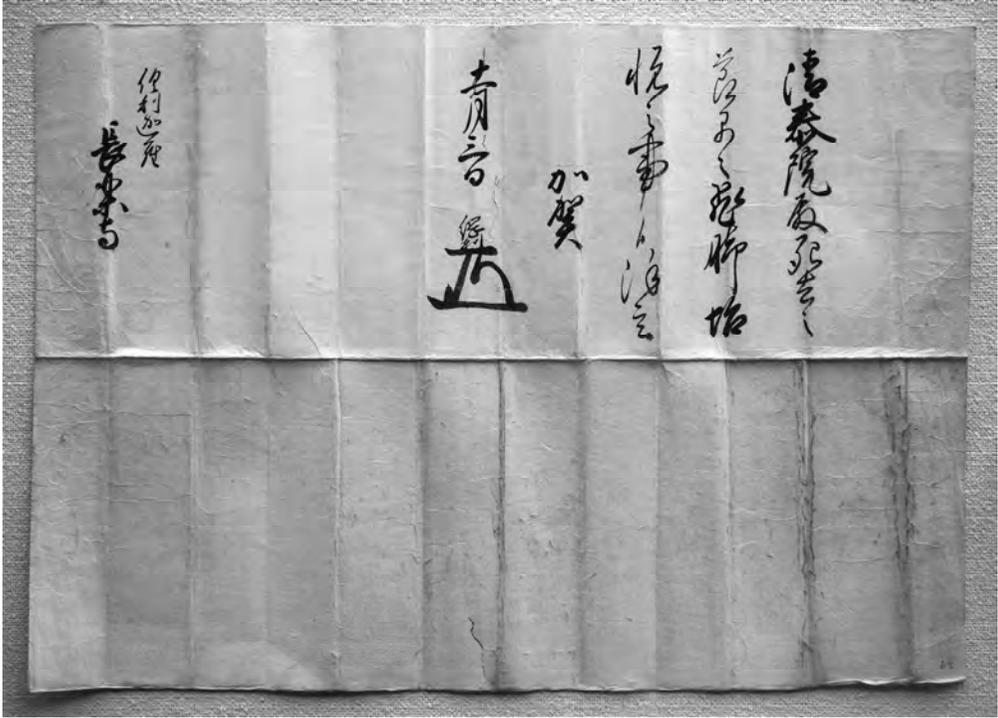
〔史料3〕 前田利長書状(No.5)



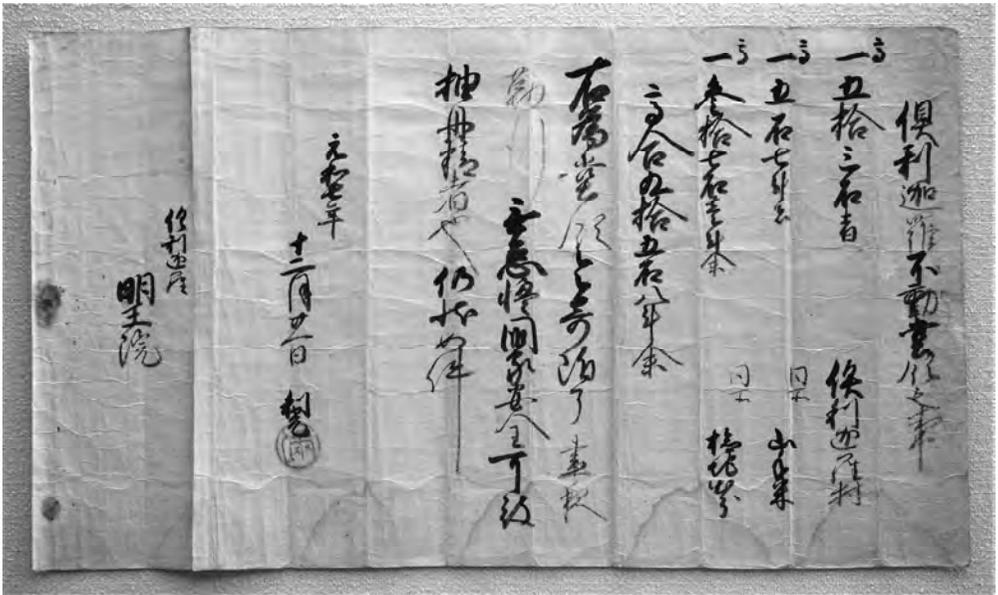
[史料4] 加賀藩年寄衆連署奉書(No.6)



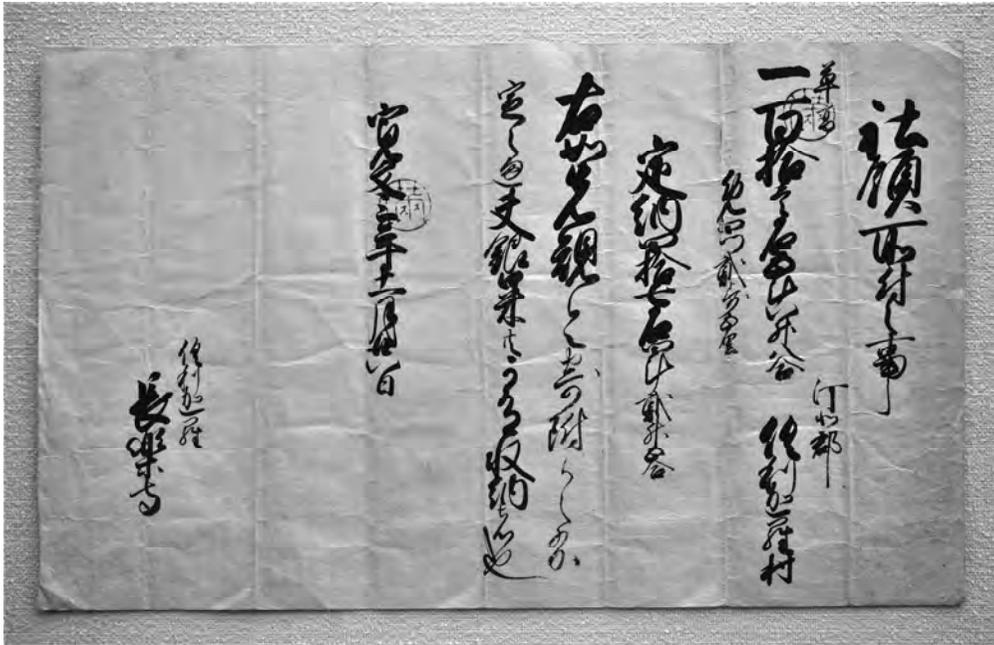
[史料5] 前田利常書状(No.11)



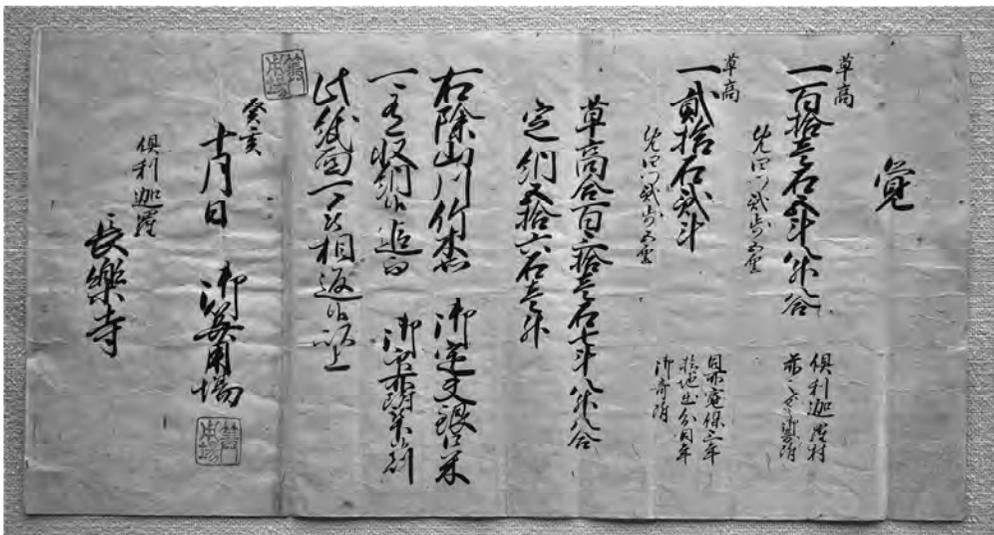
[史料6] 前田綱利書状(No.21)



[史料8] 長樂寺不動堂領寄進状(No.9)



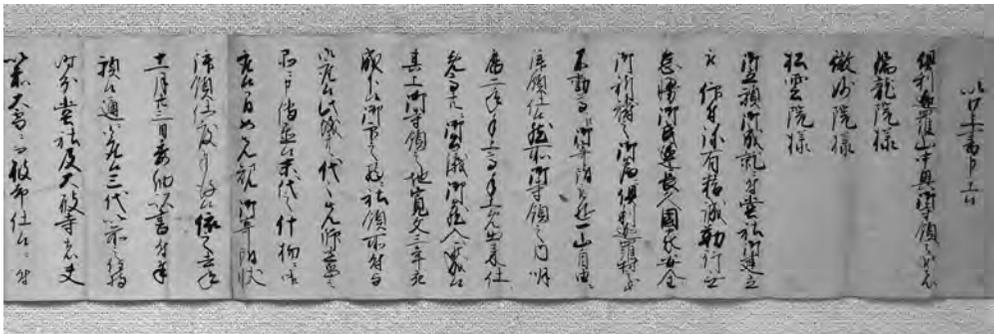
[史料9] 前田利常社領寄進状 (No.24)



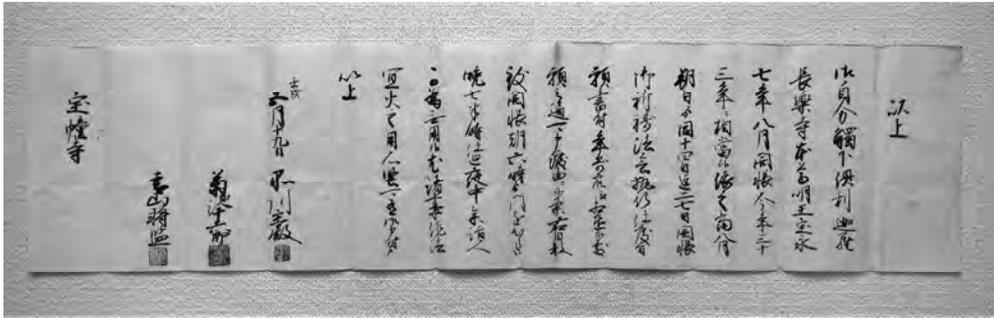
[史料10] 加賀藩御算用場覚書 (No.25)



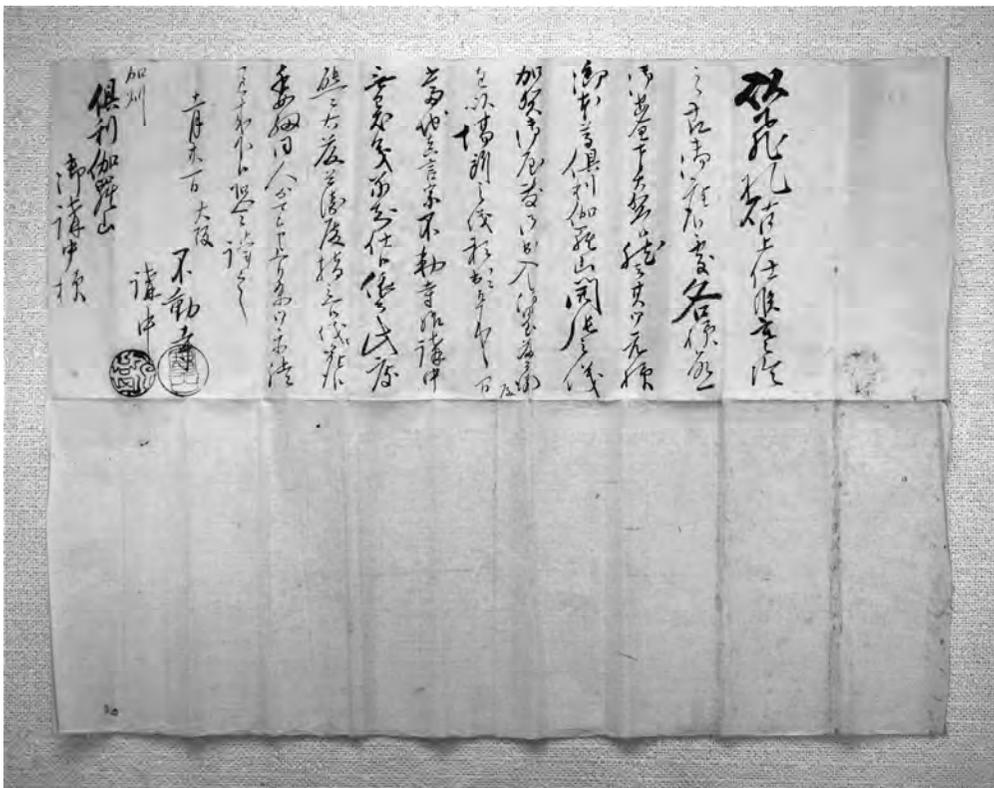
[史料11] 御豊様病氣平癒祈禱に付書状(No.28)



[史料14] 長樂寺再建に付願状(No.52・前半部分)



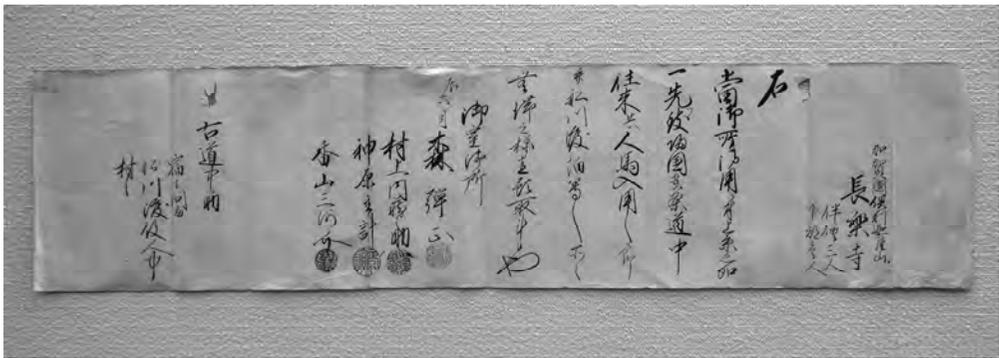
[史料15] 俱利伽羅本尊開帳に付縮方申付状(No.53)



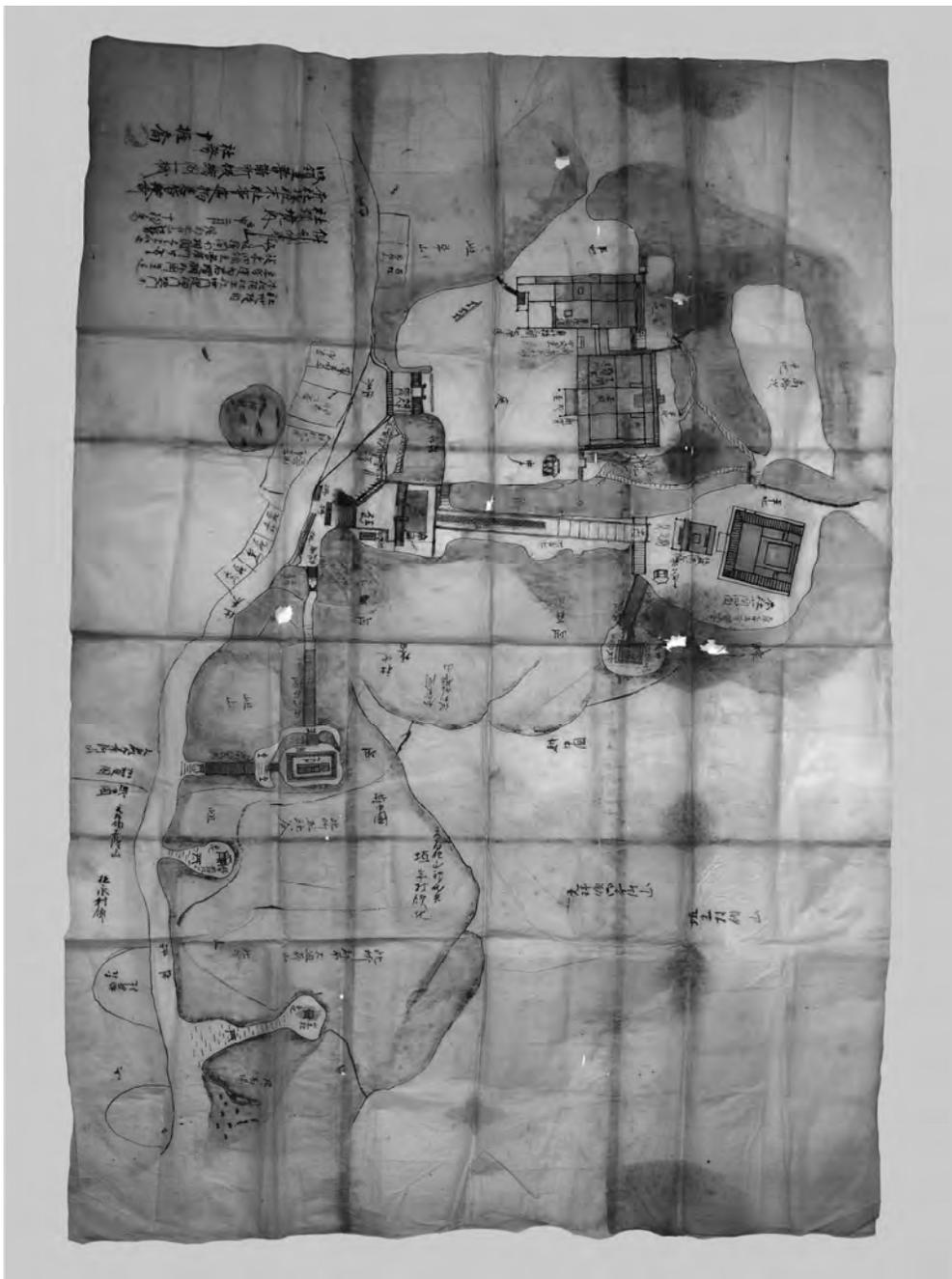
[史料16] 俱利伽羅本尊大坂出開帳に付書状(No.62)



[史料18] 筑前守様御小休に付申渡状 (No.71)



[史料19] 御室御所往来手形 (No.79)



倶利伽羅山社頭絵図(No.82)

俱利迦羅長樂寺文書目録

(凡例)

- 1 本目録は、不動寺所蔵の「俱利迦羅長樂寺文書」を調査し作成したものである。
- 2 史料は内容・数量に応じて分類し、原則として年代順に配列した。
- 3 目録の記載順は、資料番号、資料名、年月日、形態、点数、差出・宛名とした。
- 4 年代はアラビア数字を用いた。推定年代については（ ）内に年代やおおよその時期を示した。
- 5 差出・宛名が端裏上書や印判によって明らかになる場合は、（ ）を付した。差出・宛名のいずれも記載がない場合は「―」で示し、宛所がない場合は（宛所欠）などと記載した。
- 6 印判について、明らかに朱・黒と分かる印は「朱印」・「黒印」、薄墨色や茶色のような不明確な色の印については、「印」と表記した。藩主の印判のうち、印文が分かるものは、『加賀藩史料 編外』（前田家編輯部、一九三六年）の表記にしたがい、「黒印・長盛」のように色に続けて示した。
- 7 虫損・汚損・破損などにより判読不能の部分は、□・「」などで表した。

俱利伽羅長栄寺文書目録

No	資料名	年月日	形態	点数	法量	差出・宛名	備考
(1) 藩主・重臣、寺領関係							
1	前田利長黒印状	正月6日	豎紙	1点	36.3 cm×53.3 cm	利長(黒印・長盛) → (くりから明王院)	年頭祝儀のお礼
2	前田利長黒印状	5月14日	豎紙	1点	36.5 cm×54.2 cm	利長(黒印・長盛) → (明王院)	折椿札巻数等のお礼、不動堂等の建立
3	前田利長書状	12月15日	豎紙	1点	36.3 cm×52.4 cm	利長(花押) → (くりから明王院)	歳暮の祝儀のお礼
4	前田利長黒印状	12月23日	豎紙	1点	36.0 cm×48.1 cm	利長(黒印・秀) → (くりから明王院)	歳末の祝意のお礼
5	前田利長書状	極月25日	豎紙	1点	35.3 cm×52.5 cm	利長(花押) → (明王院)	利常による不動堂への寄進、昆布のお礼
6	加賀藩年寄衆連署奉書	慶長16年(1611)5月27日	継紙	1点	40.0 cm×79.0 cm	榑原出羽守一孝(花押)・奥村河内守米明(花押)・横山々城守長知(花押) → 栗柄明王院	榑前守榑立願により不動堂・二王堂を建立することについて
7	前田利光寄進状	慶長16年(1611)12月18日	豎紙	1点	40.3 cm×57.3 cm	利光(花押) → 俱利伽羅明王院	米53石と山手錢11俵2斗を不動堂に寄進
8	前田利光書状	閏12月15日(元和6年、1620)	折紙	1点	39.8 cm×56.0 cm	松筑前利光(花押) → 俱利伽羅明王院尊報	火事見舞(御札等)のお礼
9	長栄寺不動堂領寄進状	元和7年(1621)12月21日	継紙	1点	39.8 cm×68.3 cm	利常(印・満) → 俱利伽羅明王院	
10	禁制写	寛永15年(1638)10月朔日	一紙	1点	32.1 cm×44.0 cm	横山々城守(花押写)・本多安房守(花押写) → 長栄寺	
11	前田利常書状	12月17日(寛永20年、1643)	折紙	1点	40.1 cm×56.5 cm	肥前利常(花押) → 俱利伽羅山長栄寺	大千代誕生の祝儀のお礼
12	前田利常黒印状	6月15日	豎紙	1点	34.1 cm×36.2 cm	利常(黒印・蝶之印) → 越中俱利伽羅長栄寺	留守中折椿の御札等のお礼
13	前田利常黒印状	12月27日	豎紙	1点	34.8 cm×50.1 cm	利常(黒印・蝶之印) → 長栄寺	折椿御札等のお礼
14	前田利常書状	9月5日	豎紙	1点	51.5 cm×44.2 cm	利常(花押) → 俱利伽羅山長栄寺	当月折椿の御札等のお礼
15	前田利常黒印状	10月24日	豎紙	1点	35.2 cm×51.6 cm	中納言利常(黒印・蝶之印) → 長栄寺	折椿の御札等のお礼

16	前田利常書状	正月12日	切紙	1点	19.5 cm×46.5 cm	中納言利常(花押)→俱利伽羅明王院	年頭祝儀のお礼
17	前田利常書状	正月26日	折紙	1点	39.3 cm×55.1 cm	肥前利常(花押)→俱利伽羅山長榮寺	年頭祝儀のお礼
18	前田利常黒印状	3月28日	罫紙	1点	35.3 cm×51.5 cm	中納言利常(黒印・蝶之印)→俱利伽羅長榮寺	使僧・誓願のお礼
19	横山長和書状	5月26日	折紙	1点	34.4 cm×49.8 cm	横山々城守長和(花押)→(宛所欠)	中納言折袴のこと
20	前田綱利書状	6月19日(承応3年、1654)	切紙	1点	19.7 cm×47.2 cm	加賀少将綱利→俱利伽羅長榮寺	中納言が立ち寄った際に銀子拝領したことについてのお礼
21	前田綱利書状	11月3日(明暦2年、1656)	折紙	1点	39.8 cm×56.3 cm	加賀綱利(花押)→俱利伽羅長榮寺	清春院死去につき飛脚のお礼
22	前田綱利書状	2月13日(明暦3年、1657)	折紙	1点	40.1 cm×56.6 cm	加賀綱利→俱利伽羅長榮寺	火事見舞いのお礼
23	前田綱利書状	3月5日	折紙	1点	39.2 cm×56.1 cm	加賀守綱利(花押)→俱利伽羅長榮寺	折袴の御礼等のお礼
24	前田利常杜頼寄進状	寛文3年(1663)11月28日	罫紙	1点	35.6 cm×57.8 cm	(利常)→俱利伽羅長榮寺	印2ヶ所あり(いずれも印文「藩」)
25	加賀藩御算用場覚書	癸亥(享和3年、1803)10月日	罫紙	1点	30.2 cm×58.5 cm	御算用場(印・算用場)→俱利伽羅長榮寺	紙縫目にも御算用場印あり
26	俱利伽羅村・長栄寺地界絵図	寛保3年(1743)	絵図	1点	47.0 cm×64.7 cm	—	
27	長連起書状	5月4日	折紙	1点	34.8 cm×50.3 cm	長連起(花押)→長栄寺回例	覆盆子のお礼
(2) 折袴							
28	御豊後病気平癒折袴に付書状	9月7日	切紙	1点	15.8 cm×45.5 cm	渡部市兵衛次宗(花押)・稲垣八郎左衛門(花押)・斎藤長兵衛安次(花押)→俱利伽羅長榮寺御回宿御中	
29	御姫嫁入興折袴申付状	9月晦日	罫紙	1点	16.6 cm×53.0 cm	伊藤平右衛門(花押)・永原左京 不有合→俱利伽羅長榮寺	
30	御姫嫁折袴に付白銀寄進状	2月8日	罫紙	1点	17.6 cm×49.0 cm	永井中務(花押)・福嶋武左衛門(花押)→長栄寺御住寺様	
31	御姫嫁折袴札に付返書	2月12日	罫紙	1点	17.1 cm×53.3 cm	福嶋武左衛門(花押)→長栄寺	

32	御姫様御伏全に付折禱札状	2月15日	綿紙	1点	17.5 cm × 53.6 cm	福嶋武左衛門(花押)・永井中務(印) → 長楽寺	
33	御能に付出府申付状	2月16日	切紙	1点	17.2 cm × 40.4 cm	池田七兵衛(花押)・近藤右内(花押) → 俱利伽羅長楽寺	
34	御姫様不列に付折禱申付状	9月13日	綿紙	1点	17.5 cm × 49.7 cm	永井中務(花押) → 長楽寺御住持様	
35	御姫様折禱に付衣類請取申付状	9月14日	綿紙	1点	15.9 cm × 66.5 cm	永井中務(花押) → 俱利伽羅山長楽寺	
36	御姫様御容体に付書状	9月14日	折紙	1点	32.4 cm × 45.3 cm	春野 → (宛所欠)	
37	折禱目録	—	切紙	1点	16.7 cm × 25.5 cm	—	浄珠院様御祈願之趣
38	御姫様折禱に付御封指越状	10月20日	綿紙	1点	16.0 cm × 37.6 cm	福嶋武左衛門(黒印) → 長楽寺	
39	中将様回除折禱申付状	11月11日	綿紙	1点	17.3 cm × 70.0 cm	長楽寺 → 山崎庄兵衛様	
40	公方様厄年に付折禱申付状	(寛延4年) 2月	綿紙	1点	17.9 cm × 50.2 cm	—	9代将軍家重大厄
41	公方様厄年に付折禱申付状	(寛延4年2月26日)	綿紙	1点	17.0 cm × 28.9 cm	—	9代将軍家重大厄
42	公方様厄年に付仕申付状	寛延4(1751) 未2月26日	綿紙	1点	17.3 cm × 26.7 cm	横山木工(印) → 俱利伽羅長楽寺	9代将軍家重大厄
43	彌姫様御安泰折禱申付状	4月晦日	綿紙	1点	17.6 cm × 56.3 cm	福嶋武左衛門	彌姫様重教二女
44	彌姫様より御農花銀並びに常燈寄進に付銀三枚施入状	4月7日	綿紙	1点	17.6 cm × 56.2 cm	池田善左衛門(花押)・永原忠兵衛(花押) → 長楽寺御住持	
45	教千代様不列に付折禱申付状	正月22日(安永9年、1789)	綿紙	1点	17.1 cm × 81.7 cm	三田村内匠(印) → 俱利伽羅長楽寺	教千代は前田斉敬(重教二男)
46	五穀成就折禱申付状	正月16日	綿紙	1点	15.6 cm × 52.5 cm	前田修理(印) → 俱利伽羅長楽寺	
47	五穀成就折禱申付状	午3月朔日(文化7年、1810)	切紙	1点	19.8 cm × 50.0 cm	中川清六郎(印) → 俱利伽羅長楽寺	
48	五穀成就折禱申付状	巳2月16日(安政4年、1857)	綿紙	1点	15.8 cm × 59.0 cm	山崎七郎左衛門(黒印) → 俱利伽羅長楽寺	
49	五穀成就折禱申付状	未2月13日(安政6年、1859)	綿紙	1点	16.0 cm × 41.5 cm	織田左近(黒印) → 俱利伽羅長楽寺	

50	多慶若殿より宛並びに景花寄進状	□月朔日	綿紙	1点	16.5 cm×33.2 cm	瀬川久右衛門 (黒印) → 俱利伽羅長榮寺	多慶若は慶寧の長男
51	祈祷申付状	子7月28日 (文久4年、1864)	綿紙	1点	16.1 cm×39.3 cm	藤田求馬 (黒印) → 俱利伽羅長榮寺	
(3) 寺院行政・開帳							
52	長榮寺再建に付願状 (控)	寅4月17日 (享保19年、1734)	綿紙	1点	16.9 cm×130.8 cm	俱利伽羅山長榮寺 (黒印) → 山崎庄兵衛棟・本多主水棟・伊藤内膳棟	端裏に「控書」とあり
53	俱利伽羅本尊開帳に付締方申付状	壬戌5月19日 (寛保2年、1742)	綿紙	1点	17.0 cm×69.7 cm	品川主殿 (印)・菊池十六郎 (印)・青山将監 (黒印) → 宝幢寺	
54	長榮寺興行に付登議申付状	戌12月 (寛保2年、1742)	綿紙	1点	16.7 cm×86.2 cm	—	
55	長榮寺後住等に付申渡状	6月8日 (寛保3年、1743)	綿紙	1点	18.2 cm×100.4 cm	菊池十六郎 (印)・品川主殿 (印)・青山将監 (黒印) → (宛所欠)	
56	寺額加増に付申渡状	甲子2月 (延享元年、1744)	切紙	1点	16.9 cm×51.2 cm	—	
57	御算米三百石之覚	(延享3) 寅5月2日、1746)	綿紙	1点	16.8 cm×42.8 cm	—	
58	俱利伽羅本尊開扉に付締方申付状	丁卯8月 (延享4年、1747)	綿紙	1点	17.1 cm×99.9 cm	菊池十六郎 (印) → 宝幢寺	
59	俱利伽羅本尊開帳に付締方申付状	丙寅正月 (文化3年、1806)	綿紙	1点	17.1 cm×110.5 cm	前田式部 (印)・竹田掃部 (印)・中川清六郎 (黒印) → 観音院	裏面紙継目に前田式部の印
60	長榮寺後住に付申渡状	丁丑7月 (文化14年、1817)	綿紙	1点	18.0 cm×106.3 cm	青山将監 (印)・竹田掃部 (印) → 波着寺・明王院	
61	俱利伽羅本尊開扉に付締方申付状	文政2 (1819) 閏4月	綿紙	1点	18.0 cm×100.5 cm	青山将監 (印)・永原左京 (印)・山崎庄兵衛 (印) → 宝幢寺	
62	俱利伽羅本尊大坂出開帳に付書状	11月21日 (嘉永5年、1852)	折紙	1点	35.6 cm×48.6 cm	大塚不動寺 (黒印)・講中 (黒印) → 加州俱利伽羅山御講中棟	
63	借用証文	安政5 (1858) 午7月3日	切紙	1点	24.3 cm×18.1 cm	くりから山前長榮寺 龍洞庵 (花押) → 竹橋駅 酒屋善右衛門様	
64	長榮寺後住に付申渡状	丙辰12月13日 (安政3年、1856)	綿紙	1点	16.4 cm×113.7 cm	前田監物 (黒印)・山崎七郎左衛門 (黒印)・前田外記 (黒印) → 宝集寺・明王院・波着寺	
65	長榮寺諸尊修葺願	戌6月11日	綿紙	1点	16.5 cm×86.9 cm	俱利伽羅山長榮寺 → 寺社御奉行所	
66	不動堂修葺に申渡状	閏8月28日	綿紙	1点	15.1 cm×34.5 cm	大西栄之助 (黒印) → 俱利伽羅長榮寺	

67	長栄寺尊像請取証	明治6年(1873)4月	綿紙	1点	17.8cm×59.1cm	加賀国第八區野田寺町 寶集寺(黒印) 眞惠(花押)→俱利伽羅山 従前長栄寺 本主	裏面紙継目に寶集寺黒印あり
68	俱利伽羅本尊開帳に付開帳札調査申付状	8月29日	綿紙	1点	17.0cm×46.7cm	近藤右内・山崎兵左衛門・三井豊兵衛・池田七兵衛→宝禮寺	
69	長栄寺直独に付寺社奉行へ申渡状写	5月	綿紙	1点	17.2cm×114.0cm	—	
(4) 街道関係							
70	御参勤に付開帳差延申渡状	8月5日	切紙	1点	16.8cm×30.0cm	永原左京(黒印)→宝禮寺	
71	筑前守様御小休に付申渡状	巳2月8日(安政4年、1857)	綿紙	1点	17.4cm×49.0cm	沢村恒次郎(黒印)→長栄寺	4月11日発駕(慶寧)
72	筑前守様御小休に付申渡状	巳3月10日(安政4年、1857)	綿紙	1点	17.3cm×50.4cm	沢村恒次郎(黒印)→俱利伽羅長栄寺	5月2日江戸発駕(慶寧)
73	御小休に付申渡状	8月28日(安政6年、1859)	綿紙	1点	15.7cm×48.5cm	前田清九郎(黒印)→長栄寺	9月11日発駕(斉泰)
74	御小休に付申渡状	2月	切紙	1点	17.2cm×28.2cm	前田清九郎(黒印)→長栄寺	当春発駕(斉泰)
75	御小休に付申渡状	7月	切紙	1点	17.1cm×46.4cm	前田清九郎(黒印)→長栄寺	8月23日発駕(斉泰)
76	御小休に付申渡状	戊閏8月29日(文久2年、1862)	綿紙	1点	15.2cm×32.2cm	不敬作之丞(黒印)→俱利伽羅長栄寺	筑前守様御国入
77	中納言様御小休に付申渡状	丑4月(慶應元年、1865)	綿紙	1点	16.2cm×64.7cm	横山他十郎(黒印)→	斉泰の上京
78	御小休ヶ所への下賜品に付覚書	—	切紙	1点	16.3cm×45.6cm	—	端裏あり
79	御室御所往来手形	辰6月	綿紙	1点	18.1cm×76.0cm	御室御所 森理正(黒印)・村上内蔵之助(黒印)・神原主計(黒印)・香山三河介(黒印)→右道中筋宿々間屋・船川渡役人中・村々	
80	御室御所往来手形	未4月	綿紙	1点	18.0cm×73.0cm	御室御所 吉田屋張介(黒印)・山崎近江介(黒印)→右道中筋宿々間屋・村々役人中・船川渡(以下欠)	
(5) 土地・その他							
81	國有森林下戻申請書	明治32年(1899)4月20日	こより綴	1点	27.2cm×19.8cm	十握來三郎(朱印)・石川県河北郡俱利伽羅村 長 中農長蔵(朱印)→農商務省大臣 曾禰荒介殿	

82	俱利迦羅山社頭絵図	壬申2月(明治5年、1872) (江戸時代)	絵図	1点	79.0 cm × 114.0 cm	社務 十握齋	
83	棟札銘文字		一紙	1点	25.4 cm × 36.2 cm	—	

計 83 点

謝辞

本報告に関連し、元興寺文化財研究所の川本耕三氏、植田直見氏に、実験方法等について多大なご協力・ご指導を、イナウの保存処理に関して同研究所の雨森久晃氏にご助言をいただいた。木粉の粒度分布試験については石川県工業試験場の佐々木直哉氏にご協力を、接着強度試験に関して同試験場の長谷部裕之氏にご助言をいただいた。さらに、イナウのX線透過撮影に関して、金沢学院大学文学部准教授の中村晋也氏と同研究室にご協力をいただいた。ここに記して御礼を申し上げる。

本来ならば実験の結果をもってイナウの修復を行い、その成果について報告をしたいと考えていたが、イナウの損傷状態を考慮し、保存修復についてはより長期的な視野で検討をすることとした。充填・接着剤の強度をどのように調整するか、膠の使用の是非も含めて考えていきたい。

一方で、木製民俗資料の保存修復材料として、膠・木粉混合剤がもつ可能性を示すことはできたのではないだろうか。充填実験Ⅰ・Ⅱによって、修復材料として作業性および乾燥後の状態が良好な膠・木粉混合剤の配合を絞り込み、それらの混合剤について圧縮強度試験と圧縮せん断接着強さ試験を行い、強度に関するデータを得ることができた。今後も博物館施設等における実用を目標とし、引き続き膠・木粉混合剤の特性を検証していきたい。その際、今回使用したケヤキ木粉以外に、より入手が容易な製品化された木粉も存在するため、使用する材料についても再検討すべきではないかと思われる。また、保存修復で使用される合成樹脂などとの比較や、仕上げに使用する細かい木粉の混合剤を均一に乾燥させるための条件なども検証が必要であろう。

手探りで始めた研究であり、不十分な面も多いことから、引き続き保存科学、保存修復学はもちろん、様々な観点からご助言・ご教示をいただくことができれば幸いである。

註

- (1) 戸潤幹夫「石川県内のイナウ奉納額」(『加能地域史』第63号・2015年)
藤塚神社イナウ奉納額の銘文 表銘「奉／納 /ヨイチ場所産 /威徳丸」
裏銘「明治元戊辰の暦／加登屋甚兵衛 (花押)」
- (2) 修復対象となる藤塚神社のイナウとあわせ、参考のために輪島市若宮八幡神社の奉納額4面に付けられたイナウの樹種同定を行った。試料の確保については、イナウの穂部分は薄く剥離しやすいため、自然に剥離した木片を採取することが可能であった。元興寺文化財研究所で樹種同定を行った結果、藤塚神社のイナウはミズキ属、若宮八幡神社のイナウは、4件のうち1件がヤナギ属、他3件はヤナギ属の可能性が考えられる、という結果であった。
- (3) 圧縮強度試験に適した試料の形状を確認するため、膠の濃度が異なる混合剤2種を円筒状に乾燥させ、予備試験を行った。
 - ・混合剤の種類…牛膠20% 膠：木粉=3：1 木粉細目
牛膠30% 膠：木粉=3：1 木粉細目
 - ・大きさ…大(内径12mm、長さ約24mmのチューブに充填して乾燥後、チューブから外す)
小(内径8mm、長さ約16mmのチューブに充填して乾燥後、チューブから外す)各混合剤につき、試料[大]4つ、試料[小]4つ、合計16点を作製し、オートグラフを用い、固定式圧盤によって圧縮荷重(速度5mm/min)をかけ、試料が破壊する際の最大荷重を測定した。
試料[大]は乾燥後の直径約10mmに対して最大荷重が2500N程度と、圧縮強度試験に適した条件であった。実際、膠20%、30%ともに試料[大]の圧縮強度にはばらつきが少なく、膠20%の平均圧縮強度が17.9N/mm²、膠30%が30.4N/mm²と、濃度による強度の差が表れたと判断できる。これに対し、試料[小]は乾燥後の直径が6~7mmと細く、座屈破壊されるものがあり、圧縮強度が一定の数値にならなかったため、本試験は試料[大]に改良を加えたものを使用することにした。
また、チューブに充填する方法では、乾燥時にむらができ、きれいな円筒状とならなかったため、本試験ではPPフィルムを巻いたものに混合剤を充填し、乾燥後にフィルムを外して成形した。
- (4) JISの規定に合うミズキ板を入手することが困難であったため、ここでは木製民俗資料として一般に想定される木板2種を選定して購入した。
- (5) 使用したのはアクリル樹脂(パラロイドB-72：ローム・ハーツ社製)の5%酢酸エチル溶液と10%酢酸エチル溶液で、筆あるいは注射器で虫損部分に塗布・含侵した。

6. 膠・木粉混合剤の特性と課題

まとめると、木製民俗資料の欠損部、破損部を充填し、また接着する際に有効と考えられる膠・木粉混合剤とその特性は以下のとおりである。

- ①充填する際、木粉の大きさに関わらず、作業性、仕上がりが良い膠の濃度と木粉の配合比率は、「牛膠 30%、膠：木粉=3：1」および「牛膠 30%、膠：木粉=4：1」である。
- ②作業性、仕上がりに優れ、目減りも少ない配合は「膠 30% 膠：木粉=3：1 木粉粗目」または「牛膠 30% 膠：木粉=4：1 木粉粗目」である。
- ③②のように作業性、仕上がりに優れ、目減り具合の良好な膠・木粉混合剤は、木製民俗資料の保存修復に使用する際、じゅうぶんな圧縮強度および接着強度を有する。
- ④木粉細目の混合剤は乾燥時に目減りやむらができやすく、充填および接着には適さない。ただし作業性と仕上がりの良好なものを選び、表面仕上げに使用することは有効と考えられる。

以上より、イナウの保存修復においては、「膠 30% 膠：木粉=3：1 木粉粗目」または「牛膠 30% 膠：木粉=4：1 木粉粗目」の混合剤で欠損部を充填し、また破断部を接着した上で、充填部分の表面に木粉細目の混合剤を盛り上げるように塗布し、乾燥後に削るなどの仕上げを行うことが有効と考えられる。

ここで、膠・木粉混合剤の検証と並行して行った、イナウのX線調査について触れたい。イナウの内部がどのような状態であるのか、我々が想定した保存修復方法が有効であるかどうか事前に確認する必要があった。目視では部分的な虫害に見えるが、イナウの重量が軽いため、表面を残し内部が食害されていることも考え得る。もし内部が空洞化していれば、欠損部を充填し、破断部を接着することで、かえって他の部分に負担をかけてしまう可能性がある。

金沢学院大学文学部の中村晋也准教授と同研究室の協力により、イナウのX線透過撮影を行ったところ、結果は図5のようであった。先端部を除きほぼ全体に虫害が広がり、食害された穴に虫の糞と食べかすが詰まった状態である。イナウの内部損傷は思った以上に深刻であり、このまま充填および接着をするには本体の強度に問題があると判断できた。よって、イナウ本体の強化について元興寺文化財研究所に相談し、同研究所に委託してアクリル樹脂の塗布含侵による保存処理を行った⁽⁵⁾。

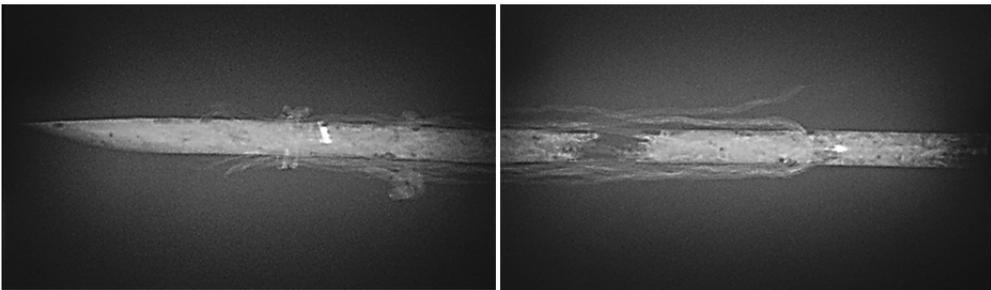


図5 イナウのX線透過写真(2分割で撮影)

作製した。

- ・混合剤

牛膠 30% 膠：木粉=4：1 木粉粗目

牛膠 30% 膠：木粉=4：1 木粉細目

- ・被着材

ケヤキ、スギの板 (30.0±1.0mm×25.0±0.5 mm×厚さ 10.0mm 日本テストパネル株式会社製)

オートグラフを用い、固定式圧盤によって圧縮荷重 (速度 5 mm/min) をかけ、破断した際の最大荷重を測定した。

「ケヤキ・木粉粗目」は、試験体 10 点中 8 点の最大荷重が測定限界を超え、うち 5 点が破断しなかった。「ケヤキ・木粉細目」も 5 点が測定限界を超え、かつ破断しなかった。細目の破断した 5 点のうち、3 点は最大荷重が他の半分以下であり、これは乾燥時のむらで接着が弱い部分ができ、そこから破断した可能性が高い。

「スギ・木粉粗目」は 10 点全てが破断し、データのばらつきも少なく、最大荷重が 3770～4900N、圧縮せん断強さの平均が 7.0 N/mm²であった (図 4)。「スギ・木粉細目」は全て破断したものの、数値のばらつきが大きく、これも「ケヤキ・木粉細目」と同様、乾燥時に偏りなどの問題があったと考えられる。

破壊形態としては、ケヤキは接着破壊 (接着面での破壊) と凝集破壊 (接着剤部分の破壊) が混在するのに対し、スギは全ての試料に被着材破壊が見られた。スギは木質が柔らかいため、接着剤や接着面ではなく、木質が削ぎ取られるように破断していた (写真 11)。

以上のように、修復材料として絞り込んだ膠・木粉混合剤の接着強度は想定よりも大きく、破損した民俗資料の充填・接着においてもじゅうぶんと言うことができるが、材質や状態によっては強すぎる可能性があり、注意が必要である。また、細かい木粉の混合剤は乾燥時にむら、偏りが起こりやすく、接着強度に問題が発生する可能性がある。今後は、木粉粗目の混合剤について、同条件における合成樹脂の接着強度と比較するなど、充填・接着剤としての特性をより明らかにしていきたい。

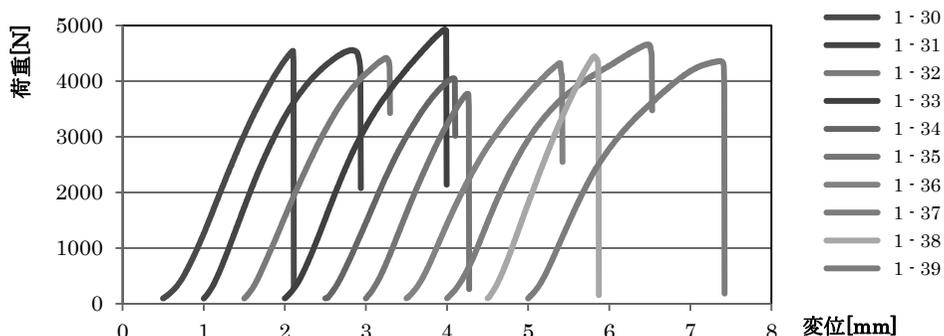


図4: 膠・木粉混合剤の圧縮せん断接着強さ試験(スギ・木粉粗目の10点/1-30～1-39)

オートグラフを用い、固定式圧盤によって圧縮荷重（速度 5 mm/min）をかけ、試料が破壊する際の最大荷重を測定した。

「木粉粗目」は最大荷重が 2900~3100、平均圧縮強度が 35.4N/mm²、「木粉細目」は最大荷重が 2900~3300N、平均圧縮強度が 38.4N/mm²という結果であった（図 2）。木製の民俗資料の強度に関わるような、大きな欠損部の充填においても、膠・木粉混合剤はじゅうぶんな強度を有していると考えられる。ちなみに数値には著しい個体差が無く、ある程度信頼のできる結果とすることができる。

木粉の大きさによる違いについて、グラフを見ると、木粉粗目は細目に比べて破壊されるまでの変位が大きいことが分かる。これは、圧力によって粒子の大きな木粉が変形することで、試料およびその界面が破壊に耐えた結果ではないかと推測される。

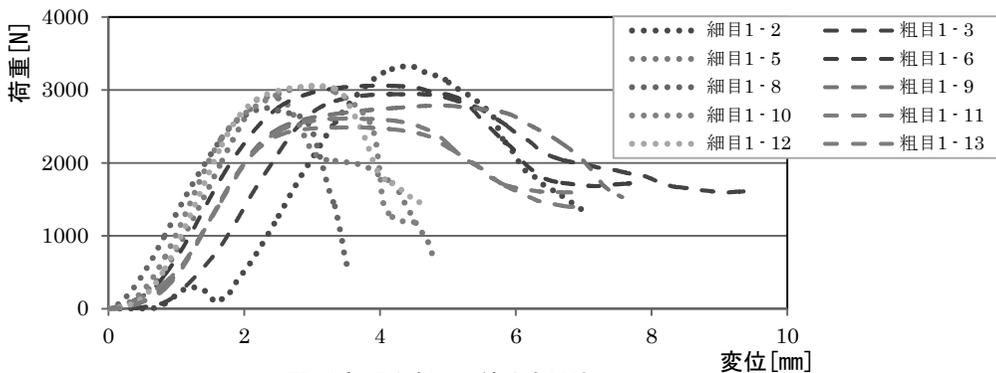


図2: 膠・木粉混合剤の圧縮強度試験

5. 圧縮せん断接着強さ試験

次に、JIS K6852「接着剤の圧縮せん断接着強さ試験」に規定された方法で、膠・木粉混合剤の接着剤としての強度を測定した。

被着材は、民俗資料に使用されている素材を想定し、ケヤキ（広葉樹）、スギ（針葉樹）の2種とした⁽⁴⁾。混合剤は、圧縮強度試験で使用したものと同じく、「牛膠 30%、膠：木粉=4：1」とし、木粉の大きさは粗目、細目の2種で比較をした。

被着材を JIS の規定通り、図 3 のように 2 枚の接着面が 25.0 mm × 25.0 mm になるよう膠・木粉混合剤（0.7g）で接着して乾燥させた。樹種、木粉の大きさが異なるものをそれぞれ 10 点、合計 40 点の試験体を

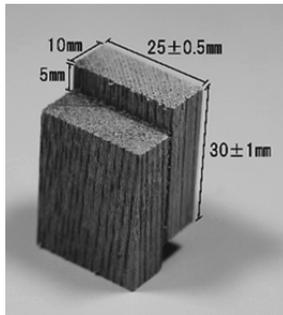


図 3
圧縮せん断接着強さ試験
試験体

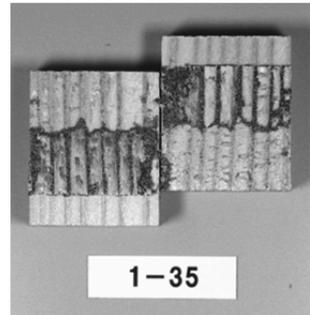


写真 11
破断した試験体
(スギ・木粉粗目 1-35)

一方で、木粉中目、細目は木板との間に隙間が生じる、偏り、へこみができるなど、いずれの配合にも問題があった。この結果から、欠損部の充填にはやはり「木粉粗目」に相当する、比較的粒子の粗い木粉の混合剤で、配合は④⑥のようなものを使用し、仕上げにより細かい木粉の混合剤を塗布する方法が安全と言える。

今回行った2つの充填実験では、欠損部を充填するための作業性、作業の安全性、乾燥後の状態が良好な膠・木粉の混合剤をある程度絞り込むことができた。今後の課題としては、充填の仕上げとして表面に使用する、より細かい木粉の混合剤についても、適切なものを絞り込む必要がある。また、充填実験Ⅱで木板に空けた穴は、ろくろで挽いた非常に滑らかな穴であり、実際の民俗資料の破損部とは条件が異なることも考慮しなければならない。破損部により近い状態の木材などを用意し、充填から仕上げまでをシミュレーションすることも考える必要があらうだろう。

加えて、充填実験で絞り込んだ混合剤を、今回懸案となっているイナウや、木製民俗資料に広く使用するためには、乾燥後の強度および接着強度を検証する必要があると考えた。次に膠・木粉混合剤の強度に関する2つの試験について記す。

4. 圧縮強度試験

充填実験により絞り込みを行った膠・木粉混合剤に対して、乾燥後の強度を検証するため、圧縮強度試験を行った。

圧縮強度試験の試料は、膠・木粉混合剤を円筒形に乾燥凝固させたものとし、予備試験⁽³⁾を踏まえて、大きさ直径13.0mm、長さ26.0mm程度で製作、最大荷重が4000N程度になるという想定をした。

膠の濃度、配合比率については、充填実験Ⅰ・Ⅱで特に作業性、仕上がりが良かった2つの混合剤から「牛膠30%、膠：木粉=4：1」を選択した。また、木粉の大きさを粗目、細目の2種とし、その差異についても検証することとした。材料および条件は下記のとおりである。

- ・混合剤の種類

- 牛膠30% 膠：木粉=4：1 木粉粗目

- 牛膠30% 膠：木粉=4：1 木粉細目

- ・試料作製方法

- 直径15.0mm、長さ30.0mmの円筒状フィルムに膠・木粉混合剤を充填して乾燥させる（収縮により直径13.0mm、長さ26.0mm程度になることを想定）（写真10）

- 各混合剤につき試料5つを作製

※参考 使用した牛膠の詳細は以下のとおり

（充填実験Ⅰ・Ⅱおよび圧縮せん断接着強さ試験も同じ）

天野山文化遺産研究所製 牛皮和膠「楓」

原料 黒毛和牛雌乾燥皮

品質 粘度 7.0 ± 1.0 /ゼリー強度 140 ± 20 （日本工業規格 k-6503：2001「にかわの品質」）

薬品・添加剤不使用

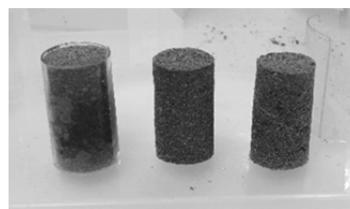


写真10 圧縮強度試験試料

3. 充填実験Ⅱ

充填実験Ⅰで作業性、乾燥後の状態ともに優れていたもの9種について、実験Ⅰと同じミズキ板に直径3.5cm、深さ0.7cmの穴を空けてそれぞれ充填し（写真8）、1週間後に乾燥後の状態を観察した。

9種の混合剤の多くが偏って乾燥し、板との間に隙間ができる、板から浮いてしまうなどの問題があった（写真9）。詳細は以下のとおりである。

- | | | | | | |
|---|------|------------|------|---|---|
| ① | 膠20% | 膠：木粉=4：1 | 木粉粗目 | △ | 隙間あり(小)・中央に向かってへこみ(最大0.2cm程度) |
| ② | 膠20% | 膠：木粉=3：1 | 木粉中目 | × | 偏って乾燥・隙間あり(大)・穴の底から浮いている |
| ③ | 膠20% | 膠：木粉=2.5：1 | 木粉細目 | △ | 隙間あり(大)・中央に向かってへこみ(最大0.2cm程度)
表面ひび割れ |
| ④ | 膠30% | 膠：木粉=4：1 | 木粉粗目 | ○ | 隙間ほぼ無し・表面がやや下がる |
| ⑤ | 膠30% | 膠：木粉=4：1 | 木粉中目 | × | 偏って乾燥・隙間あり(大)・穴の底から浮いている |
| ⑥ | 膠30% | 膠：木粉=3：1 | 木粉粗目 | ○ | 隙間あり(小)・表面がやや下がる |
| ⑦ | 膠30% | 膠：木粉=3：1 | 木粉中目 | △ | 偏って乾燥・隙間あり(大) |
| ⑧ | 膠30% | 膠：木粉=3：1 | 木粉細目 | × | 偏って乾燥・隙間あり(大)・浮いて木板から離れる |
| ⑨ | 膠30% | 膠：木粉=2.5：1 | 木粉細目 | × | 偏って乾燥・隙間あり(大)・表面ひび |



写真8 充填実験Ⅱの様子

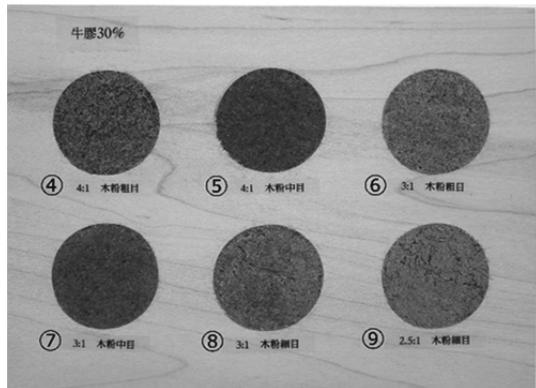
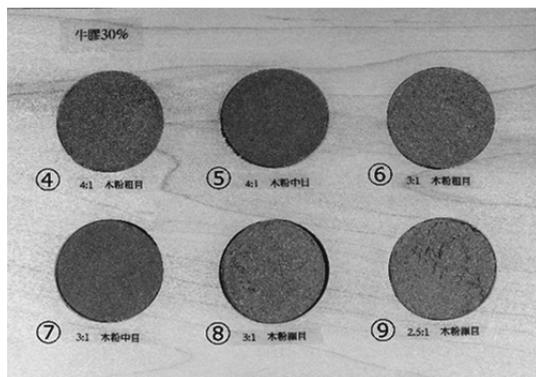


写真9 充填実験Ⅱ

牛膠30%の6種(④～⑨)を充填した木板
上:乾燥前
下:乾燥後



この中で④「膠30% 膠：木粉=4：1 木粉粗目」、⑥「膠30% 膠：木粉=3：1 木粉粗目」、は、若干表面が下がったものの平らに乾燥し、板との隙間も少なく、良好と判断できた。④⑥ともに木粉は粗目であり、明らかな目減りや偏りが無いことから、欠損部を埋める作業に適すと考えられる。

表 1 充填実験 I の結果 (牛膠)

配合比率 木粉の大きさ	膠4：木粉1			膠3：木粉1			膠2.5：木粉1		
	細	中	粗	細	中	粗	細	中	粗
膠10%	番号	9	8	6	5	4	3	2	1
	作業性	悪い(水分が多い)	良い	良い	やや悪い(水分が少ない)	問題無し	良い	やや悪い(まともでない)	良い
	乾燥後(表面)	滲み有り	滲み有り	滲み有り	問題無し	問題無し	問題無し	滲み有り	表面が軟らかい
	乾燥後(目減り)	中	小	中	小	小	中	小	小
	乾燥後(混合剤)	凝固する・水分滲出	凝固する・水分滲出	凝固する	凝固する・脆い	凝固しない	凝固する・脆い	凝固する・割れる	凝固する・脆い
総括	水分が多く周囲の木部を汚す可能性有り			粗・中は水分が少なく膠の接着力がやや弱い			膠の接着力がやや弱い		
膠20%	番号	18	17	15	14	13	12	11	10
	作業性	やや悪い(弾力が強い)	良い	良い	非常に良い	良い	良い	悪い(水分が少ない)	やや悪い(水分が少ない)
	乾燥後(表面)	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し
	乾燥後(目減り)	中	中	中	中	小	中	中	小
	乾燥後(混合剤)	成形できない	凝固する	凝固する	凝固する	凝固する・割れる	凝固する	凝固する	成形できない
総括	全体的に良い・細目は作業性がやや悪い			全体的に良い・目減り有り			粗・中は水分が少なく作業性が悪い		
膠30%	番号	27	26	24	23	22	21	20	19
	作業性	やや悪い(まともでない)	非常に良い	非常に良い	非常に良い	非常に良い	良い	良い	やや悪い(水分が少ない)
	乾燥後(表面)	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	問題無し	表面が軟らかい
	乾燥後(目減り)	中	小	中(隙間有り)	中(隙間有り)	小	中(隙間有り)	中(隙間有り)	大(隙間有り)
	乾燥後(混合剤)	成形できない	凝固する	凝固する	凝固する	凝固する	凝固する	凝固する	凝固する・脆い
総括	全体的に良い・細目は作業性がやや悪い			全体的に良い・目減り有り			粗目は水分が少なく作業性が悪い		
膠40%	番号	36	35	33	32	31	30	29	28
	作業性	悪い(弾力が強い)	悪い(弾力が強い)	悪い(水分が少ない)	悪い(水分が少ない)	悪い(水分が少ない)	悪い(水分が少ない)	悪い(水分が少ない)	悪い(水分が少ない)
	乾燥後(表面)	表面が軟らかい	表面が軟らかい	表面が軟らかい	表面が軟らかい	表面が軟らかい	表面が軟らかい	表面が軟らかい	表面が軟らかい
	乾燥後(目減り)	小	小	中	中	小	大(隙間有り)	大	小
	乾燥後(混合剤)	成形できない	成形できない	成形できない	成形できない	成形できない	成形できない	成形できない	成形できない
総括	弾力が強くまともでない・穴に入りにくい			水分が少ない・接着力が弱い			水分が少ない・接着力が強い		

番号…混合剤を充填する木板の穴につけた番号

作業性…「非常に良い」「良い」「やや悪い」「悪い」の4段階評価(「やや悪い」「悪い」には理由を付す)

乾燥後(表面)→充填した穴の表面の状態 混合剤が凝固しているか・むらなく穴を埋めているか・周囲の木部に滲み出していないか

乾燥後(目減り)→充填した混合剤の目減り具合 「大」「中」「小」の3段階評価 ※(隙間有り)→木部と充填剤の間に隙間がある場合

乾燥後(混合剤)→混合剤を丸く成形して乾燥させた結果 成形することが可能か・硬く凝固するか

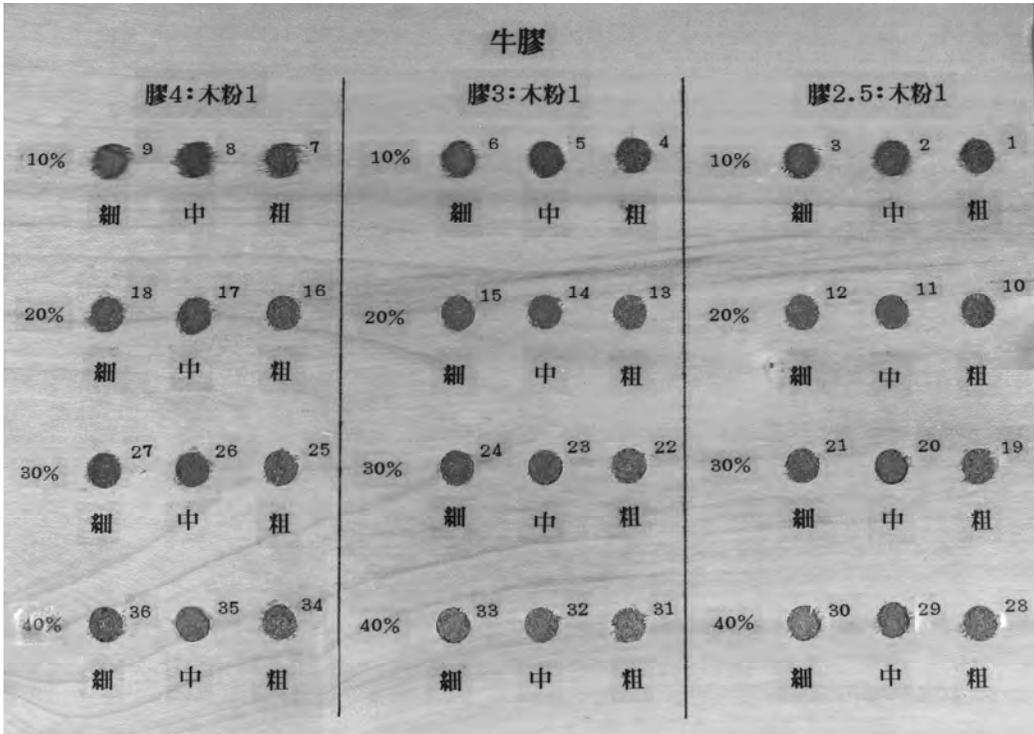


写真7 充填実験Ⅰ 膠・木粉混合剤を充填した木板(牛膠・乾燥後)1~36の数字は次頁表1の番号に対応

に表面が滑らかであれば削ることが可能であろうが、木粉粗目は難しいと考えられる。よって木粉の大きさは、いずれかに絞り込むよりも、例えば、大きな体積を埋める際は粗目の木粉を使い、表面を滑らかに仕上げる際は細目を使うなど、修復する資料の状態や部分によって使い分けることが有効と考えられる。

この実験においては、作業性、仕上がり共に良い配合の混合剤でも、乾燥後に大きく目減りするケースが見られた。もし乾燥時に充填剤が大きく収縮するようならば、機能上問題があるだけではなく、周囲の木部に影響を及ぼす可能性がある。充填実験Ⅰでは埋めた穴が小さく、目減りの差異が分かりにくかったため、牛膠の中で作業性と乾燥後の状態が特に良好であった配合9つを選び、ミズキ板により大きな穴を空けて充填して、乾燥後の目減り具合を観察することにした。

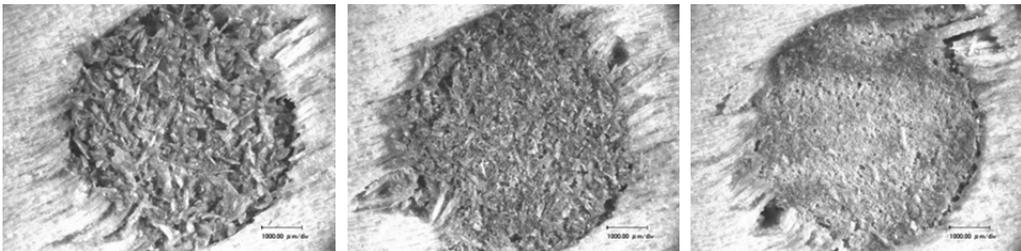


図1 充填実験Ⅰ 乾燥後の穴表面の顕微鏡写真(スケールは1000.00 μm/div)

「牛膠10% 膠:木粉=4:1」左:木粉粗目 中:木粉中目 右:木粉細目

3 : 1、4 : 1 の 3 段階とした。(比率は重量による)

・混合剤の数

膠が 3 種 (牛膠・鹿膠・兔膠)、膠の濃度が 4 種 (10%・20%・30%・40%)、木粉の大きさが 3 種 (粗目・中目・細目)、膠と木粉の配合比率が 3 種 (2.5 : 1・3 : 1・4 : 1) で 3×4×3×3 となり、全部で 108 の混合剤を作製した。

・木板

ミズキ木板 (縦 13.5 cm×横 18.0 cm×厚さ 1.2 cm) を有限会社高田製材所より購入。

元興寺文化財研究所で行われた樹種同定により、藤塚神社に奉納されたイナウはミズキ属の可能性が極めて高いことが分かったため⁽²⁾、ミズキの木板を使用して充填実験を行うことにした。

膠の種類によって板を分け、板 1 枚につき混合剤の数に合わせて穴を 36 個空けた。穴の直径約 0.6 cm、深さ約 0.7 cm。

結果としては、膠 3 種の中では牛膠が最も扱いやすく、特に 20%、30%は全体的に作業性に優れ、乾燥後の状態も良好なものが多かった。鹿膠は作業性の良い配合もあったが、同じ濃度、比率であっても木粉の大きさによって大きく差が出るという特徴が見られた。兔膠は、水分量のコントロールが難しく、作業性の良い配合がごく限られ、冷えると弾力が出るなどの問題があった。

膠の種類によらず、40%の濃度では充填しやすいペースト状にならず、作業性に劣り実用には適さなかった。また、乾燥後に穴の表面を観察した結果、いずれの膠も 10%は表面が軟らかく、接着力が弱い印象であった。そのため、混合剤を丸く成形して乾燥させたものを確認したところ、10%は凝固していないものが多く、充填・接着剤としての使用は難しいと思われた (写真 6)。

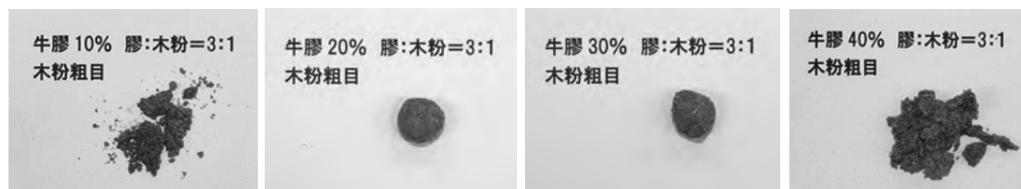


写真 6 丸く成形して乾燥させた膠・木粉混合剤 牛膠の濃度による差異の例

以上から、膠の種類は牛膠、濃度は 20~30%のものが実用の可能性があるかと判断できた。その中でも木粉の大きさに関わらず、作業性、仕上がり共に概ね良好であったのは、牛膠 30%、膠 : 木粉 = 3 : 1 と、牛膠 30%、膠 : 木粉 = 4 : 1 の配合であった。牛膠の結果のみ詳細を写真 7 および表 1 に示す。

次に木粉だが、粗目は効率よく充填できるものの、乾燥後の表面がざらつき、中目、細目は充填にやや時間がかかる一方、表面は滑らかに仕上がった (図 1)。保存修復の作業手順としては、充填の際は目減りを考慮してやや盛り上げるように埋め、充填剤が乾燥した後に表面を削るなどして馴染ませることが多い。木粉を使用した場合も、中目、細目のよう

2. 充填実験 I

膠・木粉混合剤の特性を検証するにあたり、まずは充填時の作業性および作業の安全性、乾燥凝固時の状態を比較するため、木板に開けた穴への充填実験を行った。膠の種類、濃度、木粉の大きさ、膠と木粉の配合比率を変えた混合剤を作り、穴に充填する際に、混合剤の状態や作業性について記録を取った（写真 3~5）。混合剤の作製および充填作業は竹村氏、記録は大井が行った。また、参考のために、充填したものと同一混合剤を丸く成形して乾燥させた。木板に充填した混合剤と成形した混合剤それぞれについて、乾燥後の状態を確認した。

本実験の材料および条件は下記のとおりである。

・ 膠

絵画材料や接着剤として使用されることの多い牛膠・鹿膠・兎膠の3種類とし、牛膠は原材料名が明記されているものを、他の2つは「鹿膠」「兎膠」として市販されているものを選んで使用した。

→牛膠（天野山文化遺産研究所製） 鹿膠（妻屋膠研究所製）

兎膠（有限会社絵具屋三吉で購入）

濃度はそれぞれにつき10%、20%、30%、40%を用意した。

・ 木粉

ケヤキの木粉を使用し、粗目・中目・細目の3段階を用意した。粗目、中目は挽物の工房で出る木屑を入手し、充填剤に適すると思われる大きさになるまで、篩および布で漉して作製した。ただし、細目はより細かい粉末状の木粉を求め、機械挽きのものを購入した。

木粉の粒子の大きさについては、石川県工業試験場の協力を得て粒度分布測定を行ったところ、以下のような結果であった。

粗目 - メジアン径 313~315 μm 程度

中目 - メジアン径 142 μm 程度

細目 - メジアン径 72~75 μm 程度

・ 膠と木粉の比率

膠と木粉の混合比率については、膠：木粉=1：1から混合剤を試作し、充填が可能なペースト状となったのが2.5：1であったため、ここから膠の量を増やし、2.5：1、



写真3 充填実験 I の様子



写真4 膠・木粉混合剤



写真5 充填作業

道大学アイヌ・先住民研究センターの北原次郎太氏から、このイナウの保存修復について、民俗資料の保存修復を専門とする伊達仁美氏に打診があった。可能な限り合成樹脂を使わない方法を検討してほしいという希望をうけ、伊達氏の指導のもと、竹村氏と共にイナウの保存修復方法を検討することになった。

虫害などで劣化し破断した木製の民俗資料を修復する際は、接着と同時に劣化部分への充填が必要であり、合成樹脂にガラスマイクロバルーンを混合したものを使用することが多い。今回はその代用となる材料として、膠と木粉の混合剤（以下膠・木粉混合剤）を想定した。膠は接着剤として古くから用いられているが、濃度によっては乾燥時の体積変化が少なく、充填剤にも適していると考えられる。また、木粉は粘度とボリュームの調整のために膠に混ぜるわけであるが、合成樹脂の場合は周囲の木部に合わせて彩色が必要である一方、木粉の色味であれば、彩色の手間を省いたとしても違和感の無い仕上がりが期待できる。膠の濃度や、木粉の混合比率によって粘度や強度に違いが出ることが予想されるため、作業性と乾燥後の状態、また強度に優れた実用的な配合について、検証を行うことにした。

資料性の高いイナウの保存修復を安全に行うことはもちろん、この修復を通して膠・木粉混合剤の特性が明らかとなり、合成樹脂に代わる修復材料としての使用が可能になれば、博物館などの現場における選択肢の一つとして、木製民俗資料を学芸員および職員が平易かつ安全に保存修復する一助になるのではないだろうか。



写真1 イナウ奉納額 明治元(1868)年 白山市美川南町 藤塚神社蔵

写真2 イナウの破損状況 左:破断部 中:頂部 右:全体(長さ50.5 cm)

〔報告〕

膠・木粉混合剤を用いた民俗資料の 保存修復方法について

—藤塚神社奉納イナウの保存修復を通して—

学芸主任 大井理恵

はじめに

各地の博物館施設で所蔵している民俗資料には、劣化、破損し長期保存や展示に耐えられないものも少なくないが、指定文化財を除き専門機関で本格的な修理が施されることはまれである。今回、白山市美川南町の藤塚神社に奉納されたアイヌの木製祭具「イナウ」の修復方法を検討する過程において、博物館施設における民俗資料の安全かつ簡便な保存修復方法について検証した。具体的には、虫害等によって木製の民俗資料に生じた破損部、欠損部を、膠と木粉の混合剤によって充填および接着することを想定し、混合剤の特性について実験を行った。

なお、本研究は京都造形芸術大学教授・伊達仁美氏に技術指導を依頼し、石川県輪島漆芸美術館学芸員（現：市立枚方宿鍵屋資料館学芸員）竹村祥子氏と共同で各作業を行い、分析については公益財団法人元興寺文化財研究所の川本耕三氏、植田直見氏に指導と助言をいただいた。また、実験の一部については、平成28年度石川県博物館協議会職員研究奨励金をその費用に充てた。

1. 経緯

イナウは、アイヌ民族が神（カムイ）を祀る際に捧げる祭具であり、樹木の一部を薄く削って房を垂らしたもので、小正月行事などに使用する削りかけに似ている。石川県内には、輪島市門前町黒島町の若宮八幡神社に4面、白山市美川南町の藤塚神社に1面、イナウを取り付けた奉納額が存在し、北前船による北方交易との関連が指摘されている。当館学芸主幹の戸潤幹夫氏によると、イナウを額に取り付けて奉納した例は石川県外で確認されておらず、特に藤塚神社のイナウ奉納額は、その銘文から明治元(1868)年に奉納されたこと、加賀藩産物方が造船計画をし、美川の廻船問屋加登屋の持船となった威徳丸ゆかりのものであることが分かり、また「ヨイチ場所産」という一文からは、北方交易の舞台となった「場所」における、和人とアイヌの交流が背景として想起され、極めて貴重な資料である⁽¹⁾（写真1）。

しかし、藤塚神社のイナウ奉納額は、本来2本一組として額に取り付けられていたイナウのうち片方が失われ、残る1本も損傷が著しい。虫害によって軸の中央部は破断し、頂部も大きく欠損している（写真2）。このままでは、破断部分や欠損部分から損傷がさらに広がり、本来の形を留めることができない可能性があり、破断部の充填と接着、頂部の充填を中心とした保存修復が必要である。戸潤氏と共にイナウ調査を行う東京文化財研究所の今石みぎわ氏、北海

平成三十年四月十五日発行

石川県立歴史博物館紀要 第二十七号

編集
発行

石川県立歴史博物館

金沢市出羽町三番一号
電話 〇七六一二六二—三三三六

印刷

前田印刷株式会社
金沢市寺地一—一四—五

Bulletin
of
the Ishikawa Prefectural Museum of History

No. 27 2018

Articles

Maeda Toshinaga and the Battle of *Sekigahara*

FUJII Joji 1

The age of lagoon culture

Modern history of aquaculture project in *Ishikawa* Prefecture

DAIMON Satoru 17

Material

“Small Folding Screens of Rakuchu-rakugai-zu “ owned by Honjo-ji Temple
(*Hakui* City)

KITA Haruchiyo 79

The documents of *Kurikara Chorakuji* Temple

SHIOZAKI Hisayo 95

Report

Study of conservation method,using the paste mixed animal glue with
wood flour, for folk cultural properties

OI Rie 1

Ishikawa Prefectural Museum of History

ISSN 0916-1120